

## 【2】原始仏教聖典に記された通商・遊行ルートの「基礎データ」

### はじめに

本稿は原始仏教聖典に記された通商・遊行に関する記事から原始仏教時代の通商・遊行ルートを探ろうとしたものである。ここに「原始仏教聖典」というのはパーリの5つの *Nikāya* (経蔵) と *Vinaya* (律蔵)、ならびに漢訳の『別訳雜阿含經』を含む5つの阿含經と『四分律』など5つの「広律」であり、その他にサンスクリットや漢訳単行の「大般涅槃經」などである。

以下にデータ採取とデータの示し方などについての「凡例」を掲げる。なお以下の論考において「基礎データ」というのは、ここに紹介する1つ1つのデータをさす。

#### (1) 通商・遊行データ採取の範囲

ここに採取した通商・遊行記事とは、釈尊とその出家弟子(比丘、比丘尼など)、商人や隊商の代表である長者、婆羅門、あるいは為政者としての王・大臣などのほか、インド諸宗教・諸哲学学派の外道、一般庶民などの登場人物がリアルタイムで移動した記述である。

なお以下のようなものも採取したが、それは参考資料とした。

- ①リアルタイムでの移動であっても、神通力や天子など非人の移動の記述
- ②釈尊が語られた話題、回想、予言、古譚(ブラフマダッタ王物語など)をはじめ、仏弟子や長者など登場人物たちの会話中での記述
- ③仏舎利分配の伝承、あるいは動物や物品の贈答に関わる物流ルートと考えられる移動の記述
- ④羊毛の四大産地、四大蔵などの話題に上った地名と到着地などの物流ルートと考えられる移動の記述
- ⑤疾病の感染ルートに関する記述

#### (2) ルートの整理

採取したルートは基準地点がいくつ含まれるかによって整理した。[1]「基準地を1点しか含まない通商遊行ルートのデータ」というのは、例えば甲地点から乙地点への移動記事や、甲地点から乙地点を経由して丙地点への移動記事の場合、この中で甲しか基準地点として立てていない場合をいう。このルートの中に基準地点以外の地名が含まれていてもこれは点数の中に入れていないということである。このようにデータを基準地点によって整理した理由は、「研究の目的と方法」の[2-2]に記したのでご参照いただきたい。

同様に[10]「基準地を含まない通商遊行ルートのデータ」は、移動記事なのであるけれども、その中に基準地点が1つも含まれないというデータである。

データには以下の10種があり、データ紹介はこの順序にしたがう。「基準地を8

点含むデータ」から「基準地を 14 点含むデータ」に飛んでいるのは、9 点から 13 点までのデータがないからである。

- [1] 基準地を 1 点しか含まない通商遊行ルート of データ
- [2] 基準地を 2 点含む通商遊行ルート of データ
- [3] 基準地を 3 点含む通商遊行ルート of データ
- [4] 基準地を 4 点含む通商遊行ルート of データ
- [5] 基準地を 5 点含む通商遊行ルート of データ
- [6] 基準地を 6 点含む通商遊行ルート of データ
- [7] 基準地を 7 点含む通商遊行ルート of データ
- [8] 基準地を 8 点含む通商遊行ルート of データ
- [9] 基準地を 14 点含む通商遊行ルート of データ
- [10] 基準地を含まない通商遊行ルート of データ

なお A から B へ行って、また A に戻ったという A・B 間の往復の場合は、実際上は基準地点は 2 点しか含まれないが、これも基準地を 3 点含む通商遊行ルートとして扱った。同様に A-B-C-B-A のような場合も基準地を 5 点含む通商遊行ルートとして扱った。

1 つ 1 つのデータはこの大きな括りのもとで紹介した。上記の [ ] 内の数字がそのまま本節の項番号になっている。

### (3) 基準地および地名の表記

地名は元の文献の表記のまま、すなわちパーリ聖典の場合はパーリ語の原語、漢訳聖典の場合は元の典籍に使われている漢語の地名を記した。なお基準地はゴシック体(太字)で表わし、基準地点以外の地名はローマン体や明朝体で示した。また漢訳の地名には、例えば「北の尸提和林」には *Simsapāvana* という対応するパーリ語を付しておいた。ただしこれはこの漢訳経に対応するパーリ経典があり、このなかにパーリの地名が記されているということの意味するのではないということをお断りしておく。漢訳の地名をわかりやすくするためにパーリ語を付したにすぎない場合が多い。

なお基準地点の地域内に含まれる細かな場所名は、基準地名の後にポイントを落として ( ) を付し、そのなかに記入しておいた。例えば *Sāvattihī* (祇樹給孤獨園) などである。

( ) のなかにさらには \* をほどこして、移動の目的や結果・状況など、若干の説明を記入した。ただし釈尊の雨安居は該当する地名の後に (\*雨安居) とのみ記入した。

また文献に記されている地名を読み替えないしは推定して基準地とした場合は、読み替えないしは推定するもとなった地名の前に ( ) をほどこし、そのなかに示した。例えば文献中に寺院名や園名などしか示されていない(小概念)が、それが明らかに基準地(大概念)の施設であるような場合であって、(**Rājagaha**) *Gijjhakūṭa pabbata* とか、(舍衛城) 祇樹給孤獨園というように表記した。

なお文献には漠然とした大きな地域しか示されていないが、それが状況証拠によって特定の基準地を表わすと考えられるとき、例えばマガダ国を王舎城に読み替えた場合があるが、このときには該当箇所(1) (2) (3) などの番号を付して註記した。

(4) 項目

「基準地を 2 点含む通商遊行ルートのデータ」の場合は、始点であるか終点であるかには関係なく、2 基準地点のうちアルファベット (abc) 順の早いものを先にし、遅いものを後にして項目を立てた。例えば始点が Kosambi で終点が Āḷavi の場合でも項目は Āḷavi……Kosambi として立てたということである。ただし 1 つ 1 つのデータを紹介する際には文献のいうとおりの始点→終点の順序としている。

項目は上記のように立てられているが、さらに冒頭に立てた地名のアルファベット (abc) 順によって整理し、黒丸の白抜き数字の番号 (❶❷❸) を付した。

「基準地を 3 点以上含む通商遊行ルートのデータ」も同じような原則で整理したが、必ずしも原則どおりになっていない場合もある。基準地点が多くなるとこの原則をどのように適用するかが難しくなるからである。

(5) データの並べ順

同一項目、すなわち白抜き丸付き数字で示した番号が同じ場合の 1 つ 1 つのデータの紹介順序は、以下のような文献の順序にしたがった。そして〈 〉のなかに番号をふっておいた。

- ①「経蔵」を先とし「律蔵」を後とする。
- ②「経蔵」は *Dīgha Nikāya* (DN.)、『長阿含』、*Majjhima Nikāya* (MN.)、『中阿含』、*Saṃyutta Nikāya* (SN.)、『雑阿含』、『別訳雑阿含』、*Anguttara Nikāya* (AN.)、『増一阿含』、*Udāna*、*Suttanipāta*、*Theragāthā*、*Therīgāthā*、単訳経典（白法祖訳『仏般泥洹経』、失訳『般泥洹経』、法顕訳『大般涅槃経』）、サンスクリット経典の順とする。
- ③「律蔵」は『パーリ律』<sup>(1)</sup>、『四分律』、『五分律』、『十誦律』、『僧祇律』、『根本有部律』、サンスクリット律蔵の順とする。

(1) *Vinaya* は例えば『パーリ律』と表記した。またその章節にあたるものは「南伝大蔵経」による漢訳語を用いた。ただし巻数・頁数は PTS 本の巻数・頁数である。例えば『パーリ律』「瞻波鞞度」(vol. I p.312) のようにした。以下の各節も同様である。

(6) データの示し方

1 つ 1 つのデータには❶移動者、❷移動、❸その他の情報、を記入した。

❶移動者

固有名詞としての人名のほか、比丘・比丘尼、商人、長者、婆羅門、王・大臣、外道、職業（医師、放牧人）、使者（王の使者）、少年、種族名（釈迦族など）、物流ルート等々とした。

人名は元文献の用語ではなく、釈尊、阿難、舍利弗、目連というようななじみのある名に統一した。ただしなじみのない人名はパーリはカタカナ表記、漢訳は元の文献のままとした。

人数は、比丘・比丘尼や商人、長者などに関しては、聖典の記述どおりに 500 人とあれば「阿難と 500 人の比丘」というように人数を記した。しかし釈尊の場合、例えば「1,250 人の比丘と共に～」とあっても、この数字は形式的なものと考えて一々人数を掲げなかった。

②移動

移動についてはA…Bというように…で示した。また往復の場合は $\rightleftharpoons$ で示した。A→B→Aの場合は $A \rightleftharpoons B$ 、B→A→Bの場合は矢印の向きを変えて $A \rightleftharpoons B$ とした。

③その他の情報

通商・遊行がなされている国名をカッコ〔 〕内に示した。例えばA…〔摩竭〕…Bとあれば、聖典にAとBの区間内が摩竭国（マガダ国）であると記されているということである。

文献では単にnadi、祇洹、竹林園などと記されフルネームでない場合には、イコール記号=を付してフルネームを示した。例えばnadi (=Nerañjarā nadi)、祇洹 (=祇樹給孤独園)、給園 (=祇樹給孤独園)、竹林園=迦蘭陀竹園などである。もちろん「竹園」と称される園林は各地にあるから、それが迦蘭陀竹園であることが状況証拠によって確定しうる場合のみである。

(7) 参考資料

(1) に記したように、神通力による移動や天子など非人の移動は参考資料とした。この参考資料は当該項目の正式データの後に【参考資料】とし、かつポイントを落として記した。

なお参考データの移動には、人物以外に物の移動が含まれるので、事柄等で示したことがある。例えば、四大蔵や仏歯や贈答物などは〔物流ルート〕と表記した。

また参考データのなかで、そのデータが回想、話題、予言、古譚である場合は、地名の前に【回想】【話題】【予言】【古譚】と付した。

(8) データの実例

以上を実例をもって説明する。例えば、

【2】「基準地を2点含む通商遊行ルート」のデータ」という項目のもとに、データが

② Āḷavi……Rājagaha

〈03〉『パーリ律』「僧残 006」(vol. III p.144) : [釈尊] Rājagaha (Kalandakanivāpa Veḷuvana \*雨安居) …Āḷavi (Aggālava cetiya)

と示してあれば、② は「基準地を2点含む通商遊行ルート」のなかの基準地がアルファベット(abc)順でいうと第2番めのデータであって、これはĀḷaviとRājagahaを始点ないしは終点とするデータであり、次の〈03〉という番号は、ĀḷaviとRājagahaを始点ないしは終点とするデータを文献順に整理した3番めのデータであるということを示す。

そしてこのデータを記す文献名とその巻・ページは『パーリ律』「僧残 006」(vol. III p.144)であって、〔 〕のなかの釈尊はこの移動者を示し、Rājagaha…Āḷaviの順序は当該文献のデータがRājagahaを始点としĀḷaviを終点とすることを示す。そしてRājagahaの直後の( )のなかのKalandakanivāpa Veḷuvanaは基準地点の地域内の細かな場所を示し、その後の\*雨安居は釈尊がRājagahaで雨安居を過ごしたことを示す。すなわち釈尊はRājagahaのKalandakanivāpa Veḷuvana(迦蘭陀

竹園) で雨安居を過ごされた後、Āḷavi に遊行されたのである。

また [3] 「基準地を 3 点含む通商遊行ルートのデータ」という項目のもとに、

⑬ Dakkhiṇāgiri……Rājagaha……Sāvattthī

- 〈01〉『中阿含』027「梵志陀然經」(大正 01 p.456 上) : [舍利弗] 舍衛国 (\*雨安居を過ごした後、世尊のもとへ) …王舎城 (竹林加蘭哆園 \*出家以前の友人である陀然を諫めた後、遊行に出かけて) ⇔南山村 (北の尸提和林 *Simsapāvana* \*陀然の危篤を知り、見舞いのために戻る)

とあれば、このデータは「基準地を 3 点含む通商遊行ルートのデータ」の第 13 番めのデータであって、Dakkhiṇāgiri を始点あるいは終点とし、Rājagaha を経由地として、Sāvattthī を始点あるいは終点とする 1 番めのデータで、文献(所在)は『中阿含』027「梵志陀然經」(大正 01 p.456 上)であって、移動者は[舍利弗]、このデータについては雨安居を過ごした後、舍衛国から世尊に会うために王舎城へ行き、そこで以前の友人である陀然を諫めた後、南山村へ往復したことを示す。

[1] 基準地を 1 点しか含まない通商遊行ルートのデータ

① Āḷavi

- 〈01〉『雜阿含』1326 (大正 02 p.364 中) : [釈尊] 摩竭提国…(阿羅毘) 阿騰鬼の住処<sup>(1)</sup>

(1) 対応經の *SN.010-012* (vol. I p.213) に「アーラヴァカ葉叉 (*Āḷavaka-yakkha*) の住処 (*bhavana*) 」とあるので、Āḷavi と推定。

- 〈02〉『別訳雜阿含』325 (大正 02 p.482 下) : [釈尊] 摩竭提国…(阿羅毘) 曠野夜叉所住之宮<sup>(1)</sup>

(1) 上記〈01〉の註(1)参照。

- 〈03〉『五分律』「墮 011」(大正 22 p.041 下) : [釈尊] 拘薩羅国…阿荼脾邑

- 〈04〉『五分律』「墮 059」(大正 22 p.060 下) : [釈尊] 拘薩羅国…阿荼脾邑

- 〈05〉『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正 23 p.883 下) : [隊商] 摩揭陀…大曠野処 (\*摩竭提国と拘薩羅国の二国間に盜賊が出没し、商人たちが襲われるので、頻婆沙羅王の將軍が鎮圧して、阿羅毘城を建てる) …憍薩羅

- 〈06〉『四分律』「房舎捷度」(大正 22 p.943 上) : [釈尊] 摩竭国…曠野城

② Āpaṇa

- 〈01〉*MN.092 Sela-s.* (施羅經 vol. II p.146) : [釈尊] *Aṅguttarāpa*…Āpaṇa (青林の一带 *nilavanarāji*) …結髮行者 *Keniya* の *assama*

- 〈02〉『中阿含』081「念身經」(大正 01 p.554 下) : [釈尊] 鶉祇国 *Aṅga*…阿和那 (捷尼住処)

- 〈03〉『中阿含』192「加樓烏陀夷經」(大正 01 p.740 下) : [釈尊] 鶉伽国…阿和那 (捷若精舎)

〈04〉 *Suttanipāta 003-007* (p.102) : [釈尊] *Ānguttarāpa*…*Āpaṇa* (青林の一带) …結髮行者ケーニヤの庵

③ *Bārāṇasī*

〈01〉 『雑阿含』 054 (大正 02 p.013 上) : [婆羅門] 毘迦多魯迦聚落 (\*世尊のもとへ向かい) …**波羅捺国** (仙人住処鹿野苑 \*弟子の自慢をすると、世尊に諭される)

〈02〉 『根本有部律』 「薬事」 (大正 24 p.003 中) : [釈尊] 荻苗国 *Kāsi*…**波羅兜斯** (仙人墮処施鹿林 \*雨安居)

〈03〉 『根本有部律』 「破僧事」 (大正 24 p.109 下) : [那羅陀仙人] 萃陀山 (\*師の阿私陀仙人を荼毘に付した後、波羅奈へ向けて) …**波羅兜斯城** (\*迦旃延と称して住する)

〈04〉 『根本有部律』 「雑事」 (大正 24 p.352 中) : [北方の商人] **婆羅兜斯城** (\*吉離舎瞿曇弥を見初めて娶り、本国へ帰るために) …道中 (\*賊に遭遇して殺され、その賊が吉離舎瞿曇弥を妻とする) …北方 (1)

(1) 道中で殺害されたので、目的地である本国の北方には至っていない。

【参考データ】 *Bārāṇasī*

〈01〉 *MN.081 Ghaṭikāra-s.* (陶師経 vol. II p.045) : [カッサパ仏] 『古譚』 *Kosala*…道中 (*Vehaṅga*) …**Bārāṇasī** (*Isipatana Migadāya*) …*Vehaṅga* (\*雨安居地) (1)

(1) 世尊が *Kosala* 国を遊行中、その道中で笑みを浮かべカッサパ仏の因縁譚を語られた所が昔の *Vehaṅga* 町があった場所で、ここにいたカッサパ仏が *Bārāṇasī* を往来された。したがって *Kosala* と *Vehaṅga* 町との間のルートはカッサパ仏の遊行ルートではないが、*Vehaṅga* 町の位置づけをするために、上記のようなルートを仮設した。

〈02〉 *MN.081 Ghaṭikāra-s.* (陶師経 vol. II p.045) : [カーシ王キキン (*Kikin*) の派遣者] 『古譚』 **Bārāṇasī** (\*カッサパ仏を雨安居に招待したガティーカーラという陶工のもとへ、500 台の車に載せた米を送るために) …*Vehaṅga*

〈03〉 『中阿含』 063 「鞞婆陵耆経」 (大正 01 p.499 上) : [迦葉仏] 『古譚』 拘薩羅国…道中 (鞞婆陵耆村 *Vehaṅga*) …迦私・**波羅捺** (仙人処鹿野園) …鞞婆陵耆村 (\*雨安居地) (1)

(1) 世尊が拘薩羅国を遊行し、その道中で迦葉仏の因縁譚を語られた場所が昔あった鞞婆陵耆村 (*Vehaṅga*) で、因縁譚で語られる迦葉仏の遊行ルートは鞞跋楞伽村と波羅奈との間であるが、鞞跋楞伽村の位置を詳らかにするために、拘薩羅国を出発地として上記のようなルートを設定した。したがって拘薩羅国と鞞跋楞伽村との間は仮設のルートである。

〈04〉 『中阿含』 063 「鞞婆陵耆経」 (大正 01 p.499 上) : [頬鞞王の侍者] 『古譚』 **波羅捺** (\*迦葉仏を夏坐に招いた難提婆羅という陶師の家へ米を届けるために) …鞞婆陵耆村 (\*難提婆羅は米を受け取らなかった)

〈05〉 『中阿含』 072 「長寿王本起経」 (大正 01 p.532 下) : [長寿王とその妃、長生王子] 『古譚』 拘娑羅国⇔加赦国・**波羅捺** (\*拘薩羅国の長寿王と迦尸国王の梵施との争い)

〈06〉 『中阿含』 072 「長寿王本起経」 (大正 01 p.532 下) : [梵施王] 『古譚』 加赦国・**波羅捺**⇔拘娑羅国 (\*迦尸国王の梵施と拘薩羅国の長寿王との争い)

〈07〉 *SN.055-053* (vol. V p.406) : [物流ルート] *Kāsi*…**Bārāṇasī** (\*カーシ産の梅檀 *Kāsikacandana*)

〈08〉 『パーリ律』 「コーサンビー犍度」 (vol. I p.337) : [ディーギーティ王とその王妃、ディー

ガーヴ王子] 『古譚』 Kosala ⇔ Kāsi・Bārāṇasī (\*コーサラ国のディーギーティ王とカーシ国のブラフマダッタ王との争い)

- 〈09〉 『パーリ律』 「コーサンビー犍度」 (vol. I p.337) : [ブラフマダッタ王] 『古譚』 Kāsi・Bārāṇasī ⇔ Kosala (\*カーシ国のブラフマダッタ王とコーサラ国のディーギーティ王との争い)
- 〈10〉 『四分律』 「拘睺弥犍度」 (大正 22 p.879 中) : [長寿王と第一夫人、長生王子] 『古譚』 拘薩羅国⇔伽奢国・波羅奈城 (\*拘薩羅国王の長寿と迦尸国王の梵施との争い)
- 〈11〉 『四分律』 「拘睺弥犍度」 (大正 22 p.879 中) : [梵施王] 『古譚』 伽奢国・波羅奈城⇔拘薩羅国 (\*迦尸国王の梵施と拘薩羅国王の長寿との争い)
- 〈12〉 『五分律』 「羯磨法」 (大正 22 p.158 下) : [長寿王とその妃、長生王子] 『古譚』 拘薩羅⇔迦夷国・波羅捺城 (\*拘薩羅国王の長寿と迦尸国王の梵施との争い)
- 〈13〉 『五分律』 「羯磨法」 (大正 22 p.158 下) : [梵施王] 『古譚』 迦夷国・波羅捺城⇔拘薩羅 (\*迦尸国王の梵施と拘薩羅国王の長寿との争い)

#### ④ Campā

- 〈01〉 DN.004 *Soṇadaṇḍa-s.* (種徳経 vol. I p.111) : [釈尊] Aṅga…Campā (Gaggarā pokkharāṇī tīra)
- 〈02〉 『長阿含』 010 「十上経」 (大正 01 p.052 下) : [釈尊] 鸯伽国 Aṅga…瞻婆城 (伽伽池側 Gaggarā pokkharāṇī tīra)
- 〈03〉 『長阿含』 022 「種徳経」 (大正 01 p.094 上) : [釈尊] 鸯伽国…瞻婆城 (伽伽池側)
- 〈04〉 『別訳雑阿含』 265 (大正 02 p.466 下) : [浄天比丘] 央伽国 (\*一人で遊行して) …瞻婆城 (健伽池辺り \*乞食のために入城し) …城内 (本家 \*生家で母のために偈を唱える)
- 〈05〉 『パーリ律』 「瞻波犍度」 (vol. I p.312) : [カッサパゴッタ比丘] Kāsi (Vāsabhagāma \*不見罪挙羯磨の嫌疑をはらすため、世尊のもとへ) …Campā (Gaggarā pokkharāṇī tīra \*世尊に無罪と判定されて戻る)
- 〈06〉 『パーリ律』 「瞻波犍度」 (vol. I p.312) : [客比丘] Kāsi (Vāsabhagāma \*カッサパゴッタ比丘を不見罪挙羯磨にかけたのを後悔して、世尊のもとへ) …Campā (Gaggarā pokkharāṇī tīra)
- 〈07〉 『四分律』 「瞻波犍度」 (大正 22 p.885 上) : [旧比丘] 伽尸国・婆娑婆聚落 Vāsabhagāma (\*羯磨の嫌疑をはらすために、世尊のもとへ) …瞻婆城 (\*世尊に「羯磨不成立故に、戻るように」と判定が下される)
- 〈08〉 『四分律』 「瞻波犍度」 (大正 22 p.885 上) : [客比丘] 伽尸国 (\*遊行して) …婆娑婆聚落 (\*旧比丘を挙罪にかけると、旧比丘が世尊のもとへ行っただので、彼を追いかけて) …瞻婆城 (\*世尊に呵責される)
- 〈09〉 『十誦律』 「瞻波法」 (大正 23 p.218 上) : [共金比丘] 阿葉摩伽国・王薩婆聚落<sup>(1)</sup> (\*六群比丘に不見擯の嫌疑をかけられ、世尊のもとへ) …瞻波国 (\*世尊が諸種の羯磨を制定される)
- (1) 本文中に「阿葉摩伽国聚落名王薩婆」(p.218 上)とあって、この阿葉摩伽国の王薩婆聚落に共金比丘がいたとするが、一方で共金比丘を羯磨にかけた六群比丘は、本文中に「六群比丘遊行迦尸国。向瞻波国到王薩婆聚落」(p.218 上)とあって、迦尸国から瞻波国に向かう方に位置する王薩婆聚落に至ったともある。なお『赤沼』p.740は、王薩婆聚落を Vāsavagrāma の音写とする。
- 〈10〉 『十誦律』 「瞻波法」 (大正 23 p.218 上) : [六群比丘] 迦尸国 (\*瞻婆国へ向けて

遊行し) …阿葉摩伽国・王薩婆聚落<sup>(1)</sup> (\*共金比丘に歓待されるも、数日後に供養されなくなると、彼を呼びだして不見擯とすると、彼が世尊のもとへ向かったのを聞いて) …瞻波国 (\*世尊に呵責される)

(1) 上記〈09〉の註(1)参照。

### ⑤ Dakkhiṇāgiri

〈01〉 AN.007-005-050 (vol.IV p.063) : [舍利弗と目連] **Dakkhiṇāgiri** (\*大比丘サンガと共に) …**Veḷukaṇṭaka**<sup>(1)</sup> (\*ナンダ母 Nandamātā のヴェールカクタキー優婆夷から食事供養を受ける)

(1) *Thera-g.A.* (クマープッタ長老の 36 偈) には、Avantiraṭṭhe Veḷukaṇṭaka-nagare (vol. I p.105) とあり、Avanti 国とする。

### ⑥ Devadaha

〈01〉 『中阿含』 019 「尼乾経」 (大正 01 p.442 中) : [釈尊] 釈羈瘦 Sakkesu…**天邑**

〈02〉 SN.022-002 (vol.III p.005) : [比丘] **Sakkesu**・**Devadaha** (\*西方の遠行比丘たちが世尊のもとにやって来て、「西方の地域に住したい」と願い出ると、世尊の許可が下りて) …エーラガラーの茂み eḷagalā-gumba (\*舍利弗のもとを訪問し、挨拶をして) …西方の地域 pacchābhūma janapada<sup>(1)</sup>

(1) 西方の地域へ至ったと推定。

〈03〉 『雑阿含』 108 (大正 02 p.033 中) : [比丘] 釈氏・**天現聚落** (\*西方へ帰って雨安居を過ごそうと、釈尊のもとを訪れ、許可を得て) …一堅固樹下 (\*舍利弗に挨拶した後、西方へと去る) …西方

### ⑦ Gayā, Gayāsisa

〈01〉 『雑阿含』 1324 (大正 02 p.363 中) : [釈尊] 摩竭提国… (**伽耶**) 針毛鬼 Sūciloma の住处<sup>(1)</sup>

(1) 対応経 SN.010-003 (vol. I p.207) により、ガヤー (Gayā) の「タンキタマンチャ (Ṭaṅkitamañca)」と推定。

〈02〉 『別訳雑阿含』 323 (大正 02 p.481 下) : [釈尊] 摩竭提国… (**伽耶**) 箭毛夜叉宮<sup>(1)</sup>

(1) 上記〈01〉の註(1)参照。

### ⑧ Kaṇṇakujja

〈01〉 『根本有部律』 「雑事」 (大正 24 p.305 中) : [音楽人] 南方…**伽那慰闍国** (\*妙髪を見て、父の婆羅門に「一千金銭の値段で売ってくれ」と頼むと、一度は断られるも、その父親の死後、妙髪本人が摩訶迦旃延らを食事供養するために「売る」というので、半額で買う)

### ⑨ Kapilavatthu

〈01〉 『中阿含』 100 「苦陰経」 (大正 01 p.586 中) : [釈尊] 釈羈瘦 Sakkesu…**加維羅衛** (尼拘類園 Nigrodhārāma)

〈02〉 『中阿含』 116 「瞿曇弥経」 (大正 01 p.605 上) : [釈尊] 釈羈瘦…**迦維羅衛** (尼拘類樹園 \*雨安居) …那摩提 Nādika (捷尼精舍 Giṅjakāvasatha)

〈03〉 『中阿含』 116 「瞿曇弥経」 (大正 01 p.605 上) : [摩訶波闍波提、釈迦族の 500 人の女性] **迦維羅衛** [尼拘類樹園 \*出家するために、世尊の後を追って) …那摩提 (捷尼精舍 \*世尊が摩訶波闍波提等の女性の出家を許可される)

- 〈04〉 『中阿含』 180 「瞿曇弥経」 (大正 01 p.721 下) : [釈尊] 釈鞞瘦…**加鞞羅衛** (尼拘類樹園)
- 〈05〉 *AN.003-013-124* (vol. I p.276) : [釈尊] **Kosala…Kapilavatthu** (城内のバランドウカーラーマ *Bharaṇḍukālāma* の庵)
- 〈06〉 『増一阿含』 041-004 (大正 02 p.745 中) : [比丘] 釈翅・**迦毘羅越城** (尼拘婁園 \*北方へ遊行に出かけるために) …釈翅・神寺 (\*舍利弗の所在地に立ち寄り、舍利弗に挨拶して) …北方
- 〈07〉 『五分律』 「墮 062」 (大正 22 p.061 中) : [釈尊] 拘薩羅国…**迦維羅衛城** (\*雨安居)
- 〈08〉 『根本有部律』 「波逸底迦 040」 (大正 23 p.827 中) : [釈尊] 釈迦住処…**劫比羅城** (多根樹園)
- 〈09〉 『根本有部律』 「皮革事」 (大正 23 p.1057 上) : [釈迦族] **劫比羅城** (\*琉璃太子の殺戮を逃れて) …泥婆羅 (1) (\*阿難の親族たちの亡命先)
- (1) Naivāla. S. Bagchi, *Mūlasarvāstivāda-vinayavastu vol. II*, BST No.16, 1970 (以下、*Bagchi II*と略す) p.178
- 〈10〉 『根本有部律』 「皮革事」 (大正 23 p.1057 上) : [釈迦族] **劫比羅城** (\*琉璃太子の殺戮を逃れて) …西 (1) (\*釈迦族の亡命先)
- (1) 漢訳の「西」は、上記〈09〉註(1)の梵文によれば、北道(Uttarāpatha)とある。
- 〈11〉 『パーリ律』 「破僧健度」 (vol. II p.180) : [釈迦族の7人] (**Kapilavatthu**) (1) (\*バディヤ王、阿那律、阿難、バグ、キンピラ、提婆達多、剃髮師ウパーリの7人が出家するために、世尊の滞在地アヌピヤへ向けて) …**Anupiyā** (\*世尊のもとで出家し、この地で雨安居を過ごす)
- (1) 出発地を釈迦族の居城 **Kapilavatthu** と推定。
- 〈13〉 『根本有部律』 「破僧事」 (大正 24 p.106 上) : [浄飯太子] **劫比羅城** (\*反乱を鎮圧するために) …**般荼婆 Paṇḍava** (1)
- (1) 釈迦族領内の辺地。『赤沼』 p.481
- 〈14〉 『根本有部律』 「破僧事」 (大正 24 p.109 下) : [阿私多仙人] **劫比羅城** (\*浄飯王に太子の預言をなした後、自らの寿命を觀じ、菩薩の説法を聞くことが叶わないと知り、王に別れを告げて) …**萃陀山** (\*命終する)
- 〈15〉 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」 (大正 22 p.470 中) : [釈迦族] **迦維羅衛国** (\*仏滅後、阿難と羅睺羅の対立で7年間布薩、自恣が滞ったので、優波離のもとへ) …**支提山** (1) (\*優波離に仲裁を要請すると、了解する)
- (1) 支提山 (**Cetiyaḡiri?**) は、『僧祇律』 「單提 069」 (大正 22 p.381 下) に「塔山」とあり、これの音訳とみれば、舎衛城から1～2日程度の距離にある山と推定される。
- 〈16〉 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」 (大正 22 p.470 中) : [優波離] **支提山** (1) (\*仏滅後、阿難と羅睺羅の対立で7年間布薩、自恣が滞ったので、釈迦族の人々の要請に応じて、2人を和解させるために) …**迦維羅衛国**
- (1) 上記〈15〉の註(1)参照。
- 〈17〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.240 上) : [閃婆 (1)] 外邑 (2) (\*釈迦族の立てた不殺傷の禁令を知らず、釈迦族滅亡を企む琉璃王の軍隊を襲撃した後、城内に入ろうとして) …

**劫比羅国** (\*制令を知って許しを乞うも、国外追放の身となり、世尊のもとへ行き、髪と爪を与えられた後に) …**婆具荼国** (\*後に仏の髪爪を安置した閃婆率堵波を建立)

(1) 釈迦族の人。

(2) 外邑は、カピラヴァットゥ城外の村の意と解す。

〈18〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.241 上) : [釈迦族] **劫比羅城** (\*摩訶男が身体を池の中に沈めている間に、琉璃太子の殺戮を逃れて) …**末羅国 Malla** (\*釈迦族の亡命先)

〈19〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.241 上) : [釈迦族] **劫比羅城** (\*摩訶男が身体を池の中に沈めている間に、琉璃太子の殺戮を逃れて) …**泥波羅 Nepāla** (\*釈迦族の亡命先)

〈20〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.350 中) : [釈尊] **劫比羅城** (多根樹園) …**販葦聚落** <sup>(1)</sup> (相思林)

(1) 販葦聚落 (Nādika, Nātika) は跋耆 (Vajji) の村。『赤沼』p.433

〈21〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.350 中) : [摩訶波闍波提、釈迦族の 500 人の女性] **劫比羅城内**…**多根樹園** (\*世尊に出家を願い出るも許可されず、その後を追って) …**販葦聚落** <sup>(1)</sup> (相思林 \*阿難の取り成しで、女性の出家を許可される。八尊敬法の制定)

(1) 上記〈20〉の註(1)参照。

〈22〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.298 上) : [阿私多仙人と弟子の那刺陀] 南方 (大山の石窟 \*誕生された菩薩を礼拝するために) …**劫比羅城**

【参考データ】Kapilavatthu

〈01〉AN.003-004-038 (vol. I p.145) : [物流ルート] Kāsi…**Kapilavatthu** (\*カーシ産の栴檀 Kāsika-candana、襯衣 Kāsika-veṭhana、被服 Kāsika-kañcuka、內衣 Kāsika-nivāsana、上衣 Kāsika-uttarāsaṅga)

〈02〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.248 上) : [摩訶波闍波提と 500 人の比丘尼] **劫比羅城** (多根樹園 \*世尊のもとを訪れた後、難陀、阿那律、羅睺羅、阿難などの上座の所で挨拶を交わして) …**寺** (\*7 日の間、式叉摩那、沙弥尼、優婆夷の三衆に教えを説いて) …**空閑処** (\*摩訶波闍波提と 500 人の比丘尼たちが入滅する)

〈03〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.248 上) : [釈尊] **劫比羅城** (多根樹園) …**空閑処** <sup>(1)</sup>

(1) 摩訶波闍波提比丘尼と 500 人の比丘尼たちの終焉地を訪問される。

⑩ Kosambī

〈01〉MN.128 *Upakkilesa-s.* (随煩惱經 vol. III p.152) : [釈尊] **Kosambī** (Ghositārāma) …**Kosambī 城内**… (Vaṃsa 国・) **Bālakaṇṇakāragāma**… (Ceti 国・) **Pācīnavāṃsadāya**

〈02〉『中阿含』072「長寿王本起經」(大正 01 p.532 下) : [釈尊] **拘舍弥** (瞿師羅園) …**婆羅樓羅村 Bālakaṇṇakāragāma** …**護寺林 Rakkhitavanasaṅḍa** …**般那蔓闍寺林 Pācīnavāṃsadāya**

〈03〉SN.022-081 (vol. III p.094) : [釈尊] **Kosambī** (Ghositārāma) … (Ceti 国・) **Pārileyaka** (bhaddasālamūla)

〈04〉SN.022-081 (vol. III p.094) : [阿難と比丘] **Kosambī** (Ghositārāma \*世尊が従者に告げずして、遊行に出られたので、比丘たちと一緒に、世尊の後を追って) … (Ceti 国・) **Pārileyaka** (bhaddasālamūla)

- 〈05〉 『増一阿含』 024-008 (大正 02 p.626 中) : [釈尊] **拘深城** (瞿師羅園) …跋耆国・師子園 *Gosiṅga-sālvanaḍāya* (1)  
 (1) 師子園は大正藏經に「師子国」とあるが、「国」を「園」と改める。この園を *Gosiṅga-sālvanaḍāya* と推定。
- 〈06〉 *Udāna 004-005* (p.041) : [釈尊] **Kosambī** (*Ghositārāma*) … (Ceti 国・) **Pārileyaka** (*Rakkhitavanasaṅḍa* の *bhaddasālamūla*)
- 〈07〉 『パーリ律』 「波逸提 051」 (vol.IV p.108) : [釈尊] *Cetiya*…*Bhaddavatikā*…**Kosambī** (*ārāma*=*Ghositārāma*)
- 〈08〉 『パーリ律』 「波逸提 051」 (vol.IV p.108) : [サーガタ] *Cetiya*…*Ambatittha* (結髮外道の庵 \*毒蛇の怒りを終息させた後に) …*Bhaddavatikā*…**Kosambī** (*ārāma*=*Ghositārāma*) …**Kosambī** 城内 (\*乞食中に、彼の評判を聞いた優婆塞たちが用意した酒を振る舞われて、城門で倒れる)
- 〈09〉 『四分律』 「単提 051」 (大正 22 p.671 中) : [釈尊] 支陀国…**拘睺弥国**
- 〈10〉 『四分律』 「単提 051」 (大正 22 p.671 中) : [娑竭陀] 支陀国…螺髻梵志の住处 (\*夜に毒竜を退治して評判となって) …**拘睺弥国** (\*食事に招待され、席上で黒酒を飲み、帰路で酔い潰れる)
- 〈11〉 『五分律』 「墮 057」 (大正 22 p.059 下) : [釈尊] **拘舍弥国**…(支提国・) 跋陀越邑 *Bhaddavatikā*…**拘舍弥**
- 〈12〉 『五分律』 「墮 057」 (大正 22 p.059 下) : [娑竭陀] **拘舍弥国** (\*世尊と1,250人の比丘らと共に遊行して) …(支提国・) 跋陀越邑 (\*世尊の命により、毒竜退治のために) …編髮梵志住处 (\*毒竜退治を終え、世尊に報告した後、居士らの食事に招待され、酒や肉を食して) …**拘舍弥国** (\*僧房外で泥酔し、世尊に呵責される)
- 〈13〉 『根本有部律』 「波逸底迦 082」 (大正 23 p.886 上) : [摩捷提、妻の舍利、娘の無比] (拘楼国 *Kuru*・) 磨沙国 (*Kammāsadhamma* \*世尊に娘を嫁がせようと、親子3人で世尊のもとへ) …(婆蹉国 *Vamsā*・) **橋閃毘** (\*願いが叶わず、世尊のもとから立ち去る)
- 〈14〉 『根本有部律』 「波逸底迦 082」 (大正 23 p.891 下) : [摩捷提、娘の無比] (拘楼国・) 磨沙国 (\*優填王に嫁がせるために、娘の無比を連れて) …(婆蹉国・) **橋閃毘** (\*王は無比を妙花楼に住まわせる)
- 〈15〉 『十誦律』 「般茶盧伽法」 (大正 23 p.225 中) : [闍陀比丘] **俱舍弥** (\*悔過すべき罪を認めず、世尊に不見擯と判定されるも、承服せずして) …鸯伽国 *Aṅga*…摩竭国 *Magadha*…迦尸国 *Kāsi*…橋薩羅国 *Kosala*…鳩留国 *Kuru*…般闍羅国 *Pañcāla*…阿葉摩伽 *Assaka*…阿槃提国 *Avanti*…**俱舍弥国** (\*どこでも歓迎されず、転々とした揚げ句に、戻ってきて滅罪を求める)
- 〈16〉 『パーリ律』 「七百犍度」 (vol.II p.294) : [ヤサの使者] **Kosambī** (\*ヤサの命で、同調者の支援を得るために派遣されて) …*Avanti*・*Dakkhiṇāpatha* (\*88人のアヴァンティやダッキナーパタ在住の比丘たちと共に) …*Ahogaṅgā pabbata* (\*60人のパーヴァー在住の比丘たちと共に集会して) …*Sahajāti* (\*長老比丘たちと出会う)
- 〈17〉 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」 (大正 22 p.469 上) : [摩訶羅比丘] 迦尸・耆利大邑 *Kiṭāgiri* (\*婦人を捨てて出家したため、婦人が追い回すので、怒って暴力を振るい、疑念を生じて) …耶舎の所 (\*波羅夷と判定されるも、他の比丘の勧めで、樹提陀娑という持律比丘のもとへ向か

う) …**俱睺弥**…道中 (\*売酪女の誘惑に乗って淫を行じ) …**枝提山** (1) (\*樹提陀婆の判定を受ける)

(1) 枝提山 (Cetiyaḡiri, Cetiya-pabbata?) は、『僧祇律』「単提 069」(大正 22 p.381 下)に「塔山」とあり、これの音訳とみれば、舍衛城から 1~2 日程度の距離にある山と推定される。

【参考データ】Kosambī

〈01〉MN.085 Bodhirājakumāra-s. (菩提王子経 vol. II p.091) : [ボーディ王子の母] 【回想】  
Bhagga・Sumsumāragiri (\*ボーディ王子を懐妊中に、世尊を拝謁するために) …**Kosambī**  
(Ghositārāma)

〈02〉AN.004-008-080 (vol. II p.082) : [交易ルート] 【話題】**Kosambī** (Ghositārāma) …  
**Kamboja** (1) (\*話題上の交易先)

(1) 阿難が世尊に「なぜ女性は **Kamboja** へ行かないのですか」という質問の中で、国名が出てくる。

## ⑪ Kusinārā

〈01〉『中阿含』068「大善見王経」(大正 01 p.515 中) : [釈尊] **拘尸城**…**毘跋单**  
Upavattana・力士の娑羅林…**双娑羅樹間**

〈02〉『雑阿含』727 (大正 02 p.195 中) : [釈尊] 末羅族の聚落…希連河 Hirañnavatī  
nadi と**拘夷那竭城**の間

〈03〉『増一阿含』001 (大正 02 p.549 中) : [摩訶迦葉、阿難] **拘夷国** (\*世尊の舍利を  
供養した後に) …**摩竭** (\*正法の久住をはかるため、比丘らを集めて結集する)

〈04〉失訳『般泥洹経』(大正 01 p.190 上) : [阿闍世王] 摩竭提国⇔**拘夷城** (\*仏舎利の  
分配を受けて、戻って塔を建立する)

〈05〉法顕訳『大般涅槃経』(大正 01 p.206 中) : [摩訶迦葉と 500 人の比丘] 鐸叉那耆  
利国 (\*世尊の般涅槃を聞いて) …道中 (\*城を去って遠くない樹下で、一人の外道に出会う) …  
**鳩尸那城** (宝冠支提)

〈06〉法顕訳『大般涅槃経』(大正 01 p.206 中) : [一人の外道] **鳩尸那城** (宝冠支提 \*  
曼荼羅華を手にして) …道中 (\*摩訶迦葉と 500 人の比丘たちと出会い、世尊が般涅槃して 7 日を  
経たことを告げて) …(鐸叉那耆利国) (1)

(1) 外道の到着地は不明であるが、摩訶迦葉の出発地である鐸叉那耆利国とは反対の方向からやって来たので、その方向を示すために、仮に鐸叉那耆利国とした。

【参考データ】Kusinārā

〈01〉DN.016 Mahāparinibbāna-s. (大般涅槃経 vol. II p.164) : [ブリ族] Allakappa ⇔ **Kusinārā**  
(\*仏舎利の分配を受けて、戻って塔を建立する)

〈02〉DN.016 Mahāparinibbāna-s. (大般涅槃経 vol. II p.164) : [一人の婆羅門] Veṭhadīpa ⇔  
**Kusinārā** (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

〈03〉DN.016 Mahāparinibbāna-s. (大般涅槃経 vol. II p.164) : [ドーナ婆羅門] **Kusinārā**…  
(Droṇagrāmaka (1) \*舍利を納めた瓶を受け取り、帰って瓶塔を建立する)

(1) 梵文により、到着地を Droṇagrāmaka と推定。

〈04〉DN.016 Mahāparinibbāna-s. (大般涅槃経 vol. II p.164) : [モーリヤ族] Pippalivana ⇔  
**Kusinārā** (\*荼毘後の灰を受け取り、帰って灰塔を建立する)

- 〈05〉 *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (大般涅槃經 vol. II p.164) : [物流ルート] (**Kusinārā**) (1) …  
Gandhārapura (\*竜王によって、仏歯が供養される。第二の仏歯)  
(1) Kusinārā を出発地と推定。
- 〈06〉 *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (大般涅槃經 vol. II p.164) : [物流ルート (第三の仏歯)]  
(**Kusinārā**) (1) …Kāliṅga-rañño vijita (\*竜王によって、仏歯が供養される)  
(1) 上記〈05〉註(1)と同じ。
- 〈07〉 *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (大般涅槃經 vol. II p.164) : [物流ルート] (**Kusinārā**) (1) …  
Rāmagāma (\*竜王によって、仏歯が供養される。第四の仏歯)  
(1) 上記〈05〉註(1)と同じ。
- 〈08〉 『長阿含』002「遊行経」(大正01 p.029中) : [跋離族 Buli] 遮羅頗国⇔拘尸那竭城(\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈09〉 『長阿含』002「遊行経」(大正01 p.029中) : [婆羅門] 毘留堤国⇔拘尸那竭城(\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈10〉 『長阿含』002「遊行経」(大正01 p.029中) : [香姓婆羅門] 拘尸那竭城…(Droṇagrāmaka (1) \*舎利瓶を持ち帰り、塔を建立する。第九瓶塔)  
(1) 上記〈03〉の註(1)と同じ。
- 〈11〉 『長阿含』002「遊行経」(大正01 p.029中) : [畢鉢村の人] 拘尸那竭城…畢鉢村(\*荼毘後の灰を持ち帰り、塔を建立する。第十炭塔)
- 〈12〉 『中阿含』068「大善見王経」(大正01 p.518中) : [釈尊] 『回想』拘尸城…和跋単・力士の娑羅林…尼連禪河…求求河 Kakutthā nadi…天冠寺
- 〈13〉 失訳『般泥洹経』(大正01 p.190上) : [満離 (1) ] 有衡国 (2) ⇔拘夷城(\*仏舎利の分配を受けて、戻って塔を建立する)  
(1) 満離は Buli 族。中村元『遊行経(下)』(大蔵出版社、1985) p.781 の註6参照。  
(2) 有衡は Skt. Calakalpaka。前掲 p.781 の註5参照。
- 〈14〉 失訳『般泥洹経』(大正01 p.190上) : [梵志] 神州国⇔拘夷城(\*仏舎利の分配を受けて、戻って塔を建立する)
- 〈15〉 失訳『般泥洹経』(大正01 p.190上) : [毛蹶梵志] 拘夷城…(Droṇagrāmaka (1) \*甕に付いた舎利を受け取って、塔を建立する。第九甕塔)  
(1) 上記〈03〉の註(1)と同じ。
- 〈16〉 失訳『般泥洹経』(大正01 p.190上) : [温違] 拘夷城…(畢鉢村 (1) \*温違が荼毘後の灰を持ち帰り、塔を建立する。第十炭塔)  
(1) 中村前掲書 p.807 の註1に「温違はモーリヤ族 Moriya に相当するか」とあり、そうであるとすれば、パーリ文の『大般涅槃経』のモーリヤ族がピッパリ林 (Pippalivana) に持ち帰ったのに相当するので、到着地を漢訳の畢鉢村と推定した。
- 〈17〉 失訳『般泥洹経』(大正01 p.190上) : [異道士] 拘夷城…有衡国(\*地の灰を持ち帰り、塔を建立する。第十一灰塔)
- 〈18〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.432) : [ブラ族 Bula] Calakalpa ⇔ **Kuśinagarī** (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈19〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.432) : [ヴィシヌ・ドヴィーバの婆羅門] Viṣṇudvīpa ⇔ **Kuśinagarī** (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

- 〈20〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.432) : [ドゥームラ姓の婆羅門 (Dhūmasagotra brāhmaṇa) ]  
**Kuśinagarī**…Droṇagrāmaka (\*骨片を納めた瓶を受け取り、戻って瓶塔を建立する。第九瓶塔)
- 〈21〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.432) : [ピッパラーヤナの青年婆羅門] **Kuśinagarī**…Pippalavati (\*  
 荼毘後の炭を持ち帰って、炭塔を建立する。第十炭塔)
- 〈22〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.432) : [物流ルート] (**Kuśinagarī**) <sup>(1)</sup> …Gandhārapura (\*竜王に  
 よって、仏齒が供養される。第二の仏齒)  
 (1) Kuśinagarī を出発地と推定。
- 〈23〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.432) : [物流ルート (第三の仏齒) ] (**Kuśinagarī**) <sup>(1)</sup> …  
 Kalinga-rājño vijita (\*竜王によって、仏齒が供養される)  
 (1) 〈22〉 の註 (1) と同じ。
- 〈24〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.432) : [物流ルート] (**Kuśinagarī**) <sup>(1)</sup> …Rāmagrāma (\*竜王によっ  
 て、仏遺骨が供養される)  
 (1) 〈22〉 の註 (1) 同じ。
- 〈25〉 『十誦律』 「五百比丘結集三藏法品」 (大正 23 p.446 中) : [刹帝利姓の婆蹉婆羅] 遮勒国⇔  
**拘尸城** (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈26〉 『十誦律』 「五百比丘結集三藏法品」 (大正 23 p.446 中) : [婆羅門] 毘菟国⇔**拘尸城** (\*仏  
 舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈27〉 『十誦律』 「五百比丘結集三藏法品」 (大正 23 p.446 中) : [姓烟婆羅門] **拘尸城**…頭那羅聚  
 落 (\*舎利を盛った瓶を得て、聚落到瓶塔を建立する。第九瓶塔)
- 〈28〉 『十誦律』 「五百比丘結集三藏法品」 (大正 23 p.446 中) : [必波羅延那婆羅門居士] **拘尸城**  
 …必波羅延那 (\*炭を得て、塔を建立する。第十炭塔)
- 〈29〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.401 下) : [ブラ族 Bula <sup>(1)</sup> ] 遮羅博邑 <sup>(2)</sup> ⇔**拘尸那城**  
 (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)  
 (1) 上記 〈03〉 の註 (1) と同じ。  
 (2) 梵語 Calakalpa の訳で、本文中には「遮洛迦邑」ともある。
- 〈30〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.401 下) : [婆羅門 <sup>(1)</sup> ] 吠率奴邑 <sup>(2)</sup> ⇔**拘尸那城** (\*仏  
 舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)  
 (1) 上記 〈03〉 の註 (1) と同じ。  
 (2) 梵語 Viṣṇudvīpa と推定。
- 〈31〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.401 下) : [突路拏婆羅門] **拘尸那城**… (Droṇagrāmaka <sup>(1)</sup>)  
 \*舎利を量った瓶を受け、塔を建立する。第九瓶塔)  
 (1) 本文中に「本聚落」とあるので、梵文により Droṇagrāmaka と推定。
- 〈32〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.401 下) : [畢鉢羅婆羅門] **拘尸那城**…畢鉢羅処 (\*炭燼  
 を受け、塔を建立する。第十炭塔)
- 〈33〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.401 下) : [物流ルート] (**拘尸那城**) <sup>(1)</sup> …健陀羅国  
 (\*四牙舎利の一)  
 (1) 拘尸那城を出発地と推定。
- 〈34〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.401 下) : [物流ルート] **拘尸那城**…羯陵伽国 Kāliṅga  
 (\*四牙舎利の一)

〈35〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.401 下）：[物流ルート] **拘尸那竭** (1) …**阿羅摩邑** (2)（海竜王宮 \*四牙舎利の一）

(1) 拘尸那竭を出発地と推定。

(2) 『国訳一切経』律部 26 の訳者は、註 (7) 「阿羅摩邑」（p.358）を罽賓国に接する雪山辺りの邑ではないかとする。

## 12 Madhurā

【参考データ】 Madhurā

〈01〉『雑阿含』604（大正 02 p.161 中）：[近密] 【予言】**摩偷羅国**…優留曼荼 (1) 山（那荼婆低の阿練若 \*耶舎は阿育王に「世尊が近密の弘法を予言した」と語る）

(1) 大正蔵経は「茶」とするが、宋・元・明の三本、聖本を採る。

〈02〉『雑阿含』640（大正 02 p.177 中）：[近密] 【予言】**摩偷羅国**…優留曼荼 (1) 山（那吒跋置迦の阿蘭若処 \*世尊は阿難に「近密が仏滅 100 年後、教えを弘めるであろう」と予言する）

(1) 上記【参考データ】〈01〉の註 (1) と同じ。

## 13 Mithilā

〈01〉*MN.091 Brahmāyu-s.*（梵摩経 vol. II p.133）：[釈尊] Videha…**Mithilā**（Makhādevambavana）

〈02〉*MN.091 Brahmāyu-s.*（梵摩経 vol. II p.133）：[ウッタラ青年婆羅門] **Mithilā** ⇔ Videha（\*師であるブラフマーユ婆羅門の命により、7 ヶ月間世尊に随従した後、師のもとへ戻る）

〈03〉『中阿含』067「大天椽林経」（大正 01 p.511 下）：[釈尊] 鞞陀提国 Videha…**弥薩羅**（大天椽林 Makhādevambavana）

〈04〉『中阿含』161「梵摩経」卷一（大正 01 p.685 上）：[優多羅青年婆羅門] **弥薩羅**（\*師の梵摩喩の命で、世尊のもとへ）…鞞陀提国（\*夏の 4 ヶ月間、世尊に付き随った後、いったん師のもとへ）…**弥薩羅**（北方の大天椽林 \*再び世尊のもとへ戻り、出家する）

〈05〉『雑阿含』099（大正 02 p.027 中）：[浄天比丘] 鞞提訶国（\*人間を遊行して）…**弥絺羅城**（菴羅園 \*乞食のため城内へ）…城内の自家（\*生家の門前で老母のために教えを説く）

## 14 Pāṭaligāma

〈01〉*Udāna 008-006*（p.085）：[釈尊] Magadha…**Pāṭaligāma**…休息堂…空屋…Sunīdha と Vassakāra の家…Gotama-dvāra…Gotama-tittha…Gaṅgā nadī の此岸…彼岸

〈02〉『十誦律』「衣法」（大正 23 p.201 上）：[一人の比丘] 摩竭国（一住処 \*雨安居を過ごした後、僧伽で分つべき衣を携えて）…**巴連弗城**（鷄林精舎 Kukkuṭārāma \*摩訶迦葉を首とする上座比丘らのもとを訪れる）

## 15 Pāvā

〈01〉*DN.033 Saṅgīti-s.*（等誦経 vol. III p.207）：[釈尊] Malla…**Pāvā**（チュンダのアンバ園 Ambavana）…Ubbhaṭaka という新公会堂

〈02〉『長阿含』009「衆集経」（大正 01 p.049 中）：[釈尊] 末羅 Malla…**波婆城**（闍頭 (1) 菴婆園）

(1) 闍頭は、Skt. Jalūkā の音訳と推定される。

【参考データ】 Pāvā

〈01〉『五分律』「羯磨法」(大正 22 p.163 中) : [商人] 【話題】北方 (\*1羽の雌鶏を連れて)  
…**波旬国** (1)

(1) 昔、商人が北方より1羽の雌鶏をつれて波婆国にやって来たが、雄鶏がないので、鳥と交配させたという話。

## 16 Pāvāpurī

〈01〉 *DN.029 Pāsādika-s.* (清浄経 vol.III p.117) : [チュンダ沙弥] **Pāvāpurī** (1) (\*雨安居を過ごした後、阿難にニガンタ・ナータプッタの件を告げるために) …**Sāmagāma** (\*阿難に伝え、彼と共に世尊のもとへ) …**Sakyā・Vedhañña** (*Ambavana pāsāda* \*世尊にニガンタ・ナータプッタの命終と、彼の死後ニガンタ派が2つに分裂したことを報告する)

(1) 本文中には Pāvā とあるが、そこはニガンタ・ナータプッタ (*Nigaṇṭha Nātaputta*) の入滅地で、現在の Bihar 州 Nalanda district の Pāvāpurī に比定される。【1】でも触れたように、マッラ族の Pāvā と紛らわしいので、Pāvāpurī と表記した。

〈02〉 *MN.104 Sāmagāma-s.* (舎弥村経 vol.II p.243) : [チュンダ沙弥] **Pāvāpurī** (1) (\*雨安居を過ごした後、ニガンタ・ナータプッタの入滅で、ニガンタの徒が2派に分裂したことを、阿難に告げるために) …**Sakkesu・Sāmagāma** (\*阿難にニガンタ・ナータプッタの件を伝え、阿難と共に世尊のもとへ行き、同様の趣旨を伝える)

(1) 上記〈01〉の註(1)参照。

〈03〉『中阿含』196「周那経」(大正 01 p.752 下) : [周那沙弥] **波和 Pāvāpurī** (1) (\*雨安居を終えて、阿難に尼鞞若提子の件を報告するために) …**釈迦族・舎弥村 Sāmagāma** (北の尸提和林 *Siṃsapāvana* \*阿難と共に世尊のもとを訪れ、一件を報告する)

(1) 波和は Pāvā の音写であるが、尼鞞若提子の入滅地であるので、現在の Bihar 州 Nalanda district の Pāvāpurī に比定される。

## 17 Rājagaha

〈01〉 *MN.140 Dhātuvibhaṅga-s.* (界分別経 vol.III p.237) : [釈尊] **Magadha** … **Rājagaha** (城内のバツガヴァ陶師の家)

〈02〉『中阿含』062「頻鞞娑邏王迎仏経」(大正 01 p.497 中) : [釈尊] 摩竭陀国…**王舎城** (城外の摩竭陀邑・善住尼拘類樹王 *Suppatitṭha-nigrodharājā*) (1)

(1) 頻鞞娑邏王が世尊を成道後初めて出迎えた場所。

〈03〉『中阿含』162「分別六界経」(大正 01 p.690 上) : [釈尊] 摩竭提国…**王舎城** (城内の陶家)

〈04〉 *SN.003-002-004* (vol.I p.082) : [阿闍世王] **Magadha** (\*カーシ国に攻め入って) …**Kāsi** (\*バセーナディ王を撃ち破って) … (**Rājagaha**) (1)

(1) Rājagaha に帰還したと推定。

〈05〉『雑阿含』638 (大正 02 p.176 中) : [摩訶周那沙弥] 摩竭提・那羅聚落 **Nālakagāmaka** (\*舍利弗の遺骨と衣鉢を携えて) …**王舎城** (迦蘭陀竹園 \*阿難に舍利弗の死を伝える)

〈06〉『雑阿含』959 (大正 02 p.244 下) : [筏蹉氏] **王舎城** (迦蘭陀竹園 \*世尊に如来の死後について質問して、その後日に) …**那梨聚落 Nādika** (\*真迦旃延比丘のもとを訪問し、世尊と同じ質問をすると、世尊と同じ答えを得、讚歎する)

〈07〉『雑阿含』1236 (大正 02 p.338 中) : [阿闍世王] 摩竭提国 (\*拘薩羅国に攻め入っ

- て) …拘薩羅国 (\*波斯匿王と戦い、敗走させて) (…**王舎城**) (1)  
 (1) 王舎城に帰還したと推定。
- 〈08〉『別訳雑阿含』063 (大正02 p.395下) : [阿闍世王] 摩竭提国 (\*軍隊を率いて) …  
 (迦尸国) (1) (\*波斯匿王と交戦し、撃ち破って) … (**王舎城**) (2)  
 (1) 対応経 SN.003-002-004により、交戦地を迦尸国 (Kāsi) と推定。  
 (2) 王舎城に帰還したと推定。
- 〈09〉AN.003-009-090 (vol. I p.236) : [釈尊] Kosala…Pañkadhā…**Rājagaha** (Gij-  
 jhakūṭa pabbata)
- 〈10〉『増一阿含』026-009 (大正02 p.639上) : [摩訶周那沙弥] 摩瘦国 (1) (\*舍利弗  
 を看病し、亡くなると、帝釈が遺体を荼毘に付した後、舍利弗の遺骨と遺品を受け取り、それを携  
 えて) …**羅闍城** (迦蘭陀竹園 \*阿難に報告し、一緒に世尊のもとを訪れて報告する)  
 (1) 本文中に舍利弗の「本生之處」が入滅地となっているので、本生地 of 摩瘦国で処理した。
- 〈11〉*Therīgāthā* (p.134) : [バツダー比丘尼] (**Rājagaha**) Gijjhakūṭa pabbata (\*世  
 尊と出会い、出家具足戒を受けて) …**Aṅga**…**Magadha**…**Vajji**…**Kāsi**…**Kosala** (\*50年間遍  
 歴する)
- 〈12〉『僧祇律』「波羅夷 001」 (大正22 p.233上) : [比丘] 猿猴精舎 Makkarakāṣa  
 ārāma (1) (\*雨安居を終えた後、世尊を問訊礼拝するために) …**王舎城**  
 (1) 阿槃提国 (Avanti) の猿猴精舎と推定。
- 〈13〉『四分律』「捨墮 026」 (大正22 p.627下) : [釈尊] 摩竭国界…**羅闍城**
- 〈14〉『パーリ律』「波逸提 034」 (vol.IV p.078) : [隊商] **Rājagaha** (\*乞食比丘が訪れ、  
 餅を与えたのをきっかけに、多数の比丘が押し寄せたため、一人で遅れて出発し) …道中 (\*賊に  
 遭遇して) …**Paṭiyāloka** (1)  
 (1) **Paṭiyāloka** まで到達していないが、当時の隊商ルートとして採録。
- 〈15〉『パーリ律』「波逸提 066」 (vol.IV p.131) : [隊商] **Rājagaha**…道中 (\*比丘と同  
 道しながら税物隠遁の罪で、官人に逮捕される) …**Paṭiyāloka** (1)  
 (1) 上記〈14〉の註(1)参照。
- 〈16〉『四分律』「単提 032」 (大正22 p.655中) : [釈尊] **羅闍祇** (迦蘭陀竹園 \*雨安  
 居) … [摩竭国界] …阿那頻頭国 **Andhakavinda** (1) …**羅闍城**  
 (1) *Malalasekera I* (p.106) によれば、アンダカヴィンダ (Andhakavinda) はマガダ国の  
 村で、王舎城から3ガールタ (gāvuta) の距離にあるとする。
- 〈17〉『五分律』「墮 040」 (大正22 p.054中) : [釈尊] **王舎城**… [摩竭国] …**安那頻  
 頭邑**… (**王舎城**) (1)  
 (1) 世尊が王舎城で制戒されたと推定。
- 〈18〉『根本有部律』「波逸底迦 058」 (大正23 p.842下) : [南方の樂者] 南方 (\*毎年  
 2回開催される節会で、歌劇を演ずるために) …**王城** (\*世尊の降誕、出門、6年の苦行、成道を  
 歌劇で演ずる)
- 〈19〉『根本有部律』「波逸底迦 082」 (大正23 p.873中) : [商人] **王舎大城**…**勝音城  
 Roruka** (1) (\*摩竭提国からやって来て、勝音城の仙道王に「東方に摩竭提国の王舎城があり、そ  
 こに頻婆娑羅王がいて、この国のように繁栄している」と告げる)

【2】原始仏教聖典に記された通商・遊行ルートの「基礎データ」

- (1) 勝音 (Roruka) 城は、*DN.019 Mahā govinda-s.* (大典尊經 vol.II p.220) によれば、ソーヴィーラ (Sovira) 国の首府。
- 〈20〉『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正 23 p.873 中) : [仙道王の使者] 勝音城 (\*勝音城の仙道王の命により、贈り物の妙宝と書状を携え、使者として頻婆娑羅王のもとへ派遣されて) ⇨ **王舎城** (\*王に手渡すと、大いに歓喜し、返礼として衣と手紙を預かって帰国する)
- 〈21〉『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正 23 p.873 中) : [頻婆娑羅王の使者] **王舎城** ⇨ 勝音城 (\*王の命により、贈り物の上質な衣と書状を携えて、勝音城の仙道王のもとへ派遣される)
- 〈22〉『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正 23 p.873 中) : [仙道王の使者] 勝音城 (\*仙道王の命により、贈り物として五徳の鎧と書状を携え、頻婆娑羅王のもとへ派遣されて) … **王舎城** (\*王に手渡すと、本国では見かけない高価な品物であったので、頻婆娑羅王が返礼に苦慮し、世尊に相談する。後に仏像を描いて贈る)
- 〈23〉『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正 23 p.873 中) : [仙道王] 勝音城 (\*頂髻太子に王位を譲って) … **王舎城** (竹林園=迦蘭陀竹園 \*世尊のもとで出家し、雨安居の後に、頂髻王を諫めるため、勝音城へ向かって) … 道中 (\*刺客の悪大臣に斬首される) … 勝音城
- 〈24〉『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正 23 p.877 下) : [商人] 勝音城 ⇨ 摩揭陀国・**王舎城** (竹林園=迦蘭陀竹園 \*勝音城から貨物を携え、仙道比丘のもとを訪れ、「王位継承者の頂髻が悪大臣を重用し、非法を以て治める」と告げた後、再び戻って、人々に「老王である仙道比丘が雨安居の後に、頂髻王を諫めに来る」と告げる)
- 〈25〉『根本有部律』「(比丘尼) 波羅市迦 001」(大正 23 p.908 中) : [妙賢] 劫比羅城 (\*劫比羅大婆羅門の娘として生れ、後に摩訶迦葉に見初められて) … 南方にある摩揭陀国・尼拘律城 (\*摩訶迦葉のもとへ嫁した後、12 年後に夫が出家し、多子制底に住したので、無衣外道のもとで出家し、富蘭那迦葉の所へ行く) … **王舎城** (\*もと夫の摩訶迦葉に勧められ、摩訶波闍波提比丘尼のもとで比丘尼となる)
- 〈26〉『十誦律』「(比丘尼) 波夜提 098」(大正 23 p.323 中) : [阿闍世王] **王舎城** ⇨ 摩竭提国界・小国 (\*王が国界辺りの小国の反乱を平定して帰城するとき、跋耆国から王舎城に向かう比丘尼たちと遭遇する)
- 〈27〉『十誦律』「(比丘尼) 波夜提 098」(大正 23 p.323 中) : [比丘尼] 跋耆国 (\*王舎城に向かう道中で、阿闍世王の軍隊を見かけると、長老比丘尼の制止を聞かず、年少の比丘尼らが前進し、先攻の軍人によって掠奪の憂き目に遭う) … (**王舎城**) (1)
- (1) 王舎城に到着したと推定。
- 〈28〉『五分律』「受戒法」(大正 22 p.110 中) : [舍利弗] 那羅陀邑 Nālagāma ⇨ **羅闍祇** (\*城内で乞食中に、阿説示と出会い、世尊の教えを聞くと、戻って目連に告げる)
- 〈29〉『五分律』「受戒法」(大正 22 p.110 中) : [舍利弗、目連、散若夷毘羅梨沸の弟子 250 人] 那羅陀邑 (\*世尊に会うために) … **羅闍祇** (竹園精舎 \*世尊のもとで、2 人が善来比丘戒で具足戒を受ける)
- 〈30〉『パーリ律』「布薩鞮度」(vol. I p.109) : [摩訶迦葉] **Andhakavindha** (1) (\*布薩に参加するために) … 河 (\*河を渡るときに流されそうになり、衣を濡らして) … **Rājagaha**
- (1) *Samantapāsādikā* (vol. V p.1049) によれば、アンダカヴィンダがラージャガハから 3

ガーヴタの距離にあり ( *Andhakavindā ti Rājagahato gāvutattaye* )、*Petavatthu-aṭṭhakathā* (p.107) によれば、その規模を示す属性は「都市 (nagara)」としている。  
*Malalasekera I* (p.106) 参照。

- 〈31〉『パーリ律』「布薩犍度」(vol. I p.115) : [釈尊] **Rājagaha** ⇔ **Codanāvattu**
- 〈32〉『十誦律』「安居法」(大正 23 p.173 下) : [憂田居士の使者] 迦夷国土・象力聚落 ⇔ **王舎城** (\*居士の命により、王舎城へ派遣されて、雨安居に招待する旨を、比丘らに伝えると、戻って「雨安居中に遊行してはならないという制戒があるので、応じられない」との返事を伝える)
- 〈33〉『四分律』「皮革犍度」(大正 22 p.845 中) : [億耳] 阿盤提国 *Avanti*・拘留歡喜山曲 *Kuraraghara Papāta pabbata* (\*世尊を拜謁するために) …**王舎城** (耆闍崛山 \*5人の比丘で出家具足戒を授けられることなど、世尊に五事を願い出て、許可を得る)
- 〈34〉『パーリ律』「菓犍度」(vol. I p.212) : [比丘] **Kāsi** (\*雨安居を過ごした後、世尊を拜謁するために) …**Rājagaha** (*Kalandakanivāpa Veḷuvana* \*道中、果実嚼食を見つけたが、給与者がいないので、食べられず、世尊のもとへやって来る)
- 〈35〉『パーリ律』「菓犍度」(vol. I p.224) : [釈尊] **Andhakavinda** …道中…**Rājagaha** (*Kalandakanivāpa Veḷuvana*)
- 〈36〉『パーリ律』「菓犍度」(vol. I p.224) : [ベーラッタ・カッチャーナ] **Rājagaha** …道中 (\*500の車に砂糖壺を載せて、王舎城からアンダカヴィンダへ向かっていると、世尊と1,250人の比丘らと出会い、砂糖を布施し、優婆塞となる) … (**Andhakavinda**) (1)
- (1) **Andhakavinda** に到着したと推定。
- 〈37〉『四分律』「菓犍度」(大正 22 p.870 中) : [釈尊] 摩竭提…**王舎城**
- 〈38〉『根本有部律』「菓事」(大正 24 p.017 上) : [雨雹呪術の婆羅門] 南天竺国…**王舎城** (\*雹を降らせる悪竜を阻止し、一度は財を得るも、その後に財を得られずして) …北天竺国 (波利迦城 \*孫陀羅竜王の上妙の菓を携えて) …**王舎城**
- 〈39〉『五分律』「衣法」(大正 22 p.135 上) : [頻婆娑羅王] **王舎城** (\*世尊の一行を護衛するため、自ら四種兵を率いて) …恒水 (\*世尊を見送った後、帰路につく)
- 〈40〉『十誦律』「雜法」(大正 23 p.268 下) : [賓頭盧] **王舎城** (\*神通力を未受戒人の前で用い、世尊に擯出され、後に) …瞿耶尼 *Aparagoyāna* (\*仏法を弘める)
- 〈41〉『十誦律』「調達事」(大正 23 p.258 中) : [目連] 支提国・迦陵伽盧谷 (\*提婆達多が神通力を失ったことを弟子の迦俱陀天子に聞いて) …**王舎城** (\*世尊に報告する)
- 〈42〉『四分律』「比丘尼犍度」(大正 22 p.930 上) : [阿難と500人の比丘] 摩竭提 (\*500人の比丘らを連れて遊行し、60人の年少比丘が還俗しようとして) …**王舎城** (\*到着すると、摩訶迦葉に「汝は年少にして足るを知らない」と呵責される)
- 〈43〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.237 上) : [釈尊] 釈種・吉祥聚落 *Medalūpa* …**王舎城**
- 〈44〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.288 下) : [舍利弗] **王舎城** (\*侍者の摩訶周那沙弥を伴って) …摩揭陀国…那羅陀村 *Nālakagāma* (1) (北の升撰波林 *Siṃsapāvana* \*諸親族を教化した後、入滅する)

(1) 那羅陀村は、本文中に割註「在那爛陀寺東南二十余里許」とある。

- 〈45〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.289 上）：[摩訶周那沙弥] **王舎城**…摩揭陀国（\*舍利弗の侍者として遊行し）…那羅陀村（北の升提波林 \*舍利弗が涅槃に入ると、その遺骨と衣鉢を携えて）…**王舎城**（\*阿難のもとを訪れ、舍利弗の入滅を告げる）
- 〈46〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.289 中）：[目連] **王舎城**（\*世尊に別れを告げ、礼拝合掌して）…林圀村（\*親族を教化した後、夕刻に入滅する）
- 〈47〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.361 上）：[歡喜葉叉女] 北方・健陀羅国 Gandhāra（\*半遮羅葉叉と王舎城の娑多葉叉との間で、子ども同士を結婚させるという約束で、半支迦のもとへ嫁ぐために）…摩揭陀国・**王舎城**（竹林園=迦蘭陀竹園 \*500 人の子を産み、後に世尊に帰依する）
- 〈48〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.404 下）：[阿難] **王舎大城**（畢鉢羅巖 Pippaliguhā \*結集の場所が畢鉢羅窟に決まり、摩訶迦葉に八悔過を呵責された後、結集での再会を約し、一団を去って）⇔増勝聚落（\*一人の童子を侍者として夏安居を過ごし、阿羅漢果を得て、王舎城へ戻り、第一結集に加わる）
- 〈49〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.408 中）：[摩訶迦葉] **王舎大城**（畢鉢羅巖 \*後雨安居に第一結集を終えた後、阿難に教法を付属して）…鷄足山 Kukkūṭapada-giri (1)（\*入滅する。後に阿闍世王が阿難と共に訪れて、摩訶迦葉の塔を建立する）

(1) 鷄足山は、ガヤーの東北東にある Kurkihār の 1 マイル北にある山。『西域記』3 p.114 の註 1 参照。

- 〈50〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.408 中）：[阿闍世王、阿難]（**王舎城**）竹林園（=迦蘭陀竹園 \*阿闍世王が阿難を訪問した後に）…鷄足山（\*王は阿難と共に摩訶迦葉入滅の地へ赴き、塔を建立する）
- 〈51〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.408 中）：[阿難、末田地 Majjhantika]（**王舎城**）竹林園（=迦蘭陀竹園 \*阿闍世王と毘舍離城の離車族との和解を願って、入滅の地を目指して）…菴伽河 Gaṅgā nadi（の中間地点 \*最後の弟子となった末田地に世尊の予言を伝えた後、般涅槃する）
- 〈52〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.411 上）：[末田地] **王舎城**（\*世尊の予言に従い、世尊の般涅槃の後 100 年、忽弄という毒竜を降伏して仏教を弘めようと、カシミールへ）…迦濕弥羅国 Kasmīra（\*忽弄を降伏した後に）…香醉山 Gandhamādana（\*さらに竜を降伏した後、無余涅槃に入る）

【参考データ】 Rājagaha

- 〈01〉 MN.144 Channovāda-s.（教闍陀經 vol.III p.263）：[チャンナ比丘] 【話題】 **Rājagaha**（\*村へ友人や知人を訪ねて）…Pubbajira gāma (1)
- (1) 舍利弗が世尊に告げた話題で、チャンナが自害した地は王舎城であるが、ヴァッジ族のプッパジラ (Pubbajira) 村は生前に彼が王舎城から行き来した村と推定。
- 〈02〉 SN.035-087 (vol.IV p.055)：[チャンナ比丘] 【話題】 **Rājagaha**（\*村へ友人や知人を訪ねて）…Pubbajira gāma (1)
- (1) 上記〈01〉の註(1)参照。
- 〈03〉『五分律』「波羅夷 001」（大正 22 p.004 上）：[孫陀羅難陀 (1)] 跋者の邑…**王舎城**（\*悪事を行って再度出家を求めるが、僧伽を追放される）

【2】原始仏教聖典に記された通商・遊行ルートの「基礎データ」

(1) 孫陀羅難陀は「跋耆邑比丘。名孫陀羅難陀」とあるので、ヴァッジ族の村を出身地とする比丘と解した。

- 〈04〉『根本有部律』「僧伽伐尸沙 010」（大正 23 p.700 中）：[比丘] **王舎城**（羯蘭鐸迦池竹林 \*飢饉で乞食が得難く、神通力を用いて）…東毘提訶 Pabbavideha（\*食物を得る）
- 〈05〉『根本有部律』「僧伽伐尸沙 010」（大正 23 p.700 中）：[比丘] **王舎城**（羯蘭鐸迦池竹林 \*飢饉で乞食が得難く、神通力を用いて）…西瞿陀尼 Aparagoyāna（\*食物を得る）
- 〈06〉『根本有部律』「僧伽伐尸沙 010」（大正 23 p.700 中）：[比丘] **王舎城**（羯蘭鐸迦池竹林 \*飢饉で乞食が得難く、神通力を用いて）…北俱盧洲 Uttarakuru（\*食物を得る）
- 〈07〉『根本有部律』「僧伽伐尸沙 010」（大正 23 p.701 中）：[迦俱陀天子] **王舎城**（\*提婆達多  
が神通力を失うと、これを知って、目連のもとへ）…江狛山 **Suṃsumāragiri**（**恐畏林 Bhesaka-lāvana** \*目連に告げる）
- 〈08〉『根本有部律』「僧伽伐尸沙 010」（大正 23 p.701 中）：[目連] 江狛山（**恐畏林** \*提婆達  
多が神通力を失ったことを迦俱陀天子に聞くと、神通力にて、世尊のもとへ）…**王舎城**（竹林=羯  
蘭鐸迦池竹林 \*世尊に提婆達多の件を告げる）
- 〈09〉『十誦律』「調達事」（大正 23 p.258 上）：[迦俱陀]（**王舎城**）<sup>(1)</sup>（\*命終し、天子となっ  
て、師の目連のもとへ）…梵世…支提国・迦陵伽盧谷（\*提婆達多が神通を失ったことを目連に知  
らせる）

(1) 出発地を王舎城と推定。

- 〈10〉『十誦律』「調達事」（大正 23 p.258 上）：[目連] 支提国・迦陵伽盧谷（\*弟子の迦俱陀天  
子の知らせを聞いて、提婆達多の件を告げるため、神通力を用いて世尊のもとへ）…**王舎城**（\*提  
婆達多が神通を失ったことを世尊に告げる）
- 〈11〉『根本有部律』「破僧事」（大正 24 p.169 上）：[迦俱陀天子] **王舎城**（\*天より没し、目連  
のもとへ）…揭伽国 **Bhagga**・膠魚山 **Suṃsumāragiri**（**恐怖鹿林** \*目連に提婆達多が神通を失った  
ことを告げる）
- 〈12〉『根本有部律』「破僧事」（大正 24 p.169 上）：[目連] 揭伽国・膠魚山（**恐怖鹿林** \*天よ  
り没して現れた迦俱陀天子から、提婆達多が神通を失ったことを聞くと、没して世尊のもとへ）…  
**王舎城**（**迦蘭鐸迦池竹林園** \*世尊に提婆達多の件を知らせる）
- 〈13〉『根本有部律』「雜事」（大正 24 p.286 上）：[物流ルート] 健陀羅 **Gandhāra**…**王舎城**（\*  
北方の乾陀羅国王、即ち弗迦邏娑利 **Pukkusāti**? が頻婆娑羅王に毛綵を送る）
- 〈14〉『根本有部律』「雜事」（大正 24 p.408 中）：[末田地] 【**予言**】 **王舎城**…迦湿弥羅国  
**Kasmira**…香醉山 **Gandhamādana** <sup>(1)</sup>（\*世尊が「涅槃後百年して、阿難の最後の弟子である末田地  
が迦湿弥羅国に教えを弘める」と予言される）

(1) 香醉山は、末田地比丘が無余涅槃に入った地。

18 Sāketa

- 〈01〉『中阿含』077「娑鷄帝三族姓子経」（大正 01 p.544 中）：[**釈尊**] **娑鷄帝 Sāketa**  
…**青林 palāsavana** <sup>(1)</sup>

(1) 対応経の *MN.068 Naḷakapāna-s.*（那羅伽波寧村経 vol. I p.462）の仏在処・説処は、  
「コーサラ国のナラカパーナにあるバラサ林（**Kosalesu viharati Naḷakapāne palāsa-  
vane**）」とあるので、漢訳の「青林」を *Naḷakapāna* の *palāsavana* と推定した。なお  
*AN.010-007-067*（vol. V p.122）には、*Naḷakapāna* はコーサラ国の町（*nigama*）とあ

る。

- 〈02〉『十誦律』「受具足戒法」（大正 23 p.152 下）：〔賊〕 僑薩羅国・薩羅林（\*舎衛城へ向かう比丘尼らを襲い、そのうち 1 人の賊が逃亡して）…**婆岐陀国**（\*出家して、雨安居を過ごす）

19 Saṅkassa

- 〈01〉『増一阿含』036-005（大正 02 p.703 中）：〔悪生王（Dujjāta?）<sup>(1)</sup>〕 五都 Pañcāla（\*切利天で雨安居を過ごされた世尊が僧迦尸に降下されると聞いて）…**僧迦尸国**（大池水側）

(1) 悪生王は『赤沼』p.175 参照。

20 Sāvattihī

- 〈01〉MN.082 *Raṭṭhapāla-s.*（頼吒憇羅經 vol.II p.054）：〔釈尊〕 Kuru…Thullakoṭṭhita nigama…**Sāvattihī**（Jetavana Anāthapiṇḍikārāma）

- 〈02〉MN.082 *Raṭṭhapāla-s.*（頼吒憇羅經 vol.II p.054）：〔ラッタパーラ比丘〕 Kuru・Thullakoṭṭhita nigama（\*出家具足戒を受けた半月後、世尊は舎衛城へ向けて遊行に出られるが、同道せず不放逸に住し、阿羅漢となってから世尊のもとへ）…**Sāvattihī**（Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \*世尊の許可を得た後に、再び両親のもとへ）…Kuru・Thullakoṭṭhita nigama（Koravya 王の Migācira）

- 〈03〉MN.089 *Dhammacetiya-s.*（法莊嚴經 vol.II p.118）：〔パセーナディ王、ディーガ・カーラーヤナ大臣〕 **Sāvattihī**（\*ある所用で）…Sakkesu・Nagaraka<sup>(1)</sup>（\*世尊を拜謁するため、ナガラカから 3 由旬の距離にある町メーダルンパへ）…Sakkesu・Medaḷumpa nigama（\*世尊のもとに到着すると、仏足頂礼をなし、「世尊も 80 歳となられ、私も 80 歳となった。私は世尊に最上の恭敬を示す」と語る）

(1) Nagaraka は、PTS テキストでは Naṅgaraka と校訂するも、同本脚註 3 の Nagaraka を採る。なおナーランダー版も Nagaraka と校訂。MN.A. (vol.III p.348) に「‘ナガラカ’とは、そのように名づけられた釈迦族の町（Nagarakan ti evaṃnāmakam Sakyānaṃ nigamaṃ.）」とあり、また MN.121 *Cūṇasuññata-s.*（空小経 vol.III p.104）にも「かつて世尊はナガラカという釈迦族の町に住された（bhagavā Sakkesu viharati Nāgarakaṃ nāma Sakyānaṃ nigamo）」とある。

- 〈04〉MN.090 *Kaṇṇakattthala-s.*（普棘刺林經 vol.II p.125）：〔パセーナディ王、ヴィドゥーダバ將軍、サンジャヤ・アーカーサゴッタ婆羅門〕 (**Sāvattihī**)<sup>(1)</sup>（\*ある所用で）…Ujuññā（\*世尊を問訊礼拝するために）…**Kaṇṇakattthala Migadāya**（\*世尊から四姓の清浄や諸天など、教えを聞く）

(1) パセーナディ王 やヴィドゥーダバ將軍たちがサーヴァッティ（Sāvattihī）からウジュンニャー（Ujuññā）にやって来たと推定。MN.A. (vol.III p.356) によれば、「‘ウジュンニャー’とは、ウジュンニャーというその国でも、都市でもある名前、世尊はウジュンニャー都市に依止して住される（Uruññāyan ti Uruññā ti tassa raṭṭhassa pi nagarassa pi etadeva nāmaṃ, bhagavā Uruññānagaraṃ upanissāya viharati）」とあって、Ujuññā の規模を示す属性は「国（raṭṭha）」であって、しかも「都市（nagara）」である。

- 〈05〉『中阿含』132「頼吒憇羅經」卷一（大正 01 p.623 上）：〔釈尊〕 拘樓瘦 Kuru・罽盧吒村 Thullakoṭṭhita（北の尸撮和園 Simsapāvana）…**舎衛国**（勝林給孤独園）

- 〈06〉 『中阿含』 132 「頼吒憍羅經」 卷一（大正 01 p.623 上）：[頼吒憍羅比丘] 拘楼瘦・  
 鍬蘆吒村（\*世尊のもとで出家し、阿羅漢を得て 9～10 年経過後、世尊のもとへ）…**舍衛国**  
 （勝林給孤独園 \*世尊の許可を得て、父母との再会の約束を果たすために）…拘楼瘦・鍬蘆吒  
 村（北の尸提和園 \*再会の約束を果たし、父母と拘牟婆王を教化する）
- 〈07〉 『中阿含』 156 「梵波羅延經」（大正 01 p.678 上）：[梵志] 拘娑羅国（\*問答しよ  
 うと、大勢で世尊のもとへ）…**舍衛国**（勝林給孤独園 \*世尊の教えを聞いて、優婆塞となる）
- 〈08〉 『中阿含』 212 「一切智經」（大正 01 p.792 下）：[波斯匿王、琉璃大将、想年少  
 吉祥子婆羅門]（**舍衛城**）<sup>(1)</sup>（\*世尊を問訊礼拝するために）…鬱頭随若 Ujuññā（普棘刺  
 林 Kaṇṇakatthala \*世尊から刹利、梵志、居士、工師という四種の差別、天の有無について、教  
 えを受ける）
- （1）波斯匿王たちが舍衛城から仏在処・説処の「鬱頭随若」を訪れたと推定。
- 〈09〉 『中阿含』 213 「法莊嚴經」（大正 01 p.795 中）：[波斯匿王、長作大臣] **舍衛城**  
 （\*所為あって）…釈家・邑名城 Nagaraka（\*世尊を拜謁するため、3 拘婁舎の距離にある都邑  
 へ向けて）…弥婁離 Medaḷumpa（\*世尊に最勝の挨拶をし、「私も国王、世尊も法王。私の年齢  
 も 80、世尊も 80 歳である。世尊を生涯にわたり供養する」などと、恭敬の意を表す）
- 〈10〉 SN.003-002-004 (vol. I p.082)：[パセーナディ王] **Sāvattihī**（\*阿闍世王が攻め入っ  
 たので）…**Kāsi**（\*迎え撃つも、戦いに敗れて）…**Sāvattihī**（\*帰還する）
- 〈11〉 SN.003-002-005 (vol. I p.083)：[パセーナディ王] **Sāvattihī**（\*阿闍世王が攻め入っ  
 たので）…**Kāsi**（\*戦いに勝利し、阿闍世王を生け捕りにして）…**Sāvattihī**（\*自分の甥である  
 の思いが生じ、阿闍世王を放免する）
- 〈12〉 SN.047-013 (vol. V p.161)：[チュンダ沙弥<sup>(1)</sup>] Magadha・Nālakagāma（\*舍利  
 弗の入滅後、彼の衣鉢を携えて、阿難のもとへ）…**Sāvattihī**（Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \*  
 阿難に告げた後、2 人で世尊に報告する）
- （1）舍利弗の侍者。
- 〈13〉 SN.055-006 (vol. V p.348)：[釈尊] **Sāvattihī**（Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \*雨安  
 居）…**Sādhuka**<sup>(1)</sup>
- （1）註釈書 SN.A. (vol. III p.278) によれば、「‘サードゥカに住む’とは、サードゥカと  
 名づける自己（イシダッタとプラーナの 2 人の大工）が受用する村に住んでいた  
 （Sādhuke paṭivasantī ti Sādhuka-nāmake attano bhoga-gāmake vasanti）」とある  
 ので、その規模を示す属性は「小村（gāmaka）」である。
- 〈14〉 『雑阿含』 057（大正 02 p.013 下）：[釈尊] **舍衛国**（祇樹給孤独園）…西方国土の  
 人間…半闍国 Pañcāla・波陀聚落 Pārileyyaka<sup>(1)</sup>（跋陀薩羅樹下 bhaddasāla-mūla）
- （1）Pārileyyaka は、パーリ文献ではチェーティ国、漢訳ではパンチャーラ国とする。『モ  
 ノグラフ』第 15 号「その他国篇」p.558 参照。
- 〈15〉 『雑阿含』 057（大正 02 p.013 下）：[阿難と比丘] **舍衛国**（精舎=祇樹給孤独園 \*  
 侍者にも告げず、独りで遊行に出られた世尊の後を追って）…西方（\*到着後、人間を遊行して北  
 へ）…半闍国・波陀聚落（\*世尊の教えを受ける）
- 〈16〉 『雑阿含』 092（大正 02 p.023 下）：[釈尊] 拘薩羅…**舍衛国**（祇樹給孤独園）
- 〈17〉 『雑阿含』 093（大正 02 p.024 中）：[釈尊] 拘薩羅…**舍衛国**（祇樹給孤独園）
- 〈18〉 『雑阿含』 830（大正 02 p.213 上）：[釈尊] 崩伽闍 Paṅkadhā<sup>(1)</sup>（崩伽耆の林）…

**舎衛国** (祇樹給孤独園)

(1) Pañkadhā は、AN.003-009-090 (vol. I p.236) では「コーサラの町 (Pañkadhā nāma Kosalānaṃ nigamo)」とする。

- 〈19〉 『雑阿含』 860 (大正 02 p.218 下) : [釈尊] **舎衛国** (祇樹給孤独園 \*雨安居) …鹿径沢 Sādhuka
- 〈20〉 『雑阿含』 991 (大正 02 p.258 上) : [比丘] **舎衛国** (祇樹給孤独園 \*城内で乞食中に、鹿住優婆夷に答えた事柄を世尊に確認するため、雨安居を過ごした後、世尊のもとへ) …釈氏・弥城留利邑 Medaḷumpa (\*世尊に鹿住優婆夷の件を報告すると、「人と人との間にある根の優劣は如来のみが知り得る」と答えられる)
- 〈21〉 『雑阿含』 1072 (大正 02 p.278 中) : [僧迦摩比丘] 拘薩羅 (\*人間を遊行して) …**舎衛国** (祇樹給孤独園 \*出家以前の妻が訪れ、子どもを養育するように要求される)
- 〈22〉 『雑阿含』 1236 (大正 02 p.338 中) : [波斯匿王] **舎衛城** (\*阿闍世王が攻め入ったので、四軍を集めて) …拘薩羅国 (\*阿闍世王を迎え撃つも、敗走して) …**舎衛城** (\*帰還する)
- 〈23〉 『雑阿含』 1237 (大正 02 p.338 下) : [波斯匿王] **舎衛城** (\*阿闍世王が攻め入ったため、四軍を率いて) …拘薩羅国 (\*阿闍世王を迎え撃ち、戦勝して) …**舎衛国** (祇樹給孤独園 \*阿闍世王を生け捕りにすると、世尊のもとを訪問する)
- 〈24〉 『雑阿含』 1155 (大正 02 p.307 下) : [釈尊] 拘薩羅…**舎衛国** (祇樹給孤独園)
- 〈25〉 『雑阿含』 1226 (大正 02 p.334 下) : [釈尊] 拘薩羅…**舎衛国** (祇樹給孤独園)
- 〈26〉 『別訳雑阿含』 011 (大正 02 p.376 中) : [僧迦摩比丘] 驕薩羅国 (\*遊行して) …**舎衛国** (祇樹給孤独園 \*元の妻が赤ん坊を連れて来ても、見向きもしなかったため、妻が引き取る)
- 〈27〉 『別訳雑阿含』 053 (大正 02 p.391 下) : [釈尊] 俱薩羅国…**舎衛城** (祇樹給孤独園)
- 〈28〉 『別訳雑阿含』 063 (大正 02 p.395 下) : [波斯匿王] **舎衛国** (\*阿闍世王が挙兵すると、応戦するために) …(迦尸国) (1) (\*交戦するも、敗走して) …**舎衛国** (\*逃げ帰る)
- (1) 対応経 SN.003-002-004 により交戦地をカーシ (Kāsi) 国と推定。
- 〈29〉 『別訳雑阿含』 064 (大正 02 p.395 下) : [波斯匿王] **舎衛国**…(迦尸国) (1) (\*阿闍世王と戦い、戦勝して) …**舎衛国** (祇樹給孤独園 \*阿闍世王を捕らえ、一緒に世尊のもとを訪れる)
- (1) 上記 〈28〉 の註 (1) と同じ。
- 〈30〉 『別訳雑阿含』 078 (大正 02 p.401 上) : [釈尊] 俱薩羅国…**舎衛国** (祇樹給孤独園)
- 〈31〉 『別訳雑阿含』 258 (大正 02 p.463 下) : [釈尊] 俱薩羅…**舎衛国** (祇樹給孤独園)
- 〈32〉 『別訳雑阿含』 259 (大正 02 p.464 中) : [釈尊] 俱薩羅…**舎衛国** (祇樹給孤独園)
- 〈33〉 『増一阿含』 024-002 (大正 02 p.615 中) : [釈尊] **舎衛国** (祇樹給孤独園) …雪山 Himavanta…拔祇城…**舎衛** (祇洹精舎)
- 〈34〉 『増一阿含』 033-001 (大正 02 p.681 下) : [悪生王 Dujjāta? (1)] 般闍羅国 Pañcāla…**舎衛国** (\*五王 (2) が園観の一処に集合して、五欲についての議論も、主張が異なるために) …**舎衛国** (祇樹給孤独園 \*波斯匿王の主導で、世尊のもとを訪問する)
- (1) 悪生王 Dujjāta? は『赤沼』 p.175 参照
- (2) 五王については、『増一阿含』 036-005 (大正 02 p.703 中) を参照した。

- 〈35〉 『増一阿含』 033-001 (大正 02 p.681 下) : [優陀延王 Udaya (1)] 南海…**舎衛国**  
 (\*五王が園觀の一処に集合して、五欲について議論も主張が異なるために) …祇樹給孤独園 (\*  
 波斯匿王の主導で、世尊のもとを訪問する)  
 (1) 優陀延王 Udaya は『赤沼』 p.696 参照
- 〈36〉 『増一阿含』 038-010 (大正 02 p.724 中) : [波斯匿王、御者] **舎衛城** (\*遊觀へ出  
 かけるため、車にて) …園觀 (\*世尊に会いたくなり、園觀から 3 由旬の距離にある鹿堂村へ向け  
 て) …釈種・鹿堂村 Medaḷumpa (の講堂 \*世尊から「延寿を願うならば、法を以て国を治めよ」  
 との教えを受ける)
- 〈37〉 *Udāna* 002-005 (p.013) : [一人の優婆塞] **Ichchānaṅgala** (\*ある所用で) …  
**Sāvattihī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \*所用を終えた後、世尊のもとで教えを受ける)
- 〈38〉 *Udāna* 005-006 (p.057) : [ソーナ・コーティカシナ] **Avanti・Kururaghara** の  
**Pavatta pabbata** (\*雨安居を終えた後、世尊を問訊礼拝するため、マハーカッチャーナの許可を  
 得て) …**Sāvattihī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \*世尊に出会い、法臘を尋ねられると、「1  
 歳」と答え、出家が遅れた理由を告げる)
- 〈39〉 *Suttanipāta* 002-007 (p.050) : [大家産家の婆羅門] **Kosala** (\*教えを聞くため、複  
 数で世尊のもとを訪れて) …**Sāvattihī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \*教えを聞いて優婆塞と  
 なる)
- 〈40〉 『僧祇律』 「波羅夷 001」 (大正 22 p.234 上) : [一人の比丘] 南方 (\*南方より来  
 て) …**舎衛城** (\*身体が柔軟であったので、口で淫をなし、世尊に波羅夷と判定される)
- 〈41〉 『根本有部律』 「波羅市迦 002」 (大正 23 p.643 下) : [60 人の比丘] ある聚落  
 (\*人間を遊行して到着すると、長者から税物の白晷を施されるも、可税物の制戒があるので、受  
 け取らずして) …税関…**室羅伐** (\*世尊に報告すると、「染めればよい」と制戒される)
- 〈42〉 『根本有部律』 「波羅市迦 002」 (大正 23 p.644 中) : [六群比丘] **室羅伐城** (\*  
 北方の商人と同道して) …北方 (\*やせた土地で、人柄も粗雑で、悪犬などもいたので、嫌気がさ  
 して、中国へ) …中国 Majjhima-desa, Majjhima-janapada (\*途中で、中国からの商人と出会い、  
 その商人と同道して) …**室羅伐城** (\*税を免れるため、商人に私路を教え、城内に導くと、税官  
 に非難される)
- 〈43〉 『根本有部律』 「波羅市迦 002」 (大正 23 p.648 中) : [南方の比丘尼] 南方 (\*世  
 尊を礼拝するために) …**室羅伐城** (逝多林給孤独園 \*世尊の教えを聞いた後、東方の比丘尼に  
 声をかけたが、言葉が通じなかった)
- 〈44〉 『根本有部律』 「波羅市迦 002」 (大正 23 p.648 中) : [東方の比丘尼] 東方 (\*世  
 尊を問訊礼拝するために) …**室羅伐城** (逝多林給孤独園 \*世尊の教えを聞いた後、南方の比丘  
 尼が声をかけたが、言葉が通じなかった)
- 〈45〉 『十誦律』 「波羅夷 003」 (大正 23 p.010 下) : [父子比丘] 僑薩羅国 (\*父と子で  
 遊行して) …嶮道 (\*日没が迫り、子が父を急がせて死亡させる) …**舎衛城** (\*子が世尊に報告  
 すると、世尊は無犯と判定される)
- 〈46〉 『十誦律』 「波羅夷 003」 (大正 23 p.010 下) : [父子比丘] 僑薩羅国 (\*舎衛城へ  
 向けて共に遊行して) …ある聚落 (\*夜になり、子の提言で、空地で宿泊し、父が虎に噛まれて死  
 亡する) …**舎衛城** (\*子が世尊に報告すると、世尊は無犯と判定される)

- 〈47〉 『根本有部律』 「波羅市迦 003」 (大正 23 p.664 下) : [琉璃太子] **室羅伐城** (\*波斯匿王の命により、賊を捕らえるため、派遣されて) …**国境** (\*摩竭提国と拘薩羅国の境で、商人を襲った 60 人の賊を捕らえて) …**室羅伐城** (\*屍林にて処罰する)
- 〈48〉 『十誦律』 「波羅夷 004」 (大正 23 p.012 中) : [比丘] 僑薩羅国・空閑処 (\*別相観により定を得て) …**舍衛国** (\*世尊のもとを訪れて「阿羅漢を得た」と語って) …聚落近くの僧房 (\*しばしば女性を見て、貪欲や瞋恚を起し、自らの罪を恥じる)
- 〈49〉 『根本有部律』 「波羅市迦 003」 (大正 23 p.664 下) : [摩竭提国の商人] 摩揭陀 …**国境** (\*摩竭提国と拘薩羅国の境界で、賊に襲われて) …**室羅伐城** (\*波斯匿王に訴える)
- 〈50〉 『根本有部律』 「波羅市迦 003」 (大正 23 p.664 下) : [60 人の賊] **国境** (\*摩竭提国と拘薩羅国の境に賊が住し、商人を襲っていたが、波斯匿王に派遣された琉璃太子に捕まって) …**室羅伐城**…**屍林** (\*手足を斬られる)
- 〈51〉 『パーリ律』 「僧残 013」 (vol.Ⅲ p.179) : [一人の比丘] **Kāsi** (\*雨安居を過ごした後、世尊を問訊礼拝するために遊行して) …**Kiṭāgiri** (\*この地でアッサジやプナッバスの行状を見て) …**Sāvattḥi** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \*世尊に 2 人の行状を報告する)
- 〈52〉 『パーリ律』 「僧残 013」 (vol.Ⅲ p.179) : [舍利弗、目連] **Sāvattḥi** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \*世尊の命により、アッサジとプナッバスのもとへ派遣されて) …**Kiṭāgiri** (\*駆出羯磨をなそうとするも、2 人は罪を認めず、誹謗した揚げ句に、還俗してしまう)
- 〈53〉 『四分律』 「僧残 012」 (大正 22 p.596 下) : [比丘] 迦尸国 (\*遊行して) …**鞞連** **Kiṭāgiri** (\*止宿し、翌朝に行乞したとき、馬師と満宿の悪行を知って) …**舍衛国** (祇樹給孤独園 \*世尊に 2 人の悪行を報告する)
- 〈54〉 『四分律』 「僧残 012」 (大正 22 p.596 下) : [舍利弗と目連と 500 人の比丘] **舍衛国** (祇樹給孤独園 \*世尊の命により、馬師と満宿の 2 人の比丘に、擯羯磨をなすために派遣されて) …**迦尸国** (\*遊行して) …**鞞連** (\*羯磨をなし終えた後に、再び世尊のもとへ) …**舍衛国** (祇樹給孤独園 \*世尊に報告する)
- 〈55〉 『五分律』 「僧残 013」 (大正 22 p.021 下) : [舍利弗、目連] 迦夷…吉羅邑 **Kiṭāgiri** (\*富闍と優樓伽という 2 人の優婆塞から、馬師と満宿の悪行を訴えられて) …**舍衛城** (\*世尊に 2 人の悪行を報告する)
- 〈56〉 『五分律』 「僧残 013」 (大正 22 p.021 下) : [阿難と 500 人の比丘] **舍衛城** (\*世尊の命により、馬師と満宿に駆出羯磨をなすため、500 人の比丘と共に派遣されて) …吉羅邑 (\*2 人を諫めても、罪を認めなかった)
- 〈57〉 『十誦律』 「僧残 012」 (大正 23 p.026 中) : [阿難] 迦尸国 (\*舍衛城へ向けて) …**黒山邑** **Kiṭāgiri** (\*優樓伽という賢者から馬師と満宿の悪事を聞いて) …**舍衛国** (\*世尊に 2 人の悪事を報告する)
- 〈58〉 『十誦律』 「僧残 012」 (大正 23 p.026 中) : [阿難] **舍衛城** (\*世尊の命により、馬師と満宿に駆出羯磨を与えるため、派遣されて) …**黒山** (\*駆出羯磨を与え終ると、2 人が不平を漏らす)
- 〈59〉 『僧祇律』 「僧残 013」 (大正 22 p.286 下) : [優婆塞] 迦尸・黒山聚落 **Kiṭāgiri** (\*六群比丘の悪行を、世尊に訴えるために) …**舍衛城** (\*世尊に会い、彼らの非法を告げる)
- 〈60〉 『僧祇律』 「僧残 013」 (大正 22 p.286 下) : [阿難と 30 人の比丘] **舍衛城** (\*世

尊の命により、六群比丘を駆遣羯磨にかけるため、30人の比丘らと共に派遣されて) ⇨迦尸・黒山聚落 (\*さらに30人の比丘が加わると、彼らは「総勢60人の比丘が来る」と聞き、恐れをなして懺悔する者や逃亡する者が出るも、阿難らは残りの者を羯磨にかけ、戻って世尊に報告する)

- 〈61〉『僧祇律』「僧残013」(大正22 p.286下) : [六群比丘] 黒山聚落 (\*世尊に呼び出されて) …**舎衛城** (\*世尊に呵責される)
- 〈62〉『根本有部律』「僧伽伐尸沙012」(大正23 p.705上) : [阿難] 迦尸国 (\*人間を遊行して) …**枳吒山 Kitāgiri** ⇨**枳吒山聚落** (\*乞食中に、馬師と満宿と半豆盧呬得迦の悪行を聞いて) …**室羅伐城** (給園=祇樹給孤独園 \*世尊に3人の悪行を報告する)
- 〈63〉『根本有部律』「僧伽伐尸沙012」(大正23 p.705上) : [阿難と60人の比丘] **室羅伐城** (逝多林給孤独園 \*世尊の命により、駆遣羯磨をなすため、60人の比丘と共に派遣されて) ⇨**枳吒山聚落** (\*駆遣羯磨を終えた後、戻って世尊に報告する)
- 〈64〉『根本有部律』「僧伽伐尸沙012」(大正23 p.705上) : [半豆盧呬得迦] 枳吒山聚落 (\*駆遣羯磨をかけられる前に、悪行を懺悔しようと、舎衛城へ向けて) …**室羅伐城** (逝多林給孤独園 \*世尊を礼拝した後、比丘らのもとで懺悔する)
- 〈65〉『根本有部律』「僧伽伐尸沙012」(大正23 p.705上) : [馬師] 枳吒山聚落 (\*駆遣羯磨にかけられた後、世尊に許しを乞おうと、舎衛城へ向けて) …**室羅伐城** (逝多林給孤独園 \*先に来た半豆盧呬得迦らが駆遣羯磨にもかけられず、懺悔で出罪しているのを知ると、「同罪者同士にもかかわらず差別がある」と、不服を言う)
- 〈66〉『パーリ律』「捨墮016」(vol.Ⅲ p.233) : [一人の比丘] **Kosala** (\*舎衛城へ向け、遊行して) …道中 (\*羊毛を得ると、それを持ち3由旬の道りを経て) …**Sāvattthī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \*到着したとき、比丘らに「人々に嘲笑されながらやって来た」と、道中でのことを話す)
- 〈67〉『四分律』「捨墮006」(大正22 p.608下) : [比丘] 拘薩羅国 (\*雨安居を終えた後、世尊を拝謁するために) …道中 (\*賊に遭遇し、衣鉢を盗まれて) …**舎衛城** (祇桓=祇樹給孤独園 \*到着すると、露形の尼犍子と間違えられる)
- 〈68〉『五分律』「捨墮006」(大正22 p.027下) : [比丘] 道中 (\*商人と随行し、道に迷った揚げ句に、賊と遭遇し、身ぐるみを剥がされて) …**舎衛城** (祇桓=祇樹給孤独園 \*裸のまままで到着する)
- 〈69〉『十誦律』「尼薩耆003」(大正23 p.041上) : [優波那先と500人の比丘] 僇薩羅 (\*500人の比丘と共に遊行して) …**舎衛国** (祇桓=祇樹給孤独園 \*世尊のもとを訪れると、そのとき4ヵ月間の燕坐中にもかかわらず、「頭陀行の比丘とは随意に会う」と、世尊から許可を得る)
- 〈70〉『十誦律』「尼薩耆006」(大正23 p.044下) : [波羅比丘] 僇薩羅国 (\*舎衛国へ向け、遊行して) …道中 (\*賊に遭遇して衣を奪われるも、制戒があって非親里から衣を乞えず、裸体のまままで) …**舎衛国** (祇桓=祇樹給孤独園 \*六群比丘から衣を借り、世尊のもとを訪れて、道中での出来事を報告する)
- 〈71〉『十誦律』「尼薩耆016」(大正23 p.049下) : [比丘] 僇薩羅国 (\*商人らと同道して) …嶮道 (\*羊毛を満載した車軸が折れ、商人から羊毛を布施され、それを携えて) …**舎衛国** (\*世尊に道中での出来事を報告する)

- 〈72〉 『僧祇律』 「尼薩耆波夜提 006」 (大正 22 p.302 上) : [60 人の比丘] 北方 (\*舎衛城へ向けて、世尊を拜謁するために) …道中 (\*賊に衣を奪われて) …**舎衛城** (祇桓精舎 \*裸形のままで到着し、比丘らに衣を与えられ、世尊のもとを訪れる)
- 〈73〉 『僧祇律』 「尼薩耆波夜提 007」 (大正 22 p.303 上) : [60 人の比丘] 北方 (\*舎衛城へ向けて) …道中 (\*賊に遭遇して、衣を奪われるも、梵行人から衣を得て) …**舎衛城** (祇桓精舎 \*到着すると、失衣を知った跋難陀から「城内の居士から衣を乞えばよい」と、誘いをかけられる)
- 〈74〉 『僧祇律』 「尼薩耆波夜提 016」 (大正 22 p.309 中) : [比丘] (**舎衛城**) (1) (\*北方へ向けて) …北方 (\*世尊や仏弟子たちを讃歎し、祇樹給孤独園や安陀林を讃歎する)  
(1) 舎衛城を出発地と推定。
- 〈75〉 『僧祇律』 「尼薩耆波夜提 016」 (大正 22 p.309 中) : [60 人の比丘] 北方 (\*北方へ来た比丘らから、世尊や仏弟子、祇樹給孤独園などの諸施設を讃歎するのを聞き、礼拝しようと、贈り物の羊毛を各自携え、あちこちの村や町に立ち寄り、舎衛城へ向けて) …**舎衛城** (\*世尊のもとを訪れ、道中での出来事を告げる)
- 〈76〉 『僧祇律』 「尼薩耆波夜提 022」 (大正 22 p.315 上) : [60 人の比丘] 北方 (\*世尊を拜謁するために) …道中 (\*賊に遭遇し、鉢を奪われて) …**舎衛城** (祇洹精舎 \*無鉢のままで到着し、梵行者から鉢を与えられ、世尊のもとを訪れる)
- 〈77〉 『僧祇律』 「尼薩耆波夜提 022」 (大正 22 p.315 中) : [60 人の比丘] 北方 (\*無鉢のまま、祇樹給孤独園へ向けて) …**舎衛城** (祇桓=祇樹給孤独園 \*到着すると、失鉢を知った難陀と跋難陀から「城内の居士から鉢を乞えばよい」と声をかけられる)
- 〈78〉 『根本有部律』 「泥薩祇波逸底迦 015」 (大正 23 p.737 上) : [北方の商人] 北方 (\*「仏が世に出現された」と聞いて、交易利潤と三宝供養のため、500 人の商人らと共に、北方の貨物を携え、須達長者のもとへ向かう) …中国 Majjhima-desa, Majjhima-janapada…**室羅伐城** (祇樹給孤独園 \*須達長者と共に、世尊のもとを訪問し、僧伽に敷具を布施する)
- 〈79〉 『根本有部律』 「泥薩祇波逸底迦 016」 (大正 23 p.738 上) : [六群比丘] **室羅伐城** (逝多林給孤独園 \*あちこち遊行しようと相談し、泥波羅国 Skt. Nepāla へ向かう商人らと共に、遊行に出かけて) …泥波羅国 (\*到着するも、日を経ずして、嫌気がさし、中国へ向かう商人らと共に、帰路に就く) …道中 (\*商人の一台の車軸が折れたので、羊毛を担いで) …一聚落 (\*盗賊と間違えられて) …税関 (\*商人と間違えられて) …逝多門 (\*運んできた羊毛を、寺の中に置き、山の如く積んでみせる)
- 〈80〉 『根本有部律』 「泥薩祇波逸底迦 016」 (大正 23 p.738 上) : [商人] **室羅伐城** (\*六群比丘と同道して、泥波羅国へ向かう) …泥波羅国 (\*六群比丘が戻るために、同道できる商人を紹介する)
- 〈81〉 『根本有部律』 「泥薩祇波逸底迦 019」 (大正 23 p.741 下) : [北方の商人] 北方 (\*世尊の評判を耳にし、交易利潤と三宝供養のために、北方の貨物を携え、中国へ向けて) …中国…**室羅伐城** (\*城内にいた一人の露形外道を、世尊と勘違いし、高価なものを施してしまう)
- 〈82〉 『根本有部律』 「泥薩祇波逸底迦 029」 (大正 23 p.757 上) : [羅睺羅] 釈迦処・販葦人聚落⇔**室羅伐城** (\*ある用事で舎衛城に出かけている間に、長者から施与された住処が僧伽に寄進されたしまったので、販葦人聚落に滞在中の世尊に質問すると、「むやみに廻施しては

ならない」という判定を受ける)

- 〈83〉『パーリ律』「波逸提 006」(vol.IV p.017) : [阿那律] **Kosala** (\*舎衛城へ行こうとして) …一村落の休息所 **āvasathāgāra** (\*女性の旅人と同宿し、彼女を教化した後に) …**Sāvattthī** (\*到着すると、比丘たちに道中でのことを告げる)
- 〈84〉『パーリ律』「波逸提 031」(vol.IV p.070) : [舍利弗] **Kosala** (\*舎衛城へ行こうとして) …ある施食処 **āvasatha** (\*食後、激しい病に襲われ、その日のうちに立ち去ることが出来ず、翌日の食事を断って) (16) …**Sāvattthī** (\*到着すると、比丘たちに告げる)
- (1) 翌日の食事を断ったのは「日々、施食処で食を受けてはならない」という制戒があるため、このことから「施食処」が舎衛城から1日ほどの距離にあったと推定される。
- 〈85〉『パーリ律』「波逸提 036」(vol.IV p.083) : [2人の比丘] **Kosala** (\*舎衛城へ向けて) …道中(\*一人の比丘が非法を行じ、もう一人の比丘が注意すると、恨みを抱いたままで) …**Sāvattthī** (\*到着すると、恨みを抱いた比丘が親里からもらった食を、注意した比丘に無理矢理食べさせ、「残食以外を食した」と非難する)
- 〈86〉『パーリ律』「波逸提 067」(vol.IV p.132) : [一人の比丘] **Kosala** (\*舎衛城へ向かって) …一村落(\*村の門を通過したとき、夫婦喧嘩で家出した婦人と出会い、そのまま同道して) …**Sāvattthī** (\*到着すると、比丘たちに道中での出来事を告げる)
- 〈87〉『パーリ律』「波逸提 084」(vol.IV p.161) : [比丘] **Kāsi** (\*多数の比丘たちが遊行して) …須達長者の農作村(\*使用人が接待してくれたが、その人が指輪を外したままで農作業に出掛けてしまったので、戻ってくるのを待っていると、逆に誤解を受けて) …**Sāvattthī** (\*到着して、そのときの出来事を他の比丘たちに告げる)
- 〈88〉『パーリ律』「波逸提 085」(vol.IV p.165) : [比丘] **Kosala** (\*多数の比丘たちが舎衛城へ向けて) …一村落(\*夕刻に到着したため、制戒があって村に入れず (1)、盗賊に略奪されて) …**Sāvattthī** (\*到着して、世尊に告げる)
- (1) 村に入れなかったのは「非時に村に入ってはならない」という制戒があったためである。
- 〈89〉『パーリ律』「波逸提 085」(vol.IV p.165) : [一人の比丘] **Kosala** (\*舎衛城へ向けて) …一村落(\*夕刻に到着すると、村人は入るように勧めてくれたが、制戒があって村に入れず、盗賊に身ぐるみを剥がされて) …(**Sāvattthī**) (1)
- (1) 到着地をサーヴァッティ (Sāvattthī) と推定。なお村に入れなかったのは「他の比丘に告げず、非時に村に入ってはならない」という制戒があったためである。
- 〈90〉『四分律』「単提 004」(大正 22 p.637 上) : [阿那律] **舎衛国** (\*拘薩羅国へ向けて) …拘薩羅国…道中の一村(\*宿泊する際に、婬女に誘惑されるも、教化して優婆夷にした後に、戻って) …僧伽藍 (1)
- (1) 舎衛国の祇樹給孤独園と推定される。
- 〈91〉『四分律』「単提 016」(大正 22 p.645 上) : [六群比丘、十七群比丘] 拘薩羅国(\*道路をいきつつ) …道中の聚落(\*無比丘の聚落で、両グループが坐具をめぐるって揉めて) …**舎衛国** (祇樹給孤独園 \*揉め事を聞いた少欲知足の比丘が世尊に報告する)
- 〈92〉『四分律』「単提 027」(大正 22 p.652 上) : [六群比丘と六群比丘尼] 拘薩羅国(\*両グループが一緒に遊行し、居士から非難の声が出て) …(**舎衛国**) (1) (\*居士の非難を聞いた少欲知足の比丘が世尊に報告する)

(1) 六群比丘と六群比丘尼が仏在処・説処の「舎衛国の祇樹給孤独園」に到着したと推定。

- 〈93〉『四分律』「单提 031」（大正 22 p.654 下）：[舍利弗] 拘薩羅国（\*遊行して）…無住処村（\*一食して病気になるが、制戒があるので、無理して立ち去ると、ますます病が重くなって）…**（舎衛国）** (1)（\*比丘が世尊に告げる）  
 (1) 舍利弗は舎衛城に到着していないが、取りあえず仏在処・説処の「舎衛国の祇樹給孤独園」を目的地と推定。なお無理して去ったのは「一住処で一食（一宿）以上食してはならない」という制戒があったためである。
- 〈94〉『四分律』「单提 041」（大正 22 p.664 中）：[釈尊] 拘薩羅国…**舎衛国**
- 〈95〉『四分律』「单提 041」（大正 22 p.664 中）：[一人の梵志] **舎衛国**（\*僧伽で残った餅を貰って食した後、拘薩羅国へ向かって）…**拘薩羅国**（\*道すがら、一人の篤信の瞻相婆羅門と出会い、餅の件を告げる）
- 〈96〉『四分律』「单提 082」（大正 22 p.691 中）：[比丘] 拘薩羅国（\*先をゆく外道弟子である居士の後を、多数の比丘らが歩んで）…道中（\*置き忘れた居士の財布を見つけて預かると、忘れ物をとりに戻ってきた居士に言いがかりをつけられて）…**舎衛国**（祇樹給孤独園 \*波斯匿王のもとで裁判となる）
- 〈97〉『四分律』「单提 082」（大正 22 p.691 中）：[比丘] 拘薩羅国（\*多数の比丘らが歩んで）…ある無住処村（巧師の家 \*宿泊することになるも、巧師が金や銀の細工物を置いたまま外出したので、夜、眠れずに）…**舎衛国**（祇樹給孤独園 \*世尊に報告する）
- 〈98〉『五分律』「墮 077」（大正 22 p.068 上）：[比丘] 拘薩羅国（\*外道と共に行き、賊に遭遇し、衣鉢を略奪されて）…ある要塞（\*王兵が賊から衣を取り返すも、外道のものか比丘のものかわからず）…**舎衛城**（\*世尊のもとへやって来て、世尊に報告する）
- 〈99〉『十誦律』「波夜提 001」（大正 23 p.063 中）：[論議師] 南天竺（\*智慧で腹が裂けるのを恐れて、腹に銅板を巻き、闇を照らすために、頭にはたいまつをかかげて、舎衛国へ）…**舎衛国**（\*訶咤比丘が対論相手となるも、彼は恐れをなし、王舎城へ逃亡してしまう）
- 〈100〉『十誦律』「波夜提 024」（大正 23 p.083 上）：[比丘と比丘尼] 憍薩羅国（\*比丘尼らが舎衛国へ向け、遊行して）…険道（\*比丘尼らは比丘が来るのを待ち構えるも、制戒があるので比丘と同道してもらえず、比丘らの後方を歩いていると、賊に遭遇し、衣類を奪われて）…**舎衛国**（\*比丘らは到着すると、世尊に報告する）
- 〈101〉『十誦律』「波夜提 025」（大正 23 p.083 下）：[比丘と比丘尼] 憍薩羅国（\*比丘尼らが舎衛城へ向け、遊行して）…河（\*渡河のため、乗船するとき、比丘らが比丘尼らを押しつけ、制戒を理由に、彼女たちを乗船させなかったため、比丘尼らは岸辺で一夜を過ごすことになり、夜、賊に遭遇し、衣を奪われて）…**舎衛城**（\*比丘らは到着すると、世尊に告げる）
- 〈102〉『十誦律』「波夜提 032」（大正 23 p.089 中）：[六群比丘] 憍薩羅国（\*舎衛城へ向け、遊行して）…福德舎（\*居士らが供養してくれるので、居座る）…**舎衛城**
- 〈103〉『十誦律』「波夜提 032」（大正 23 p.089 下）：[舍利弗] 憍薩羅国（\*舎衛国へ向け、遊行して）…福德舎（\*風病を患うも、宿泊すれば突吉羅となると考え、無理を押し世尊のもとへ）…**舎衛国**（\*到着すると、世尊に報告する）
- 〈104〉『十誦律』「波夜提 036」（大正 23 p.094 中）：[比丘] 憍薩羅国（\*舎衛国へ向け、船に乗って）…聚落（\*着岸して乞食し、徒歩で船を追うも、獅子や虎に遭遇したり、棘などに阻

まれることもあるので、岸辺の居士らが食事に招待してくれたが、世尊の許可がないとの理由で断つて) …**舎衛国** (\*世尊に報告する)

- 〈105〉『十誦律』「波夜提 059」(大正 23 p.109 上) : [比丘] 憍薩羅国 (\*舎衛国へ向け、商人と同道して) …**險道** (\*賊に遭遇し、衣を奪われるも、仏法に好意を寄せていたので、返されたが、所有者がわからずして) …**舎衛国** (\*到着すると、世尊に報告する)
- 〈106〉『十誦律』「波夜提 060」(大正 23 p.110 中) : [比丘] 憍薩羅 (\*舎衛国へ向けて遊行し、砂埃のため、身体が汚れて) …**舎衛国** (\*世尊に告げる)
- 〈107〉『十誦律』「波夜提 065」(大正 23 p.112 下) : [阿那律] 憍薩羅 (\*舎衛国へ向け、遊行して) …ある聚落 (\*姪女の家で宿泊し、彼女を教化して) …**舎衛国** (\*到着して、世尊に報告する)
- 〈108〉『僧祇律』「単提 028」(大正 22 p.349 中) : [一人の比丘] 南方 (\*多くの衣鉢を携えて) …**舎衛城** (\*比丘尼となった姉を訪問するため、阿難に比丘尼精舎へ案内されるも、古い衣を纏う姉に新衣を与えないでいると阿難が訝るので、「比丘尼に衣を与えてはならないという制戒があるから」と答えた。すると阿難は新衣を受け取り、世尊に許可を得ようと掛け合う)
- 〈109〉『僧祇律』「単提 041」(大正 22 p.363 中) : [釈尊] **舎衛城**…憍薩羅国…波利耶 Pārīleyyaka <sup>(1)</sup> (婆羅林 sāla-vanaṣaṇḍa の賢樹下 bhaddasāla-mūla \*3 カ月滞在)
- (1) Pārīleyyaka はパーリ文献ではチーティ国、漢訳ではパンチャラ国とする。『モノグラフ』第 15 号「その他国篇」p.558 参照。
- 〈110〉『僧祇律』「単提 041」(大正 22 p.365 上) : [難提、金毘羅、跋陀羅] 塔山 <sup>(1)</sup> (\*雨安居を終えた後、雨浴衣を着て、世尊のもとへ) …**舎衛城** (\*世尊が彼らの雨浴衣を見て質問される)
- (1) 塔山は『僧祇律』「単提 069」(大正 22 p.381 下) によれば、阿那律が塔山で夏安居を終え、舎衛城へ向かう途上、夕暮れとなってある聚落で宿泊し、翌日には世尊のもとにやって来るので、舎衛城から 1～2 日程度の距離にある山と推定される。
- 〈111〉『僧祇律』「単提 050」(大正 22 p.372 上) : [釈尊] **舎衛城** (\*雨安居) …憍薩羅国
- 〈112〉『僧祇律』「単提 069」(大正 22 p.381 下) : [阿那律] 塔山 <sup>(1)</sup> (\*雨安居を終えた後、世尊を問訊礼拝するために) …ある聚落 (\*行路の途中で、母と娘だけの家で一泊すると、夜、娘が入室しそうになる) …**舎衛城** (\*翌日、世尊のもとへやって来て報告する)
- (1) 上記〈110〉の註(1)参照。
- 〈113〉『根本有部律』「波逸底迦 001」(大正 23 p.761 中) : [一人の若い婆羅門] 中国 Majjhimesa, Majjhima-janapada (\*勉強のために) …南方 (\*婆羅門に弟子入りし、勉強した後に、師と他の弟子らと共に遊行して) …**室羅伐城** (\*訶哆比丘と議論することになるも、対論を避けようとして、訶哆比丘に嘘をつかれる)
- 〈114〉『根本有部律』「波逸底迦 015」(大正 23 p.783 下) : [2 人の比丘] 南方 (\*年老いた比丘と年少の比丘が、世尊を問訊礼拝するため、相伴って) …**室羅伐城** (逝多林給孤独園 \*2 人の比丘が去った後、世尊は精舎内を巡られる)
- 〈115〉『根本有部律』「波逸底迦 024」(大正 23 p.805 上) : [釈尊] **室羅伐城** (逝多林給孤独園) …摩揭陀国
- 〈116〉『根本有部律』「波逸底迦 032」(大正 23 p.816 上) : [鄢陀夷 <sup>(1)</sup>] 南方 (\*議

論する相手を求めて) …**室羅伐城** (逝多林 \*舎利弗に論破されて、彼の弟子となって具足戒を受ける)

(1) 鄢陀夷は順世外道 (Lokāyata) の論師。

- 〈117〉 『根本有部律』 「波逸底迦 033」 (大正 23 p.819 中) : [北方の隊商] 北方…**室羅伐城** (\*城外で宿泊し、後日、放牧のために、草の豊富な村へ移動して) …ある村
- 〈118〉 『根本有部律』 「波逸底迦 045」 (大正 23 p.831 上) : [一人の大將とその軍隊] **室羅伐城**⇨**憍薩羅国・辺隅** (\*波斯匿王の命令で、辺国の反乱を鎮圧するために出征するも、失敗して帰還する)
- 〈119〉 『根本有部律』 「波逸底迦 045」 (大正 23 p.831 上) : [波斯匿王とその軍隊] **室羅伐城**…**憍薩羅国・辺隅** (\*辺国の反乱を鎮圧するために、自ら出征する)
- 〈120〉 『根本有部律』 「波逸底迦 045」 (大正 23 p.831 上) : [波斯匿王の使者] **憍薩羅国・辺隅** (\*出征地にて、王の命により、使者として世尊のもとへ派遣されて) …**室羅伐城** (逝多林給孤独園 \*王の意向を伝え、世尊は了解される)
- 〈121〉 『根本有部律』 「波逸底迦 046」 (大正 23 p.831 下) : [一人の大將とその軍隊] **室羅伐城**⇨**憍薩羅国・辺隅** (\*波斯匿王の命令で、辺国の反乱を鎮圧するために出征するも、失敗して帰還する)
- 〈122〉 『根本有部律』 「波逸底迦 046」 (大正 23 p.831 下) : [波斯匿王とその軍隊] **室羅伐城**…**憍薩羅国・辺隅** (\*辺国の反乱を鎮圧するために、自ら出征する)
- 〈123〉 『根本有部律』 「波逸底迦 046」 (大正 23 p.831 下) : [須達長者] **室羅伐城** (\*辺地にいた波斯匿王の招集命令に応じ、辺国の反乱を鎮圧するために) …**憍薩羅国・辺隅**
- 〈124〉 『根本有部律』 「波逸底迦 046」 (大正 23 p.831 下) : [波斯匿王の使者] **憍薩羅国・辺隅** (\*出征地にて、王の命により、使者として世尊のもとへ派遣されて) …**室羅伐城** (逝多林給孤独園 \*王の意向を伝え、世尊は了解される)
- 〈125〉 『根本有部律』 「波逸底迦 047」 (大正 23 p.832 中) : [一人の大將とその軍隊] **室羅伐城**⇨**憍薩羅国・辺隅** (\*波斯匿王の命令で、辺国の反乱を鎮圧するために出征するも、失敗して帰還する)
- 〈126〉 『根本有部律』 「波逸底迦 047」 (大正 23 p.832 中) : [波斯匿王とその軍隊] **室羅伐城**…**憍薩羅国・辺隅** (\*辺国の反乱を鎮圧するために、自ら出征する)
- 〈127〉 『根本有部律』 「波逸底迦 047」 (大正 23 p.832 中) : [須達長者] **室羅伐城** (\*辺地にいた波斯匿王の招集命令に応じ、辺国の反乱を鎮圧するために) …**憍薩羅国・辺隅**
- 〈128〉 『根本有部律』 「波逸底迦 047」 (大正 23 p.832 中) : [波斯匿王の使者] **憍薩羅国・辺隅** (\*須達長者の要請を受けた王の命により、比丘を招来するため、使者として世尊のもとへ派遣されて) …**室羅伐城** (逝多林給孤独園 \*王の意向を伝え、世尊は了解される)
- 〈129〉 『パーリ律』 「(比丘尼) 僧残 006」 (vol.IV p.228) : [比丘尼] **Kosala** (\*多数の比丘尼たちが舎衛城へ向かって) …一村落 (\*夕刻に到着し、面貌よき比丘尼が懸想人を避けるため、告げずに他家に宿泊して) …**Sāvattī** (\*比丘が事情を聞いて、世尊に報告する)
- 〈130〉 『パーリ律』 「(比丘尼) 僧残 006」 (vol.IV p.228) : [比丘尼] **Kosala** (\*多数の比丘尼たちが舎衛城へ向かって) …道中 (\*一人の比丘尼が便意をもよおし、一団に遅れて辱めを受け) …**Sāvattī** (\*比丘が事情を聞いて、世尊に報告する)

- 〈131〉『十誦律』 「(比丘尼) 僧残 006」 (大正 23 p.308 下) : [修目佉比丘尼と他の比丘尼] 僑薩羅国 (\*舎衛国へ向け、遊行して) …河の此岸…彼岸 (\*ただ独り修目佉比丘尼が試しに渡るも、川底が深くて戻れず、夜、賊に遭遇し、衣を奪われて) …**舎衛国** (\*少欲知足の比丘尼が事の次第を聞いて、世尊に報告する)
- 〈132〉『僧祇律』 「(比丘尼) 僧残 008」 (大正 22 p.519 下) : [末羅族の若い夫婦] 阿摩羅邑<sup>(1)</sup> (\*夫が私通の妻を裁判官に訴えると、死刑を宣告されたので、妻が逃げ出して) …**舎衛城** (\*夫が妻を追ってきたが、すでに比丘尼となっていた)
- (1) 阿摩羅邑は、対応する梵文に「マルラ族と称されるマルラカルヤという町 (Mallā nāma Mallakalyo nāma nigamo)」 (Gustav Roth, *Bhikṣuṇī-Vinaya*, Patna, 1970, p.138、以下 *Gustav Roth* と略す) とある。
- 〈133〉『僧祇律』 「(比丘尼) 僧残 008」 (大正 22 p.519 下) : [釈迦族の婦人] 釈迦・捷提邑<sup>(1)</sup> (\*比丘尼になろうとして) …**舎衛城** (\*許可されず、外道のもとで出家する)
- (1) 捷提邑は、前掲 *Gustav Roth* (p.139) に「釈迦族のシャークヤー・ヴァーナ (釈迦族の林) という町 (Śākyānāṃ Śākyā-vāno nāma nigamaḥ)」とある。
- 〈134〉『根本有部律』 「(比丘尼) 僧残 019」 (大正 23 p.940 下) : [比丘尼] 枳吒山 Kiṭṭāgiri (\*嚙路迦という優婆塞から、十二衆比丘尼の悪行を聞いて) …僑薩羅 (\*人間を遊行して) …**室羅伐城** (\*世尊に報告する)
- 〈135〉『根本有部律』 「(比丘尼) 僧残 019」 (大正 23 p.940 下) : [摩訶波闍波提比丘尼と 500 人の比丘尼] **室羅伐城** (\*世尊の命により、500 人の比丘尼と共に、驅出羯磨をなすために) ⇔ 枳吒山 (\*鄔波難陀比丘尼と珠髻難陀比丘尼らを驅出し、戻って世尊に報告する)
- 〈136〉『根本有部律』 「(比丘尼) 僧残 019」 (大正 23 p.940 下) : [十二衆比丘尼] 枳吒山 (\*跋陀羅比丘尼と蘇跋陀羅比丘尼らが罪を認め、世尊や摩訶波闍波提比丘尼らに懺悔するために) …**室羅伐城** (\*「同じ罪を犯しているながら、対応が違う」と不満を漏らす)
- 〈137〉『パーリ律』 「(比丘尼) 波逸提 017」 (vol.IV p.274) : [比丘尼] **Kosala** (\*多数の比丘尼たちが舎衛城へ向けて) …一村落 (婆羅門の家 \*夕刻に到着し、許可なく坐具を敷き、帰宅した主人に追い出されて) …**Sāvattihī** (\*比丘たちが聞いて、世尊に報告する)
- 〈138〉『十誦律』 「(比丘尼) 波夜提 097」 (大正 23 p.323 上) : [波斯匿王とその軍隊] **舎衛国** (\*小国の反乱を平定するため、四種兵を率いて) …道中 (\*舎衛城へ向かう比丘尼と出会って) … (拘薩羅国内の小国)<sup>(1)</sup>
- (1) 律制定の名称「国内疑畏処遊行戒」から、拘薩羅国内の小国と推定。
- 〈139〉『十誦律』 「(比丘尼) 波夜提 097」 (大正 23 p.323 上) : [比丘尼] 僑薩羅国 (\*舎衛国へ向け、遊行して) …道中 (\*波斯匿王の軍隊を見かけ、年少比丘尼が追い駆け、兵士に衣類を奪われ、王に訴えると、逆に諫められて) …**舎衛国** (\*少欲知足の比丘尼が聞いて、世尊に報告する)
- 〈140〉『根本有部律』 「(比丘尼) 波逸提 062」 (大正 23 p.993 下) : [娑竭陀比丘] (婆祇国 Bhagga・) 江猪山 Sumsumāragiri… (支提国・) 菴婆 Ambatittha<sup>(1)</sup> (\*毒竜を退治した後、婆羅門に招待され、その席で酒を飲んで失態を犯し、その不注意を反省して) … (**舎衛城**) 逝多林 (\*世尊に付き従って、逝多林に到着する)
- (1) 菴婆は、チエーティ (Ceti) 国の Ambatittha の音写と推定。
- 〈141〉『十誦律』 「受具足戒法」 (大正 23 p.148 下) : [優波斯那とその弟子] 僑薩羅

- 国・ある処 (\*雨安居を過ごした後、世尊を問訊礼拝するため、共に遊行して) …**舎衛国** (\*到着して、世尊を問訊礼拝する)
- 〈142〉『十誦律』「受具足戒法」(大正 23 p.154 上) : [一人の賊] 薩羅国・薩羅林 (\*舎衛国へ向けて遊行中の比丘らを、仲間と一緒に殺害し、王に仲間が捕らえられるも、独りだけ逃走して) …**舎衛国** (祇洹林 \*出家するも、仲間の処刑現場を見て卒倒する)
- 〈143〉『根本有部律』「出家事」(大正 23 p.1040 上) : [琉璃大将] **室羅筏城** (\*波斯匿王の命により、盗賊を捕まえるため、派遣されて) ⇔ 国境<sup>(1)</sup> (\*盗賊らを逮捕し、連れて戻る)  
(1) 僑薩羅国と摩揭陀国との両国間。
- 〈144〉『根本有部律』「出家事」(大正 23 p.1040 上) : [賊] 国境<sup>(1)</sup> (\*商人らと同道中の阿羅漢を、仲間と一緒に殺害し、逮捕されて) …僑薩羅国…**室羅筏城** (逝多林 \*処刑直前に独り逃亡し、出家するも、仲間の処刑現場を見て、涙を流す)  
(1) 上記〈143〉の註(1)と同じ。
- 〈145〉『パーリ律』「入雨安居犍度」(vol. I p.139) : [ウデーナ優婆塞の使者] **Kosala** (\*ウデーナが精舎を建設すると、比丘たちを招待するために、使者として派遣されて) …**Sāvattthī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \*比丘たちにウデーナの意向を伝えるも、雨安居中の遊行に関する制戒があるとの理由で断られる)
- 〈146〉『根本有部律』「安居事」(大正 23 p.1042 上) : [憂陀延長者<sup>(1)</sup>の使者] 象村<sup>(2)</sup> ⇔ **室羅筏城** (\*舎衛城の比丘たちを招待しようとするも、3由旬を越える距離にあったため、応じてもらえず、近郊の比丘に布施する)  
(1) 憂陀延長者は、*Bagchi II* 「安居事」に「ウダヤナ居士 (Udayana-gr̥ha)」(p.142) とある。  
(2) 象村は大正藏經に「衆村」とあるも訂正。比丘は象村の近郊にて雨安居中であつた。象村は前掲「安居事」(p.142)に「ハスティパーラ村 (Hastipāla-grāmaka)」とある。
- 〈147〉『根本有部律』「安居事」(大正 23 p.1042 上) : [比丘] 象村<sup>(1)</sup> (\*憂陀延という居士に招待された舎衛城の比丘が応じられず、代わりに雨安居を過ごした後に) …**室羅筏城** (\*比丘らに事の次第を告げる)  
(1) 上記〈146〉の註(2)参照。
- 〈148〉『パーリ律』「自恣犍度」(vol. I p.157) : [比丘] **Kosala**・ある住処 (\*無言のままに雨安居を過ごした後、世尊を問訊礼拝するために) …**Sāvattthī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \*世尊に雨安居中でのことを告げる)
- 〈149〉『四分律』「自恣犍度」(大正 22 p.835 下) : [比丘] 拘薩羅国・ある住処 (\*沈黙を守って雨安居を終えた後、自恣をすませ、世尊のもとを訪れるために) …**舎衛国** (祇桓=祇樹給孤独園 \*世尊に雨安居中の様子を報告する)
- 〈150〉『五分律』「自恣法」(大正 22 p.130 下) : [比丘] 一処 (\*言葉を交わさないという約束を守って、雨安居を終えると、世尊のもとへ) …**舎衛城** (\*世尊に報告する)
- 〈151〉『十誦律』「自恣法」(大正 23 p.165 上) : [比丘] ある住処 (\*無言で過ごすことを定めて雨安居に入り、自恣と作衣を終えて、世尊を問訊礼拝するために) …**舎衛国** (\*世尊に雨安居中の様子を報告する)
- 〈152〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.451 上) : [60人の比丘] 俱薩羅国 (\*国内

を遊行して) …渠磨帝河辺りの叢林 (\*順次 60 人の比丘が「不語の制」を立て、雨安居に入ってから 3 ヶ月後、世尊のもとへ) …**舎衛城** (\*世尊に「不語の制」について報告すると、「よろしくない」と判定される)

〈153〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.451 上) : [阿那律、金毘羅、跋陀羅] 塔山<sup>(1)</sup> (\*雨安居を終えた後、世尊のもとへ) …**舎衛城** (\*雨安居中、無言で過ごしたことを報告すると、世尊は「布薩日には互いに語り、問訊するように」と制戒される)

(1) 塔山は、舎衛城から 1~2 日程度の距離にある山と推定。なお上記〈110〉の註(1)参照。

〈154〉『パーリ律』「皮革鞣度」(vol. I p.194) : [ソーナ・コーティカンナ] *Avanti-dakkhiṇāpatha*・*Kuraraghara* (の *Papāta pabbata* \*雨安居を終えた後、マハーカッチャーナの許可を得て、世尊を問訊礼拝するために) …**Sāvattthī** (*Jetavana Anāthapiṇḍikārāma* \*世尊に法臘を尋ねられて、「1 歳」と答え、出家が遅れた理由を告げる)

〈155〉『五分律』「皮革法」(大正 22 p.144 上) : [億耳] 阿湿波 *Assaka*・阿雲頭国 *Avanti* の波楼多山<sup>(1)</sup> (\*沙弥となって 6 年を経過後、具足戒を受け、和尚の摩訶迦旃延に許可を得て、世尊を問訊礼拝するために) …**舎衛城** (\*世尊に辺地での状況を告げ、五法を願い出ると、世尊は辺地での五法を制定される)

(1) 波楼多山は、クララガラ (*Kuraraghara*) の *Papāta pabbata* の音写語と推定。

〈156〉『五分律』「皮革法」(大正 22 p.146 下) : [離婆多] 陀婆国 (\*人間を遊行し、降雪により足に凍傷を負って) …**舎衛城** (祇沍=祇樹給孤獨園 \*世尊のもとへ来て告げる)

〈157〉『十誦律』「皮革法」(大正 23 p.178 上) : [億耳] 阿湿摩伽・阿槃提国の王薩薄聚落 *Vāsabhaḡāma* (\*500 人の商人を引き連れて、船で大海へ) …大海の宝渚…王薩薄聚落 (\*帰宅前に摩訶迦旃延の説法を聞いて優婆塞となり、父母を供養すること 12 年を経て、摩訶迦旃延のもとで出家し) …阿湿摩伽・阿槃提地国土 (\*雨安居を過ごした後、具足戒を受け、師の許可を得て、世尊を問訊礼拝するために) …東方国土…**舎衛国** (\*世尊に師の伝言を告げる)

〈158〉『根本有部律』「皮革事」(大正 23 p.1048 下) : [億耳 *Skt. Śroṇa-koṭīkarṇa*] 阿湿婆蘭德伽国の婆索迦聚落<sup>(1)</sup> (\*雨安居を終えた後、十衆具足戒を受けて正式に比丘となり、師の摩訶迦旃延に許可を得て、世尊を問訊礼拝するために) …**室羅筏城** (逝多林給孤獨園 \*世尊に師の伝言を告げる)

(1) 阿湿婆蘭德伽国の婆索迦聚落は *Bagchi II* 「皮革事」によれば、*Aśmakanagarāntake Vāsavagrāmake* (p.154) とか、あるいは *Aśmāparāntakeṣu janapadeṣu* (p.168) とある。

〈159〉『根本有部律』「皮革事」(大正 23 p.1054 上) : [一人の比丘] 南方<sup>(1)</sup> (\*身に三衣だけを纏い、世尊を礼拝するために) …**室羅筏城** (\*世尊を頂礼すると、そこに居合わせた跋難陀 *Upananda* が皮敷具 *carmakāstarikā* に目が留まり、欲しがるとも与えず)

(1) 南方は *Bagchi II* 「皮革事」(p.172) によれば、*Dakṣiṇāpatha* とある。

〈160〉『根本有部律』「皮革事」(大正 23 p.1057 上) : [舎衛城の商人] **室羅筏城** (\*諸貨物を携えて) ⇔泥婆羅国<sup>(1)</sup> (\*阿難の親族から伝言を預かると、舎衛城に戻ってから阿難に伝える)

(1) 前掲 *Bagchi II* 「皮革事」(p.178) に *Naivāla* とある。

〈161〉『根本有部律』「皮革事」(大正 23 p.1057 上) : [阿難] **室羅筏城** (\*泥婆羅国へ

行った舎衛城の商人から、自分の親族が助けを求めていることを聞き、自分自身で向かうも、途中で寒さのために引き返す) ⇔泥婆羅国 (1)

(1) 上記〈160〉の註(1)と同。

- 〈162〉『四分律』「葉捷度」(大正22 p.877中) : [比丘] 北方(\*粥を得られず、雨安居を過ごした後、瘦せ衰えたまま) …(舎衛城) 祇桓精舎(\*世尊に雨安居中の状況を報告する)
- 〈163〉『根本有部律』「葉事」(大正24 p.053下) : [釈尊] 憍薩羅国…室羅伐城(逝多林給孤独園)
- 〈164〉『四分律』「迦絺那衣捷度」(大正22 p.877下) : [比丘] 拘薩羅国(\*多数の比丘らが雨安居を過ごし、15日の自恣を終えて、世尊のもとを訪れるために) …舎衛国(祇桓精舎 \*途上で雨に遭い、衣服が濡れて、僧伽梨が重く、疲労困憊して、世尊のもとにやって来る)
- 〈165〉『四分律』「迦絺那衣捷度」(大正22 p.877下) : [比丘] 寒雪国(\*糞掃衣の比丘らが雨安居を終えた後、新旧の衣を携えて) …舎衛国(祇桓精舎 \*途上で雨に遭い、衣服が濡れて、僧伽梨が重く、疲労困憊して、世尊のもとにやって来る)
- 〈166〉『パーリ律』「衣捷度」(vol.I p.303) : [2人の比丘] Kosala(\*2人で遊行して) …道中のある住处(\*一人の比丘が病に罹って亡くなり、もう一人の比丘が彼の衣鉢を携えて) …Sāvattihī(\*世尊のもとを訪れる)
- 〈167〉『四分律』「衣捷度」(大正22 p.862上) : [一人の比丘] 拘薩羅国(\*道路を行って) …一小住处(\*住处にいた病比丘を看病するも、その甲斐なくして亡くなったので、彼の衣鉢を携えて) …舎衛国(祇桓精舎 \*世尊のもとを訪れる)
- 〈168〉『五分律』「衣法」(大正22 p.140下) : [琉璃王] 舎衛城(\*王位に就き、釈迦族に対する遺恨を晴らすため、兵を挙げて) …道中(\*迦毘羅衛城に向かう道の側の舎夷樹下で、世尊と出会い、軍を撤退させ) …舎衛城
- 〈169〉『十誦律』「衣法」(大正23 p.202中) : [比丘] 憍薩羅・ある住处(\*一人の比丘がいて、彼が死亡したので、比丘らが彼の衣鉢の処分について、世尊に尋ねるために) …舎衛国(\*世尊のもとを訪れる)
- 〈170〉『パーリ律』「羯磨捷度」(vol.II p.009) : [一人の比丘] Kāsi(\*雨安居を終えた後、世尊を問訊礼拝するために) …Kiṭāgiri(\*一人の優婆塞からアッサジヤブナッバスの非行を聞いて) …Sāvattihī(Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \*世尊のもとを訪れて、報告する)
- 〈171〉『パーリ律』「羯磨捷度」(vol.II p.009) : [舍利弗、目連] Sāvattihī(Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \*世尊の命により、駆出羯磨を行うために、比丘たちと共に派遣されて) …Kiṭāgiri(\*到着して駆出羯磨をなすも、アッサジヤブナッバスが誹謗したり、還俗したので、比丘たちがその旨を世尊に報告する)
- 〈172〉『パーリ律』「羯磨捷度」(vol.II p.015) : [スダンマ比丘] Macchikāsaṇḍa(\*チッタ長者と口論となり、世尊の判定を得るために) …Sāvattihī(Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \*世尊から下意羯磨と判定されると、マツチカーサンダに戻って) …Macchikāsaṇḍa(\*長者に悔過できずして) …Sāvattihī(Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \*再び随伴比丘と一緒に、マツチカーサンダへ向かう) …Macchikāsaṇḍa(\*長者に悔過する)
- 〈173〉『パーリ律』「羯磨捷度」(vol.II p.015) : [比丘] Sāvattihī(Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \*世尊から下意羯磨と判定されたスダンマ比丘の随伴比丘として、マツチカー

サンダへ向かう) …**Macchikāsaṇḍa**

〈174〉『四分律』「呵責犍度」(大正 22 p.890 中) : [比丘] 伽尸国 (\*多数の比丘らが人間を遊行して) …**羈離那国 Kitāgiri** (\*城内で乞食中に、馬師と満宿の 2 人の比丘の悪行を聞いて) …**舎衛国** (\*世尊のもとを訪れ、世尊に報告する)

〈175〉『四分律』「呵責犍度」(大正 22 p.892 上) : [善法比丘] (磨叉止陀聚落) **阿摩梨園 Ambālavana, Ambātakavana** (\*質多居士に諫められて、世尊に訴えるために) …**舎衛国** (\*阿難に付き添われ、質多居士に懺悔するために) …(磨叉止陀聚落) (\*質多居士の家に至り、居士に懺悔する) (1)

(1) 質多羅居士の住所を磨叉止陀聚落 (**Macchikāsaṇḍa**) と推定。

〈176〉『四分律』「呵責犍度」(大正 22 p.892 上) : [阿難] **舎衛国** (\*世尊の命により、善法比丘を伴って、遮不至白衣家羯磨なすために) …**質多羅居士の家** (1) (\*居士の家に至り、遮不至白衣家羯磨を行う)

(1) 上記〈175〉の註(1)と同じ。

〈177〉『十誦律』「般茶盧伽法」(大正 23 p.224 中) : [鬱多羅比丘] 迦尸国・磨叉止陀聚落 (菴羅林の僧房 \*質多居士に諫められ、世尊に訴えるために、舎衛国へ向けて) …**東方・舎衛国** (\*世尊に下意羯磨と判定されると、一堪能比丘に伴われて) …**質多羅居士の所** (1) (\*居士に懺悔する)

(1) 上記〈175〉の註(1)と同じ。

〈178〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.425 上) : [優婆塞] 迦尸・黒山聚落 **Kitāgiri** (\*六群比丘の悪行を、世尊に訴えるために) …**舎衛城** (\*世尊に会い、彼らの非法を告げる) (1)

(1) 本文中には「如上僧伽婆尸沙。黒山聚落中広説」とあって、『僧祇律』「僧残 013」(大正 22 p.286 下)と同じ。

〈179〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.425 上) : [阿難と 30 人の比丘] **舎衛城** (\*世尊の命により、六群比丘を驅出羯磨にかけるため、30 人の比丘らと共に派遣されて) ⇔**迦尸・黒山聚落** (\*さらに 30 人の比丘が加わり、「総勢 60 人の比丘が来る」と聞き、恐れをなして懺悔する者や逃亡する者が出るも、残りの者を羯磨にかけ、舎衛城に戻ると、世尊に報告する) (1)

(1) 上記〈178〉の註(1)と同じ。

〈180〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.425 上) : [六群比丘] 黒山聚落 (\*世尊に呼び出されて) …**舎衛城** (\*世尊に呵責される) (1)

(1) 上記〈178〉の註(1)と同じ。

〈181〉『パーリ律』「小事犍度」(vol.Ⅱ p.138) : [一人の比丘] **Kosala** (\*舎衛城へ向かって) …道中 (\*象に襲われ、樹下に逃れるも、木に登らずに避難して) …**Sāvattthī** (\*到着後に比丘たちに告げると、世尊は「事あるときには、人の高さの木に登ることを許す」と制戒される)

〈182〉『十誦律』「雜法」(大正 23 p.273 上) : [2 人の比丘] 憍薩羅国・阿練児処 (\*はじめて世尊を拝謁するために) …道中 (\*水中に虫がいて、持戒比丘はその水を飲まずに亡くなるも、犯戒比丘はその水を飲んで) …**舎衛国** (\*持戒比丘は死後天子となって、先に世尊のもとを訪れ、後から破戒比丘が訪れる。このとき世尊は「澆水囊を持たずに行ってはならない」と制戒される)

- 〈183〉 『十誦律』 「雑法」 (大正 23 p.275 上) : [比丘] 憍薩羅国・辺聚落 (\*舎衛国へ向け、瓦鉢と杖を携えて) …聚落 (\*賊が出没するので、村人に賊と間違われて) …**舎衛国**
- 〈184〉 『十誦律』 「雑法」 (大正 23 p.278 上) : [比丘] 憍薩羅国・阿練児処 (\*火をおこす頗璃珠を所持していたために、賊に殺された比丘の遺体を、経行中の比丘らが発見し、どのように対処すればよいのかわからずして) …**舎衛国** (\*比丘らが世尊に告げる)
- 〈185〉 『十誦律』 「雑法」 (大正 23 p.278 下) : [比丘] 憍薩羅国 (\*舎衛国へ向けて) …道中・流水渠 (\*渠岸の辺りで革履を脱いで叩くと、埃が出たので、諸天神に呵責されるも、どのように対処すればよいのかわからずして) …**舎衛国** (\*比丘らが世尊に告げる)
- 〈186〉 『十誦律』 「雑法」 (大正 23 p.279 中) : [比丘] 憍薩羅国 (\*舎衛国へ向け、商人らと同道して) …**険難処** (\*油を載せた一台の車軸が折れると、取り残された一人の商人から油を施され、それを携えて行くと、擲擄されて) …**舎衛国** (\*世尊に報告する)
- 〈187〉 『十誦律』 「雑法」 (大正 23 p.283 上) : [外道、比丘] 憍薩羅国 (\*舎衛国へ向けて遊行し) …**辺聚落** (\*裸形外道らが道中の辺聚落で、比丘の捨て去った僧房に住みつくも、10年後に戻って来た比丘らが明け渡しを要求し) …**舎衛国** (\*比丘らが波斯匿王に訴えると、王が使者を派遣して外道らを追い出す。このとき世尊は寺の管理法を制定される)
- 〈188〉 『十誦律』 「雑法」 (大正 23 p.288 下) : [耶舎と 500 人の比丘] 憍薩羅 (\*舎衛城で雨安居に入ろうとして) …**舎衛国** (\*騒がしくすると、世尊に「去るように」と叱責されて) …**婆求摩河 Vaggumudā nadi 辺りの聚落** (\*雨安居を終えた後、世尊を問訊礼拝するために) …**舎衛国** (\*世尊の禪定に入る姿を見て、自分たちも禪定に入ると、世尊にそれを認められる)
- 〈189〉 『十誦律』 「雑法」 (大正 23 p.290 上) : [阿難] 伽尸国 (\*舎衛城へ向けて) …**黒山邑 Kiṭāgiri** (\*優楼伽という賢者に、馬師と満宿の悪行を聞いて) …**舎衛国** (\*世尊のもとへやって来て、世尊に報告する)
- 〈190〉 『根本有部律』 「雑事」 (大正 24 p.224 下) : [2 人の比丘] 南方 (\*世尊を問訊礼拝するために) …道中 (\*池に辿り着いたとき、喉の渇きを癒すため、水を飲もうとするが、その水の中に虫がいたので、小比丘は生きて釈尊に会いたいと、その水を飲んだが、大比丘は戒律を護って、飲まずに死んだ) …**室羅伐城** (\*大比丘は死んで天子となって、世尊のもとを訪れ、小比丘も漸く祇陀林に辿り着く。このとき世尊は「漉水囊を蓄えるべし」と制戒される)
- 〈191〉 『十誦律』 「臥具法」 (大正 23 p.246 上) : [比丘] (**舎衛国**) 祇洹 (=祇樹給孤独園 \*雨安居する比丘が少なかったので、臥具数が比丘数より多い場合の処理を、世尊に尋ねるために) …**憍薩羅国の一住処** (\*世尊の雨安居地を訪れて、世尊に告げる)
- 〈192〉 『僧祇律』 「雑誦跋渠法」 (大正 22 p.444 中) : [上座比丘] 迦尸・耆梨大邑 **Kiṭāgiri** (\*到着しても、迦露が房を与えようとせず、拒んだ上に、房を破壊したので) …**舎衛城** (\*比丘らが世尊に報告する)
- 〈193〉 『十誦律』 「雑法」 (大正 23 p.300 下) : [比丘] 憍薩羅国・阿練若処 (\*阿練若での生活法を知らないという理由で、賊に殴られた比丘が、他の比丘らに告げて) …**舎衛国** (\*比丘らが世尊に報告する)
- 〈194〉 『僧祇律』 「雑誦跋渠法」 (大正 22 p.455 下) : [2 人の比丘] 南方 (\*2 人で世尊を問訊礼拝するために) …道中 (\*一人が病に罹るとも、もう一人が病比丘の癒えるのを待たずして) …**舎衛城** (\*世尊のもとへやって来て、世尊に呵責される)

- 〈195〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.455 下) : [2人の比丘] 鉢羅真国 (\*2人で世尊を問訊礼拝するために) …蜂聚落<sup>(1)</sup> (\*一方の比丘が病に罹ったので、その比丘を質多居士に預けて) …**舎衛城** (\*世尊のもとへやって来て、世尊に呵責される)
- (1) 蜂聚落は、質多 (Citta) 居士が登場するので、ミガパタカ (Migapathaka) 村に相当するかもしれない。SN.041-001 (vol.IV p.281) の註釈書 *Sārattha-pakāsini* (vol.III p.091) によれば「‘ミガパタカ’とは、そのように名づけられた(チッタ居士)自身の享受村である (Migapathakan ti evaṃ nāmakam attano bhogagāmaṃ)。伝え聞くとところによると、それはアンバータカ精舎の後方の域にあった (so kira Ambāṭakārāmasa piṭṭhibhāge hoti)」とある。だとすれば、マツチカーサンダ (Macchikāsaṇḍa) の近くで、カーシ国内の村と推定される。
- 〈196〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.456 上) : [一人の比丘] 北方 (\*世尊を問訊礼拝するために) …道中 (\*病比丘がいると聞き、道を迂回して) …**舎衛城** (\*世尊のもとへやって来て、世尊に呵責される)
- 〈197〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.457 中) : [釈尊] 俱薩羅国…**舎衛城**
- 〈198〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.460 中) : [釈尊] 俱薩羅国…**舎衛城**
- 〈199〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.464 中) : [釈尊] 憍薩羅国…**舎衛城**
- 〈200〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.482 上) : [比丘] 南方 (\*世尊を問訊礼拝するために) …道中 (\*草履の底が破れ、足を引きずりながら) …**舎衛城** (\*世尊に報告する)
- 〈201〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.488 上) : [阿那律、金毘羅] 塔山<sup>(1)</sup> (\*乞食のとき傘蓋を持たず、雨に濡れて衣を汚した。雨安居を終えて) …**舎衛城** (\*世尊に汚れた衣を指摘されると、「傘蓋の所持を許可されていないので」と答える。このとき世尊は傘蓋法を制定される)
- (1) 塔山は、舎衛城から1～2日程度の距離にある山と推定。なお上記〈110〉の註(1)参照。
- 〈202〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.488 下) : [商人] 南方国土・大林邑 (\*八頭の牛を追いつながら) …北方・俱咄国 (\*竜を捕食する離車族と出くわし、八頭の牛と竜女を交換し、解放してやると、その竜女から報恩として得たお金を持参し) …南方国土・大林邑 (\*父母にお金を渡し、出家を願い出るも、両親から許可を得られず) …**舎衛城** (祇樹給孤独園 \*比丘のもとで出家する)
- 〈203〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.488 下) : [商人の父母] 南方国土・大林邑 (\*出家を願う息子に許可を与えず、走り去るように家出する息子を追って) …**舎衛城** (祇洹精舎 \*門までやって来て、比丘に尋ねるも「知らない」と言われ、しばらく待っていると、比丘となった息子の姿を発見する)
- 〈204〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.231 下) : [鄢陀夷] 南方 (\*「後世はない」と主張する盧迦耶党 Lokāyata の遊行外道として、漸次に周旋して) …**室羅伐** (逝多林 \*休憩のために入林し、憍陳如と論議しようとするも、断られる)
- 〈205〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.237 上) : [波斯匿王、長作大臣] **拘薩羅城**<sup>(1)</sup> …好蘭若処 (\*世尊を拜謁するために、3 拘盧舎 kosa の距離にある吉祥聚落 Medaḷumpa へ向けて) …吉祥聚落 (\*世尊のもとを訪れると、世尊に「我は 80 歳を過ぎたが、世尊も 80 歳を越えられた。私は灌頂を受けた王であり、世尊は無上の法王である」と告げる)

(1) 拘薩羅城は舍衛城と推定。

〈206〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.237 上) : [長行大臣] **拘薩羅城**<sup>(1)</sup> (\*波斯匿王と共に、諸の聚落に出かけ) …好蘭若処 (\*王が「世尊に会いたくなつた」と言うので、一緒に 3 拘盧舍 kosa の距離にある吉祥聚落へ) …吉祥聚落 (\*世尊と王の会見を見た後に、王の資具を棄て、車に飛び乗り、帰城の途につく) …**室羅伐城**

(1) 上記〈205〉の註(1)と同じ。

〈207〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.237 上) : [勝鬘夫人] **室羅伐城** (\*長行大臣に宮廷を追い出され) …釈迦・妙光園 Medaḷumpa…中路 (\*波斯匿王と出会い、帰城を勧められて) …**室羅伐城**

〈208〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.263 下) : [阿難の使者] **室羅伐城** (\*世尊が婆求末河 Vaggumudā nadi の比丘らを讃歎すると、それを聞いた阿難に、呼び寄せるための使者として派遣されて) …勝慧河辺り (\*河辺の比丘らに「来るように」と告げる)

〈209〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.263 下) : [比丘] 勝慧河辺り (\*阿難の使者の呼びかけに応じ、世尊のもとへと、漸漸に遊行して) …**室羅伐** (\*到着すると、旧住比丘らが出迎えて大騒ぎとなる)

〈210〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.267 下) : [駄索迦童子と波洛迦童子] 北方 (\*北方の国王の命により、使者として波斯匿王のもとへ派遣されて) …**室羅伐城** (\*波斯匿王の計らいで須達長者に預けられるも、これをきっかけに阿難と出会い、さらに世尊の教えを聞き、出家して阿羅漢となる)

【参考データ】Sāvattḥī

〈01〉MN.087 Piyajātika-s. (愛生經 vol. II p.106) : [物流ルート] Kāsi…**Sāvattḥī** (\*カーシ産の梅檀 Kāsika-candana)

〈02〉SN.003-002-001 (vol. I p.077) : [物流ルート] Kāsi…**Sāvattḥī** (\*カーシ産の梅檀 Kāsika-candana)

〈03〉SN.055-006 (vol. V p.348) : [イシダッタとプラーナ] 【話題】**Sāvattḥī**…Kosala…Malla…Vajji…Kāsi…Magadha (\*2人が語る世尊の遊行ルート)

〈04〉SN.055-006 (vol. V p.348) : [イシダッタとプラーナ] 【話題】Magadha…Kāsi…Vajji…Malla…Kosala…**Sāvattḥī** (\*2人が語る世尊の遊行ルート)

〈05〉『雑阿含』535 (大正 02 p.139 上) : [目連] 跋祇聚落・失収摩羅山 Suṃsumāragiri (恐怖稠林 Bhesakalā) ⇔**舍衛城** (松林精舎 Salaḷāgāra \*神通力により、舍衛城にいた阿那律のもとへ、四念処について尋ねるために往来する)

〈06〉AN.002-004-006 (vol. I p.065) : [アーラーマダンダ婆羅門] Varaṇā (Kaddamadaha 河 \*東方の地である舍衛城に向かい、仏法僧の三宝に帰依する旨を唱えて優婆塞となる) …**Sāvattḥī**<sup>(1)</sup>

(1) アーラーマダンダ (Ārāmaḍaṇḍa) 婆羅門はサーヴァッティ (Sāvattḥī) に至っては  
いないが、世尊の所在地 Sāvattḥī を礼拝するため、東方を向いたという趣旨の経典である。  
ここではヴァラナー (Varaṇā) の位置を示すために、上記のように記した。つまり  
当該地 Varaṇā が Sāvattḥī より西方にあることを示すためである。

〈07〉『増一阿含』018-007 (大正 02 p.591 中) : [釈尊] **舍衛城** (祇樹給孤独園) ⇔香山<sup>(1)</sup>

(1) 神通力により、難陀の手を携えて香山 (Gandhamādana) に赴き、難陀に片目の獼猴を見せて、教誡された後、再び戻られたというストーリーである。

【2】原始仏教聖典に記された通商・遊行ルート of 「基礎データ」

- 〈08〉『増一阿含』018-007 (大正 02 p.591 中) : [難陀] **舎衛国** (祇樹給孤独園 \*世尊に手を携えられて) …香山 (\*世尊に教誡されて) …安陀園 *Andhavana* (\*世尊の教えを行じ、阿羅漢を得て) …**舎衛城** (祇樹給孤独園 \*世尊のもとを訪れて報告する)
- 〈09〉『増一阿含』024-008 (大正 02 p.626 中) : [長寿王と第一夫人] 『古譚』**舎衛城**⇒深山 (\*長生太子を出産するために往来する)
- 〈10〉『増一阿含』036-005 (大正 02 p.703 中) : [目連] **舎衛国** (祇樹給孤独園 \*竜王を教化するために) ⇒須弥山 (\*竜王を連れて世尊のもとへ戻る。竜王は人の姿となって、世尊に帰依し、優婆塞となる)
- 〈11〉『増一阿含』037-002 (大正 02 p.708 下) : [釈尊] 阿耨達泉…**舎衛国** (祇樹給孤独園)
- 〈12〉『増一阿含』037-002 (大正 02 p.708 下) : [目連] 阿耨達泉 (\*世尊の命により、舍利弗を呼びに) …**舎衛国** (祇洹精舎 \*古い衣を修繕していた舍利弗に、世尊の命を告げる)
- 〈13〉『増一阿含』037-002 (大正 02 p.708 下) : [舍利弗] (**舎衛国**) 祇洹精舎 (\*目連から世尊の命を聞き、神足三昧によって、世尊のもとへ) …阿耨達泉
- 〈14〉『増一阿含』037-002 (大正 02 p.708 下) : [目連] **舎衛国** (祇樹給孤独園) ⇒東方 (\*神通力で東方七恒河沙の仏土へ行き、500 人の比丘を連れて祇樹給孤独園に戻る)
- 〈15〉『増一阿含』047-006 (大正 02 p.782 上) : [比丘] 『話題』**舎衛国** (祇樹給孤独園 \*乞食が得難かったので) …摩竭国 (\*乞食の得やすい所)
- 〈16〉『増一阿含』047-006 (大正 02 p.782 上) : [比丘] 『話題』**舎衛国** (祇樹給孤独園 \*乞食が得難かったので) …拘留沙国土 *Kuru* (\*乞食の得やすい所)
- 〈17〉『増一阿含』051-007 (大正 02 p.818 中) : [物流ルート] 乾陀衛 (\*話題上の国。四大蔵 (1) の一つである伊羅鉢竜の大宝蔵) …**舎衛国**  
 (1) 四大蔵とは、乾陀衛 (*Gandhāra*) 国の伊羅鉢竜の大宝蔵、蜜締羅 (*Mithilā*) 国の斑稠 (*Pāṇḍuka*) 大宝蔵、須頼吒 (*Surāṣṭra*) 国の賓伽羅 (*Piṅgala*) 大宝蔵、婆羅捺 (*Vārāṇasi*) 国の嚳佉 (*Śāṅkha*) 大宝蔵で、須達長者が弥勒仏の世で転輪聖王に献ずる 4 つの大宝蔵。『西域記』2 p.064 の註 2 参照。
- 〈18〉『増一阿含』051-007 (大正 02 p.818 中) : [物流ルート] 須頼吒国 (1) (\*話題上の国。四大蔵 (2) の一つである賓伽羅大蔵) …**舎衛国**  
 (1) *Suratṭha* の漢訳語、梵語 *Surāṣṭra*。上記 〈17〉 の註 (1) 参照。  
 (2) 上記 〈17〉 の註 (1) 参照。
- 〈19〉 *Udāna* 003-002 (p.021) : [ナンダ] **Sāvattṭhi** (*Jetavana Anāthapiṇḍikārāma*) (\*還俗しようとする、世尊に連れられて) …切利天 (\*天女を得るため、修行に励もうと喜んで) …*Jetavana* (\*比丘らに蔑まれ、発奮して阿羅漢を得る)
- 〈20〉 *Udāna* 006-002 (p.064) : [物流ルート] *Kāsi*…**Sāvattṭhi** (\*カーシ産の梅檀 *Kāsika-candana*)
- 〈21〉『四分律』「捨墮 021」 (大正 22 p.621 下) : [物流ルート] 蘇摩国…**舎衛国** (\*蘇摩国産の鉢 (1) )  
 (1) 阿難が舎衛国で蘇摩国の高価な鉢を得る。『モノグラフ』第 15 号「その他国篇」【補註 11】「蘇摩国」p.646 参照。
- 〈22〉『五分律』「捨墮 013」 (大正 22 p.029 下) : [跋難陀、達摩] 『話題』**舎衛城** (\*弟子の達摩を誘って遊行に出かけようとして) …拘薩羅国 (\*寒冷地なので、衣が必要であった) (1)  
 (1) 跋難陀が遊行を共にするという約束で、弟子の達摩に衣を与えたが、達摩が来なかった

ので、強引に衣を奪い取ったというストーリーである。したがって、実際には遊行して  
いないので、話題として取り上げた。

- 〈23〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 026」（大正 23 p.750 下）：[北方の商人] 北方…（舎衛城）  
近辺の聚落（\*村の出身の 2 人の老比丘が住む寺に、比丘らを雨安居に招待する）<sup>(1)</sup>  
（58）北方の商人が聚落の寺を見て、老比丘に「60 人の比丘たちを雨安居に供養したいので  
呼んできて欲しい」と、十分な食料を備えて依頼すると、老比丘が舎衛城へ行って六群  
比丘を呼んでくる。ところが彼らは 1 ヶ月ほどで食料が尽きてしまうと、舎衛城に戻っ  
てしまう。3 ヶ月後、再び商人が戻って来て、その事実を知るというストーリーである。  
商人の出発地を北方とするも、到着地の記述がないので、取りあえず北方と舎衛城間を  
結ぶ交易ルート上での出来事、しかもその舞台は舎衛城近辺の聚落と推定した。
- 〈24〉『根本有部律』「波逸底迦 082」（大正 23 p.866 下）：[比丘] 室羅伐城（逝多林給孤独園  
\*不放逸の教えを聞いて）⇔妙高山 Sumeru（\*竜王の毒気によって、憔悴しきって戻って来る）
- 〈25〉『根本有部律』「波逸底迦 082」（大正 23 p.866 下）：[目連] 室羅伐城（\*世尊の命を受け  
て）…妙高山（\*竜王を教化した後に）…（舎衛城）逝多林（\*戻って、世尊に報告する）
- 〈26〉『根本有部律』「波逸底迦 082」（大正 23 p.866 下）：[難陀竜王と優波難陀竜王] 妙高山  
（\*目連に教化されて）…室羅伐城（逝多林給孤独園 \*布薩の時、長者と化して、世尊のもとを  
訪ねる）
- 〈27〉『根本有部律』「波逸底迦 082」（大正 23 p.872 下）：[末利夫人] 【話題】 憍薩羅国（\*生まれ  
て、嫁いで）…室羅伐城（\*波斯匿王の王妃となる）<sup>(1)</sup>  
（1）薩羅陀夫人に「拘薩羅国の生まれであり、迦留陀夷も同じ出身である」と、自分の出身  
地を語る。
- 〈28〉『四分律』「菴埵度」（大正 22 p.867 中）：[目連] 東方・阿耨大池⇔舎衛国（祇桓=祇樹給  
孤独園 \*舍利弗が風をわずらったので、神通力で出かけ、藕根を得て戻る）
- 〈29〉『パーリ律』「比丘尼犍度」（vol. II p.277）：[アッダカーシーの使者]（Kāsi）<sup>(1)</sup>（\*娼婦  
アッダカーシーが具足戒を受けようとするも、邪魔されたので、彼女の使者として、具足戒を受け  
た旨を伝えるため、世尊のもとへ派遣されて）…Sāvattihī  
（1）アッダカーシーの出身地はカーシ（Kāsi）であるので、それを出発地と推定した。なお  
彼女の出身地については *Therīgāthā* (p.126)、『十誦律』「雑法」（大正 23 p.295  
中）、*Apadāna 004-004-037* (p.610) を参照。
- 〈30〉『パーリ律』「比丘尼犍度」（vol. II p.277）：[比丘尼] Sāvattihī（\*娼婦アッダカーシーに具  
足戒を授けるため、派遣されて）…（Kāsi）<sup>(1)</sup>  
（1）カーシ（Kāsi）を到着地と推定。
- 〈31〉『十誦律』「雑法」（大正 23 p.295 中）：[半迦尸] 【話題】 迦尸国（\*夫が亡くなり、出家  
して比丘尼となるため、王園精舎へ向かおうとするも、賊に阻まれて）…（舎衛城）王園<sup>(1)</sup>  
（1）本文中に「王園」とだけあるが、制戒因縁の仏在処・説処が「舎衛城」であるので、舎  
衛城の王園精舎と推定。
- 〈32〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正 22 p.461 下）：[比丘] 優婆尸婆国土（\*国土の鉢を携えて）  
…舎衛城（\*使用の鉢を許可される）<sup>(1)</sup>  
（1）使用する鉢の是非に関する事柄であるので、物流ルートとも考えられる。
- 〈33〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正 22 p.461 下）：[比丘] 迦絺耶国（\*国の鉢を携えて）…舎  
衛城（\*使用の鉢を許可される）

(1) 上記〈32〉の註(1)と同じ。

〈34〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正22 p.461下)：[比丘]北方(\*赤い鉢を携えて)…**舍衛城**  
(\*使用の赤い鉢が不許可となる) (1)

(1) 上記〈32〉の註(1)と同じ。

〈35〉『根本有部律』「雜事」(大正24 p.263中)：[難陀] **室羅伐城**…香山…三十三天の善見城…  
捺落迦 **Naraka**…逝多林(\*世尊と共に香山、三十三天から捺落迦までを遍く観察して戻る)

## ㉑ Takkasilā

〈01〉『根本有部律』「波羅底提舍尼 001」(大正23 p.897上)：[一人の商人]未度城  
…**得叉尸羅城**(\*優鉢羅色の再婚者として結婚し、得叉尸羅へ商用で出かけると、一人の娘を嫁  
として連れ帰る)

## ㉒ Ujjeni

〈01〉『四分律』「單提 034」(大正22 p.659上)：[伽若那]大村⇄**鬱禪国**(\*結婚して  
数ヵ月後に妊娠し、父母のもとに里帰りする)

〈02〉『根本有部律』「雜事」(大正24 p.309下)：[増養大臣] **嚧逝尼国**⇄渴沙国(\*  
波羅殊提王の命により、隣国の反乱を鎮圧するために出征し、反乱軍を破って凱旋する)

〈03〉『根本有部律』「雜事」(大正24 p.309下)：[星光]渴沙国(\*波羅殊提王の大臣増  
養に、渴沙国より連れられて)…**嚧逝尼国**(\*大臣増養の養女となり、後に波羅殊提王の後宮に  
入る)

〈04〉『根本有部律』「雜事」(大正24 p.311上)：[一人の商人 (1)]健陀羅国  
**Gandhāra**(\*貨物を携えて)…**嚧逝尼城**(\*姪女に現を抜かして、財産を失う)

(1) 乾陀羅(Gandhāra)の商人。

〈05〉『根本有部律』「雜事」(大正24 p.314中)：[南方の機巧師]南方(\*事業を成功  
させようとして)…**嚧逝尼国**(\*大臣の増養に依頼されて、木材でからくりの象を造る)

### 【参考データ】Ujjeni

〈01〉『パーリ律』「衣韃度」(vol. I p.276)：[物流ルート]Sivi…**Ujjeni**(\*パッジョータ王がシ  
ヴィ国産の一揃いの布を得る)

〈02〉『根本有部律』「雜事」(大正24 p.309下)：[少年]【話題】**嚧逝尼国**…蛇蓋城 (1) (\*少  
年が挙げた美女のいる都城) (1)

(1) 蛇蓋は **Ahicchattra** の漢訳語。玄奘が訪問した罽醯掣呾邏国に相当し、その大都城は現  
在の Bareilly 西方の Ramnagar に比定されている。『西域記』2 p.174 の註1 参照。

(2) 波羅殊提王が少年たちに「どこの都城に美女がいるか」と問い、彼らを取り上げた城名  
である。

〈03〉『根本有部律』「雜事」(大正24 p.319中)：[勝方国王 (1)]勝方国(\*大白綵を大王に献  
ずるために)…**嚧逝尼国**

(1) 勝方国王とは、波羅殊提王の夢に出てきた国王で、波羅殊提王の夢、すなわち白梅檀の  
香泥で遍体に塗拭する夢は、勝方国王が大白綵を大王に献ずるため、道半ばにして、7  
日後に到来することを予知する夢であると、摩訶迦旃延が解釈する。

〈04〉『根本有部律』「雜事」(大正24 p.319中)：[健陀羅国王 (1)]健陀羅国(\*赤毛宝綵を大  
王に献ずるために)…**嚧逝尼国**

(1) 健陀羅国王とは、波羅殊提王の夢に出てきた国王で、波羅殊提王の夢、すなわち赤梅檀

の香水で身に澆灑する夢は、健陀羅国王が赤毛宝綵を大王に献ずるため、道半ばにして、7日後に到来することを予知する夢であると、摩訶迦旃延が解釈する。

〈05〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.319 中）：[槃那国王 (1)] 槃那国 (\*上金鬘を大王に献ずるために) …**嚩逝尼国**

(1) 槃那国王とは、波羅殊提王の夢に出てきた国王で、波羅殊提王の夢、すなわち頭上に火がもえる夢は、槃那国王が上金鬘を大王に献ずるため、道半ばにして、7日後に到来することを予知する夢であると、摩訶迦旃延が解釈する。

〈06〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.319 中）：[支那国王 (1)] 支那国 (\*二宝剣を大王に献ずるために) …**嚩逝尼国**

(1) 支那国王とは、波羅殊提王の夢に出てきた国王で、波羅殊提王の夢、すなわち両腋の下に大毒蛇を垂れる夢は、支那国王が二宝剣を大王に献ずるため、道半ばにして、7日後に到来することを予知する夢であると、摩訶迦旃延が解釈する。

〈07〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.319 中）：[師子洲国王 (1)] 師子洲国 (\*一双宝履を大王に献ずるために) …**嚩逝尼国**

(1) 師子洲国王とは、波羅殊提王の夢に出てきた国王で、波羅殊提王の夢、すなわち二鯉魚の両足を舐める夢は、師子洲国王が一双宝履を大王に献ずるため、道半ばにして、7日後に到来することを予知する夢であると、摩訶迦旃延が解釈する。

〈08〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.319 中）：[吐火羅国王 (1)] 吐火羅国 (\*二駿馬を大王に献ずるために) …**嚩逝尼国**

(1) 吐火羅国王とは、波羅殊提王の夢に出てきた国王で、波羅殊提王の夢、すなわち二白鶴が飛んで来る夢は、吐火羅国王が二駿馬を大王に献ずるため、道半ばにして、7日後に到来することを予知する夢であると、摩訶迦旃延が解釈する。なお吐火羅 (Tukhāra) は、『西域記』1 p.092「観貨邏」を参照。

〈09〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.319 中）：[羯陵伽国王 (1)] 羯陵伽国 (\*大象王二頭を大王に献ずるために) …**嚩逝尼国**

(1) 羯陵伽 (Kaliṅga) 国王とは、波羅殊提王の夢に出てきた国王で、波羅殊提王の夢、すなわち大黒山が面に向かって来る夢は、羯陵伽国王が大象王二頭を大王に献ずるため、道半ばにして、7日後に到来することを予知する夢であると、摩訶迦旃延が解釈する。

## 23 Uruvelā

〈01〉『パーリ律』「大毘度」(vol. I p.003)：[タプッサ商人とパッリカ商人] Ukkalā …**Uruvelā** (Rājāyatanamūla \*麦焦し mantha と蜜丸 madhu-piṇḍika を布施し、二帰依による最初の優婆塞となる)

## 24 Verañjā

〈01〉『パーリ律』「波羅夷 001」(vol. III p.006)：[馬商人] Uttarāpatha (\*500 頭の馬を引き連れて) …**Verañjā** (\*雨期を過ごす)

〈02〉『四分律』「波羅夷 001」(大正 22 p.568 下)：[釈尊] 蘇羅婆国 Sūrasena…**毘蘭若** (那隣羅洲曼陀羅樹下 Naḷerupucimanda-mūla \*雨安居)

〈03〉『四分律』「波羅夷 001」(大正 22 p.568 下)：[販馬人] 波離国 (1) (\*500 匹の馬を連れて) …**毘蘭若** (\*世尊や比丘らに馬を布施する)

(1) 『赤沼』‘Parikhā’ p.486

〈04〉『五分律』「波羅夷 001」(大正 22 p.001 上)：[販馬師] 波利国 (1) (\*500 匹の

馬を放牧するために) …毘蘭若邑 (\*比丘らに馬麦を布施する)

(1) 上記〈3〉の註(1)参照。

〈05〉『十誦律』「波夜提 044」(大正 23 p.100 上) : [阿耨達多婆羅門] 毘羅然国 (\*世尊の後を追って) …越祇 (\*8種の粥を供養する)

〈06〉『十誦律』「医薬法」(大正 23 p.188 下) : [阿耨達多婆羅門] 毘羅然国 (\*世尊が自恣を終えられると、跋耆国での2ヵ月間の遊行へ出られたので、その後を追って) …越祇国 (\*食事供養をしようとする、跋耆国の人々に阻まれる)

〈07〉『根本有部律』「薬事」(大正 24 p.045 上) : [舍利弗、目連] 鞞闍底城<sup>(1)</sup> (\*舍利弗が風病を患っていたので、2人で三峯山へ) …三峯山<sup>(2)</sup> (\*雨安居を過ごす)

(1) Vairambhya. S. Bagchi, *Mūlasarvāstivāda-vinayavastu vol. I*, BST No.16, 1967 (以下、*Bagchi I*と略す) p.025

(2) Triśaṅku parvata. 同上 p.025 参照。

〈08〉『根本有部律』「薬事」(大正 24 p.045 上) : [隊商] 北方<sup>(1)</sup> (\*馬を引き連れて) …鞞闍底城<sup>(2)</sup> (\*阿難から教えを聞いて、「もし馬麦を食するならば、毎日、釈尊に2升、比丘らに各1升を布施したい」と、阿難に告げる)

(1) Uttarāpatha. 前掲 *Bagchi I* p.025

(2) 上記〈07〉の註(1)と同じ。

## 25 Vesālī

〈01〉*DN.006 Mahāli-s.* (摩訶梨經 vol. I p.150) : [マガダの婆羅門使者 Māgadhakā brāhmaṇa-dūtā] Magadha (\*ある用事で) …Vesālī (\*名声を聞いて、世尊を拝謁しようと訪れる)

〈02〉*DN.006 Mahāli-s.* (摩訶梨經 vol. I p.150) : [コーサラの婆羅門使者 Kosalaka brāhmaṇa-dūta] Kosala (\*ある用事で) …Vesālī (\*名声を聞いて、世尊を拝謁しようと訪れる)

〈03〉*SN.035-124* (vol. IV p.109) : [ウツガ長者] (Vajji・Hatthigāma)<sup>(1)</sup> (\*世尊を拝謁するために) …Vesālī (Mahāvana Kūṭāgārasālā \*世尊のもとを訪れて、涅槃についての質問をする)

(1) *SN.035-125* (vol. IV p.109) によれば、ウツガ長者は Vajji 族のハッティ (Hatthi) 村の人であるから、出発地を Hatthigāma と推定。

〈04〉『雑阿含』237 (大正 02 p.057 中) : [郁伽長者] (象聚落 Hatthigāma)<sup>(1)</sup> (\*世尊を拝謁するために) …毘舍離 (彌猴池側の重閣講堂 \*世尊のもとを訪れて、涅槃についての質問をする)

(1) 上記〈03〉の註(1)参照。

〈05〉『雑阿含』622 (大正 02 p.174 上) : [釈尊] 跋祇…毘舍離国 (菴羅園)<sup>(1)</sup> …城内 (菴羅女の家)

(1) 本文中には菴羅女 (Ambapālī) が城内から車で菴羅園 (Ambapālivana) に居られる世尊のもとを訪れるとあって、菴羅園が城外にあったように伝えられているが、*MN.012 Mahāsihānāda-s.* (師子吼大經 vol. I p.068) の註釈書 *Papañca-sūdanī* (vol. II p.021) では、アンバパーリ園 (Ambapālivana) は城内にあったとされる。

〈06〉『雑阿含』980 (大正 02 p.254 下) : [釈尊] 跋耆…毘舍離国 (彌猴池側の重閣講堂)

〈07〉*AN.008-003-021* (vol. IV p.208) : [一人の比丘] Vesālī (Mahāvana Kūṭāgārasālā

\*世尊の説法で、ウツガ長者が8つの未曾有法を具足すると聞いて、そのことを長者に訊ねるために) ⇔ (**Hatthigāma**) (1) (ウツガ長者の住居 \*長者の答えた未曾有法を、再び戻って世尊に報告する)

(1) ウツガ長者の住居は、AN.008-003-022 (vol.IV p.212) によれば、Vajji 族のハッティ (**Hatthi**) 村とあるので、到着地ならびに出発地を **Hatthigāma** と推定。なお、比丘が早朝に居士の住居に出掛け、その日に戻るのであるから、Vesāli 付近にある村と推定される。

〈08〉『増一阿含』019-011 (大正 02 p.596 上) : [釈尊] 摩竭国界…**毘舍離城** (北の閻婆娑利園)

〈09〉『パーリ律』「波羅夷 001」 (vol.III p.011) : [スディンナ・カラダカプッタ] **Kalandagāma** (1) ⇔ **Vesāli** (Mahāvana Kūṭāgārasālā \*友人と共にある用事で訪れ、世尊と出会い、出家を願い出るが、父母の許可を必要とするため、帰村。両親の許可を得た後、世尊のもとで出家して) …**Vajjigāma** (\*飢饉で食を得難かったため) …**Vesāli** (Mahāvana Kūṭāgārasālā) …**Kalandagāma** (\*旧妻と不浄をなし、波羅夷となる。波羅夷法第一の制戒因縁)

(1) カランダ (**Kalanda**) 村は、本文中に Vesāliyā avidūre Kalandagāmo nāma hoti (vol. III p.011) とあるので、ヴェーサーリー (**Vesāli**) 近辺の村である。

〈10〉『五分律』「波羅夷 001」 (大正 22 p.002 中) : [須提那長者子] 迦蘭陀邑⇔**毘舍離** (彌猴河辺りの重閣講堂 \*世尊に出会って出家を決意し、両親の許可を得た後、再び世尊のもとへ来て、善来比丘戒により比丘となる)

〈11〉『十誦律』「波羅夷 001」 (大正 23 p.001 上) : [須提那加蘭陀子] **毘耶離国** (城の近くの一聚落 \*出家して比丘となって) ⇔ 憍薩羅国の一処 (\*雨安居を過ごした後、乞食が得難く、再び帰村する)

〈12〉『パーリ律』「波羅夷 004」 (vol.III p.087) : [比丘] **Vaggumudā nadī** (\*雨安居に入るも、飢饉で乞食が得難かったので、お互いに讃歎し合って食を得、雨安居を終えると、世尊を拝謁するため、世尊のもとへ) …**Vesāli** (Mahāvana Kūṭāgārasālā \*世尊に問われて、乞食の件を告白する)

〈13〉『四分律』「波羅夷 004」 (大正 22 p.577 中) : [比丘] **毘舍離** (彌猴江辺りの高閣講堂 \*飢饉で乞食が得難かったので、世尊の指示で、知人を頼って) ⇔ 婆裘河 **Vaggumudā nadī** 辺りの僧伽藍 (\*雨安居を終えた後、世尊のもとへ戻る)

〈14〉『五分律』「波羅夷 004」 (大正 22 p.009 上) : [比丘] **毘舍離** (\*飢饉であったので、世尊の「知人を頼って雨安居を過ごすように」との指示で) ⇔ 摩竭国 (\*雨安居を終えた後、世尊を問訊礼拝するため、再び世尊のもとへ戻る)

〈15〉『五分律』「波羅夷 004」 (大正 22 p.009 上) : [比丘] **毘舍離** (\*飢饉であったので、世尊の「知人を頼って雨安居を過ごすように」との指示で) ⇔ 婆求末河辺りの聚落 (\*雨安居を終えた後、世尊を問訊礼拝するため、再び世尊のもとへ戻る)

〈16〉『十誦律』「波羅夷 004」 (大正 23 p.011 上) : [比丘] **維耶離国** (\*飢饉であったため、世尊の「知人を頼って雨安居を過ごすように」という指示で) ⇔ 憍薩羅国の一処 (\*雨安居を終えた後、世尊を問訊礼拝するため、再び戻る)

〈17〉『十誦律』「波羅夷 004」 (大正 23 p.011 上) : [比丘] **維耶離国** (\*飢饉であったため、世尊の「知人を頼って雨安居を過ごすように」という指示で) ⇔ 婆求摩河辺りの聚落 (\*

雨安居を終えた後、世尊を問訊礼拝するため、再び戻る)

- 〈18〉『根本有部律』「波羅市迦 004」(大正 23 p.668 下) : [釈尊] **広巖城** (獼猴池側の高閣堂) …勝慧河辺り…**薛舎離**…竹林聚落 *Beluva-gāmaka* (北の升楗波林 *Siṃsapāvana* \* 雨安居)
- 〈19〉『根本有部律』「波羅市迦 004」(大正 23 p.677 下) : [離車族] **広巖城** (\*「阿闍世王が攻めてくる」と跋耆国の人の知らせを聞き、四兵を整えて城外に出て) …**仏栗氏国** (\*摩竭提国の軍隊を迎え撃って) …**殞伽河** (\*一旦は阿闍世王を撃退するも、その後に敗走して) …**城(広巖城)** (1) (\*城内に入り、門を堅く閉じる)
- (1) 城は広巖城と推定。
- 〈20〉『パーリ律』「波逸提 008」(vol.IV p.023) : [比丘] **Vaggumudā nadī** (\*飢饉にもかかわらず、雨安居中、お互いを讃え合って食を得、雨安居を終えた後、世尊を拜謁するため、世尊のもとへ) …**Vesālī** (\*雨安居での乞食状況を、世尊に告げる)
- 〈21〉『五分律』「墮 008」(大正 22 p.040 中) : [比丘] **毘舎離** (\*飢饉で乞食し難かったので、世尊の指示で、知人を頼って) ⇔婆求末河 (\*雨安居を過ごした後、再び世尊のもとへ戻る)
- 〈22〉『十誦律』「波夜提 007」(大正 23 p.071 中) : [比丘] **維耶離国** (\*飢饉であったため、世尊の「知人を頼って雨安居を過ごすように」という指示で) ⇔婆求摩河辺りの一聚落 (\*雨安居を過ごした後、世尊を問訊礼拝するため、再び戻る)
- 〈23〉『十誦律』「波夜提 007」(大正 23 p.071 中) : [比丘] **維耶離国** (\*飢饉であったため、世尊の「知人を頼って雨安居を過ごすように」という指示で) ⇔橋薩羅国 (\*雨安居を過ごした後、世尊を問訊礼拝するため、再び戻る)
- 〈24〉『十誦律』「波夜提 070」(大正 23 p.115 中) : [迦留羅提舎比丘] 跋耆国 (\*毘舎離へ向けて遊行し) …織師の聚落 (\*毘舎離城の近郊で、家出した織師の妻と同道し、その夫に殴られて) …**維耶離城** (\*到着すると、比丘らに告げる)
- 〈25〉『十誦律』「波夜提 071」(大正 23 p.116 上) : [比丘] 跋耆国 (\*毘舎離へ向けて遊行し) …薩羅樹林 (\*道に迷って樹林に入り、賊と同道して) …恒河 (\*渡し場に寄らず、逮捕されるも、釈放されて) …**維耶離** (\*到着すると、比丘らに告げる)
- 〈26〉『根本有部律』「波逸底迦 008」(大正 23 p.773 下) : [釈尊] **広巖城** (獼猴池側の高閣堂) …勝慧河辺り…**毘舎離**…竹林聚落 (\*雨安居)
- 〈27〉『根本有部律』「(比丘尼)波羅市迦 001」(大正 23 p.911 中) : [釈尊] **仏栗氏国**…**広巖城** (多子塔 *Bahuputta cetiya* 辺りの樹下)
- 〈28〉『僧祇律』「(比丘尼)捨墮 019」(大正 22 p.526 中) : [北方の商人 (1)] 北方 (\*商売のため、高価な欽婆羅衣 *kambala-ratana* を携えて) …**毘舎離** (\*余りに高額なので、買い手がつかず、困り果てる)
- (1) 北方商人は、*Gustav Roth* (p.178) に *uttarāpathāto vāṇijako* とある。
- 〈29〉『僧祇律』「(比丘尼)捨墮 020」(大正 22 p.526 下) : [南方の商人 (1)] 南方 (\*商売のために、鵝相紋氈 *haṃsa-lakṣaṇa-paṭa* を携えて) …**毘舎離** (\*余りに高額なので、買い手がつかず、困り果てる)
- (1) 南方商人は、同上書 (p.179) に *vāṇijako dakṣiṇapathāto āgato* とある。
- 〈30〉『パーリ律』「葉鞞度」(vol. I p.230) : [アンバパーリー、リッチャヴィ族の人

たち] **Vesāli** (\*アンバパーリーが車にて、世尊のもとへ) …**Koṭigāma** (\*世尊のもとを訪問し、翌日の食事を招待し) …道中 (\*アンバパーリーが帰路についたとき、道中にてリッチャヴィ族の人たちと出会う)

〈31〉『五分律』「食法」(大正 22 p.149 下) : [摩竭提国の人々] 摩竭国 (\*仏陀が出現したと聞いて、飲食を供養するために) …**毘舍離城** (\*大勢の人々が雲集したので、城内に入り切れず、城外に住す)

〈32〉『五分律』「食法」(大正 22 p.149 下) : [鶡伽国の人々] 鶡伽国 **Aṅga** (\*仏陀が出現したと聞いて、飲食を供養するために) …**毘舍離城** (\*大勢の人々が雲集したので、城内に入り切れず、城外に住す)

〈33〉『五分律』「食法」(大正 22 p.149 下) : [迦尸国の人々] 迦夷国 (\*仏陀が出現したと聞いて、飲食を供養するために) …**毘舍離城** (\*大勢の人々が雲集したので、城内に入り切れず、城外に住す)

〈34〉『五分律』「食法」(大正 22 p.149 下) : [拘薩羅国の人々] 拘薩羅国 (\*仏陀が出現したと聞いて、飲食を供養するために) …**毘舍離城** (\*大勢の人々が雲集したので、城内に入り切れず、城外に住す)

〈35〉『五分律』「食法」(大正 22 p.149 下) : [跋耆国の人々] 跋耆国 (\*仏陀が出現したと聞いて、飲食を供養するために) …**毘舍離城** (\*大勢の人々が雲集したので、城内に入り切れず、城外に住す)

〈36〉『五分律』「食法」(大正 22 p.149 下) : [末羅国の人々] 満羅国 **Malla** (\*仏陀が出現したと聞いて、飲食を供養するために) …**毘舍離城** (\*大勢の人々が雲集したので、城内に入り切れず、城外に住す)

〈37〉『五分律』「食法」(大正 22 p.149 下) : [蘇摩国の人々] 蘇摩国 (\*仏陀が出現したと聞いて、飲食を供養するために) …**毘舍離城** (\*大勢の人々が雲集したので、城内に入り切れず、城外に住す)

〈38〉『十誦律』「医薬法」(大正 23 p.189 上) : [釈尊] 越祇国…阿那伽頻頭国 (1)  
(城北の勝葉婆林 \*雨安居) …**毘耶離城**

(9) 阿那伽頻頭国 (*Andhakavinda*) は、マガダ国の村で、王舎城から 3 ガーヴタ (*gāvuta*) の距離にある。 *Malalasekera I* p.106 参照。

〈39〉『パーリ律』「七百犍度」(vol. II p.294) : [サンブータ・サーナヴァーシー比丘] **Ahogaṅgā pabbata** (\*自身の所在地。ヴェーサーリーでの結集に参加するために) …**Sahajāti** …**Vesāli**…**Vālikārāma** (\*ヴェーサーリーの第二結集)

〈40〉『パーリ律』「七百犍度」(vol. II p.301) : [ヴェーサーリー在住のヴァツジ族出身の比丘] **Vesāli** (\*レーヴァタ長老を仲間に引き入れるため、船で遡上して、長老のもとへ) …**Sahajāti**

〈41〉『四分律』「七百集法毘尼」(大正 22 p.968 下) : [長老比丘] (迦尸国・) 婆菟村 (1) (\*結集に参加するために) …**毘舍離** (婆梨林 **Vālikārāma** \*ヴェーサーリーの第二結集で、第四上座に就く)

(1) 婆菟村 (*Vāsabhagāma*) は、カーシ (*Kāsi*) 国の村。『パーリ律』「瞻波犍度」(vol. I p.312) に *Kāsisu janapadesu Vāsabhagāmo nāma hoti* とあり、『四分律』「瞻波

捷度」(大正22 p.885上)にも「伽尸国娑婆聚落」とある。

- 〈42〉『十誦律』「七百比丘集滅惡法品」(大正23 p.450上)：[毘舍離国の比丘] 僑薩羅国…**毘耶離国**(\*大金鉢を持って、錢を乞うことをきっかけに、争議が起こり、多数派工作のために、長老比丘離婆多のもとへ)…薩寒若国 Sahajāti (\*離婆多の説得に失敗して)…**毘耶離城**(沙樹林 \*ヴェーサーリーの第二結集)
- 〈43〉『十誦律』「七百比丘集滅惡法品」(大正23 p.452上)：[離婆多比丘] 薩寒若国(\*結集に参加するために)…**毘耶離城**(沙樹林 \*ヴェーサーリーの第二結集)
- 〈44〉『十誦律』「七百比丘集滅惡法品」(大正23 p.452上)：[達嚩那国・阿槃提国の比丘] 達嚩那国 Dhakkhiṇāpatha・阿槃提国 Avanti (\*結集に参加するために)…薩寒若国…**毘耶離城**(沙樹林 \*ヴェーサーリーの第二結集)
- 〈45〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正22 p.493上)：[迦陵国の比丘] 羯両者<sup>(1)</sup>(\*毘舍離での結集に参加するために)…**毘舍離**(沙堆僧伽藍<sup>(2)</sup> \*ヴェーサーリーの第二結集)
- (1) 羯両者(Kāliṅga)は、大正藏經では「羯闍者」と校訂するが、宋・元・明・宮本を採る。  
(2) 沙堆僧伽藍は、Vālikārāma, Vālukārāmaの漢訳語。Vālikā, Vālukāは、砂=沙の意。
- 〈46〉『根本有部律』「雜事」(大正24 p.411下)：[沙留比丘] 俱生城<sup>(1)</sup>(\*結集に加わるために、毘舍離へ向かう)…**広嚴城**(\*ヴェーサーリーの第二結集)
- (1) Sahajāti。塚本啓祥『改訂増補・初期仏教教団史の研究』(山喜房仏書林、1980) p.215
- 〈47〉『根本有部律』「雜事」(大正24 p.411下)：[離婆多比丘] 安住聚落<sup>(1)</sup>(\*結集に加わるため、毘舍離へ)…**広嚴城**(\*ヴェーサーリーの第二結集)
- (1) Sukhavihāra。塚本上掲書 p.215
- 〈48〉『根本有部律』「雜事」(大正24 p.411下)：[三浮陀比丘] 流轉城<sup>(1)</sup>(\*結集に加わるため、毘舍離へ)…**広嚴城**(\*ヴェーサーリーの第二結集)
- (1) Śrughna。塚本上掲書 p.215。『西域記』2 p.152の素魯揭群城(Śrughna)に「東はガンジス河に臨み、北は大山[ヒマラヤ]を背にしている。ヤムナー河が境域の中を流れている」とあり、同書註1には、今のDehra Dun地方のKālsiに近いSughであるという。

【参考データ】Vesāli

- 〈01〉『別訳雜阿含』351(大正02 p.489中)：[比丘]『話題』俱薩羅国<sup>(1)</sup>(竹林 \*雨安居を過ぎた後、比丘らが自恣を終えて、各地へ遊行に出かけようとする、天神が悲しんで、遊行先の地名を唱える)…**毘舍離国**<sup>(2)</sup>
- (1) 大正藏經は「俱薩羅園」とするが、「俱薩羅国」と訂正。  
(2) 遊行へ出かける準備の段階で、目的地の毘舍離国には至っていない。
- 〈02〉AN.005-005-044(vol.III p.049)：[物流ルート] Kāsi…**Vesāli**(Mahāvāna Kūṭāgārasālā \*カーシ産の布 Kāsika-vattha)
- 〈03〉『僧祇律』「尼薩耆波夜提 011」(大正22 p.306下)：[物流ルート] 弗迦羅国<sup>(1)</sup>(\*羊毛産地の四大国<sup>(2)</sup>の一つで、話題上の国)…**毘舍離**
- (1) 弗迦羅(Skt. Puṣkalāvati)国はガンダーラの旧都で、今のHashtnagarに推定されている。『西域記』1 p.240の「布色羯邏伐底城」、長澤和俊『法顯伝 訳注・解説』(雄山閣、平成8年9月) p.031の注釈1参照。  
(2) 羊毛の四大国産地に、毘舍離(Skt. Vaiśālī)国、弗迦羅国、得利尸邏(Skt. Takṣaśilā)

国、難提跋陀 (Skt. Nandavardhana) 国の名を挙げる。

〈04〉『僧祇律』「尼薩耆波夜提 011」(大正 22 p.306 下) : [物流ルート] 難提跋陀国 (1) (\*羊毛産地の四大国 (2) の一つで、話題上の国) …毘舍離

(1) 難提跋陀国は、梵語 Nandavardhana の漢訳語。

(2) 上記〈03〉の註 (2) 参照。

〈05〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.410 中) : [離車族] (毘舍離城) (1) …弥伽河 Gaṅgā nadi の中流 (\*阿難が入滅を決意した中洲の地を訪れ、阿難の半身を得て) …広巖城 (\*阿難の遺骨塔を建立し、供養する)

(1) 出発地を毘舍離と推定。

〈06〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.411 下) : [善見比丘] 大恵城 Māhiṣmatī? (1) (\*結集に加わるため、毘舍離へ) …広巖城 (\*ヴェーサーリーの第二結集)

(1) 大恵城が Skt. Māhiṣmatī の漢訳語だとすれば、パーリ語の Māhissati に相当し、基準地点となるが、とりあえずここでは基準地 1 点間データとして扱った。塚本上掲書 p.215 参照。

## 26 Videha

【参考データ】 Videha

〈01〉 MN.034 Cūḷagopālaka-s. (牧牛者小経 vol. I p.225) : [マガダ人の牧牛者] 【古譚】 Magadha (\*牛の群れを追って対岸へ向かう) …Gaṅgā nadi (\*不運に見舞われるも、対岸へ) …Suvidehā (1)

(1) 註釈書 Papanca-sūdanī (vol. II p.265) によれば、Suvidehā とはガンガー (Gaṅgā) 河を挟んでマガダ (Magadha) の対岸に位置したヴィデーハ (Videha) 族の地域を指す。

〈02〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.334 上) : [足飲食王子] 【古譚】 鞞提醯国 Videha (\*父王の善生が異母弟の求王を太子としたので、居続ければ殺されると考え、国を去って) …半遮羅国 Pañcāla (\*パンチャーラ国王から領地が与えられ、結婚して、多足食王子が生まれ、成人に達すると、亡くなる)

〈03〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.334 上) : [多足食王子] 【古譚】 半遮羅国 (\*大臣と再婚した母が夫の殺意を察し、「ヴィデーハ国へ向かうように」と勧めてくれて) …鞞提醯国 (\*ヴィデーハ国王の求王が病死すると、王の後継者となって、名を「重興」と改める)

〈04〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.334 上) : [重興王の使者] 【古譚】 鞞提醯国 ⇄ 満財城 (\*王の命により、天神の予言を確かめるため、満財城主の円満のもとへ派遣され、予言を確認すると、再び戻って、王に報告する)

〈05〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.334 上) : [円満] 【古譚】 満財城 (\*ヴィデーハ国王の重興に呼び出されて) …鞞提醯国 (\*国王から城が与えられ、城主となる)

〈06〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.339 下) : [大薬大臣 (1)] 【古譚】 鞞提醯城 (\*ヴィデーハ国王の重興のもとを去り、結婚相手を求め、満財城へ向けて) …道中 (\*日暮れをむかえ、婆羅門の家で宿泊した後、翌日、その家を出立し、道中の麦畑で、麦踏みする毘舍佉に出会い) …妙花城 (\*毘舍佉との婚儀を取り付けて) …鞞提醯 (\*王に毘舍佉との件を告げ、王の了解を得ると、再び妙花城へ) …妙花城 (婚儀を終えて、毘舍佉と共に) …鞞提醯 (帰城して住する)

(1) 満財城主である円満の子。

〈07〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.339 下) : [毘舍佉] 【古譚】 妙花城 (\*ヴィデーハ国の重

[2] 原始仏教聖典に記された通商・遊行ルートの「基礎データ」

- 臣である大葉に見初められ、大葉との婚儀を終えて) …**鞞提醯** (\*大葉大臣と共に住する)
- 〈08〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.341 上) : [500 人の商人] 【古譚】北方 (\*馬を販売するために) …**鞞提醯** (\*城中の姪女のもとで財貨を使うも、一人の商人だけは行かず、姪女が押し掛ける)
- 〈09〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.341 中) : [商人] 【古譚】南国 (\*梅檀杖を携えて) …**鞞提醯** (\*杖の上下がわからず、毘舍佉の智慧をかりる)
- 〈10〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.342 上) : [重興王の使者] 【古譚】**鞞提醯城**⇔半遮羅国 (\*重興王の命により、パンチャーラ国の王女である妙葉を娶るため、使者として派遣され、戻って王に、婚姻の日取りを伝える)
- 〈11〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.342 上) : [半遮羅王の使者] 【古譚】半遮羅国 (\*王の命により、重興王を招くため、派遣されて) …**鞞提醯国** (\*王妃の婚姻の準備が調い、重興王を招く旨を告げる)
- 〈12〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.342 上) : [半遮羅王] 【古譚】半遮羅国 (\*重興王を招待するも、来ないので、四兵を率いて) ⇔**鞞提醯国** (\*城を取り囲むも、大葉の計略により、帰国する)
- 〈13〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.342 上) : [大葉大臣 (1)] 【古譚】**鞞提醯城**⇔半遮羅国 (\*パンチャーラ国王がヴィデー八国へ向かうのを見計らい、宮中へ押し入って、王女の妙葉と珍宝をとらえ、パンチャーラ王とは別のルートで帰城する)
- (1) 毘提訶国王である重興の重臣。
- 〈14〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.342 上) : [妙葉王女] 【古譚】半遮羅国 (\*国王の出兵中に、ヴィデー八国の大葉大臣に、宮中から連れ去られて) …**鞞提醯国**

[2] 基準地を 2 点含む通商遊行ルートのデータ

① Āḷavī……Kosambī

- 〈01〉『パーリ律』「波逸提 005」(vol.IV p.015) : [釈尊] **Āḷavī** (Aggāḷava cetiya) …**Kosambī** (Badarikārāma)
- 〈02〉『五分律』「墮 007」(大正 22 p.040 上) : [釈尊] **阿茶脾邑**…**拘舍弥国** (瞿師羅園 Ghositārāma)

② Āḷavī……Rājagaha

- 〈01〉『雑阿含』1221 (大正 02 p.333 上) : [婆耆舍] **曠野** (禽獸之處 \*尼瞿陀劫波の舍利を供養した後、王舎城へ向けて) …**王舎城** (迦蘭陀竹園)
- 〈02〉『別訳雑阿含』255 (大正 02 p.463 上) : [婆耆舍] **第一曠野林** (\*病に倒れ、般涅槃した尼瞿陀劫波を供養した後、遊行して) …**王舎城** (迦蘭陀竹林)
- 〈03〉『パーリ律』「僧残 006」(vol.III p.144) : [釈尊] **Rājagaha** (Kalandakanivāpa Veḷuvana \*雨安居) …**Āḷavī** (Aggāḷava cetiya)
- 〈04〉『パーリ律』「僧残 006」(vol.III p.144) : [摩訶迦葉] **Rājagaha** (Kalandakanivāpa Veḷuvana \*雨安居を終えて) …**Āḷavī** (Aggāḷava cetiya \*乞食に入ると、人々に避けら

れる)

〈05〉 『四分律』 「僧残 006」 (大正 22 p.584 上) : [釈尊] **羅閱城** (耆闍崛山) …**曠野城**

〈06〉 『四分律』 「僧残 006」 (大正 22 p.584 上) : [摩訶迦葉と 500 人の比丘] 摩竭国 (**王舎城**)<sup>(1)</sup> (\*摩竭提国より、500 人の比丘らと共に) …**曠野城** (\*乞食に入ると、人々が比丘の姿を見て避ける)

(1) 仏在処・説処が「羅閱祇耆闍崛山」とあるので、王舎城と推定。

〈07〉 『根本有部律』 「波逸底迦 082」 (大正 23 p.883 下) : [豪傑] 南方…**王舎城** (\*頻婆娑羅王のもとにやって来て、摩竭提国の将軍に登用されて) …**曠野城** (\*摩竭提国と拘薩羅国との 2 国間にある大曠野処を平定し、城を築いて城主となる)

### ③ Āḷavī……Sāvatti

〈01〉 『別訳雑阿含』 188 (大正 02 p.442 上) : [釈尊] **曠野国**<sup>(1)</sup> (第一林) … (**舎衛城**) 祇園 (=祇樹給孤独園)

(1) 曠野国は、大正藏経では「曠野園」とあるが、同脚註の三本、聖本の「国」を採る。なお本ストーリーは、世尊が曠野手という長者を見舞った後、長者が命終し、天子となって祇樹給孤独園に居られる世尊のもとに現われるというもので、世尊の遊行ルートとして、上記のように推定した。

〈02〉 『五分律』 「僧残 006」 (大正 22 p.013 上) : [釈尊] **舎衛城** (祇桓=祇樹給孤独園) …**阿茶脾邑**

〈03〉 『五分律』 「墮 006」 (大正 22 p.039 下) : [釈尊] **舎衛城**…**阿茶脾邑**

### ④ Āḷavī……Vesālī

〈01〉 『僧祇律』 「尼薩耆波夜提 013」 (大正 22 p.307 下) : [一人の比丘] **毘舍離** (大林重閣精舎 \*羊毛の不足分を補うのに、絹糸を用いるように勧められると、それを手に入れるために) …**広野聚落** (\*繭から絹糸を作る家で、煮立てた湯の釜の中に繭を入れる)

### ⑤ Bārāṇasī……Kapilavatthu

〈01〉 『根本有部律』 「雑事」 (大正 24 p.298 上) : [那剌陀 Nālaka] 南方・大山の石窟 (\*阿私陀仙人のもとで出家し、誕生した菩薩を礼拝するため、師と共に) …**劫比羅城** (\*師が命終すると、火葬に付した後に) …**婆羅痾斯** (\*諸仙人と共に住す)

### ⑥ Bārāṇasī……Kosambī

〈01〉 *SN.022-090* (vol. III p.132) : [チャンナ] **Bārāṇasī** (Isipatana Migadāya \*長老比丘の教えに満足できず、阿難に教えを請うために) …**Kosambī** (Ghositārāma \*阿難から世尊の教えを聞かせてもらう)

### ⑦ Bārāṇasī……Mithilā

〈01〉 *Therīgāthā* (p.153) : [スジャータ婆羅門] **Bārāṇasī** (\*自分の子を亡くすと、御者と共に、世尊の教えを聞くために) …**Mithilā nagara** (\*四諦八正道の教えを聞き、世尊のもとで出家する)

### ⑧ Bārāṇasī……Pāṭaliputta

〈01〉 *MN.094 Ghoṭamukha-s.* (瞿哆牟伽経 vol. II p.157) : [ゴータムカ婆羅門] **Bārāṇasī** (Khemiyambavana \*仏滅後、ある所用で訪問し、ウデーナに教えを聞き、優婆塞となつ

て) …**Pāṭaliputta** (\*Ghoṭamukhī と呼ばれる講堂を建設して、サンガに寄進する) (1)

- (1) ゴータムカ婆羅門は高額な金銭をウデーナ比丘に布施しようとしたが、戒律上の理由で受け取ってもらえず、パータリプッタ (**Pāṭaliputta**) に上記の **Ghoṭamukhī** 講堂を寄進したとあるので、この婆羅門の居住地を **Pāṭaliputta** と推定した。なおゴータムカ婆羅門は、*Malalasekera I* (p.827) ではパータリプッタの婆羅門とし、『赤沼』p.207ではアンガ (Aṅga) 国の婆羅門とする。

### ⑨ Bārāṇasī……Rājagaha

- 〈01〉 『パーリ律』 「皮革鞦度」 (vol. I p.189) : [釈尊] **Rājagaha**…**Bārāṇasī** (Isipatana Migadāya)
- 〈02〉 『パーリ律』 「菓鞦度」 (vol. I p.216) : [釈尊] **Rājagaha**…**Bārāṇasī** (Isipatana Migadāya)
- 〈03〉 『パーリ律』 「菓鞦度」 (vol. I p.220) : [釈尊] **Bārāṇasī**…**Andhakavindha**…**Rājagaha**

### ⑩ Bārāṇasī……Sāvattihī

- 〈01〉 *Therīgāthā* (p.153) : [スンドリー比丘尼] **Bārāṇasī** (\*父親のスジャータ婆羅門の出家を機に、自らも出家を決意して式叉摩那となり、その後に比丘尼となって、世尊を拝謁するために) …**Sāvattihī**
- 〈02〉 『僧祇律』 「単提 051」 (大正 22 p.372 下) : [2人の比丘] 南方・波羅脂国 (\*世尊を問訊礼拝するために、同道して) …**舍衛**
- 〈03〉 『四分律』 「菓鞦度」 (大正 22 p.877 中) : [市馬人] 波羅奈国…**舍衛国** (\*僧伽のために、餅や豆麩や麩を作り、量麩器や塩などを施与する)
- 〈04〉 『四分律』 「衣鞦度」 (大正 22 p.859 下) : [優波斯那と 60人の比丘] 波羅国 (\*阿練若に住し、乞食や糞掃衣で過ごした後、世尊を問訊礼拝するために) …**舍衛国** (祇桓精舍 \*そのとき世尊は3ヵ月間の静坐思惟中に入っていた)
- 〈05〉 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」 (大正 22 p.444 下) : [羅睺羅] 跋者国 (\*遊行して) …**波羅奈** (林聚落 \*一人の居士から房舎を寄進された。その後、遊行中に他の比丘に与えたので、世尊のもとへ) …**舍衛城** (1)

(1) 到着地を仏在処・説処の「舍衛城」と推定した。

- 〈06〉 『根本有部律』 「破僧事」 (大正 24 p.166 下) : [釈尊] **室羅筏城**…**波羅城** (城外の婆羅門村)
- 〈07〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.352 中) : [吉離舍瞿曇弥] **婆羅脛斯城** (\*長者の娘として生まれ、成長して許嫁と結婚するも、不慮の事故で死別。さらに再婚するも、夫の子殺しに愛想を尽かして城外へ) …北方 (\*北方の商人と出会い転々とし、北方国主の大夫人となるも、王の崩御により逃げ出し、万里を経て) …**舍衛城** (逝多林 \*世尊のもとで出家する)

### 【参考データ】 Bārāṇasī……Sāvattihī

- 〈01〉 『増一阿含』 001 (大正 02 p.549 中) : [阿難] 【回想】 **波羅捺国** (\*初転法輪) … [摩竭国] (\*三迦葉の教化) …**舍衛** (\*祇樹給孤独園の寄進) (1)
- (1) 阿難が偈で唱えた世尊の事績。
- 〈02〉 『増一阿含』 047-006 (大正 02 p.782 上) : [比丘] 【話題】 **舍衛国** (祇樹給孤独園 \*乞食が得難かったので) …**婆羅捺城** (\*乞食の得やすい所)

〈03〉『増一阿含』051-007 (大正 02 p.818 中) : [物流ルート] **婆羅捺国** (\*話題上の国。四大蔵 (1) の一つである蟻佉大蔵) …**舎衛国**

(1) 四大蔵とは、乾陀衛 (Gandhāra) 国の伊羅鉢竜の大宝蔵、蜜締羅 (Mithilā) 国の斑稠 (Pāṇḍuka) 大宝蔵、須頼吒国 (Surāṣṭra) の賓伽羅 (Piṅgala) 大宝蔵、婆羅捺 (Vārāṇasī) 国の蟻佉 (Śaṅkha) 大宝蔵で、須達長者が弥勒仏の世で転輪聖王に献ずる 4つの大宝蔵。

⑪ Bārāṇasī……Takkasilā

〈01〉『根本有部律』「雑事」 (大正 24 p.303 上) : [醫羅鉢竜王] **得叉尸羅国** (\*多聞 葉叉天王が觀史天宮で見つけ、板に書きつけた問頌を解釈できる者を探し求めて) …**婆羅痾斯国** (\*那羅陀と出会うと、彼が仙人墮処施鹿林で世尊に頌の解釈をしてもらい、7日後にそれを伝え 聞く)

〈02〉『根本有部律』「雑事」 (大正 24 p.352 中) : [遊方] **得叉城** (\*商主として 500 人の商人と共に、財貨をもって交易のために) …中国 (\*南方へ向けて中国 Majjhima-desa, Majjhima-janapada へ) …**婆羅痾斯**

⑫ Bārāṇasī……Uruvelā

〈01〉『根本有部律』「破僧事」 (大正 24 p.156 下) : [釈尊] (**鬱毘羅**) 成無上覚…**波羅痾斯城**

[参考データ] Bārāṇasī……Uruvelā

〈01〉SN.004-001-005 (vol. I p.105) : [釈尊] 【話題】 **Bārāṇasī…Uruvelā** (Senā-nigama) (1)

(1) 世尊の伝導宣言。

〈02〉『雑阿含』1096 (大正 02 p.288 上) : [釈尊] 【話題】 **波羅捺国** (仙人住処鹿野苑) …**鬱鞞羅** (1)

(1) 上記〈01〉の註(1)と同じ。

⑬ Bārāṇasī……Verañjā

〈01〉『十誦律』「波夜提 044」 (大正 23 p.098 中) : [牧馬人] **波羅奈国** (\*水草を求め、馬を連れて) …**毘羅然国** (\*比丘らに馬麥を施す)

〈02〉『十誦律』「医薬法」 (大正 23 p.187 中) : [放牧人] **波羅奈国** (\*水草を求め、500頭の馬を連れて) …**毘羅然国** (\*比丘らに馬麥を布施する)

⑭ Bhaddiya……Kapilavatthu

〈01〉『五分律』「僧残 010」 (大正 22 p.016 下) : [阿那律、賢善、阿難、難陀、婆咎、金毘羅、優波離] **迦維羅衛** (\*出家するため、世尊のもとへ) …弥那邑 (1) の阿菟 Anupiyā (林下 \*世尊のもとで出家した後、釈迦族の人たちが説得に来るかもしれないので、世尊と一緒に) …**跋提城** (網林樹下 \*雨安居を過ごす)

(1) 弥那邑は、Maineya 族の邑という意。

⑮ Campā……Kapilavatthu

〈01〉『四分律』「僧残 010」 (大正 22 p.590 中) : [阿那律、賢善、難提、金毘羅、難陀、跋難陀、阿難、提婆達多、優波離] **迦毘羅衛城** (\*世尊のもとで出家するために、出城して) …弥尼搜国 (1) の阿奴夷界 Anupiyā (2) (\*世尊のもとで出家した後、派遣されて) …**占波国**

(1) 上記⑭〈01〉の註(1)と同じ。

(2) 阿菟夷ともある。

⑩ Campā……Pāṭaliputta

【参考データ】 Campā……Pāṭaliputta

〈01〉『雑阿含』604（大正02 p.161中）：[阿育王の母] 『予言』 **瞻婆国**（\*婆羅門の娘として、頻頭娑羅王の子である修師摩王子のもとへ嫁して）…**巴連弗邑**

⑪ Campā……Rājagaha

〈01〉『パーリ律』「皮革鞣度」（vol. I p.179）：[ソーナ・コーリヴィーサ] **Campā**（\*ピンピサーラ王の支配下にある村長らの一人として、王に招集されて）…**Rājagaha**（Gijjhakūṭa pabbata \*世尊のもとで出家した後に）…**Sitavana**

〈02〉『五分律』「羯磨法」（大正22 p.161上）：[比丘] **王舎城**（一住処 \*迦葉氏の住処で、世話をしなくなった迦葉氏を不見罪拳羯磨にかけたが、彼が世尊のもとへ去ったので、雨安居後に、世尊のもとへ）…**瞻波国**（恒水辺り \*世尊に呵責される）

〈03〉『根本有部律』「雑事」（大正24 p.213下）：[瞻婆城の婆羅門、商人] **占波城**（\*婆羅門が壘を携えて商人たちと一緒に、王舎城の市場へ）…**輸税処**（\*両国の中間にある神堂葉叉税処で、税官とのやり取りがあったために、商人たちの後を一人で通過して）…**王舎城**（\*城の大市場に至る）

【参考データ】 Campā……Rājagaha

〈01〉『十誦律』「皮革法」（大正23 p.183上）：[守籠那] 『回想』 **瞻葡国**（\*20億金を棄て、200の村を捨て、出家するために）…**王舎城** (1)

(1) 守籠那という長者子の出家時における出来事を、阿難が世尊に語る。

⑫ Campā……Vesālī

〈01〉『五分律』「衣法」（大正22 p.137中）：[比丘] **毘舍離城**（\*住処に蚊や虻が多量に発生したため、住することができなくて）…**瞻波城**（\*雨安居を過ごす）

⑬ Dakkhiṇāgiri……Rājagaha

〈01〉 *MN.097 Dhānañjāni-s.*（陀然経 vol. II p.184）：[舍利弗] **Dakkhiṇāgiri**（\*乞食中に、王舎城で雨安居を過ごした一人の比丘から、「ダーナンジャーニ婆羅門が放逸である」との噂を聞いて）…**Rājagaha**（Kalandakanivāpa Veḷuvana \*迦蘭陀竹園に戻ると、彼のもとを訪れて諫める）

〈02〉 *MN.097 Dhānañjāni-s.*（陀然経 vol. II p.184）：[一人の比丘] **Rājagaha**（\*王舎城で雨安居を過ごした後に）…**Dakkhiṇāgiri**（\*乞食中の舍利弗に、「ダーナンジャーニ婆羅門が放逸である」と告げる）

〈03〉『中阿含』027「梵志陀然経」（大正01 p.456上）：[一人の比丘] **王舎城**（\*数日を経過した後、遊行に出かけて）…**南山村**（北の尸提和林 *Simsapāvana* \*舍利弗を訪問して、陀然の危篤を知らせる）

〈04〉『パーリ律』「五百鞣度」（vol. II p.287）：[プラーナ比丘] **Dakkhiṇāgiri**（\*長老比丘たちが王舎城で結集中に、随意の間、この地で500人の比丘たちと住した後、遊行して）…**Rājagaha**（Kalandakanivāpa Veḷuvana \*長老比丘に「法と律の結集を承認するように」と言われるも、これに応じなかった）

〈05〉『五分律』「五百集法」（大正22 p.191下）：[富羅那比丘] **南方** (1)（\*「世尊の入滅後、長老比丘らが王舎城で結集している」と聞いて、自らの眷族と共に摩訶迦葉のもとへ）…

王舎城 (\*七条に関して異議を唱える)

(1) 南方は、Dakkhiṇāgiri の漢訳と推定。

20 Devadaha……Kapilavatthu

〈01〉『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.105 中) : [善悟王の長女] 天示城 (\*浄飯太子のもとへ嫁ぐために) …劫比羅城 (\*妃となって問もなく、師子頹王が崩御し、浄飯太子が父の位を継ぐ)

〈02〉『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.107 下) : [浄飯王の使者] 劫比羅城…(天邑) (1) (\*摩耶夫人が藍毘尼園に滞在中である旨を告げるため、摩耶夫人の父である善悟王のもとへ使者を派遣する)

(1) 善悟王の所在地を天邑と推定。

【参考データ】 Devadaha……Kapilavatthu

〈01〉『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.109 下) : [釈迦族、拘梨族] 【話題】 劫比羅城…盧奚多 Rohiṇī 河…天示 (1)

(1) カピラヴァットゥとデーヴァダハの二城間にローヒニー (Rohiṇī) 河があり、その河岸に善堅樹が生じ、大木となって、釈迦族とコーリヤ族との間でトラブルとなったことを伝える記事である。

21 Devadaha……Lumbinī

〈01〉『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.107 下) : [善悟王の傭人] 天示城 (\*摩耶夫人の「父王の園苑に止まりたい」という意向を知った王の命により、派遣されて) …藍毘尼園 (\*園内に設備を調べ、掃いて水を撒き、受け入れの準備をする)

22 Gayā, Gayāsīsa……Rājagaha

〈01〉『パーリ律』「破僧健度」(vol. II p.199) : [提婆達多] Rājagaha (Kalandakanivāpa Veḷuvana \*ヴァッジ族出身の新参比丘 500 人を連れて) …Gayāsīsa (\*比丘たちが戻ってしまったことを知り、口から熱血を吐く)

〈02〉『四分律』「破僧健度」(大正 22 p.909 中) : [提婆達多] 王舎城 (\*五事を提唱し、籌をとった新学無知な 500 人の比丘らと共に) …伽耶山 (\*仏と僧伽を離れて、自ら羯磨説戒をおこなう)

〈03〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.442 下) : [提婆達多] 王舎城 (\*伽耶へ向けて) …伽耶城 (\*世尊の命で、阿難がやって来て「布薩羯磨を行うように」と説得されても、断り続ける)

〈04〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.442 下) : [釈尊] 王舎城…伽耶城

23 Godhāvarī……Sāvattihī

〈01〉 *Suttanipāta* 005-001 (p.190) : [バーヴァリン婆羅門] Kosala・Sāvattihī (\*無所有の境地を得ようとして) …Dhakkhiṇāpatha…Assaka と Aḷaka の中間を流れる Godhāvarī (\*河岸の近くの村に住し、後に弟子たちを世尊のもとへ派遣する)

24 Kaṇṇakujja……Ujjeni

〈01〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.302 上) : [医童子] 曲女城 (\*王舎城から来た耆婆医師に、波羅殊提王の酥嫌いを教え、耆婆を手助けするために、同行して) …嚙逝尼国 (\*王から褒賞を受ける)

- 〈02〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.306 上）：[妙髪] **建拏城**（\*波羅殊提王のもとに嫁ぐために）…**嚧逝尼国**（\*城に入ると、疫病や災いが悉く消滅し、人々が安楽に暮らせるようになり、「安楽夫人」と呼ばれるようになる）

【参考データ】 **Kaṇṇakujja**……**Ujjenī**

- 〈01〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.309 下）：[少年] 【話題】 **嚧逝尼国**…**曲女城**（\*美女のいる都城として挙げられた地名）<sup>(1)</sup>

(1) 波羅殊提王が少年たちに「どこの都城に美女がいるか」と問い、彼らが挙げた城名である。

25 **Kapilavatthu**……**Lumbinī**

- 〈01〉『根本有部律』「破僧事」（大正 24 p.107 下）：[摩耶夫人] **劫比羅城**（\*侍従や采女を随えて）…**藍毘尼園**（無憂樹 \*無憂樹のもとで、菩薩太子を生む）

- 〈02〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.297 下）：[菩薩] 觀史天宮…**藍毘尼林**（無憂樹枝）…**劫比羅城**

- 〈03〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.297 下）：[摩耶夫人]（**迦毘羅衛城**）（\*菩薩が胎内に宿って 10 ヶ月後に）…**藍毘尼林**（無憂樹 \*菩薩の誕生地）

26 **Kapilavatthu**……**Pāvāpurī**

- 〈01〉『長阿含』017「清浄経」（大正 01 p.072 下）：[周那沙弥] **波波国**<sup>(1)</sup>（\*雨安居の後、尼犍若提子の命終を告げるため、阿難のもとへ）…**迦維羅衛国**（緬祇 *Vedhañña* の優婆塞林 \*到着すると、尼犍若提子が命終して間もなく、その弟子らが二分して争っている旨を、阿難と共に世尊に告げる）

(1) 波波国は尼犍若提子 (*Nigaṇṭha Nātaputta*) の入滅の地で、現在の Bihar 州 Nalanda district の **Pāvāpurī** に比定される。

27 **Kapilavatthu**……**Rājagaha**

- 〈01〉『増一阿含』049-009（大正 02 p.802 中）：[釈尊] 釈翅・**迦毘羅越**（尼拘留園）…**羅閱城**（耆闍崛山の一小山側）

- 〈02〉『増一阿含』049-009（大正 02 p.802 中）：[提婆達多] 釈翅・**迦毘羅越**（尼拘留園 \*世尊のもとで、出家を願い出るも許されず、自ら鬚髪を剃り、袈裟を着ける）…（**王舎城**）…**耆闍崛山**（\*世尊を目掛けて大きな石を投げつける）…**羅閱城**（\*世尊のもとで悔い改めようとするも、地獄に墮ちる）<sup>(1)</sup>

(1) 提婆達多の出家から入滅までを伝える。

- 〈03〉 *Suttanipāta* 003-001 (p.072) : [釈尊] ヒマーラヤ中腹・**Kosala** の住民である釈迦族 (**Kapilavatthu**)<sup>(1)</sup> …**Rājagaha**…**Paṇḍava** 山

(1) 釈尊の出身地 **Kapilavatthu** を出発地と推定。

- 〈04〉『根本有部律』「波逸底迦 074」（大正 23 p.854 中）：[釈尊] 釈迦処…**劫比羅城**（多根樹園 \*雨安居）…**王舎城**（竹林園=迦蘭陀竹園 \*雨安居）

- 〈05〉『根本有部律』「(比丘尼) 波逸提 057」（大正 23 p.992 上）：[釈尊] **劫比羅城**（\*雨安居）…**王舎城**（迦蘭陀竹園 \*雨安居）

- 〈06〉『パーリ律』「破僧犍度」（vol. II p.180）：[提婆達多]（**Kapilavatthu**）…**Anupiyā**（\*世尊のもとで出家し、雨安居を過ぎた後に）…**Rājagaha**<sup>(1)</sup>

(1) バッディヤ王、阿那律、阿難、バグ、キンピラ、ウパーリ剃髮師と一緒に、アヌピヤー

(Anupiyā) に居られた世尊のもとで出家し、雨安居を過ごすが、その後の仏在処・説処がラージャガハ (Rājagaha) のときに、提婆達多が登場するので、ラージャガハへ移動したと推定。

28 Kapilavatthu……Saṅkassa

〈01〉 『増一阿含』 036-005 (大正 02 p.703 中) : [迦毘羅衛城の人々] **迦毘羅越城** (\* 「世尊が切利天で雨安居を過ごされた後、僧迦尸に降下される」と聞いて) …**僧迦尸国** (の大池水側)

29 Kapilavatthu……Sāvattī

〈01〉 *MN.134 Lomasakaṅgiyabhaddekarata-s.* (盧夷強者一夜賢者経 vol.III p.199) : [ローマサ・カンギヤ比丘] **Kapilavatthu** (Nigrodhārāma \* 「一夜賢者の教え (Bhaddekaratta) 」を受持するため、舎衛城へ向け、遊行に出かけて) …**Sāvattī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \* 世尊から「一夜賢者の教え」の解釈を授かる)

〈02〉 『中阿含』 166 「釈中禪室尊経」 (大正 01 p.698 下) : [盧夷強者比丘] 釈中 (**迦毘羅衛城**) (無事禪室 \* 雨安居の後、天子の助言に従い、舎衛城へ向けて) …**舎衛国** (勝林給孤独園 \* 世尊から「跋地羅帝偈」 (1) の解釈を授かる)

(1) 「一夜賢者の教え (Bhaddekaratta) 」のこと。

〈03〉 *SN.055-052* (vol.V p.405) : [一人の比丘] **Sāvattī** (\* 雨安居の後、ある所用にて) …**Kapilavatthu** (\* 釈迦族の人々から世尊や舍利弗、目連の安否を聞かれたり、雨安居中での世尊の教えを尋ねられる)

〈04〉 *AN.011-002-014* (vol.V p.334) : [釈尊] **Sakkesu・Kapilavatthu** (Nigrodhārāma) …**Sāvattī** (\* 雨安居)

〈05〉 *AN.011-002-014* (vol.V p.334) : [釈迦族のナンディヤ] **Kapilavatthu** (世尊の近くで雨期を過ごすために) …**Sāvattī** (\* 遊行の準備が始まった頃、世尊が遊行に出られた後に、自分たちがどのように過したらよいかを、世尊に直接指導を仰ぐ)

〈06〉 『根本有部律』 「泥薩祇波逸底迦 004」 (大正 23 p.717 上) : [波斯匿王の使者] **室羅伐城** (\* 王の命により、世尊の消息を浄飯王に知らせるため、使者として派遣されて) …**劫比羅城** (\* 波斯匿王の伝言を浄飯王に伝える)

〈07〉 『根本有部律』 「(比丘尼) 捨墮 004」 (大正 23 p.948 下) : [波斯匿王の使者] **室羅伐城** (\* 王の命により、世尊の消息を浄飯王に知らせるため、使者として派遣されて) …**劫比羅城** (\* 波斯匿王の伝言を浄飯王に伝える)

〈08〉 『十誦律』 「受具足戒法」 (大正 23 p.151 中) : [琉璃王] (**舎衛城**) (1) (\* 釈迦族を殺害するために) …**迦維羅衛国**

(1) 王の出発地を舎衛城と推定。

〈09〉 『根本有部律』 「皮革事」 (大正 23 p.1057 上) : [琉璃太子] **室羅伐城** (\* 釈迦族を殺害するために) …**劫比羅城** (\* 襲撃すると、釈迦族の人々が城外に逃亡する)

〈10〉 『四分律』 「衣捷度」 (大正 22 p.860 中) : [琉璃王] **舎衛城** (\* 四種の兵を集めて、釈迦族を滅ぼすために) …**舎夷国…迦維羅衛城** (\* 城を取り囲み、大象を城内に放って、踏み殺させる)

〈11〉 『五分律』 「衣法」 (大正 22 p.140 下) : [波斯匿王の使者] **舎衛城** (\* 王の命によ

り、王が釈迦族の娘との結婚を求めている旨を伝えるため、使者として) …舎夷国 (迦毘羅衛城) (1) (\*王の意向を伝えると、釈迦族の人々は一人の婢女を選び、嫁がせる)

(1) 使者の到着地を迦毘羅衛城と推定。

〈12〉『五分律』「衣法」(大正 22 p.140 下) : [釈迦族の婢女] 舎夷国 (迦毘羅衛城) (1) (\*波斯匿王のもとへ嫁ぐために) …舎衛城 (\*琉璃太子を生む)

(1) 婢女の出発地を迦毘羅衛城と推定。

〈13〉『十誦律』「雑法」(大正 23 p.279 下) : [釈尊] 迦羅衛国…舎衛国

〈14〉『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.143 上) : [波斯匿王の使者] 室羅筏城 (\*王の命により、世尊の状況を伝えるため、書状を携えて、浄飯王のもとへ) …劫比羅城 (\*浄飯王に書状を手渡す)

〈15〉『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.143 上) : [釈尊] 室羅筏城 (逝多林給孤獨園) …盧醯多 Rohiṇī 河…尼拘陀園 Nigrodhārāma…劫比羅城 (1)

(1) 成道後、初めて帰郷される。

〈16〉『四分律』「比丘尼毘度」(大正 22 p.922 下) : [釈尊] 釈翅瘦 (迦毘羅衛城) (1) (尼拘律園) …拘薩羅国…舎衛国 (祇桓精舎)

(1) 本文中には「釈翅瘦尼拘律園」とあるので、迦毘羅衛城と推定。

〈17〉『四分律』「比丘尼毘度」(大正 22 p.922 下) : [摩訶波闍波提と 500 人の釈迦族の女性] 釈翅瘦 (迦毘羅衛城) (1) (尼拘律園 \*女性の出家を世尊に許可してもらうために) …舎衛国 (祇桓精舎 \*剃髪し袈裟を着て、祇樹給孤獨園の門前まで来ると、阿難のとりなしで、世尊が八不可過法を条件に、女性の出家を許可される)

(1) 上記〈16〉の註(1)と同じ。

〈18〉『五分律』「比丘尼法」(大正 22 p.185 下) : [釈尊] 迦維羅衛…舎衛城 (祇洹=祇樹給孤獨園)

〈19〉『五分律』「比丘尼法」(大正 22 p.185 下) : [摩訶波闍波提と 500 人の釈迦族の女性] 迦維羅衛 (\*女性の出家を許可してもらうため、自ら剃髪し袈裟衣を着て、世尊の後を追って) …舎衛城 (祇洹の門 \*阿難のとりなしで、世尊が八不可越法を条件に、許可される)

〈20〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.234 上) : [末利] 釈迦族のある村 (\*摩訶男が所有する村の知事官の娘として誕生し、父親が亡くなると、摩訶男のもとに呼ばれて) …劫比羅国…摩訶男の所有園内 (1) (\*狩猟中の波斯匿王と出会い、見初められて) …僑薩羅城 (2) (\*第一王妃として、波斯匿王のもとへ嫁ぐ)

(1) 多根樹園と推定される。

(2) 舎衛城と推定。

〈21〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.248 上) : [波斯匿王、諸臣下] (舎衛城) (1) (\*摩訶波闍波提と 500 人の比丘尼の亡骸を荼毘供養するため、太子や諸臣及び諸眷属と共に) …劫比羅城 (多根樹園 Nigrodhārāma) …空闲処 (\*荼毘に付した後、世尊の無常法を聞く)

(1) 舎衛城を出発地と推定。

〈22〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.248 上) : [長者] (舎衛城) (1) (\*摩訶波闍波提と 500 人の比丘尼の亡骸を荼毘供養するため、須達長者、梨師達多長者、故旧長者、鹿子母毘舎佉らが諸眷属と共に) …劫比羅城 (多根樹園) …空闲処 (\*荼毘に付した後、世尊の無常法を

聞く)

(1) 所在地である舎衛城を出発地と推定。

〈23〉 *Bhikṣuṇī-vinaya* (*Gustav Roth* p.002) : [釈尊] **Kapilavastu** (Niyagrodhārāma) … **Śrāvastī nagara** (Jetavana Anāthapiṇḍadasyārāma) (1)

(1) 対応する律蔵の『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.471 上)では「『線經』の中に広説するように」とあるだけなので、この箇所を梵文により補い通商・遊行ルートのデータに加えた。ただし *Bhikṣuṇī-vinaya* の採録データは、この〈23〉と下記の〈24〉のデータのみである。

〈24〉 *Bhikṣuṇī-vinaya* (*Gustav Roth* p.002) : [摩訶波闍波提と 500 人の釈迦族の女性] **Kapilavastu** (Niyagrodhārāma \*世尊の後を追って) … **Śrāvastī nagara** (Jetavana Anāthapiṇḍadasyārāma \*世尊に許可されて、比丘尼となる) (1)

(1) 上記〈23〉の註(1)と同じ。ただし *Bhikṣuṇī-vinaya* の採録データは、この〈24〉と上記の〈23〉のデータのみである。

【参考データ】 **Kapilavatthu**……**Sāvattthi**

〈01〉『増一阿含』034-002 (大正 02 p.690 上) : [波斯匿王の大臣] 【回想】(舎衛城) (\*王の命により、釈迦族の女性を娶るために、使者として派遣されて) …**迦毘羅国** (\*王の意向を釈迦族の人々に告げる)

〈02〉『増一阿含』034-002 (大正 02 p.690 上) : [婢女] 【回想】**迦毘羅国** (\*波斯匿王のもとへ嫁ぐために) …**舎衛城** (\*王の第一夫人となり、後に琉璃王子を生む)

〈03〉『増一阿含』034-002 (大正 02 p.690 上) : [琉璃王子] 【回想】(舎衛城) (\*8歳の頃、波斯匿王から「迦毘羅衛で弓術を学ぶように」と指示され、従者を随え、大象に乗って) …**迦毘羅衛城** (\*摩訶男のもとで弓術を学ぶも、新築の講堂をめぐって、辱めを受ける)

⑩ **Kapilavatthu**……**Uruvelā**

【参考データ】 **Kapilavatthu**……**Uruvelā**

〈01〉 *MN.036 Mahāsaccaka-s.* (薩遮迦大經 vol. I p.237) : [釈尊] 【回想】(**Kapilavatthu**) … **Ājāra Kālāma** を訪問…**Uddaka-Rāmaputta** を訪問… [Magadha] …**Uruvelā** (Senānigama) … **nadī** (=Nerañjarā nadī)

〈02〉 *MN.100 Saṅgārava-s.* (傷歌邏經 vol. II p.209) : [釈尊] 【回想】(**Kapilavatthu**) … **Ājāra Kālāma** を訪問…**Uddaka-Rāmaputta** を訪問… [Magadha] …**Uruvelā** (Senānigama) … **nadī** (=Nerañjarā nadī)

⑪ **Kapilavatthu**……**Vesālī**

〈01〉 *AN.008-006-051* (vol.IV p.274) : [釈尊] **Sakkesu**・**Kapilavatthu** (Nigrodhārāma) … **Vesālī** (Mahāvana Kūṭāgārasālā)

〈02〉 *AN.008-006-051* (vol.IV p.274) : [マハーパジャーパティニー・ゴータミーと釈迦族の女性] **Kapilavatthu** (\*世尊に女性の出家を願い出るも、許可を得られず、許可を得るために、髪を除き、袈裟衣を着て、多くの釈迦族の女性と共に) … **Vesālī** (Mahāvana Kūṭāgārasālā \*門外に佇んでいると、阿難の取りなしで、世尊が八重法を守ることを条件に、女性の出家を許可される)

〈03〉『五分律』「衣法」(大正 22 p.137 中) : [比丘] **毘舍離城** (\*住処に蚊や蛇が多量に発生したため、住することができなくて) …**迦維羅衛城** (\*雨安居を過ごす)

〈04〉『パーリ律』「比丘尼韃度」(vol. II p.253) : [マハーパジャーパティー・ゴータミーと釈迦族の女性] **Kapilavatthu** (Nigrodhārāma \*世尊に女性の出家を願い出るも、許可を得られず、許可を得るために、髪を除き、袈裟衣を着て、多くの釈迦族の女性と共に) … **Vesāli** (Mahāvana Kūṭāgārasālā \*門外に佇んでいると、阿難の取りなしで、世尊が八重法を守ることを条件に、女性の出家を許可され、阿難のもとで出家具足戒を受ける)

【参考データ】 **Kapilavatthu** …… **Vesāli**

〈01〉『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.109 下) : [毘舍離城の人々] **毘舍離城** (\*菩薩太子に象を贈る) … **劫比羅城** (\*贈られた象を提婆達多王子が殺してしまう)

③② **Kosambī** …… **Pāvā**

〈01〉『パーリ律』「七百韃度」(vol. II p.294) : [ヤサの使者] **Kosambī** (\*ヤサの命で、同調者の支援を得るために、派遣されて) … **Pāvā** (\*60 人のパーヴァー在住の比丘たちと共に) … **Ahogaṅgā pabbata** (\*88 人のアヴァンティやダッキナーバタ在住の比丘たちと集会して) … **Sahajāti** (\*長老比丘たちと出会う)

③③ **Kosambī** …… **Rājagaha**

〈01〉『四分律』「僧残 010」(大正 22 p.591 下) : [釈尊] **拘睺毘国** … (王舎城) (1)

(1) 提婆達多破僧の企てを知って、王舎城に赴かれたと推定。

〈02〉『五分律』「僧残 010」(大正 22 p.018 上) : [一人の比丘] **王舎城** (\*雨安居を過ぎた後、世尊のもとへ) … **拘舍弥国** (瞿師羅園 Ghositārāma \*世尊に提婆達多の所業を告げる)

〈03〉『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正 23 p.873 中) : [世羅比丘尼と 500 人の比丘尼、紺容] **王舎城** (竹林園=迦蘭陀竹園 \*仙道王の比丘尼派遣要請を受けて、世尊の命により、勝音城 (1) へ向けて) … **勝音城** (\*王位を継承した頂髻王の非法で、国が衰退したので、除患大臣の娘である紺容を侍女とし、共に城を去って) … **橋閃毘城** (\*瞿師羅長者に紺容を預け、養育してもらう)

(1) Skt. Rauruka nagara. *Divyāvadāna* p.551、『平岡』下 p.475

〈04〉『四分律』「衣韃度」(大正 22 p.852 下) : [長者の使者] **拘睺弥国** (\*橋賞弥国の長者の命により、長者の子の腸捻転を治療してもらうために、使者として) … **摩竭国** (**王舎城**) (1) (\*摩竭提国の大臣を通じて、頻婆娑羅王に耆婆の派遣要請を行う)

(1) 王舎城と推定。

〈05〉『四分律』「衣韃度」(大正 22 p.852 下) : [耆婆医師] **摩竭国** (**王舎城**) (1) (\*頻婆娑羅王の命により、腸捻転を患う長者の子を治療するために、車で出発して) … **拘睺弥国** (\*既に子の葬儀中にもかかわらず、機転を効かせて、開腹手術で子どもの一命を取り留める)

(1) 出発地を王舎城と推定。

〈06〉『パーリ律』「破僧韃度」(vol. II p.180) : [釈尊] **Anupiyā** (\*雨安居) … **Kosambī** (Ghositārāma) … **Rājagaha** (Kalandakanivāpa Veḷuvana)

〈07〉『パーリ律』「五百韃度」(vol. II p.290) : [阿難と 500 人の比丘] **Rājagaha** (\*チャンナに梵罰を科すため、船の航路で遡上して) … **Kosambī** (Ghositārāma \*チャンナに梵罰を伝えると、彼は慚愧して精進し、阿羅漢の一人となる)

〈08〉『五分律』「五百集法」(大正 22 p.192 上) : [一人の比丘] **拘舍弥** (\*雨安居後、

闍陀の所行を摩訶迦葉に訴えるために) …**王舎城** (\*闍陀の所行を告げると、摩訶迦葉は阿難を派遣し、「梵壇法によって罰するように」と、指示を出す)

- 〈09〉『五分律』「五百集法」(大正 22 p.192 上) : [阿難と 500 人の比丘] **王舎城** (\*摩訶迦葉の命により、闍陀に梵壇法を与えるために派遣されて) …**拘舎弥** (\*闍陀のために説法すると、闍陀が法眼浄を得る)

【参考データ】 Kosambī……Rājagaha

- 〈01〉『四分律』「僧残 010」(大正 22 p.591 下) : [迦俱陀天子] (**王舎城**) (1) (\*命終後問もなく、天子となって、目連のもとへ) …**拘睺毘国** (\*目連に提婆達多の破僧の企てを知らせる)

(1) 本文中に「彼国」とあるが、王舎城と推定。

- 〈02〉『四分律』「衣捷度」(大正 22 p.853 中) : [優填王] (**橋賞弥**) (1) (\*世尊の病氣見舞いのために) …**王舎城**

(1) 優填王は『四分律』「雜捷度」(大正 22 p.947 中) に準じて橋賞弥国王と見なし、とりあえず出発地を橋賞弥とした。

### ㉔ Kosambī……Sāvattihī

- 〈01〉『増一阿含』031-002(大正 02 p.667 上) : [一人の比丘] **舎衛城** (\*世尊を久方ぶりに問訊礼拝するために) …**拘深** (瞿師園 \*優填王が近づき、馬から下りて「私に説法せよ」と威嚇されるも、黙っていた。その後、世尊に王との一件を告げる)

- 〈02〉『増一阿含』033-001(大正 02 p.681 下) : [優填王] (**婆蹉国・橋賞弥城**) (1) …**舎衛国** (\*五王 ㉔) が「園觀」の一処に集合して、五欲について議論するも主張が異なるために) …**祇樹給孤独園** (\*波斯匿王の主導で、世尊のもとを訪問する)

(1) 優填(Udena)王は、拔蹉(Vaṃsa)国王と見なし、出発地を橋賞弥城にした。

(2) 五王については、『増一阿含』036-005(大正 02 p.703 中)を参照した。

- 〈03〉『僧祇律』「单提 004」(大正 22 p.327 中) : [比丘] **拘睺弥国** (\*争いが收拾できず、世尊に調停してもらうために) …**舎衛城** (\*世尊に調停依頼する。現前毘尼の制定)

- 〈04〉『僧祇律』「单提 004」(大正 22 p.333 下) : [比丘] **拘睺弥国** (\*争いが收拾できず、世尊に調停してもらうために) …**舎衛城** (\*世尊に調停依頼する。多覓毘尼と如草布地毘尼の制定)

- 〈05〉『僧祇律』「单提 017」(大正 22 p.344 上) : [釈尊] **拘睺弥…舎衛城**

- 〈06〉『根本有部律』「波逸底迦 053」(大正 23 p.837 下) : [闍陀] **室羅伐城** (逝多林給孤独園 \*年老いて、橋賞弥へ向けて) …**橋閃毘国** (\*静縁にして住する)

- 〈07〉『根本有部律』「波逸底迦 076」(大正 23 p.855 下) : [闍陀] **室羅伐城** (逝多林給孤独園 \*年老いて、橋賞弥へ向け) …**橋閃毘** (\*縁を省いて坐す)

- 〈08〉『根本有部律』「波逸底迦 077」(大正 23 p.856 中) : [闍陀] **室羅伐** (逝多林給孤独園 \*年老いて、橋賞弥へ向けて) …**橋閃毘** (\*縁を省いて坐す)

- 〈09〉『根本有部律』「波逸底迦 079」(大正 23 p.857 上) : [浮図長者の娘] **橋閃毘** (失收摩羅山 (1) \*舎衛城の須達長者の息子と結婚するために) …**室羅伐城**

(1) 失收摩羅山(Suṃsumāragiri)は、パーリ文献も他の漢訳聖典もバツガ(Bhagga、婆奇瘦、婆耆瘦、波伽国、跋祇聚落)とするが、取りあえず本文どおりに橋閃毘(Kosambī)とした。

- 〈10〉『根本有部律』「波逸底迦 079」(大正 23 p.857 上) : [娑竭陀] **橋閃毘** (失收摩

羅山 (1) \*浮図長者の息子として生まれるも、家運が傾き、両親が亡くなると、物乞い生活をしつつ、生地を離れて) …**室羅伐城** (\*世尊から半分の食事を分け与えられる。後に世尊のもとで、善来比丘戒により出家する)

(1) 上記〈09〉の註(1)参照。

〈11〉『根本有部律』「波逸底迦 079」(大正 23 p.858 中) : [波斯匿王の主象大臣] **室羅伐城** (\*事に因みて) …山下 (**橋閃毘**) (失收摩羅山 (1) \*娑竭陀の毒竜退治を知り、娑竭陀の父親と旧友であったので、食事に招待するも、彼が辞退するので、後日、舎衛城での予約を取り付ける)

(1) 上記〈09〉の註(1)参照。

〈12〉『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正 23 p.882 上) : [南方の隱遁隱俗 500 人] 南方 (\*橋賞弥国へ向けて) …**橋閃毘国** (義堂 \*3 ヲ月の雨期を過ごした後、瞿師羅長者と一緒に須達長者のもとへ) …**室羅伐城**

〈13〉『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正 23 p.882 上) : [摩訶周那] **室羅伐城** (\*世尊に營事を任命されて、瞿師羅長者と同道し、精舎を建立するために) …**橋閃毘** (\*瞿師羅園に精舎を建立する)

〈14〉『四分律』「説戒捷度」(大正 22 p.830 上) : [比丘] **拘睺弥** (\*僧伽が分裂して二部となったので、和合をはかるため、世尊のもとへ) …**舎衛**

〈15〉『パーリ律』「コーサンビー捷度」(vol. I p.337) : [釈尊] (Vamsa 国・) **Kosambī** … **Bālakaloṇakāra-gāma** … (Ceti 国・) **Pācīnavamsadāya** … **Pārileyaka** (Rakkhita-vanaṣaṇḍa の **Bhaddasāla-mūla**) … (Kosala 国・) **Sāvattihī**

〈16〉『四分律』「拘睺弥捷度」(大正 22 p.879 中) : [釈尊] **拘睺弥** … **舎衛国**

〈17〉『四分律』「拘睺弥捷度」(大正 22 p.882 下) : [比丘] **拘睺弥** (\*優婆塞らに見放され、世尊の後を追って) …**舎衛国** (\*世尊のもとへやって来る)

〈18〉『五分律』「羯磨法」(大正 22 p.158 下) : [釈尊] **拘舎弥城** … 波羅聚落 **Pārileyaka** (跋陀婆羅樹下 **Bhaddasāla-mūla**) … **舎衛城** (祇洹精舎)

〈19〉『五分律』「羯磨法」(大正 22 p.160 中) : [橋賞弥の比丘] **拘舎弥城** (\*自分たちの罪を、世尊に悔過するために) …**舎衛城** (祇洹精舎 \*世尊のもとで、不見罪拳羯磨にかけられた比丘が自らの罪を認める)

〈20〉『十誦律』「俱舎弥法」(大正 23 p.215 中) : [釈尊] **俱舎弥** … [支提国] … **舎衛国**

〈21〉『十誦律』「俱舎弥法」(大正 23 p.215 下) : [橋賞弥の比丘] **俱舎弥** (\*世尊が去った後、人々が供養しなくなったので、世尊の後を追って) …**舎衛国**

〈22〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.218 中) : [牛臥比丘] **橋閃毘国** (水林山の出光王園内猪坎窟 \*鬚髪をのばし、ぼろぼろの衣を着ていたため、鬼と間違えられ、王に成敗されそうになるが、天神に助けられ、難を逃れて) …**室羅伐城** (\*世尊に呵責され、長髪禁の制定因縁となる)

〈23〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.221 中) : [善和比丘] **橋閃毘城** (\*舍利弗のもとで出家し、侍者となって) … (**舎衛城**) 逝多林 (\*世尊に「我が法中にいる声聞の中で音声美妙に関して第一」と称される。後日、逝多林の内で経を読誦すると、波斯匿王を乗せた白蓮花象が

その声に歩みを止める)

〈24〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.315 下) : [比丘] **橋閃毘国** (\*波羅殊提王の娘・天授の策略で、優填王が殺害されると、城内が騒然となったので、難を逃れて) … **(舎衛城)** 給園 (=祇樹給孤独園)

【参考データ】Kosambī……Sāvatthī

〈01〉『増一阿含』047-006 (大正 02 p.782 上) : [比丘] 【話題】 **舎衛国** (祇樹給孤独園 \*乞食が得難かったので) … **拘深** (\*乞食の得やすい所)

35 Kosambī……Ujjeni

〈01〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.315 上) : [優填王] **唵逝尼国** (\*捕らわれの身の優填王が波羅殊提王の娘の天授を連れ去って) … **橋閃毘国** (\*瑜健那大臣の策略で、追手の増養大臣を振り切って本国に戻る)

〈02〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.315 上) : [天授王女] **唵逝尼国** (\*捕らわれの身の優填王に連れ去られて) … **橋閃毘国** (\*後に優填王の王妃となる)

36 Kosambī……Vesāli

〈01〉『五分律』「七百集法」(大正 22 p.193 上) : [離婆多] **拘舎弥城** (\*毘舍離での結集に参加するために) … **毘舍離城** (毘羅耶女所施園 \*ヴェーサーリーの第二結集)

〈02〉『五分律』「七百集法」(大正 22 p.193 上) : [三浮陀] 阿呼山 Ahogaṅgā pabbata (\*耶舍陀迦蘭陀子に賛同し、毘舍離での結集に参加するために) … **拘舎弥城** <sup>(1)</sup> … **毘舍離城** (毘羅耶女所施園 \*ヴェーサーリーの第二結集)

(1) 三浮陀も耶舍陀迦蘭陀子と同道し、一緒に拘舎弥城の離婆多のもとを訪れたと推定。

37 Kusinārā……Pāvā

〈01〉DN.016 Mahāparinibbāna-s. (大般涅槃經 vol. II p.128) : [ブクサ] **Kusinārā** (\*パーヴァーへ向けて道を歩んで) …道中 (\*Kakutthā nadi の近くで、世尊と出会い、「師のアーラーラ・カーラーマは通過する 500 台の車に気づかないほどの禅定の境地に入った」と自慢話をすると、世尊から師を凌ぐ体験談を聞き、三宝に帰依して優婆塞となる) … **Pāvā**

〈02〉DN.016 Mahāparinibbāna-s. (大般涅槃經 vol. II p.160) : [摩訶迦葉と 500 人の比丘] **Pāvā** (\*クシナーラーに至る大道を歩んで) …中間道 (\*アーギーヴァカと出会い、世尊が般涅槃したことを聞いて) … **Kusinārā**

〈03〉DN.016 Mahāparinibbāna-s. (大般涅槃經 vol. II p.160) : [アーギーヴァカ] **Kusinārā** (\*パーヴァーに至る大道を歩んで) …中間道 (\*摩訶迦葉と 500 人の比丘と出会い、世尊の般涅槃を告げて) … **Pāvā**

〈04〉『長阿含』002「遊行経」(大正 01 p.019 上) : [福貴] **拘夷那竭城** (\*波婆城へ向かう道を歩んで) …道中 (\*樹下で休息されている世尊と出会い、師の思い出を語る) … **波婆城**

〈05〉『長阿含』002「遊行経」(大正 01 p.020 上) : [一人の梵志] **拘尸城** (\*波婆城へ行く道を進んで) …道中 (\*拘尸城に向かう道中で、拘孫河で沐浴された世尊と出会うと、知人の近くの村で食事に招待したい旨を申し出るも、世尊に断られる) … **波婆城**

〈06〉『長阿含』002「遊行経」(大正 01 p.028 上) : [摩訶迦葉と 500 人の弟子] **波婆国** …道中 (\*拘尸那竭からやって来た一人の尼健に会い、世尊の滅後 7 日経っていることを聞いて) … **拘尸城**

- 〈07〉 『長阿含』 002「遊行経」 (大正 01 p.028 上) : [一人の尼鞞] **拘尸城** (\*文陀羅花を手に携えて) …道中 (\*波婆城からやって来た摩訶迦葉と 500 人の弟子と出会い、世尊の入滅を伝える) …**波婆国**
- 〈08〉 『増一阿含』 042-003 (大正 02 p.748 下) : [須跋梵志] **波波国** <sup>(1)</sup> (\*拘尸那竭より来た 500 人の末羅族と出会うと、彼らから「世尊が入滅された」と聞き、世尊のもとへ) …**拘尸那竭国** (双樹間 \*世尊の八正道の教えを聞いた後、無余涅槃界に滅度する)  
 (1) 大正蔵経は「彼国」とするが、同脚註の宋・元・明の三本の「波波」を採る。
- 〈09〉 *Udāna 008-005* (p.081) : [釈尊] **Malla 国** の **Pāvā**…道中の一樹下…**Kakutthā nadī** (Ambavana) …**Kusinārā**
- 〈10〉 白法祖訳『仏般泥洹経』 (大正 01 p.173 上) : [摩訶迦葉と 2,000 人の比丘] (**波婆国**) <sup>(1)</sup> …道中 (\*拘尸那竭から来た邪命外道に出会い、世尊の入滅を知って) …**那竭国**  
 (1) パーヴァーとクシナーラー間の道中と推定し、出発地を波婆国とした。
- 〈11〉 白法祖訳『仏般泥洹経』 (大正 01 p.173 上) : [邪命外道] **那竭国** (\*曼陀勒という天華を携えて) …道中 (\*摩訶迦葉と 2,000 人の比丘に出会い、「世尊が入滅して 7 日である」と伝える) … (**波婆国**) <sup>(1)</sup>  
 (1) クシナーラーとパーヴァー間の道中と推定し、到着地を波婆国とした。
- 〈12〉 失訳『般泥洹経』 (大正 01 p.188 下) : [摩訶迦葉と 500 人の比丘] **波旬**…道中 (\*拘尸那竭から来た邪命外道と出会い、世尊が般涅槃して 7 日であることを聞いて) …**拘夷城** (漚荼神地)
- 〈13〉 失訳『般泥洹経』 (大正 01 p.188 下) : [邪命外道] **拘夷城** (\*天曼那羅華を持って) …道中 (\*摩訶迦葉と 500 人の比丘と出会い、世尊の般涅槃を伝える) … (**波婆**) <sup>(1)</sup>  
 (1) クシナーラーとパーヴァー間の道中と推定して、到着地を波婆国とした。
- 〈14〉 法顕訳『大般涅槃経』 (大正 01 p.197 中) : [福貴] **鳩尸那** (\*波婆城へ向けて) …道中 (\*迦屈嗟河の近くの一樹下で、世尊の教えを聞いて、善来比丘戒にて出家して比丘となる) …**波波城**
- 〈15〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.408) : [摩訶迦葉と 500 人の比丘] **Pāpā** (\*クシナガリーへ向けて歩んでいると) …大道 (\*一人のアージーヴィカ教徒に出会うと、「世尊が亡くなって 7 日を経ている」と聞いて) …**Kuśinagarī**
- 〈16〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.408) : [アージーヴィカ教徒] **Kuśinagarī** (\*曼荼羅華を手に携え、パーバーへ向かって) …大道 (\*パーバーからクシナガリーへ向かう摩訶迦葉と 500 人の比丘に出会い、世尊の入滅を告げる) …**Pāpā**
- 〈17〉 『根本有部律』 「雑事」 (大正 24 p.401 上) : [一人の外道梵志] **拘尸那** (娑羅林 \*世尊の滅度を聞き、娑羅林を訪れた後に、華数茎を携え、波婆聚落に戻ろうとして) …道中 (\*摩訶迦葉とその弟子 500 人と出会い、世尊の入滅を告げる) …**波波聚落**
- 〈18〉 『四分律』 「集法毘尼五百人」 (大正 22 p.966 上) : [摩訶迦葉と 500 人の比丘] **波婆**…中間道 (\*拘尸那竭城より来た尼鞞子と出会うと、「世尊が般涅槃されて 7 日である」と聞いて) …**拘尸城**
- 〈19〉 『四分律』 「集法毘尼五百人」 (大正 22 p.966 上) : [尼鞞の徒] **拘尸城** (\*曼陀羅華を持って) …中間道 (\*摩訶迦葉と 500 人の比丘と出会い、世尊の般涅槃を告げて) …**波婆**

〈20〉『十誦律』「五百比丘結集三藏法品」（大正 23 p.445 下）：[摩訶迦葉と 500 人の比丘] **波婆城**（\*拘尸那竭城へ向けて）…二城の中間（\*一人の梵志と出会い、世尊が般涅槃して 7 日になることを聞いて）…**拘尸城**

〈21〉『十誦律』「五百比丘結集三藏法品」（大正 23 p.445 下）：[一人の梵志] **拘尸城**（\*天曼陀羅華を持ち、波婆城へ向けて）…二城の中間（\*摩訶迦葉と 500 人の比丘に出会い、世尊の般涅槃を告げて）…**波婆城**

【参考データ】Kusinārā……Pāvā

〈01〉『パーリ律』「五百韃度」（vol. II p.284）：[一人の邪命外道] 【回想】**Kusinārā**（\*曼陀羅華を携えて、パーヴァーへ向かう途上で）…道中（の一樹下 \*一人の邪命外道に出会い、世尊の般涅槃を告げて）…**Pāvā**

〈02〉『パーリ律』「五百韃度」（vol. II p.284）：[摩訶迦葉と 500 人の比丘] 【回想】**Pāvā**（\*クシナーラーに至る道を歩んで）…道中（の一樹下 \*一人の邪命外道に出会い、世尊が 7 日前に般涅槃されたことを知って）…**Kusinārā**

〈03〉『五分律』「五百集法」（大正 22 p.190 中）：[摩訶迦葉と 500 人の比丘、跋難陀] 【回想】**波旬国**（\*波婆国から拘尸那竭城に向かって）…中間（\*世尊が般涅槃されたことを聞いて）…**拘夷城**

〈04〉『十誦律』「五百比丘結集三藏法品」（大正 23 p.447 上）：[摩訶迦葉と 500 人の比丘] 【話題】**波婆城**（\*拘尸那竭城へ向けて）…二城（の中間 \*一人の梵志と出会い、世尊が般涅槃したことを知って）…**拘尸城**

〈05〉『十誦律』「五百比丘結集三藏法品」（大正 23 p.447 上）：[一人の梵志 (1)] 【話題】**拘尸城**（\*天曼陀羅華を持って歩いて行くと）…二城（の中間 \*摩訶迦葉と 500 人の比丘らと出会うと、大師の入涅槃を告げて）…**波婆城**

(1) 摩訶迦葉が比丘らに語った話題の中で登場する。

### 38 Kusinārā……Rājagaha

〈01〉法顕訳『大般涅槃經』（大正 01 p.207 上）：[摩訶迦葉、阿難] **鳩尸那城**（\*三藏結集のため、王舎城へ）…**王舎城**（\*摩訶迦葉と共に、阿難および比丘らが三藏を結集する）

〈02〉『パーリ律』「五百韃度」（vol. II p.284）：[摩訶迦葉、阿難] **Kusinārā**（\*王舎城で雨安居を過ごし、結集を行うことを決して、阿難を含む 500 人の比丘と王舎城へ向けて）…**Rājagaha**（\*第一結集を行う）

〈03〉『十誦律』「五百比丘結集三藏法品」（大正 23 p.447 上）：[摩訶迦葉と 500 人の比丘] **拘尸城**（\*結集のため、王舎城へ向けて）…**王舎城**（\*雨安居中に第一結集を行う）

〈04〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正 22 p.489 下）：[摩訶迦葉] **王舎城**（耆闍崛山の賓鉢羅山窟 Pippaliguhā \*世尊の般涅槃を天眼で知って、遺体を礼拝するため、多くの長老比丘と共に）…一聚落（\*一人の摩訶羅比丘の「世尊が入滅されて自在になれた」という発言を聞き、不快感を抱き、右指を弾いて火を出すと、その比丘は怖れて走り去る）…**拘尸那竭**（\*世尊の遺体を礼拝し、茶毘に付す）

〈05〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正 22 p.489 下）：[摩訶迦葉と 1,000 人の比丘] **拘尸那竭城**（\*世尊の亡骸を茶毘に付した後、500 人による結集を王舎城で行う旨を決して、1,000 人の比丘と共に）…**王舎城**（刹帝山窟 Sattapaṇṇiguhā \* 4 ヲ月の雨安居を準備した後、阿難も

加わって第一結集を行う)

- 〈06〉 『根本有部律』 「雑事」 (大正 24 p.402 下) : [摩訶迦葉と 500 人の比丘] **拘尸那城** (\*阿闍世王のもとで結集することを決して) …**王舎大城** (畢鉢羅巖 \*結集の場所として畢鉢羅窟を選び、後雨安居に結集することを決め、雨安居を過ごした後、阿羅漢となった阿難も加わって第一結集を行う)

39 Kusinārā……Sāvattihī

- 〈01〉 『増一阿含』 016-009 (大正 02 p.580 下) : [阿那律] **拘尸那竭国** (\*舎衛国へ向け、人間を遊行して) …**舎衛国** (祇樹給孤獨園)

40 Kusinārā……Vesālī

- 〈01〉 『増一阿含』 042-003 (大正 02 p.748 下) : [釈尊] **毘舎離城** (棕祇園 Ambapāli-vana) …大坑の此岸…彼岸…**拘尸那竭国** (双樹間)  
 〈02〉 『増一阿含』 042-003 (大正 02 p.748 下) : [君荼羅繫頭比丘尼] **毘舎離城** (\*「世尊の入滅が間近だ」と聞いて) …**拘尸那竭国** (双樹間 \*世尊の前で、十八神変を現じて、無余涅槃界に滅度する)

41 Madhurā……Pāṭaliputta

【参考データ】 Madhurā……Pāṭaliputta

- 〈01〉 『雑阿含』 604 (大正 02 p.161 中) : [優波崛] 【予言】 **摩偷羅** (\*阿育王の要請を受けて、船に乗って巴連弗へ向かう) …水道…**巴連弗邑**…鷄雀精舎 (1)

(1) Skt. Kurkuṭārāma. なお本遊行ルートは *Divyāvadāna* p.384、『平岡』下 p.112

42 Madhurā……Rājagaha

- 〈01〉 『根本有部律』 「薬事」 (大正 24 p.036 上) : [釈尊] **王舎城**…多根樹村…金毘羅聚落 (1) …一辺地聚落…**摩都量城**…俱魯城…大倉聚落…象城 (2) …大城…素魯揭群城 (3) …〔憍薩羅の人間〕…婆羅門聚落…迦羅城…盧醯德迦城 (4)

(1) 大正藏經には「重毘羅聚落」とあるが、『国訳一切經』律部 23 の註 51 (p.134) により「金毘羅聚落」と訂正。

(2) Skt. Hastināpura、『八尾』p.221。

(3) 素魯揭群城 (Skt. Śrughna) は、『西域記』2 p.152 に「東はガンジス河に臨み、北は大山〔ヒマラヤ〕を背にしている。ヤムナー河が境域の中を流れている」とあり、註 1 には、今の Dehra Dun 地方の Kālsi に近い Sugh であるという。

(4) Skt. Rohitaka. 本遊行ルートは『八尾』pp.203~227 参照。

【参考データ】 Madhurā……Rājagaha

- 〈01〉 『根本有部律』 「雑事」 (大正 24 p.408 中) : [奢搦迦 (1)] 【予言】 **王舎城** (竹林園=迦蘭陀竹林) …**末度羅国** (牟論茶山 \*阿難のもとで、出家具足戒を受け、阿難から教法の付属と「牟論茶山に住処を造るよう」と遺言され、世尊の予言を伝え聞く)

(1) 『赤沼』 ‘Sambhūta 2’ p.574 によれば、奢搦迦 (Skt. Śānakavāsī, Sāṇavāsī) はサンブータ (Sambhūta) 長老を指す。

43 Madhurā……Verañjā

- 〈01〉 AN.004-006-053 (vol. II p.057) : [釈尊] **Madhurā…Verañjā** (1)

(1) Madhurā, Verañjā は、PTS テキストでは Madhura, Verañji と校訂するが、同脚註の異本により Madhurā, Verañjā を採る。

44 Madhurā……Vesāli

〈01〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.493 上) : [摩偷羅国の比丘] **摩偷羅国**  
(\*毘舍離での結集に出席するために) …**毘舍離**(沙堆僧伽藍 \*ヴェーサーリーの第二結集)

45 Mañkula (Makula) ……Rājagaha

〈01〉『五分律』「布薩法」(大正 22 p.124 上) : [阿若橋陳如] **慢求羅山**<sup>(1)</sup> (\*虹を化作し、布薩に参加するために) …**王舎城**(竹園=迦蘭陀竹園)

(1) 大正藏経は「楞求羅山」とするが、宋・元・明・宮本の「慢求羅山」を採る。『国訳一切経』律部 14 の註 57 (p.082)、並びに『国訳一切経』律部 13 の註 10 (p.129) 参照。

〈02〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.233 中) : [釈尊] 摩竭提国 (**王舎城**)<sup>(1)</sup> …**莫俱山**(薄俱羅葉叉住殿)

(1) 本文中に「仏は摩竭提国に在りて遊行し…」とあるので、出発地を王舎城と推定した。

46 Mithilā……Sāvattihī

〈01〉『中阿含』161「梵摩経」卷一(大正 01 p.685 上) : [釈尊] 鞞陀提国 Videha…**弥薩羅**(北方の大天捺林) …**舎衛国**(勝林給孤独園)

【参考データ】 Mithilā……Sāvattihī

〈01〉『増一阿含』051-007(大正 02 p.818 中) : [物流ルート] **蜜締羅国**(\*話題上の国。四大蔵<sup>(1)</sup>の一つである斑稠大蔵) …**舎衛国**

(1) 四大蔵とは、乾陀衛 (Gandhāra) 国の伊羅鉢竜の大宝蔵、蜜締羅 (Mithilā) 国の斑稠 (Pāṇḍuka) 大宝蔵、須頼吒国 (Surāṣṭra) の賓伽羅 (Piṅgala) 大宝蔵、婆羅捺 (Vārāṇasī) 国の蟻佉 (Śaṅkha) 大宝蔵で、須達長者が弥勒仏の世で転輪聖王に献ずる 4 つの大宝蔵。

47 Nālandā……Pāvāpurī

〈01〉『中阿含』133「優婆離経」(大正 01 p.628 上) : [長苦行] **那難陀**(波婆離捺林 Pāvārikambavana \*世尊のもとを訪問すると、世尊から「意業が最も重い」と聞いて) …**波和国**<sup>(1)</sup> (\*尼鞞若提子のもとへ帰って報告すると、そこに居合わせた優婆離居士が世尊のもとへ出かける)

(1) 尼鞞若提子の所在地を波和国 (Pāvāpurī) と推定。ただし対応経の MN.056 *Upāli-s.* (優婆離経 vol. I p.371) では、ナーランダー内での出来事とする。なお波和国は、尼鞞若提子 (Nigaṇṭha Nātaputta) の入滅の地で、Bihar 州 Nalanda district の Pāvāpurī に比定される。

〈02〉『中阿含』133「優婆離経」(大正 01 p.628 上) : [優婆離居士] **波和国**(\*長苦行から世尊の教えを聞き、世尊を論破しようとして) …**那難陀**(波婆離捺林 \*世尊に教化され、ジャイナ教徒から改宗して優婆塞となって) …(**那爛陀**) 居士の家<sup>(1)</sup> (\*尼鞞若提子が訪れると、改宗したことを告げる)

(1) 優婆離居士の家の所在地を那爛陀 (Nālandā) と推定。Malalasekera I '4. Upāli' p.411、『赤沼』'Upāli 3' p.710

48 Nālandā……Rājagaha

〈01〉DN.001 *Brahmajāla-s.* (梵網経 vol. I p.001) : [釈尊] **Rājagaha**…大道…**Ambalaṭṭhikā**(王の住居) …**Nālandā**<sup>(1)</sup>

(1) ラージャガハ (Rājagaha) とナーランダー (Nālandā) 間の道を歩み、アンバラッティカー (Ambalaṭṭhikā) に泊まられたので、ナーランダーには到着されていないが、この

ような遊行ルートとして採録した。

【参考データ】 Nālandā……Rājagaha

〈01〉 *SN.016-011* (vol. II p.217) : [摩訶迦葉] 【回想】 **Rājagaha**…Bahuputta cetiya (\*王舎城とナーランダーとの間で、世尊と出会い、弟子となる) …**Nālandā**

〈02〉 『雑阿含』 1144 (大正 02 p.302 下) : [摩訶迦葉] 【回想】 **王舎城**…多子塔 (\*王舎城と那羅聚落との間で、世尊の弟子となる) …**那羅聚落** (1)

(1) 那羅は、とりあえず対応経 *SN.016-011* の Nālandā の漢訳語と推定。

〈03〉 『別訳雑阿含』 119 (大正 02 p.417 下) : [摩訶迦葉] 【回想】 **王舎大城**…多子塔 (\*世尊と出会い、弟子となる) …**羅羅健陀** (1)

(1) 羅羅健陀は、対応経 *SN.016-011* の Nālandā の漢訳語と推定。

#### ④9 Pāṭaligāma, Pāṭaliputta……Rājagaha

〈01〉 『雑阿含』 403 (大正 02 p.108 上) : [釈尊] 摩竭国…**王舎城**…竹林聚落 (福德舎) …**波羅利弗**

〈02〉 『雑阿含』 404 (大正 02 p.108 上) : [釈尊] 摩竭国…**王舎城**…竹林聚落 (福德舎) …**波羅利弗**…申恕林 *Siṃsapāvana* (1)

(1) 申恕林は、対応経の *SN.056-031* (vol. V p.437) には、コーサンビー (Kosambī) のシンサパー林 (*Siṃsapāvana*) とあるが、ここではとりあえずパータリプッタ付近としておく。

〈03〉 『パーリ律』 「衣韃度」 (vol. I p.299) : [3人の比丘] **Rājagaha** (\*雨安居の後、僧伽に布施された衣に関して、ニラヴァーシン、サーナヴァーシン、ゴーパカ、バグ、パリカサンダーナ長老たちの見解を聞くために) …**Pāṭaliputta**

〈04〉 『根本有部律』 「雑事」 (大正 24 p.410 中) : [阿闍世王] (**王舎城**) 竹林園 (\*夢を見て、阿難の所在を尋ねた後に) …**彌伽河**の中流 (\*阿難が入滅を決意した中洲を訪れ、阿難の双足を礼拝し、阿難の半身を得て) ……**波吒離** (\*阿難の遺骨塔を建立し、供養する)

#### ⑤0 Pāṭaligāma, Pāṭaliputta……Takkasilā

【参考データ】 Pāṭaligāma, Pāṭaliputta……Takkasilā

〈01〉 『雑阿含』 604 (大正 02 p.161 中) : [阿育王子] 【予言】 **巴連弗邑** (\*頻頭羅王 *Skt. Bindusāra* の命により、辺国の反乱を平定するために) …**徳叉尸羅**…佉沙国 (1)

(1) *Skt. Khaśa-rājya. Divyāvadāna* p.372 脚注 (2)、P. L. Vaidya, *Divyāvadāna* (BST No.20, 1959) p.234、『平岡』下 p.079

#### ⑤1 Pāṭaligāma, Pāṭaliputta……Vesālī

〈01〉 *MN.052 Aṭṭhakanāgara-s.* (アッタカ城人経 vol. I p.349) : [ダサマ長者] **Aṭṭhaka-nagara** (\*ある用事で、パータリプッタへ) …**Pāṭaliputta**…**Kukkuṭārāma** (\*阿難の所在を確かめた上で、自分の用事を済ませた後、阿難が滞在するベールヴァ村へと向けて) …**Vesālī** (*Beluvagāmaka*) (1)

(1) 註釈書 *MN.A.* (vol. III p.012) によると、「ヴェーサーリーの南側の近くにベールヴァ村という [村] がある (*Vesāliyā dakkhiṇapasse avidūre Beluvagāmako nāma atthi*) 」とあるので、ベールヴァ村はヴェーサーリー城の南側、すなわちガンダク河東岸 (左岸) に位置しているとする。

〈02〉 『中阿含』 217 「八城経」 (大正 01 p.802 上) : [陀施居士] 八城 (\*商用で、巴連弗

へ) …**波羅利子城**…**鷄園** (=鷄林精舎 *Kukkuṭārāma* \*商売で財を得ると、城外の鷄林精舎へ出掛け、阿難の所在地を知ると、彼のもとへ向かって) …**毘舍離** (彌猴江辺りの高樓台観)

〈03〉 *AN.011-002-017* (vol. V p.342) : [ダサマ長者] **Atthaka-nagara** (\*ある用事で、パータリプッタへ) …**Pāṭaliputta**…**Kukkuṭārāma** (\*クックタ精舎の比丘を訪問し、阿難がベールヴァ村にいることを聞いて) …**Vesālī** (*Beluvagāmaka*)

〈04〉 『十誦律』 「七百比丘集滅悪法品」 (大正 23 p.452 下) : [級闍蘇弥羅比丘] **婆羅梨弗国** (\*集会に出席するため、毘舍離へ向けて) …**毘耶離国** (沙樹林 \*ヴェーサーリーの第二結集に参加する)

〈05〉 『根本有部律』 「雑事」 (大正 24 p.411 下) : [級闍蘇弥羅比丘] **波吒離子城** (\*結集に加わるため、毘舍離へ) …**広巖城** (\*ヴェーサーリーの第二結集)

### 52) Pāvā……Rājagaha

〈01〉 *SN.015-013* (vol. II p.187) : [30 人のパーヴァー比丘 (1)] **Pāvā** (\*世尊のもとを訪れるために) …**Rājagaha** (*Kalandakanivāpa Veḷuvana* \*世尊の教え聞いて心解脱する)

(1) 註釈書 *SN. A.* (vol. II p.159) に「‘パーヴァー (比丘) たち’とは、パーヴァーに帰属する地域に住む、である (*Pāveyyakā ti Pāveyya-desa-vāsino*) 」とある。また『パーリ律』の註釈書 *Samantapāsādikā* (vol. V p.1105) にも「パーヴァーに帰属する国に住む (*Pāveyya-raṭṭha-vāsino*) 」とある。

〈02〉 『根本有部律』 「僧伽伐尸沙 008」 (大正 23 p.691 中) : [阿説示] **王舎城** (羯蘭鐸迦池竹林園 \*世尊の命により派遣されて、陀驪摩羅子太子のもとへ) …**波波国** (水椽林 \*太子に出家具足戒を与え、共に雨安居を過ごす)

〈03〉 『根本有部律』 「僧伽伐尸沙 008」 (大正 23 p.691 中) : [陀驪摩羅子太子] **波波国** (\*阿説示のもとで出家し、共に雨安居を過ごした後、世尊のもとへ) …**王舎城** (羯蘭鐸迦池竹林園)

### 53) Pāvā……Sāvattihī

〈01〉 『五分律』 「捨墮 007」 (大正 22 p.027 下) : [比丘] **波利邑** (\*世尊のもとへ向かって) …道中 (\*賊に遭遇し、衣を奪われて) …**舎衛城**

### 54) Pāvā……Vesālī

〈01〉 『雜阿含』 937 (大正 02 p.240 中) : [40 人の比丘] **波梨耶聚落** (\*40 人の比丘ら (1) が世尊のもとへ) …**毘舍離** (彌猴池側の重閣講堂 \*世尊の教えを聞いて心解脱する)

(1) 対応経 *SN.015-013* (vol. II p.187) では *Pāveyyakā bhikkhū* とあるので、波梨耶を *Pāveyyaka* の音写と推定。ただし『赤沼』 ‘Pāvā’ p.499 では、*Pārileyya* の比丘とする。

〈02〉 『別訳雜阿含』 330 (大正 02 p.485 下) : [40 人の波婆比丘] **波利蛇迦** (\*40 人の波婆 *Pāvā* の比丘ら (1) が世尊のもとへ) …**毘舍離** (彌猴彼岸の大講堂 \*世尊の教えを聞いて心解脱する)

(1) 本文中には「波利蛇迦比丘」とあり、この対応経 *SN.015-013* (vol. II p.187) では *Pāveyyakā bhikkhū* とあるので、この音写と推定。したがってパーヴァー出身の比丘なので、出発地を *Pāvā* とした。

### 55) Puṇṇavaddhana……Sāvattihī

〈01〉 『増一阿含』 030-003 (大正 02 p.660 上) : [満財長者] **満富城** (1) (\*婚姻関係を

結びたく、須達長者の家へ向けて) …**舎衛城** (\*須達長者の娘である修摩提を「息子の嫁に欲しい」と願い出ると、一旦は断られるが、世尊の勧めで縁談が成立する) (2)

(1) 満富城については、上掲の水野弘元「初期仏教の印度に於ける流通分布に就いて」(『仏教研究』第7巻、第4号 大東出版社 1924) p.008 以降参照。

(2) 本文中に「是時満財長者。弁具所須乗宝羽之車。從八十由延内來。阿那邠邸長者。復莊嚴己女沐浴香熏。乗宝羽之車將此女往。迎満財長者男。中道相遇」とあり、満財長者と須達長者とが中間の距離で会った。このとき満財長者は80由旬を要しているの、舎衛城と満富城の距離は160由旬であったと推定される。

〈02〉『増一阿含』030-003(大正02 p.660上) : [修摩提] **舎衛城** (\*満財長者の息子のもとへ嫁すために) …**満富城** (\*嫁した後、満財長者の命で、世尊と比丘らを招待する)

【参考データ】Puṇṇavaddhana……Sāvattī

〈01〉『雑阿含』604(大正02 p.161中) : [釈尊] 【予言】**舎衛国…富樓那跋陀那国** (1)

(1) 釈尊の予言という形式で、阿育王が賓頭盧に「どこで世尊を拝謁したのか」という問いに、賓頭盧が4カ所あげる中の一つに、「世尊が舎衛国に居られたとき、たまたま須達長者の娘が富樓那跋陀那国にいて、仏と僧伽を招待したとき、私は神力で行き、世尊に呵責された」と語る。なお本遊行ルートは *Divyāvadāna* p.402、『平岡』下 p.130

〈02〉『雑阿含』604(大正02 p.161中) : [賓頭盧] 【予言】**舎衛国…富樓那跋陀那国** (1)

(1) 上記〈01〉の註(1)と同じ。

〈03〉『雑阿含』860(大正02 p.218下) : [梨師達多長者、富蘭那長者] 【話題】**舎衛国…拘薩羅…伽尸…摩羅…摩竭陀…殃伽…修摩…分陀羅** (Puṇṇa, Puṇḍa, Puṇḍra) (1) …**迦陵伽** (\*梨師達多と富蘭那の兄弟が語る世尊の遊行ルート)

(1) 分陀羅については、水野弘元「初期仏教の印度に於ける流通分布に就いて」(『仏教研究』第7巻第4号 大東出版社 1924) p.008 以降を参照。

## 56 Rājagaha……Sāṅkassa

〈01〉『増一阿含』036-005(大正02 p.703中) : [頻婆娑羅王] **摩竭国・羅閱城** (\*切利天で雨安居を過ごされた世尊が僧迦尸に降下されると聞いて) …**僧迦尸国** (の大池水側)

## 57 Rājagaha……Sāvattī

〈01〉MN.024 *Rathavinīta-s.* (伝車経 vol. I p.145) : [釈尊] **Rājagaha** (Kalandakanivāpa Veḷuvana \*雨安居) …**Sāvattī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma)

〈02〉『中阿含』009「七車経」(大正01 p.429下) : [釈尊] **王舎城** (竹林精舎 \*雨安居) …**舎衛国** (勝林給孤独園)

〈03〉『中阿含』027「梵志陀然経」(大正01 p.456上) : [一人の比丘] **王舎城** (\*雨安居後、舎衛城で雨安居を過ごした舍利弗のもとへ) …**舎衛国** (勝林給孤独園 \*舍利弗に、彼の出家前の友人である陀然の悪行を伝える)

〈04〉『中阿含』152「鸚鵡経」(大正01 p.666下) : [首迦都耶子] (**舎衛城**) (1) (\*ある所用で) …**王舎城** (の居士家 \*世尊が覚りを開かれたと聞き、世尊のもとへ) …**竹林加蘭哆園** (\*世尊に初めて出会い、教を聞いて優婆塞となる)

(1) 首迦都耶は、『中阿含』170「鸚鵡経」(大正01 p.703下)によれば、舎衛城の梵志であるので、出発地を舎衛城と推定。

〈05〉SN.003-002-005 (vol. I p.083) : [阿闍世王] **Magadha…Kāsi** (\*攻め入ったが、敗戦して) … (**Sāvattī**) (1) (\*生け捕りにされ) … (**Rājagaha**) (2) (\*波斯匿王にとって、

甥の関係にあるので、釈放される)

(1) 阿闍世王が生け捕りにされ、連行された地と推定。

(2) 釈放されて帰国した地と推定。

〈06〉 *SN.010-008* (vol. I p.210) : [須達長者] (**Sāvattī**) <sup>(1)</sup> (\*ある用事で) …

**Rājagaha** (\*仏陀が出現したと聞いて) …**Sitavana** (\*世尊と初めて出会う)

(1) 出身地を出発地と推定。

〈07〉 『雑阿含』 592 (大正 02 p.157 中) : [須達長者] **舎衛国** (\*小因縁にて) …**王舎城**

(\*王舎城の長者宅で、仏の出現を知って) …**寒林丘塚間** (\*世尊に初めて出会い、優婆塞となつて、世尊を舎衛城に招待する)

〈08〉 『雑阿含』 1237 (大正 02 p.338 下) : [阿闍世王] 摩竭提国 (\*攻め入って) …拘薩

羅国 (\*波斯匿王に撃ち破られ、捕虜の身となつて) …**舎衛国** (祇樹給孤独園 \*波斯匿王に釈放されて) … (**王舎城**) <sup>(1)</sup>

(1) 居城を到着地と推定。

〈09〉 『別訳雑阿含』 064 (大正 02 p.395 下) : [阿闍世王] 摩竭提国… (迦尸国) <sup>(1)</sup>

(\*波斯匿王の軍隊と交戦、敗退して、捕虜の身となつて) …**舎衛国** (祇樹給孤独園 \*波斯匿王に釈放されて) … (**王舎城**) <sup>(2)</sup>

(1) 対応経 *SN.003-002-005* により、交戦地をカーシ (Kāsi) と推定。

(2) 居城を到着地と推定。

〈10〉 『別訳雑阿含』 186 (大正 02 p.440 中) : [須達長者] **舎衛国** (\*少因縁あって、舎衛

国より) …**王舎城** (護弥長者の家 \*仏の出現を知って) …迦蘭陀竹林 (\*世尊に初めて出会い、世尊を舎衛国に招待する)

〈11〉 『増一阿含』 026-009 (大正 02 p.639 上) : [舍利弗] **舎衛国** (祇樹給孤独園 \*世

尊と共に遊行して) …**羅閱城** (竹園=迦蘭陀竹林 \*雨安居を過ぎて後、世尊の許しを得て、入滅のために) …**摩瘦国** (\*生まれ故郷で病気となり、摩訶周那という沙弥に見取られて入滅する)

〈12〉 『増一阿含』 026-009 (大正 02 p.639 上) : [目連] **舎衛国** (祇樹給孤独園 \*世尊と

共に遊行して) …**羅閱城** (精舎=迦蘭陀竹園 \*雨安居の後、舍利弗の滅度を知り、世尊に滅度の許しを得た後、生まれ故郷へ向かって) …**摩瘦村** (\*この地で入滅する) …**那羅陀村 Nālaka-gāmaka** (\*多数の比丘らが目連の遺体に散華する)

〈13〉 『増一阿含』 026-009 (大正 02 p.639 上) : [釈尊] **舎衛国** (祇樹給孤独園) …**羅閱**

**城** (迦蘭陀竹園 \*雨安居) …**那羅陀村**

〈14〉 『増一阿含』 033-001 (大正 02 p.681 下) : [頻婆娑羅王] (**王舎城**) <sup>(1)</sup> …**舎衛**

**国** (\*五王 <sup>(2)</sup> が「園觀」の一処に集合して、五欲について議論も主張が異なるために) …祇樹給孤独園 (\*波斯匿王の主導で、世尊のもとを訪問する)

(1) 居城を出発地と推定。

(2) 五王については、『増一阿含』 036-005 (大正 02 p.703 中) を参照した。

〈15〉 『増一阿含』 034-005 (大正 02 p.694 上) : [釈尊] **舎衛国** (祇樹給孤独園) …**羅閱**

**城** (迦蘭陀竹園 \*雨安居)

〈16〉 『増一阿含』 036-005 (大正 02 p.703 中) : [須菩提] **舎衛国** (祇樹給孤独園 \*世

尊が切利天で母の摩耶夫人に説法される前に、移動して) …**羅閱城** (耆闍崛山 \*「世尊が僧迦尸に降下される」と聞くも、とどまって衣を繕い続ける) <sup>(1)</sup>

(1) 舎衛城の祇樹給孤独園に滞在後、王舎城の靈鷲山で衣を繕い続けているので、この間を移動したと推定。

- 〈17〉『増一阿含』039-010 (大正02 p.733下) : [釈尊] **羅閱城** (迦蘭陀竹園 \*雨安居)  
…**舎衛城** (祇樹給孤独園)
- 〈18〉『根本有部律』「波羅市迦 002」 (大正23 p.641中) : [釈尊] (**王舎城**) (1) 杖林…**室羅伐城**  
(1) 「杖林」とあるので、王舎城を補う。
- 〈19〉『根本有部律』「波羅市迦 002」 (大正23 p.644上) : [比丘] **王舎城** (\*雨安居後、世尊を問訊礼拝するため、舎衛城へ向けて) …**税関** (\*荷物の中に、壊色してない氈を入れたままて通過すると、それを見つけた税人に咎められて) …**室羅伐城**
- 〈20〉『根本有部律』「波羅市迦 003」 (大正23 p.654中) : [優波那先] **室羅伐城** (逝多林 \*兄嫁と不義を犯し、出家して比丘となるも、兄の大軍を恐れて、師の友人を頼って王舎城へ) …**王舎城** (竹林=迦蘭陀竹園) …**寒林** (\*勤修して阿羅漢果を得るも、兄の生まれ变りの毒蛇に嘯まれて死亡する)
- 〈21〉『根本有部律』「波羅市迦 003」 (大正23 p.654中) : [大軍長者] **室羅伐城** (\*弟の優波那先が留守中に妻と不義を犯したことを知り、出家した弟を追って) …**王舎城** (竹林=迦蘭陀竹園) …**寒林** (\*弟の殺害を依頼した狩猟者に、誤って殺される)
- 〈22〉『根本有部律』「波羅市迦 003」 (大正23 p.654中) : [舍利弗] **王舎城** (\*比丘らと共に、優波那先比丘を荼毘に付した後、世尊のもとへ) …**室羅伐城** (給孤独園 \*世尊に優波那先比丘の死を告げる)
- 〈23〉『パーリ律』「捨墮 005」 (vol.Ⅲ p.207) : [ウッパラヴァンナー比丘尼] **Sāvattī** (Andhavana \*賊の盗み隠していた肉を見つけ、それを世尊に届けるため、虚空に昇って) …**Rājagaha** (Kalandakanivāpa Veḷuvana \*あいにく世尊が乞食中だったので、留守番の迦留陀夷に託す)
- 〈24〉『パーリ律』「捨墮 023」 (vol.Ⅲ p.248) : [ピリンダヴァッチャ比丘の使者] **Rājagaha** (\*ピリンダヴァッチャの命により、清掃人を用いる許可を得るため、舎衛城に滞在中の世尊のもとへ派遣されて) …**Sāvattī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \*世尊から許可を得る)
- 〈25〉『四分律』「捨墮 010」 (大正22 p.612中) : [大臣の使者] **羅閱城** (\*舎衛城に滞在中の跋難陀のところに衣衾を届けるために、王舎城の大臣の使者として派遣されて) …**舎衛城** (僧伽藍=祇樹給孤独園 \*跋難陀に会って用件を伝える)
- 〈26〉『十誦律』「尼薩耆 030」 (大正23 p.060下) : [一人の比丘] **王舎城** (\*雨安居後、遊行して世尊のもとへ) …**舎衛国** (\*王舎城にいる畢陵伽婆蹉が房舎に薬を蓄え、「壁を汚すなど不始末を仕出かした」と、世尊に報告する)
- 〈27〉『僧祇律』「尼薩耆波夜提 002」 (大正22 p.294上) : [釈尊] **舎衛城** (\*雨安居) …**王舎城**
- 〈28〉『僧祇律』「尼薩耆波夜提 010」 (大正22 p.305中) : [須尼陀大臣と禹舎大臣の使者] **王舎城** (\*2人の大臣の使者として、手紙とお金を託されて、難陀と跋難陀のもとへ届けるために派遣されて) …**舎衛城** (祇桓精舎 \*難陀と跋難陀に会って用件を伝える)
- 〈29〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 004」 (大正23 p.720下) : [摩訶羅比丘] **室羅**

- 伐城 (逝多林 \*雨安居を終えて、王舎城へ) …王城 (竹林精舎 \*精舎の外の大道で、優陀夷と出会い、彼の元妻が舎衛城で出家したことを告げる)
- 〈30〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 005」(大正 23 p.722 中) : [優波斯那] 王舎城 (\*雨安居を終えて、世尊を拝謁するために) …室羅伐城 (逝多林 \*3 ヲ月間の沈黙中にもかかわらず、世尊を拝謁できる)
- 〈31〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 010」(大正 23 p.733 上) : [釈尊] 王舎城 (竹林園=迦蘭陀竹園 \*雨安居) …〔憍薩羅〕…室羅伐 (逝多林)
- 〈32〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 010」(大正 23 p.733 上) : [2 人の新來比丘] 室羅伐 (\*世尊のもとへ) …王舎城 (竹林=迦蘭陀竹園 \*到着すると、すでに世尊が出立されたことを聞いて落胆する)
- 〈33〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 010」(大正 23 p.733 上) : [商人] 王舎城 (\*舎衛城へ帰ろうとすると、禹舎大臣に、跋難陀との約束の衣料を託されて) …室羅伐城
- 〈34〉『パーリ律』「波逸提 066」(vol.IV p.131) : [一人の比丘] Rājagaha…道中 (\*税物隠匿の隊商と同道し、官人に逮捕されるが、釈放されて) …Paṭiyāloka…Sāvattihī (\*到着すると、比丘たちに道中での出来事を告げる)
- 〈35〉『五分律』「墮 066」(大正 22 p.063 中) : [比丘] 王舎城 (\*雨安居後、世尊を問訊礼拝するために) …摩竭提国と拘薩羅国との国境 (\*両国の覇権争いのため、道路が寸断されていたので、賊と共に通過すると、国境守備隊に捕まるも、釈放されて) …舎衛城
- 〈36〉『十誦律』「波夜提 001」(大正 23 p.063 中) : [訶哆釈子比丘] 舎衛国 (\*南天竺の外道との論争に、恐れをなして) …王舎城
- 〈37〉『僧祇律』「単提 004」(大正 22 p.328 下) : [釈尊] 王舎城…五通居士聚落…舎衛城 (\*雨安居)
- 〈38〉『根本有部律』「波逸底迦 021」(大正 23 p.801 中) : [釈尊] 室羅伐…王舎城 (羯蘭鐸迦竹林園)
- 〈39〉『根本有部律』「波逸底迦 026」(大正 23 p.806 上) : [比丘尼と比丘] 王舎城 (王園寺 \*雨安居を過ぎた後、世尊を問訊礼拝するため、比丘尼らが比丘らの後方を行くと、賊に遭遇し、衣を奪われて) …室羅伐 (苾芻尼寺)
- 〈40〉『根本有部律』「波逸底迦 044」(大正 23 p.829 中) : [釈尊] 王舎城 (羯蘭鐸迦池竹林園 \*雨安居) …〔憍薩羅国〕…室羅伐城
- 〈41〉『根本有部律』「波逸底迦 052」(大正 23 p.835 上) : [釈尊] 室羅伐城 (逝多林給孤独園 \*雨安居) …〔摩揭陀〕…王舎城 (羯蘭鐸迦池竹林園)
- 〈42〉『根本有部律』「波逸底迦 070」(大正 23 p.852 中) : [舎衛城の織師の娘] 室羅伐城 (\*王舎城の織師のもとへ嫁ぐために) …王舎城 (\*城内に住むと、隣の老婆から夫の織師が乱暴者であると聞く)
- 〈43〉『根本有部律』「波逸底迦 070」(大正 23 p.852 中) : [一人の比丘] 王舎城 (\*織師の妻と同道して) …ある村 (\*待ち伏せていた織師の夫とその仲間らに殴られて) …室羅伐城 (\*死ぬような思いをして辿り着く)
- 〈44〉『根本有部律』「波逸底迦 071」(大正 23 p.852 下) : [一人の比丘] 王舎城 (竹林=迦蘭陀竹園 \*雨安居を過ぎた後、世尊を拝謁するために、商人らと同道して) …税関 (\*税

を誤魔化そうとした商人らと共に逮捕されたが、知らなかったという理由で、釈放されて) …**室羅伐城** (給園=祇樹給孤独園)

- 〈45〉 『根本有部律』 「波逸底迦 082」 (大正 23 p.873 中) : [摩訶迦旃延] **王舎城** (竹林園=迦蘭陀竹園) (\*勝音城の仙道王から比丘の派遣要請を受け、世尊の命により、500 人の比丘らを率いて) …勝音城 (\*童子の紺顔を侍者とし、難を逃れて) …大聚落 (\*神女が村人に勧め、銅蓋制底を建立させて) …濫波<sup>(1)</sup> …一小国 (\*この地の王が命終し、人々の要望で、侍者童子の紺顔が王となることを認可して) …歩迦拏国 (\*母の再生地で、錫杖制底を造った後、中国に赴こうとして) …雪嶺 (\*北市の諸神に布羅を与えると、諸神が布羅制底を建立して) …縛叉河 (\*河を渡って) …布灑城 (\*髮爪を切って与えると、人々が髮爪制底を造り、その後南行して) …**室羅伐城**<sup>(2)</sup>

(1) 『西域記』 1 p.202 によれば、濫波 (Lambakapāla) は今の Lamghān (or Laghmān) 地方に当てられている。『赤沼』 p.342b

(2) 本遊行ルートは *Divyāvadāna* p.550、『平岡』 下 p.472 以下

- 〈46〉 『十誦律』 「滅諍 001」 (大正 23 p.141 中) : [客来比丘] **王舎城** (\*六群比丘に不見擯をかけられ、追放されて世尊のもとへ) …**舎衛国** (\*世尊に不見擯の件を訴える)
- 〈47〉 『十誦律』 「滅諍 002」 (大正 23 p.142 上) : [六群比丘] **王舎城** (\*不見擯を与えた比丘が舎衛城で比丘らと共住していると聞いて) …**舎衛国** (祇洹=祇樹給孤独園 \*門の空地で経行する比丘らに尋ねると、「すでに世尊が自言滅諍法で解決された」と答える)
- 〈48〉 『僧祇律』 「(比丘尼) 僧残 007」 (大正 22 p.519 中) : [須提那長者の未亡人] **王舎城** (\*王舎城の長者である夫が亡くなり、出家するために、舎衛城へ向けて) …**舎衛城** (\*迦梨比丘尼のもとで出家する)
- 〈49〉 『僧祇律』 「(比丘尼) 僧残 007」 (大正 22 p.519 中) : [須提那長者の弟] **王舎城** (\*未亡人の兄嫁を慕って) …**舎衛城** (\*比丘尼となった兄嫁を取り返そうとするも、迦梨比丘尼に追い返される)
- 〈50〉 『根本有部律』 「(比丘尼) 捨墮 004」 (大正 23 p.947 下) : [摩訶羅比丘] **室羅伐** (逝多林 \*雨安居を終えた後、王舎城へ向けて) …**王城** (竹林精舎 \*精舎の外の大道で、優陀夷と出会い、彼の元妻が舎衛城で出家したことを告げる)
- 〈51〉 『パーリ律』 「入雨安居犍度」 (vol. I p.139) : [釈尊] **Rājagaha** … **Sāvattihī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \*雨安居)
- 〈52〉 『十誦律』 「安居法」 (大正 23 p.173 下) : [比丘] **王舎城** (\*迦尸国の象力村の憂田居士からの雨安居要請を断り、王舎城での雨安居を終えた後、世尊を問訊礼拝するために) …**舎衛国** (\*世尊に憂田居士の件を報告する)
- 〈53〉 『パーリ律』 「菓犍度」 (vol. I p.210) : [釈尊] **Sāvattihī** … **Rājagaha** (Kalandakanivāpa Veḷuvana)
- 〈54〉 『パーリ律』 「菓犍度」 (vol. I p.214) : [釈尊] **Rājagaha** … **Sāvattihī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma)
- 〈55〉 『パーリ律』 「菓犍度」 (vol. I p.215) : [釈尊] **Sāvattihī** … **Rājagaha** (Kalandakanivāpa Veḷuvana)
- 〈56〉 『根本有部律』 「菓事」 (大正 24 p.005 中) : [釈尊] 摩揭陀国 … **王舎城** (羯闍鐸

迦竹林園 \*雨安居) …**室羅伐城** (給孤独園 \*雨安居)

- 〈57〉 『根本有部律』 「藥事」 (大正 24 p.019 下) : [阿闍世王の使者] **王舎城** (\*餓死や病死の続出により、世尊に「王舎城へ来て欲しい」と要請するため、王の命により派遣されて) …**室羅伐城** (逝多林給孤独園 \*世尊から承諾を得る)
- 〈58〉 『根本有部律』 「藥事」 (大正 24 p.033 上) : [釈尊] 憍薩羅…増長聚落 (増長林) …葉聚落…日出聚落… [憍薩羅] …**室羅伐城**…婆羅羅聚落…勝土聚落…師子聚落…新聚落…城…**王舎城**…摩揭陀池辺り (1)
- (1) 本遊行ルートは、『八尾』 p.155 以下参照
- 〈59〉 『五分律』 「臥具法」 (大正 22 p.166 下) : [舍利弗] **王舎城** (\*世尊の命により、祇園精舎建設のために派遣され、須達長者と同道して) …**舎衛城**
- 〈60〉 『十誦律』 「臥具法」 (大正 23 p.243 下) : [舍利弗] **王舎城** (\*世尊の命により、僧坊師として祇樹給孤独園建設のため、派遣されて) …**舎衛国**
- 〈61〉 『十誦律』 「臥具法」 (大正 23 p.243 下) : [釈尊] **王舎城**…寒林…**舎衛国** (\*雨安居)
- 〈62〉 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」 (大正 22 p.415 上) : [舍利弗、目連] **王舎城** (\*世尊の命により、祇園精舎建立のため、派遣されて) …**舎衛城**
- 〈63〉 『根本有部律』 「破僧事」 (大正 24 p.138 中) : [舍利弗] **王舎城** (\*祇園精舎造立のため、世尊の命により、須達長者と同道して) …**室羅筏城** (\*寺の建設に反対する外道らを教化する)
- 〈64〉 『根本有部律』 「破僧事」 (大正 24 p.141 下) : [須達長者の使者] **室羅筏城** (\*須達長者の命により、世尊と比丘らを舎衛城に招待するため、使者として派遣されて) …**王舎城** (\*世尊に須達長者の伝言を告げる)
- 〈65〉 『根本有部律』 「破僧事」 (大正 24 p.141 下) : [釈尊] **王舎城**…**室羅筏城**
- 〈66〉 『四分律』 「法捷度」 (大正 22 p.931 下) : [比丘] **舎衛** (\*比丘が用便の際、利屢草を用いて傷を負い、臥具を汚したので、世尊に判定してもらうために) …**王舎城**
- 〈67〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.237 上) : [波斯匿王] **拘薩羅城** (1) (\*長行大臣と共に諸聚落を巡りながら、静かな園林へ向かって) …**好蘭若処** (\*世尊に会いたくなり、3 拘盧舎 kosa 離れた吉祥聚落へ赴いて) …**釈種**・吉祥聚落 **Medaḷumpa** (2) (\*世尊と出会った後に) …**中路** (\*長作大臣らに宮殿を追い出された勝鬘夫人、行雨夫人に出会い、勝鬘夫人を帰城させ、行雨夫人と共に) …**王舎城** (城外付近の一園林) …**蘿菴園** (\*大根園で、餓死する) …**寒林** (\*阿闍世王によって、鄭重に葬られる)
- (1) 拘薩羅城は舎衛城と推定。  
(2) 『赤沼』 p.421
- 〈68〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.237 上) : [行雨夫人] (**舎衛城**) (\*長作大臣らに宮殿を追い出されて) …**釈種**・妙光園 **Medaḷumpa**…**中路** (\*波斯匿王と出会い、一緒に王舎城へ向かって) …**王舎城** (城外付近の一園林)
- 〈69〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.291 上) : [釈尊] **王舎城**… [憍薩羅国] …**室羅伐城** (給孤独園)
- 〈70〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.329 上) : [釈尊] **王舎城** (羯闍鐸迦池竹林園)

…**室羅伐** (給園=祇樹給孤独園)

- 〈71〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.363 中) : [優鉢羅色] **王舎城** (\*城内の婬女であったが、目連のもとで出家し、比丘尼となって) …**室羅伐** (\*慕ってやって来た婆羅門に、目をくり貫いて差し出す)

【参考データ】 Rājagaha……Sāvattihī

- 〈01〉『四分律』「衣毘度」(大正 22 p.853 中) : [波斯匿王、末利王妃] (**舎衛城**) (1) (\*世尊の病氣見舞いのために) …**王舎城**

(1) 舎衛城を根拠地とする住人なので、舎衛城を出発地と推定。

- 〈02〉『四分律』「衣毘度」(大正 22 p.853 中) : [富蘭那大臣、梨師達多大臣] (**舎衛城**) (1) (\*世尊の病氣見舞いのために) …**王舎城**

(1) 上記【参考データ】〈01〉の註(1)と同じ。

- 〈03〉『四分律』「衣毘度」(大正 22 p.853 中) : [須達長者、鹿子母毘舍佉] (**舎衛城**) (1) (\*世尊の病氣見舞いのために) …**王舎城**

(1) 上記【参考データ】〈01〉の註(1)と同じ。

58 Rājagaha……Takkasilā

- 〈01〉『パーリ律』「衣毘度」(vol. I p.268) : [ジーヴァカ童子] **Rājagaha** (\*医術を勉強するため、タッカシラーへ向けて) …**Takkasilā** (\*名声を博する医者のもとで、7年間学ぶ)

- 〈02〉『四分律』「衣毘度」(大正 22 p.850 下) : [耆婆] **王舎城** (\*医術を学ぶため、姓が「阿提梨」、字が「賓迦羅」という医者のもとを目指して) …**得叉尸羅国** (\*師の阿提梨賓迦羅のもとで医術を学ぶ)

59 Rājagaha……Ujjeni

- 〈01〉『五分律』「墮 031」(大正 22 p.049 中) : [500 人の商人] **優禪那国** …道中 (\*食料を切らせて3日を経過し、使者を早馬で王舎城へ派遣し、食料を調達して) …**王舎城** (\*食料調達に貢献した貧人に謝礼をする)

- 〈02〉『パーリ律』「衣毘度」(vol. I p.276) : [パツジョータ王の使者] **Ujjeni** (\*王の黄疸治療を施してもらうため、王命により使者として、ピンピサーラ王のもとへ派遣されて) …**Rājagaha** (\*ピンピサーラ王にジーヴァカ医師の派遣を要請する)

- 〈03〉『パーリ律』「衣毘度」(vol. I p.276) : [ジーヴァカ医師] **Rājagaha** (\*ピンピサーラ王の命により、パツジョータ王の黄疸治療のため、派遣されて) …**Ujjeni** (\*治療のため、王に酥を飲ませる)

- 〈04〉『パーリ律』「衣毘度」(vol. I p.278) : [パツジョータ王の使者] **Ujjeni** (\*王の使者として、ジーヴァカ医師のもとへ派遣されて) …**Rājagaha** (\*ジーヴァカ医師に再訪を促すも、応諾を得られず)

- 〈05〉『四分律』「衣毘度」(大正 22 p.853 上) : [波羅殊提王の使者] **尉禪国** (\*王の命により、頻婆娑羅王のもとへ派遣されて) …(**王舎城**) (1) (\*12年間悩まされていた王の頭痛を治療してもらうため、頻婆娑羅王に耆婆の派遣要請をする)

(1) 王舎城を到着地と推定。

- 〈06〉『四分律』「衣毘度」(大正 22 p.853 上) : [耆婆医師] (**王舎城**) (1) (\*頻婆娑羅王の命で、波羅殊提王の頭痛治療のために、派遣されて) …**尉禪国** (\*酥を煮て薬を作り、王母

に託す)

(1) 所在地を出発地と推定。

- 〈07〉『四分律』「衣捷度」(大正 22 p.853 上) : [耆婆医師] **尉禪国** (\*波羅殊提王の治療薬を託した後、駝に乗って) …道中 (\*50 由旬の地点で追手に追付かれるも、難を逃れて) …  
**(王舎城)** (1) (\*帰国後、波羅殊提王から高価な衣が贈られてくる)

(1) 所在地を到着地と推定。

- 〈08〉『四分律』「衣捷度」(大正 22 p.853 中) : [波羅殊提王の使者] **尉禪国** (\*王の命により、耆婆のもとへ派遣されて) …**(王舎城)** (1) («王が再訪を望んでいる」と伝えるも、耆婆の了解を得られなかった)

(1) 王舎城を到着地と推定。

- 〈09〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.301 下) : [耆婆医師] **唼逝尼国** (\*波羅殊提王の不眠治療のため、酥を施した後、象に乗って) …菴摩羅林 (\*王の命令を受けた飛鳥に追い付かれるも、難を逃れて) …**王舎城** (\*波羅殊提王から大氈が贈られてくる)

- 〈10〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.302 下) : [波羅殊提王の使者] **唼逝尼国** (\*王の命により、耆婆医師のもとに、謝礼の大氈を送り届けるため、派遣されて) …**王舎城**

【参考データ】 Rājagaha……Ujjeni

- 〈01〉『四分律』「衣捷度」(大正 22 p.853 中) : [波羅殊提王] (**鬱禪尼城**) (1) (\*世尊の病氣見舞いのために) …**王舎城**

(1) 波羅殊提王は『四分律』「雑捷度」(大正 22 p.947 中) に準じ、鬱禪尼 (Ujjeni) の国王としたので、出発地を鬱禪尼城と推定。

## ⑥ Rājagaha……Vesāli

- 〈01〉『増一阿含』038-011 (大正 02 p.725 中) : [毘舍離の摩訶利長者] **毘舍離城** (\*毘舍離で、鬼神の猛威により、多数の死亡者が出たので、世尊に雨安居を要請するために王舎城へ) …**羅閱城** (加蘭陀竹園 \*阿闍世王の許可を得て、世尊の承諾を得る)

- 〈02〉『増一阿含』038-011 (大正 02 p.725 中) : [釈尊] **羅閱城** (加蘭陀竹園) …**毘舍離城** (彌猴池側 \*雨安居)

- 〈03〉『根本有部律』「(比丘尼) 波羅市迦 001」(大正 23 p.908 中) : [摩訶迦葉] 摩揭陀国・尼拘律城 (\*尼拘律婆羅門の子として誕生し) …劫比羅城 (後に劫比羅城へやって来て、妙賢を見初めて) …**尼拘律城** (\*妙賢を嫁として連れ帰るも、12 年後に出家し、多子塔へ) …**広巖城** (多子塔 \*この地に住み着き、後に世尊と初めて出会い、教化されて) …**王舎城** (阿練若小室 \*城内で妙賢と再会し、比丘尼となることを勧める)

- 〈04〉『四分律』「(比丘尼) 僧残 005」(大正 22 p.719 中) : [賊女] **毘舍離** (\*婦人の集団に紛れ込み、盗みをはたらくと、離車族の追手から逃れるために) …**王舎城** (比丘尼僧伽藍 \*逃走した揚げ句に、具足戒を受けて比丘尼となる)

- 〈05〉『四分律』「(比丘尼) 僧残 005」(大正 22 p.719 中) : [頻婆娑羅王の使者] **王舎城** (\*王の命により、比丘尼となった賊女を捕らえることができない旨を伝えるため、使者として離車族のもとへ派遣されて) …**毘舍離** (\*伝えると、離車族の中に「比丘尼が賊女を出家させるとは」と、非難が起きる)

- 〈06〉『四分律』「葉捷度」(大正 22 p.871 上) : [釈尊] **王舎城**…[婆闍国] …**毘舍**

離

- 〈07〉『五分律』「食法」（大正 22 p.149 中）：[釈尊] **王舎城**…**毘舍離**（彌猴江辺りの重閣講堂）
- 〈08〉『五分律』「食法」（大正 22 p.149 中）：[王舎城の長者] **毘舍離**（\*毘舍離を出立し、両国の中間で、世尊と比丘らに会い、石蜜を布施して）…**王舎城**
- 〈09〉『根本有部律』「藥事」（大正 24 p.020 下）：[都末羅婆羅門] **薛舍離城**（\*悪鬼が毘舍離に移り、疫病が蔓延し、多数の死亡者が出たので、毘舍離の人々に依頼されて、その疫病を除いてもらうために、世尊のもとへ）…**王舎城**（羯蘭鐸迦池竹園 \*世尊に雨安居要請をすると、阿闍世王の了解を得ることを条件に了承されたので、阿闍世王にも了解を取り付ける）
- 〈10〉『根本有部律』「藥事」（大正 24 p.020 下）：[都末羅婆羅門の使者] **王舎城**（\*毘舍離での雨安居を、世尊と阿闍世王が承諾した旨を知らせるために、毘舍離の人々のもとへ）…**薛舍離城**（\*雨安居の件を毘舍離の人々に伝える）
- 〈11〉『四分律』「衣捷度」（大正 22 p.855 下）：[釈尊] **王舎城**…恒水 Gaṅgā…[婆闍国]…**毘舍離**…庵婆羅園 Ambapālivaṇa…庵婆羅婆提の家…静処（\*瞿曇支提あるいは遮婆羅塔）<sup>(1)</sup>
- (1) 本文中に「爾時世尊在静処」とあるが、その「静処」を遮婆羅塔 (Cāpāla caitya) もしくは瞿曇支提 (Gotamaka cetiya) と推定。
- 〈12〉『五分律』「衣法」（大正 22 p.135 上）：[釈尊] **王舎城**…恒水…[跋耆国]…屈荼聚落 Koṭṭigāma…[跋耆国]…**毘舍離城**…阿范和利の園<sup>(1)</sup>…鉢遮羅塔 Cāpāla caitya
- (1) 菴婆波利園 (Ambapālivaṇa)。
- 〈13〉『五分律』「衣法」（大正 22 p.137 中）：[比丘] **毘舍離城**（\*住処に蚊や蛇が多量に発生したため、住することができず、移動して）…**王舎城**（\*雨安居を過ごす）
- 〈14〉『パーリ律』「小事捷度」（vol. II p.117）：[釈尊] **Rājagaha**…**Vesālī** (Mahāvana Kūṭāgārasālā)
- 〈15〉『パーリ律』「小事捷度」（vol. II p.119）：[ジーヴァカ医師] (**Rājagaha**)<sup>(1)</sup>（\*ある用事で、ヴェーサーリーへ向かって）…**Vesālī** (Mahāvana Kūṭāgārasālā \*ヴェーサーリーの比丘たちの健康状態を気遣って、世尊のもとへ赴き、経行と浴室の利用を提案する)
- (1) 仏在処は不明であるが、**Vesālī** の Mahāvana Kūṭāgārasālā と推定し、ジーヴァカが **Rājagaha** からやって来たかと推定した。
- 〈16〉『五分律』「五百集法」（大正 22 p.190 中）：[摩訶迦葉、阿難、阿羅漢比丘] **毘舍離**（彌猴水辺りの重閣講堂 \*世尊の入滅後、雨安居地を王舎城と定めて）…**王舎城**（\*初めの月に房舎や臥具を修理し、2 ヶ月目に諸禪解脱に遊戯し、3 ヶ月後、一堂に会して結集を行う）
- 【参考データ】 **Rājagaha**…**Vesālī**
- 〈01〉 *MN.108 Gopakamoggallāna-s.*（瞿曇目犍連経 vol. III p.007）：[ヴァッサカーラ婆羅門] 【回想】 (**Rājagaha**) …**Vesālī** (Mahāvana Kūṭāgārasālā)<sup>(1)</sup>
- (1) ヴァッサカーラ婆羅門が過去の話として **Vesālī** で釈尊に出会ったことを阿難に語っているのであるが、この婆羅門はマガダ国の大臣であるので、何かの用事で **Vesālī** を訪れたときの話題と推定。
- 〈02〉『根本有部律』「(比丘尼) 波逸提 103」（大正 23 p.1003 下）：[比丘尼] **王舎城**⇔要路処<sup>(1)</sup>（\*賊に遭遇し、阿闍世王の軍隊に救助されて）…**広巖城**

- (1) 毘舍離は遊行の目的地であったが、途中で引き返したので、王舎城⇔要路処と示した。  
また要路処は、律制定の名称から摩竭提国外、即ち跋耆国との国境付近と推定される。
- 〈03〉『根本有部律』「(比丘尼)波逸提 103」(大正 23 p.1003 下) : [阿闍世王の軍隊] **王舎城**  
⇔要路処 (1) (\*毘舍離に向かう比丘尼らを賊難から救助して) …**広巖城**
- (1) 比丘尼が王舎城から毘舍離城へ向けて遊行中、賊に遭遇したので、阿闍世王の軍隊が救助したというもので、したがって軍隊は毘舍離城には行っていないが、要路処の位置関係を示すために、このように示した。なお要路処は、律制定の名称から摩竭提国外、即ち跋耆国との国境付近と推定される。
- 〈04〉『根本有部律』「薬事」(大正 24 p.020 下) : [鬼] **王舎城**…那地迦村 (1) …**広巖城** (\*疫病の感染ルート)
- (1) Skt. Nāḍika. 『八尾』 p.086

### ㊦ Sāketa……Sāvattthī

- 〈01〉 *SN.044-001* (vol.IV p.374) : [ケーマナー比丘尼] **Sāvattthī** (\*コーサラを遊行して) …**Toraṇavatthu** (\*サーヴァッティとサーケータとの間で雨安居に入ると、サーケータから来た波斯匿王と出会い、王から如来の死後について質問を受ける) …**Sāketa** (1)
- (1) ケーマナー比丘尼は、目的地を **Sāketa** と定めてないが、本文中に「コーサラを遊行してサーヴァッティ (**Sāvattthī**) とサーケータ (**Sāketa**) の中間にあるトーラナヴァットゥ (**Toraṇavatthu**) で雨安居した」とあるので、上記のようなルートとした。
- 〈02〉 *SN.044-001* (vol.IV p.374) : [パセーナディ王] **Sāketa**…**Toraṇavatthu** (\*一夜の宿をとるために滞在し、ケーマナー比丘尼を拝謁し、如来の死後について質問した後、立ち去って) …**Sāvattthī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma (1) \*世尊のもとで、同じ質問をすると、彼女と同様の答えを世尊から得る)
- (1) 到達地を仏在処・説処と推定。
- 〈03〉『パーリ律』「捨墮 006」(vol.III p.210) : [比丘] **Sāketa** (\*サーヴァッティへ向けて) …道中 (\*盗賊に遭遇し、衣を奪われて) …**Sāvattthī** (\*「非親里の居士あるいは居士婦に衣を乞うてはならない」という制戒を守って、衣を乞わず、裸形の外道のような格好で到着した)
- 〈04〉『五分律』「捨墮 024」(大正 22 p.035 中) : [一人の比丘] **舎衛城** (\*舎衛城から沙祇へ向け、遊行しようとするも、臥具が重たくて、世尊のもとへ) …**娑竭陀邑** (1)
- (1) 釈尊による鬘衣白二羯磨の制戒後に、沙祇へ遊行に出かけたと推定。
- 〈05〉『パーリ律』「波逸提 027」(vol.IV p.062) : [比丘と比丘尼] **Sāketa** (\*比丘たちがサーヴァッティへ向かう道を歩んでいると、比丘尼たちがその後方を歩んで) …道中 (\*比丘尼たちが賊に遭遇し、衣を奪われて) …**Sāvattthī** (\*到着すると、比丘尼が比丘に告げる)
- 〈06〉『パーリ律』「波逸提 028」(vol.IV p.064) : [比丘と比丘尼] **Sāketa** (\*比丘と比丘尼たちがサーヴァッティへ向かう道を歩んで) …河 (\*比丘が船で渡った後、比丘尼が渡ると、賊に遭遇して) …**Sāvattthī** (\*到着すると、比丘尼が比丘に告げる)
- 〈07〉『パーリ律』「波逸提 058」(vol.IV p.120) : [比丘と遊行者] **Sāketa** (\*サーヴァッティへ向かう道を一緒に歩んで) …道中 (\*賊に遭遇し、身ぐるみを剥がされたが、サーヴァッティの王兵が出勤し、賊を逮捕して) …**Sāvattthī** (\*奪われた持ち物を返されるも、所有者がわからず、混乱する)
- 〈08〉『パーリ律』「(比丘尼)僧残 006」(vol.IV p.228) : [2人の比丘尼] **Sāketa**

【2】原始仏教聖典に記された通商・遊行ルートの「基礎データ」

(\*サーケートからサーヴァッティへ向け、道を歩んで) …河 (\*渡るとき、一人ずつ乗船し、辱めを受けて) …**Sāvattthī** (\*到着すると、比丘尼が比丘に告げる)

〈09〉『十誦律』 「(比丘尼) 僧残 007」 (大正 23 p.309 上) : [比丘尼] 憍薩羅国 (\*舎衛国へ向け、遊行して) …**婆祇陀城** (安闍那林 *Anjana-vana* の僧坊 \*宿泊しようとする、亡くなった僧房主の子に追い出されて) … (**舎衛国**) (1)

(1) 仏在処・説処は「舎衛城」で、そこに到着したと推定。

〈10〉『十誦律』 「(比丘尼) 僧残 007」 (大正 23 p.309 上) : [少欲知足の比丘尼] **婆祇多城** (\*比丘尼らが僧房主の子を裁判官に訴えると、手を切る刑に処せられたので、城内での評判となり、それを耳にして) …**舎衛国** (\*世尊に沙祇城での悪評を報告する)

〈11〉『パーリ律』 「(比丘尼) 波逸提 035」 (vol. IV p.292) : [バツダー・カーピラーニー比丘尼の使者] **Sāketa** (\*バツダー・カーピラーニー比丘尼がサーケートで雨安居に入ると、彼女の使者としてトゥッラナンダー比丘尼のもとへ派遣されて) …**Sāvattthī** (*Jetavana Anāthapiṇḍikārāma* \*トゥッラナンダー比丘尼に会って、バツダー・カーピラーニー比丘尼のサーヴァッティでの住房の確約を取り付ける)

〈12〉『パーリ律』 「(比丘尼) 波逸提 035」 (vol. IV p.292) : [バツダー・カーピラーニー比丘尼] **Sāketa** (\*サーヴァッティでの住房が確保されると、移動して) …**Sāvattthī** (*Jetavana Anāthapiṇḍikārāma* \*人々から尊敬を受けたので、トゥッラナンダー比丘尼に住房から追い出される)

〈13〉『パーリ律』 「大犍度」 (vol. I p.088) : [比丘] **Sāketa** (\*サーヴァッティへ向け、道を歩んで) …道中 (\*盗賊に遭遇し、強奪されたり、殺害される) …**Sāvattthī**

〈14〉『パーリ律』 「大犍度」 (vol. I p.088) : [盗賊] **Sāketa** (\*サーヴァッティの王兵に逮捕されるも、一部の者が逃走して) …**Sāvattthī** (\*逃亡した盗賊が比丘となる)

〈15〉『パーリ律』 「大犍度」 (vol. I p.089) : [比丘尼] **Sāketa** (\*サーヴァッティへ向け、道を歩んで) …道中 (\*盗賊に遭遇し、強奪されたり、汚される) …**Sāvattthī**

〈16〉『パーリ律』 「大犍度」 (vol. I p.089) : [盗賊] **Sāketa** (\*サーヴァッティの王兵に逮捕されるも、一部の者が逃走して) …**Sāvattthī** (\*出家して比丘となる)

〈17〉『十誦律』 「受具足戒法」 (大正 23 p.152 下) : [比丘] **婆祇国** (\*雨安居を過ぎた後、世尊を問訊礼拝するため、舎衛国へ向けて遊行し) …道中の薩羅林 (\*林を見て、「かつて比丘尼を襲った」と告白し) …**舎衛国** (\*到達すると、比丘らが世尊に報告する)

〈18〉『十誦律』 「迦絺那衣法」 (大正 23 p.206 下) : [比丘] **桑祇陀国** (\*雨安居を過ぎた後、世尊のもとへ) …**舎衛国** (\*道中、雨で道が悪く、泥水や熱風に悩まされたことを、世尊に告げる)

〈19〉『根本有部律』 「羯恥那衣事」 (大正 24 p.097 中) : [比丘] **自来城** (\*3カ月の雨安居を終えて、世尊のもとへ) …**室羅筏城** (逝多林給孤獨園 \*途中で雨に遭ったり、熱暑に苦しみながらやって来たことを、世尊に告げる)

【参考データ】 **Sāketa**……**Sāvattthī**

〈01〉 *MN.024 Rathavināsa-s.* (伝車経 vol. I p.146) : [パセーナディ王] 【話題】 **Sāvattthī**…**Sāketa** (\*コーサラ国王パセーナディが急用に際して、サーヴァッティとサーケートとの間に七伝車を設置する)

- 〈02〉『中阿含』009「七車経」（大正 01 p.430 中）：[波斯匿王] 【話題】**舍衛国…婆羅帝**（\*波斯匿王が舍衛城と沙祇との間を 1 日で行くために、七車を備える）
- 〈03〉『パーリ律』「捨墮 021」（vol.Ⅲ p.243）：[阿難] 【話題】**Sāvattī…Sāketa**（\*阿難が長鉢を得たので、サーケータに滞在中の舍利弗に与えようとするも、阿難自身がそこから戻るのに 10 日を要することが判明する）

62 Sāketa……Vesāli

- 〈01〉『四分律』「雜犍度」（大正 22 p.961 上）：[毘舍離の比丘] **毘舍離**（\*飼育中の熊が被害を及ぼすのを見て）…**婆祇提国**（\*世尊に告げる）<sup>(1)</sup>  
 (1) 仏在処・説処は「沙祇」である。毘舍離の跋耆子の比丘が熊の子を飼育し、衣鉢や坐具や針筒を壊したり、比丘の身体に傷を負わせたので、これを見聞した比丘らが世尊に報告したと推定。
- 〈02〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正 22 p.493 上）：[沙祇の比丘] **沙祇**（\*毘舍離での結集に参加するために）…**毘舍離**（沙堆僧伽藍 \*ヴェーサーリーの第二結集）

【参考データ】 Sāketa……Vesāli

- 〈01〉『パーリ律』「捨墮 001」（vol.Ⅲ p.195）：[阿難] 【話題】**Vesāli** (Gotamaka cetiya) …**Sāketa**（\*阿難が長衣を得たので、サーケータに滞在中の舍利弗に与えようとするも、阿難自身が戻るのに 9 日か 10 日の日数を要することが判明する）
- 〈02〉『パーリ律』「衣犍度」（vol.Ⅰ p.289）：[阿難] 【話題】**Vesāli** (Gotamaka cetiya) …**Sāketa**（\*阿難が長衣を得たので、サーケータに滞在中の舍利弗に与えようとするも、阿難自身が戻るのに 9 日か 10 日の日数を要することが判明する）

63 Saṅkassa……Sāvattī

- 〈01〉『雜阿含』506（大正 02 p.134 上）：[目連] **舍衛国**（祇樹給孤独園 \*雨安居中に没して、世尊のもとへ）…三十三天（\*世尊から「七日後に、僧迦尸城に下る」と聞いて）…**僧迦舍城**（優曇鉢樹下）<sup>(1)</sup>  
 (1) 目連が三十三天から閻浮提に戻り、四衆に世尊の言葉を告げるが、目連自身が僧迦舍城の優曇鉢樹下に移動したかは定かでないが、移動したものと推定。
- 〈02〉『増一阿含』036-005（大正 02 p.703 中）：[釈尊] **舍衛国**（祇樹給孤独園）…三十三天（\*3 ヲ月間）…**僧迦尸国**（の大池水側）
- 〈03〉『増一阿含』036-005（大正 02 p.703 中）：[優曇羅色比丘尼]（**舍衛国**）<sup>(1)</sup>  
 (\*世尊が切利天で雨安居を過ごされた後、「僧迦尸に降下される」と聞いて)…**僧迦尸**（の池水側）  
 (1) 優曇羅色比丘尼の出発地を仏在処・説処の「舍衛城」と推定。
- 〈04〉『増一阿含』036-005（大正 02 p.703 中）：[波斯匿王] **舍衛国**<sup>(1)</sup>（\*世尊が切利天で雨安居を過ごされた後、「僧迦尸に降下される」と聞いて）…**僧迦尸国**（の大池水側）  
 (3) 本文中に「迦尸国王の波斯匿」とあるが、波斯匿王の出発地を舍衛城と推定。
- 〈05〉『根本有部律』「雜事」（大正 24 p.346 上）：[釈尊] **舍衛城**…三十三天（玉石殿 \*雨安居）…**僧羯奢城**（烏曇跋羅樹下）
- 〈06〉『根本有部律』「雜事」（大正 24 p.346 上）：[目連] **舍衛城**（逝多林 \*雨安居を過ごし、世尊のもとへ）…三十三天（玉石殿 \*世尊の「7 日後、僧羯奢城の烏曇跋羅樹の下に行く」との言葉を聞いて）…**僧羯奢城**（烏曇跋羅樹下）

〈07〉 『根本有部律』 「雑事」 (大正 24 p.346 上) : [須菩提] (舍衛城) <sup>(1)</sup> …僧羯奢城 (烏曇跋羅樹下 \*一樹下に居て、世尊の三十三天より降下されるのを見る)

(5) 出発地を舍衛城と推定。

〈08〉 『根本有部律』 「雑事」 (大正 24 p.346 上) : [優鉢羅色比丘尼] (舍衛城) <sup>(1)</sup> …僧羯奢城 (烏曇跋羅樹下 \*最初に世尊の足を礼拝しようとするも、「比丘尼が私の前に立つてはならない」と教誡される)

(1) 出発地を舍衛城と推定。

【参考データ】 Saṅkassa……Sāvattī

〈01〉 『雜阿含』 604 (大正 02 p.161 中) : [賓頭盧] 【予言】 舍衛国 (\*如来が仏母のために、天上で説法された後、天上から降下されると聞いて) …僧迦奢国 (\*降下された世尊を拝謁する)

#### 64 Saṅkassa……Vesālī

〈01〉 『四分律』 「七百集法毘尼」 (大正 22 p.968 下) : [離婆多比丘] 僧迦毘尼…恒水 Gaṅgā nadi (\*船に乗って、結集に参加するために) …毘舍離 (婆梨林 \*ヴェーサーリーの第二結集で、第三上座に就く)

〈02〉 『十誦律』 「七百比丘集滅惡法品」 (大正 23 p.452 上) : [三浮陀] 摩偷羅国・僧迦遮 <sup>(1)</sup> (僧伽藍精舍・阿波大羅林中の烏頭婆羅樹下 \*船に乗って) …薩寒若国 Sahajāti (\*離婆多を訪問し、賛意を得て) …毘耶離城 (沙樹林 \*ヴェーサーリーの第二結集に参加する)

(1) 本文中に「摩偷羅国僧迦遮」とあり、ここではとりあえず摩偷羅国 (Madhurā) を描いて、僧迦遮 (Saṅkassa) を採用。

〈03〉 『十誦律』 「七百比丘集滅惡法品」 (大正 23 p.452 上) : [三浮陀の使者] 摩偷羅国・僧迦遮 <sup>(1)</sup> (僧伽藍精舍・阿波大羅林中の烏頭婆羅樹下 \*三浮陀の命により派遣されて、毘舍離での集会を呼びかけるために) …達覲那国 Dakkhināpatha・阿槃提国 Avanti…薩寒若国…毘耶離城 (沙樹林 \*ヴェーサーリーの第二結集に参加する)

(1) 上記 〈02〉 の註 (1) と同じ。

〈04〉 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」 (大正 22 p.493 上) : [僧迦尸の比丘] 僧伽舍 (\*毘舍離での結集に参加するため) …毘舍離 (沙堆僧伽藍 \*ヴェーサーリーの第二結集)

〈05〉 『根本有部律』 「雑事」 (大正 24 p.411 下) : [婆蹉比丘] 僧羯世城 (\*結集に加わるため、毘舍離へ) …広嚴城 (\*ヴェーサーリーの第二結集)

#### 65 Sāvattī……Sunāparanta, Suppāraka

〈01〉 MN.145 Puṇṇovāda-s. (教富樓那經 vol.III p.267) : [ブンナ] Sāvattī (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \*世尊に許可を得て、故郷で布教するために) …Sunāparanta janapada (\*雨安居中に 500 人の優婆塞を教化し、その後、この地で入滅する)

〈02〉 SN.035-088 (vol.IV p.060) : [ブンナ] Sāvattī (\*世尊に許可を得て、故郷での布教を決意して) …Sunāparanta janapada (\*雨安居中に 500 人の優婆塞を教化し、この地で入滅する)

〈03〉 『雜阿含』 311 (大正 02 p.089 中) : [富留那] 舍衛国 (祇樹給孤獨園 \*故郷での布教を決意して) …西方輸盧那 (\*雨安居中に 500 人の優婆塞を教化し、500 の僧伽藍を建立し、3 ヶ月後に入滅する)

〈04〉 Udāna 001-010 (p.006) : [バーヒヤ] Suppāraka samudda-tira (\*兄弟の天子の勸

めで、世尊のもとを訪ねて) …**Sāvattthī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \*托鉢中の世尊に教えを受けた後、子牛を伴う牝牛に突かれて亡くなる)

〈05〉『根本有部律』「薬事」(大正 24 p.007 下) : [舍衛城の商人] **室羅伐城** (\*貨物を携えて、交易のために) …**輸波勒迦城** (\*世尊の話題を富留那に告げる) (1)

(1) 本文中に舍衛城と輸波勒迦城との距離を「百余里」(大正 24 p.013 下)とあり、また *Divyāvadāna* でも「100 ヨーjanaを越える (sātirekaṃ yojanaśatam)」(p.044) とある。

〈06〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.415 下) : [富留那] **舍衛城** (\*世尊の許可を得て、辺地での布教をするために) …**輸那国土** (\*億耳を教化し、7年後に十衆による具足戒を授ける)

〈07〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.415 下) : [億耳] **輸那国土** (\*富留那のもとで7年を経て、具足戒を受けた後、世尊を拜謁するために) …**舍衛城** (\*師に託された五願を請うと、世尊から辺地での五願を許可される。五衆受具足戒制定) (1)

(1) 五衆受具足戒の因縁は、他律では摩訶迦旃延の弟子億耳で、アヴァンティ (Avanti) 国とする。

#### 66 Sāvattthī……Ujjeni

〈01〉『僧祇律』「波羅夷 001」(大正 22 p.235 上) : [一人の比丘] **鬱闍尼国** (\*私通により両手を切られた婦人と、淫を犯して) …**舍衛城** (\*後悔して、世尊に告白する)

〈02〉『根本有部律』「波羅市迦 001」(大正 23 p.631 中) : [孫陀羅難陀という商人] **唵逝尼城** (\*500人の商人と共に) …**室羅伐城** (\*賢首という娼婦にお金を巻き上げられ、捨てられた後、出家して比丘となる)

#### 67 Sāvattthī……Verañjā

〈01〉*MN.042 Verañjaka-s.* (鞞蘭若村婆羅門経 vol. I p.290) : [ヴェーランジャーの婆羅門居士] **Verañjā** (\*ある用事で) …**Sāvattthī**…**Jetavana Anāthapiṇḍikārāma** (\*滞在中に世尊の噂を聞き、世尊のもとを訪れ、教えを聞いて優婆塞となる)

〈02〉『十誦律』「波夜提 044」(大正 23 p.098 中) : [舍利弗] **舍衛国** (\*世尊と500人の比丘と共に) …**毘羅然国** (\*信者も精舎もなく、乞食に苦勞したので、一人で) …**不空道山** (\*天王釈夫人の阿須輪女の家で、天食を供養されて、4ヵ月の雨安居を過ごす)

〈03〉『十誦律』「医薬法」(大正 23 p.187 中) : [釈尊] **舍衛国** (祇樹給孤独園) …**毘蘭然国** (勝葉波林 \*雨安居) …**越祇国**

〈04〉『十誦律』「医薬法」(大正 23 p.187 中) : [舍利弗] **舍衛国** (\*世尊と500人の比丘と共に) …**毘羅然国** (\*乞食が得難かったので、一人で) …**阿牟迦未迦山** (\*阿須羅女に天食を供養されて、4ヵ月の雨安居を過ごす)

#### 68 Sāvattthī……Vesālī

〈01〉*Udāna 003-003* (p.024) : [釈尊] **Sāvattthī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \*雨安居) (1) …**Vesālī** (Mahāvana Kūṭāgārasālā)

(1) 舍衛城で世尊に呵責されたヤソージャ (Yasoja) と500人の比丘らがヴァグムダー河 (Vaggumudā nadi) で雨安居を過ごしたとあり、その後 **Vesālī** に移動された世尊がヤソージャたちを呼び出しているのが、世尊が雨安居を過ごされたという記述はないが、上の経緯からして **Sāvattthī** で雨安居を過ごされたと推定した。

- 〈02〉 *Udāna 003-003* (p.024) : [ヤソージャと 500 人の比丘] **Sāvattī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \*僧院で坐具や鉢や衣を整えるのに大きな音をたて、世尊に「去るように」と叱責されて) …**Vajji**…**Vaggumudā nadi** (\*雨安居を過ぎた後、世尊に呼び出されて) …**Vesāli** (\*世尊のもとへ来て、世尊の出定されるのを、不動三昧に入って待機する)
- 〈03〉 『四分律』 「単提 027」 (大正 22 p.652 上) : [比丘と比丘尼] **舍衛国** (\*比丘らの後方を比丘尼らが遊行すると、比丘尼が賊に遭遇し、衣鉢を奪われて) …**毘舍離** (\*比丘らが世尊に報告する)
- 〈04〉 『僧祇律』 「単提 026」 (大正 22 p.348 中) : [比丘と比丘尼] **毘舍離** (\*雨安居後、世尊を問訊礼拝するため、舍衛城へ向けて同道するも、比丘尼が追い付かず、賊と遭遇し略奪されて) …**舍衛城** (祇洹=祇樹給孤独園 \*比丘尼が一件を摩訶波闍波提比丘尼に告げる)
- 〈05〉 『僧祇律』 「単提 072」 (大正 22 p.383 下) : [賊] **毘舍離**…**舍衛** (\*年々二国間で奪い合いがあって、このとき毘舍離の盜賊が舍衛城で人民の物を強奪し、波斯匿王に逮捕されるが、世尊に出会い改心し、出家する)
- 〈06〉 『パーリ律』 「(比丘尼) 僧残 005」 (vol.IV p.225) : [リッチャヴィ族の夫妻] **Vesāli** (\*姦通罪を犯した妻が殺意をもつ夫から逃れるために、夫の財宝を持って逃げ、夫がその妻を追って) …**Sāvattī** (\*夫が妻の出家を知って、出家させた比丘尼らを非難する)
- 〈07〉 『僧祇律』 「(比丘尼) 波逸提 118」 (大正 22 p.539 中) : [比丘と比丘尼] **毘舍離** (\*雨安居を終え、世尊を問訊礼拝するため、比丘らを待ち受けるも、追い付かず、賊に遭遇して) …**舍衛城** (\*摩訶波闍波提比丘尼に事の次第を告げると、彼女が釈尊に報告する)
- 〈08〉 『僧祇律』 「(比丘尼) 波逸提 135」 (大正 22 p.542 中) : [一人の比丘尼] **舍衛城** (\*雨安居を過ぎた後、跋陀羅比丘尼の親里の家を訪問するために) …**比舍離** (跋陀羅比丘尼の親里の家 \*その家の人から舍衛城での雨安居の様子を聞かれる)
- 〈09〉 『僧祇律』 「(比丘尼) 波逸提 135」 (大正 22 p.542 中) : [跋陀羅比丘尼] **比舍離** (\*雨安居後も、遊行に出ないので、世尊に呼び出されて) …**舍衛城** (\*世尊に呵責される)
- 〈10〉 『五分律』 「衣法」 (大正 22 p.137 中) : [比丘] **毘舍離城** (\*住処に蚊や蛇が多量に発生したため、住することができずして) …**舍衛城** (\*雨安居を過ごす)
- 〈11〉 『パーリ律』 「小事毘度」 (vol. II p.127) : [釈尊] **Vesāli**…**Bhagga**・**Sumsumāragiri** (Bhesakalāvana Migadāya) …**Kokanada pāsāda** … **Sāvattī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma)
- 〈12〉 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」 (大正 22 p.493 上) : [舍衛城の比丘] **舍衛城** (\*毘舍離での結集に出席するために) …**毘舍離** (沙堆僧伽藍 \*ヴェーサーリーの第二結集)
- 【参考データ】 Sāvattī……Vesāli
- 〈01〉 *AN.005-005-044* (vol. III p.049) : [釈尊] **Vesāli** (Mahāvana Kūṭāgārasālā) …**Sāvattī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma) (1)
- (1) Vesāli のウツガ (Ugga) 長者の住居で供養を受けられ、その後に長者が命終し、ウツガ天子となって、世尊の滞在地である Sāvattī を訪問するというストーリーであるが、ここではとりあえず世尊が Vesāli から Sāvattī に移動されたと推定した。
- 〈02〉 『四分律』 「単提 030」 (大正 22 p.654 上) : [阿那律] **舍衛国** (\*毘舍離へ向けて遊行に出ると、姑と喧嘩した長者の婦人と同道することになり、その夫に誤解され殴られて) …**毘舍離国**

(僧伽藍 \*到着すると、比丘らに告げる) (1)

(1) 毘舍離に向かったのが、毘舍離の僧伽藍と推定した。ただし僧伽藍が祇樹給孤独園を指す可能性もある。その場合には、戻ったということになる。

〈03〉『四分律』「単提 067」(大正 22 p.681 中) : [比丘] **舍衛国**…税関 (\*毘舍離へ行こうとして、拘薩羅国内で税を免れようとする商人と同道し、波斯匿王に逮捕され、呵責された後、放免されて) …**毘舍離** (1)

(1) 波斯匿王が放免したのであるから、舍衛城に戻ったとも推定できるが、取りあえず到着地を目的地の毘舍離とした。

〈04〉『四分律』「単提 067」(大正 22 p.681 中) : [商人] **舍衛国**…税関 (\*毘舍離へ行こうとして、拘薩羅国内で王税を免れるため、比丘と同道し、波斯匿王に逮捕される) …**毘舍離** (1)

(1) 波斯匿王に逮捕されたのであるから、舍衛城に連行されたと推定できるが、とりあえず到着地を目的地の毘舍離とした。

〈05〉『僧祇律』「単提 072」(大正 22 p.383 下) : [比丘] **舍衛城**…道 (\*雨安居を終えた後、毘舍離へ向かうも道に迷い、毘舍離の盜賊と同道して、波斯匿王の追手に捕まり、舍衛城に戻る) …**毘舍離** (1)

(1) 比丘らが毘舍離を目的地に遊行していたので、到着地を毘舍離としたが、実際は途中で舍衛城に戻ったことになっている。

## 69 Takkasīlā……Vesālī

【参考データ】 Takkasīlā……Vesālī

〈01〉『雜阿含』980 (大正 02 p.254 下) : [隊商] **毘舍離国** (\*商用で得叉尸羅へ向けて出かけようとして、世尊を食事に招待する) …**恒利尸羅国** (1)

(1) 本文中には目的地に至ったという記述はないが、とりあえず到着地を目的地の得叉尸羅とした。

〈02〉『僧祇律』「尼薩耆波夜提 011」(大正 22 p.306 下) : [物流ルート] **得利尸邏国** (\*羊毛産地の四大国 (1) の一つで、話題上の国) …**毘舍離**

(1) 羊毛の四大国産地に、毘舍離 (Skt. Vaiśālī) 国、弗迦羅 (Skt. Puṣkalāvati) 国、得利尸邏 (Skt. Takṣaśīlā) 国、難提跋陀 (Skt. Nandavardhana) 国の名を挙げる。

[3] 基準地を 3 点含む通商遊行ルート of データ

## ① Bārāṇasī……Bhaddiya……Sāvattthī

〈01〉『パーリ律』「皮革鞣度」(vol. I p.189) : [釈尊] **Bārāṇasī**…**Bhaddiya** (Jātiyāvāna) …**Sāvattthī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma)

## ② Bārāṇasī……Gayā……Uruvelā

〈01〉『パーリ律』「大鞣度」(vol. I p.001) : [釈尊] **Uruvelā** (Nerañjarā tīra の Bodhirukkhamūla) … Ajapālanigrodhamūla … Mucalindamūla … Rājāyatanamūla … Ajapālanigrodhamūla…**Uruvelā**…**Gayā** と Bodhirukkhamūla の道中 (1) …**Bārāṇasī**

(1) ガヤー (Gayā) と菩提樹下 (Bodhirukkhamūla) との途上で、アーjeeヴィカ教徒のウパカ (Upaka) と出会う。

③ Bārāṇasī……Kaṇṇakujja……Ujjenī

〈01〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.305 中）：[摩訶迦旃延と 500 人の比丘] **波羅奈城**（仙人住処の鹿野苑 Isipatana Migadāya \*世尊の命により、波羅殊提王の派遣要請に応じて）…**伽那慰闍国**（\*知り合いの婆羅門の家で、その母と娘の妙髪に食事を招待されたとき、妙髪の予言をした後に）…**嚙逝尼国**（\*到着すると、国の災患の半分がおさまる）

④ Bārāṇasī……Kosambī……Bārāṇasī

〈01〉『雑阿含』262（大正 02 p.066 中）：[闍陀] **波羅捺国**（仙人住処の鹿野苑）⇔**拘睺弥国**（瞿師羅園 Ghositārāma \*仏が般涅槃して間もない頃、比丘の教えに納得できず、阿難に教えを請うために憍賞弥国へ行き、阿難の教えを聞いて、再びもとの住処に戻る）

⑤ Bārāṇasī……Mithilā……Bārāṇasī

〈01〉*Therīgāthā* (p.153)：[スジャータ婆羅門の御者] **Bārāṇasī**（\*スジャータ婆羅門と同道して、世尊のもとへ）…**Mithilā nagara**（\*婆羅門の出家後、再び一人で戻って）…**Bārāṇasī**（\*婆羅門婦人に出家を伝えた後、自らも出家する）

⑥ Bārāṇasī……Rājagaha……Bārāṇasī

〈01〉『パーリ律』「衣韃度」（vol. I p.275）：[バーラーナシーの長者] **Bārāṇasī** ⇔ **Rājagaha**（\*子どもが大小便の排出に支障をきたす病にかかり、ビンピサーラ王にジーヴァカ医師の派遣要請をするため）

⑦ Bārāṇasī……Sāvattihī……Bārāṇasī

【参考データ】 Bārāṇasī……Sāvattihī……Bārāṇasī

〈01〉『増一阿含』024-008（大正 02 p.626 中）：[迦尸王の梵施] 【古譚】迦尸・**波羅捺国** ⇔ **舍衛城**（\*挙兵して拘薩羅国を占領し、長寿王とその夫人を殺害した。その後、長生太子に仇討ちをはかられるも、太子の回心により難を逃れ、和睦が成立する）

⑧ Bārāṇasī……Takkasilā……Bārāṇasī

〈01〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.352 中）：[波羅奈の瞿答摩長者] **婆羅痾斯城** ⇔ **得叉城**（名称長者の家 \*財貨をもって交易のために出かけ、名称長者の家に逗留した後、新しい物を持ち帰る）

⑨ Bārāṇasī……Ujjenī……Bārāṇasī

〈01〉『四分律』「捨墮 004」（大正 22 p.605 下）：[波羅奈城の長者 (1)] **波羅捺城** ⇔ **鬱禅国**（\*車上で見初めた優鉢羅色と結婚後、財宝を集めて鬱禅尼へ出かけ、優鉢羅色の最初の夫との間の娘を連れ帰る）

(1) 長者は優鉢羅色の再婚者。

〈02〉『五分律』「捨墮 004」（大正 22 p.025 上）：[波羅奈城の長者 (1)] **波羅奈** ⇔ **優善那邑**（\*優鉢羅色と結婚して 8 年後、所用で鬱禅尼へ行った時、優鉢羅色の最初の夫との間に生まれた娘を見初めて連れ帰る）

(1) 長者は優鉢羅色の再婚者。

⑩ Bārāṇasī……Uruvelā……Kapilavatthu

〈01〉『増一阿含』024-005（大正 02 p.618 上）：[釈尊] 摩竭国・道場樹下 (1) …道中…**波羅捺国**（仙人鹿園）…**優留毘村聚**…連若河側 *Nerañjarā nadī*（石室）…摩竭国界・尼拘類樹下 (2) …**迦毘羅衛**（城北の薩盧園） (3)

【2】原始仏教聖典に記された通商・遊行ルートの「基礎データ」

- (1) 道場樹下を **Uruvelā** とみなせば、〈基準地4点間〉通商・遊行ルートのデータとなるが、とりあえず〈基準地3点間〉通商・遊行ルートのデータとしてここに収めた。なお【3】の「基礎データをもとに加工した『直近2基準地点間』資料」では **Uruvelā** と見なし、コンピュータ処理されている。
- (2) 優陀耶が世尊の命で浄飯王のもとに派遣されたとき、王の質問に答えた中に「如来今在 摩竭国界・尼拘類樹下」という一文により「摩竭国界・尼拘類樹下」を補い、**Uruvelā** を指すと推定する。
- (3) 本遊行ルートは [3-⑩]-03~07、[3-⑩]【参考データ】01、[4-⑤]-01~02、[5-②]-01、[5-③]【参考データ】01 を参照。
- 〈02〉『増一阿含』024-005 (大正 02 p.618 上) : [優陀耶<sup>(1)</sup>] **波羅奈** (仙人住処の鹿野苑 \*阿羅漢となって、世尊より後に) …**鬱毘羅** (尼連水側 \*世尊が鬱鞞羅迦葉、那提迦葉、伽耶迦葉の三迦葉兄弟を教化された後に、五比丘の一人として到着すると、世尊の命を受けて使者として、浄飯王のもとへ派遣されて) …**迦毘羅衛** (\*浄飯王に、世尊が七日後に入城することを告げる)
- (1) 五比丘の一人。
- 〈03〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 004」 (大正 23 p.716 上) : [釈尊] **劫比羅城**…六年苦行…勝軍聚落 (**鬱毘羅**) …菩提樹下 Bodhirukkhamūla…**婆羅痾斯**<sup>(1)</sup>
- (1) 本遊行ルートは [3-⑩]-01、[3-⑩]-04~07、[3-⑩]【参考データ】01、[4-⑤]-01~02、[5-②]-01、[5-③]【参考データ】01 を参照。
- 〈04〉『根本有部律』「(比丘尼)波羅市迦 001」 (大正 23 p.911 上) : [釈尊] 城 (**迦毘羅衛城**) …勤苦林…菩提樹下の金剛座 (**鬱毘羅**) …**婆羅痾斯国** (仙人墮処施鹿林中 Isipatana Migadāya)<sup>(1)</sup>
- (1) 本遊行ルートは [3-⑩]-01、[3-⑩]-03、[3-⑩]-05~07、[3-⑩]【参考データ】01、[4-⑤]-01~02、[5-②]-01、[5-③]【参考データ】01 を参照。
- 〈05〉『根本有部律』「(比丘尼)捨墮 004」 (大正 23 p.947 下) : [釈尊] **劫比羅城**…六年苦行…勝軍聚落 (**鬱毘羅**) …菩提樹下…**婆羅痾斯**<sup>(1)</sup>
- (1) 本遊行ルートは [3-⑩]-01、[3-⑩]-03~04、[3-⑩]-06~07、[3-⑩]【参考データ】01、[4-⑤]-01~02、[5-②]-01、[5-③]【参考データ】01 を参照。
- 〈06〉『根本有部律』「出家事」 (大正 23 p.1026 下) : [釈尊] 王宮 (**迦毘羅衛城**) …林藪<sup>(1)</sup> …軍營聚落 (**鬱毘羅**) …菩提樹下…**波羅痾斯**<sup>(2)</sup>
- (1) 六年間苦行された林。
- (2) 本遊行ルートは [3-⑩]-01、[3-⑩]-03~05、[3-⑩]-07、[3-⑩]【参考データ】01、[4-⑤]-01~02、[5-②]-01、[5-③]【参考データ】01 を参照。
- 〈07〉『根本有部律』「雑事」 (大正 24 p.299 下) : [釈尊] 城 (**迦毘羅衛城**) …空林所…仙人に依止…曷羅摩子 Uddaka Rāmaputta の所…六年専修苦行… (**鬱毘羅**) 聚落<sup>(1)</sup> …菩提樹下…**婆羅痾斯**<sup>(2)</sup>
- (1) 聚落は、本文中の2人の牧牛女から乳糜を供養されるという記事から、鬱毘羅の斯那聚落と推定。
- (2) 本遊行ルートは [3-⑩]-01、[3-⑩]-03~06、[3-⑩]【参考データ】01、[4-⑤]-01~02、[5-②]-01、[5-③]【参考データ】01 を参照。

【参考データ】 **Bārāṇasī**……**Uruvelā**……**Kapilavatthu**

- 〈01〉『中阿含』204「羅摩經」 (大正 01 p.775 下) : [釈尊] 【回想】 (**迦毘羅衛城**) …阿羅羅伽

羅摩 *Ālāra Kālāma* の所…鬱陀羅羅摩子の所…象頂山の南にある**鬱鞞羅** 梵志の斯那村…尼連禪河 *Nerañjarā nadī*…菩提樹下…道中…加戸都邑・**波羅捺** (仙人住処の鹿野園) (1)

(1) 世尊の出家成道に関する回想なので、出発地を迦毘羅衛城と推定。なお本遊行ルートは [3-⑩]-01、[3-⑩]-03~07、[4-⑤]-01~02、[5-②]-01、[5-③]【参考データ】01を参照。

⑪ *Bhaddiya*…*Kosambi*…*Rājagaha*

〈01〉『五分律』「僧残 010」(大正 22 p.016 下) : [釈尊] 弥那邑 (1) ・阿菟 *Anupiyā* (林下) …**跋提羅城** (網林樹下) …**拘舍弥国** (瞿師羅園) …**王舍城** (耆闍崛山)

(1) 弥那邑は、*Maineya* 族の邑という意。

⑫ *Campā*…*Sāvattthī*…*Kapilavatthu*

〈01〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.251 上) : [釈尊] **劫比羅城** (多根樹園 *Nigrodhārāma*) …**室羅伐** (毘舍佉鹿子母園 *Pubbārāma Migāramātipāsāda*) …香醉山…**忉利天** (善見城) …(舍衛城) 逝多林…地獄…逝多林…**占波国** (揭伽池 *Gaggara pokkharāṇī*)

〈02〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.251 上) : [難陀] **劫比羅城** (難陀家 \*城内で乞食中の世尊を追って) …寺 (多根樹園 \*世尊の命により阿難のもとで出家し、知事人に命ぜられ、世尊と共に舍衛城へ) …**室羅伐** (毘舍佉鹿子母園 \*妻の孫陀羅との思いを絶つために、世尊に連れられて) …香醉山…**忉利天** (善見城 \*天女たちに「世尊のもとで梵行を修し、命終の後に、ここに生まれて来るのを待つ」と言われ、修行に励もうと決意し) …(舍衛城) 逝多林…地獄 (\*世尊に「涅槃を求めて梵行を修するように」と教誡されて) …逝多林 (\*世尊と 500 人の比丘らと共に遊行して) …**占波国** (揭伽池 \*法眼浄を得、阿羅漢となる)

⑬ *Dakkhiṇāgiri*…*Rājagaha*…*Sāvattthī*

〈01〉『中阿含』027「梵志陀然経」(大正 01 p.456 上) : [舍利弗] **舍衛国** (\*雨安居を過ぎした後、世尊のもとへ) …**王舍城** (竹林加蘭哆園 \*出家以前の友人である陀然を諫めた後、遊行に出かけて) ⇔**南山村** (北の尸提和林 *Siṃsapāvana* \*陀然の危篤を知り、見舞いのために戻る)

⑭ *Devadaha*…*Kapilavatthu*…*Devadaha*

〈01〉『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.105 中) : [善悟王の使者] **天示城**⇔**劫比羅城** (\*善悟王の娘を浄飯太子に嫁がせたい旨を師子頰王に伝えるため、善悟王の使者として派遣されて、その返事を持ち帰る)

⑮ *Devadaha*…*Lumbinī*…*Kapilavatthu*

〈01〉『根本有部律』「菓事」(大正 24 p.032 上) : [釈尊] **天指城**…**嵐毘尼園**…**劫比羅城**…**毘輪那羅城**…**俱那聚落** (1) …**犁地村聚落** (2) …**余処** (3) …**洗浴聚落** (4) …**斯迦底聚落** *Setaka* (5) (北の勝提波林) …**一車難伽羅聚落** (一林) (6)

(1) *Koṇaka*。過去七仏の第五仏の俱那含牟尼仏 *Koṇāgamana* の誕生、成道、涅槃の地。

(2) *Kārṣakagrāmaka*。世尊が一瞻部樹下で、初禪を得た場所。

(3) 俱那含牟尼仏が袈裟を置いた場所。

(4) 俱那含牟尼仏が洗浴した村。

(5) *SN.046-030* (vol.V p.089) によれば、スンバ (*Sumbha*) 国の町 (*nigama*) である。なお『八尾』p.153 では、漢訳の音写にもとづいてシカティン (*Sikatin*) と還梵している。

(6) この地で2ヵ月間の宴坐を過ごされる。本遊行ルートは『八尾』p.151 以下参照

⑩ Kapilavatthu……Bhaddiya……Rājagaha

- 〈01〉『五分律』「僧残 010」（大正 22 p.016 下）：[提婆達多] 迦維羅衛（\*出家するために、世尊のもとへ）…弥那邑<sup>(1)</sup>・阿菟 Anupiyā（林下 \*世尊のもとで出家した後、釈迦族の人たちが説得に来るかもしれないという理由で、世尊と共に）…跋提城（網林樹下 Jātiyāvana \*世尊や比丘らが阿耨達竜王の招待を受けるも、神通力を得ていなかったため、行くことが出来なくて）…王舎城（\*神通力を修得すると、阿闍世太子に取り入って、厚遇されるようになる）

(1) 弥那邑は、Maineya 族の邑という意。

⑪ Kapilavatthu……Kusinārā……Kapilavatthu

【参考データ】 Kapilavatthu……Kusinārā……Kapilavatthu

- 〈01〉 DN.016 Mahāparinibbāna-s.（大般涅槃經 vol. II p.164）：[釈迦族] Kapilavatthu ⇔ Kusinārā（\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する）
- 〈02〉『長阿含』002「遊行経」（大正 01 p.029 中）：[釈迦族] 迦維羅衛国⇔拘尸那竭城（\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する）
- 〈03〉失訳『般泥洹経』（大正 01 p.190 中）：[釈迦族] 赤沢国⇔拘夷城（\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する）
- 〈04〉 Mahāparinirvāṇasūtra（p.432）：[釈迦族] Kailavastu ⇔ Kuśinagarī（\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する）
- 〈05〉『十誦律』「五百比丘結集三蔵法品」（大正 23 p.446 中）：[釈迦族] 迦毘羅婆国⇔拘尸城（\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する）
- 〈06〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.401 下）：[釈迦族] 劫比羅城⇔拘尸那城（\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する）

⑫ Kapilavatthu……Sāvattihī……Kapilavatthu

- 〈01〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 004」（大正 23 p.716 上）：[優陀夷大臣] 劫比羅城⇔室羅伐城（密護家 \*浄飯王の使者として派遣されると、いつも拘薩羅国の大臣である密護の家で宿泊するほどの関係にあったが、密護の死後、彼の財産と妻の笈多を手中にし、両城に居を構えるようになる）
- 〈02〉『根本有部律』「(比丘尼)捨墮 004」（大正 23 p.947 下）：[優陀夷大臣] 劫比羅城⇔室羅伐城（密護家 \*浄飯王の使者として、波斯匿王のもとへ派遣されると、事後に密護大臣の家で宿泊するほどの関係にあったが、密護の死後、彼の財産と妻の笈多を手中にし、両城に居を構える）
- 〈03〉『根本有部律』「破僧事」（大正 24 p.143 上）：[優陀夷大臣] 劫比羅城（\*浄飯王の使者として、舎衛城へ向けて）…室羅筏城（誓多林給孤独園 \*3日を経て至り、世尊のもとで出家して）…劫比羅城（\*7日後に世尊が到着されることを伝えると、浄飯王が諸臣に命じて、世尊を迎える準備をはじめ）

⑬ Kapilavatthu……Vesālī……Sāvattihī

- 〈01〉『パーリ律』「比丘尼韃度」（vol. II p.253）：[釈尊] Kapilavatthu (Nigrodhārāma) …Vesālī (Mahāvana Kūṭāgārasālā) …Sāvattihī (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma)

⑭ Kusinārā……Vesālī……Kusinārā

【参考データ】 Kusinārā……Vesāli……Kusinārā

- 〈01〉 *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (大般涅槃經 vol. II p.164) : [リッチャヴィ族] Vesāli ⇔ Kusinārā (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈02〉 『長阿含』002「遊行經」(大正01 p.029中) : [離車族] 毘舍離国⇔拘尸城 (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈03〉 失訳『般泥洹經』(大正01 p.190上) : [離車族] 維耶国⇔拘夷邑 (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈04〉 法顯訳「大般涅槃經」(大正01 p.207上) : [離車族] 毗耶離⇔鳩尸那城 (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈05〉 *Mahāparinirvāṣaṣūtra* (p.432) : [リッチャヴィ族] Vaiśālī ⇔ Kuśinagarī (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈06〉 『十誦律』「五百比丘結集三藏法品」(大正23 p.446中) : [離車族] 毘耶離国⇔拘尸城 (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈07〉 『根本有部律』「雜事」(大正24 p.401下) : [離車族] 吠舍離城⇔拘尸那城 (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

㉑ Kosambī……Āḷavi……Kosambī

- 〈01〉 『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正23 p.880中) : [紺容] 勝音城<sup>(1)</sup> (\*王位を継いだ頂髻王の悪政で、父の除患大臣が疎んじられると、難を逃れるため、世羅比丘尼の給侍として城を出て) …橋閃毘城 (\*瞿師羅長者に預けられ、成長すると、多数の求婚者がいたにもかかわらず、曠野王手のもとへ行く) …曠野城 (城外の牛跡捨地 \*結婚は叶わず、曠野王手の死後、再び瞿師羅長者のもとへ) …橋閃毘 (妙音長者家 \*長者の家に戻るも、後に優填王の妃としてむかえられる)

(1) 勝音 (Roruka) 城は、*DN.019 Mahā govinda-s.* (大典尊經 vol. II p.220) によれば、ソーヴィーラ (Sovira) 国の首府。

㉒ Kosambī……Āḷavi……Rājagaha

- 〈01〉 『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正23 p.883下) : [釈尊] 王舎城 (竹林園=迦蘭陀竹園) …曠野処<sup>(1)</sup> …橋閃毘
- (1) 本文中には「摩揭陀橋薩羅二国中間大曠野処」とあって、この地が摩竭提国と拘薩羅国の上に位置しているとある。

㉓ Kosambī……Sāvatti……Kosambī

- 〈01〉 『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正23 p.882上) : [瞿師羅長者] 橋閃毘城 (\*南方の隠逸通俗者が義堂にやって来て、3ヵ月の雨期を過ぎた後、彼らと同道して) …室羅伐城 (\*世尊に初めて出会い、預流果を得て、世尊を橋賞弥に招待する。そして世尊に當事として任命された摩訶周那と同道して) …橋閃毘 (\*瞿師羅園 Ghositārāma に精舎を建立する)

㉔ Kosambī……Sāvatti……Rājagaha

- 〈01〉 『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正23 p.873中) : [釈尊] 王舎城 (竹林園=迦蘭陀竹園) …室羅伐城 (\*雨安居) …橋閃毘 (妙音園 Ghositārāma)

㉕ Kosambī……Sāvatti……Sānkassa

- 〈01〉 『増一阿含』036-005 (大正02 p.703中) : [優填王] 拔嗟国 Vamsa (橋賞弥) …

舍衛国（祇樹給孤独園 \*切利天で雨安居を過ごされた世尊が僧迦尸に降下されると聞いて）…  
僧迦尸国（大池水側）

26 Kosambī……Ujjeni……Kosambī

- 〈01〉『四分律』「雑犍度」（大正 22 p.961 中）：[優填王] 拘睺弥国…恒河 Gaṅgā nadi  
（\*船遊びに興じていると、王舎城から帰国途中の波羅殊提王に拘束されて）…憍禰国（\*捕虜の  
身となって7年間を経過、波羅殊提王の娘である王女を連れて逃亡し）…拘睺弥国（\*帰国後、  
摩訶迦旃延らを供養する）
- 〈02〉『四分律』「雑犍度」（大正 22 p.961 中）：[跋難陀] 拘睺弥国⇔憍禰国（\*波羅  
殊提王の捕虜の身となっている優填王を訪問した後、帰路に就くとき、優填王に託された紺容夫人  
への手紙を携えて戻る）
- 〈03〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.314 上）：[優填王] 橋閃毘国⇔嚧逝尼城  
（\*夜ばいのために出かけるも、果たせずに帰国する）
- 〈04〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.315 上）：[瑜健那大臣と金鬘] 橋閃毘国⇔嚧  
逝尼国（\*瑜健那大臣が妹の金鬘を派遣し、優填王の無事を知ると、自ら出向いて王と対面し、妹  
と共に帰国する）
- 〈05〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.315 下）：[瑜健那大臣] 橋閃毘国⇔嚧逝尼  
国（\*優填王の命で、波羅殊提王を拉致するため、隊商を組んで出かけると、波羅殊提王が自ら税  
を徴収しようと姿を現わしたので、捕まえて衣で王を隠し、4人に担がせ連れ帰る）

27 Kusinārā……Pāvā……Rājagaha

- 〈01〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.399 中）：[摩訶迦葉と500人の弟子] 王舎  
城（羯蘭鐸迦池竹林園 \*大地の震動を受け、世尊の般涅槃されたことを察知して）…波波聚落  
…道中（\*一人の外道梵志と出会い、世尊の入滅後7日を経過していることを聞く）…拘尸那城  
（娑羅双樹間）

28 Kusinārā……Vesālī……Rājagaha

- 〈01〉『四分律』「集法毘尼五百人」（大正 22 p.966 上）：[摩訶迦葉、阿難、99人の  
阿羅漢比丘] 拘尸城（天觀寺 Maṅḍabandhana \*世尊の遺体を荼毘に付した後、阿羅漢による  
結集が採決され、結集の地と定めた王舎城へ向けて）…毘舍離（\*跋耆族の人たちの激励で、阿難  
が阿羅漢となって）…王舎城（\*房舎や臥具を修理した後、摩訶迦葉が比丘僧を集め、第一結集を  
行う）

【参考データ】 Kusinārā……Vesālī……Rājagaha

- 〈01〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正 22 p.489 下）：[釈尊] 王舎城…毘舍離（放弓杖塔）…拘  
尸那城（熙連禪河側 Hirañnavatī nadi の力士生地堅固林中双樹間）…天冠塔 (1)

(1) 本文中には「『大泥洹經』に広説する如く」とあって、世尊の捨寿命の地「放弓杖塔  
（Cāpāla-cetiya）」、般涅槃の地「力士生地堅固林中双樹間」、荼毘に付した地「天冠  
塔（Maṅḍabandhana）」を挙げる。

29 Pāṭaligāma, Pāṭaliputta……Madhurā……Pāṭaligāma, Pāṭaliputta

【参考データ】 Pāṭaligāma, Pāṭaliputta……Madhurā……Pāṭaligāma, Pāṭaliputta

- 〈01〉『雜阿含』604（大正 02 p.161 中）：[阿育王の使者] 【予言】 巴連弗邑（\*耶舎長老から情  
報を得た阿育王の命により、優波崛のもとへ派遣されて）…摩偷羅国…優留曼荼 (1) 山（那荼婆低

の阿練若 \*優波崛の「自ら王のもとに出向く」という意向を得て) …**巴連弗邑** (\*優波崛の意向を王に伝え、王は歓喜する) (2)

(1) 大正藏經は「茶」とするが、宋・元・明の三本、聖本を採る。

(2) 本遊行ルートは *Divyāvadāna* p.385、『平岡』下 p.112 以下

### ③⑩ Pāṭaligāma, Pāṭaliputta……Rājagaha……Rāmagrāma

【参考データ】 Pāṭaligāma, Pāṭaliputta……Rājagaha……Rāmagrāma

〈01〉 『雜阿含』 604 (大正 02 p.161 中) : [阿育王] 【予言】 **巴連弗邑** (\*仏舎利を配布し、八万四千法王之塔を建立しようとして) …**王舎城** (\*阿闍世王建立の仏塔中の舎利を取り出し、塔を修治して) …**羅摩村 Rāmagrāma** (\*七仏塔中の舎利を持って、村に至る) (1)

(1) 本遊行ルートは *Divyāvadāna* p.380、『平岡』下 pp.087~9

### ③⑪ Pāṭaligāma, Pāṭaliputta……Uruvelā……Pāṭaligāma, Pāṭaliputta

【参考データ】 Pāṭaligāma, Pāṭaliputta……Uruvelā……Pāṭaligāma, Pāṭaliputta

〈01〉 『雜阿含』 604 (大正 02 p.161 中) : [低舎羅締多王妃] 【予言】 **巴連弗邑** ⇔ **鬱毘羅** 菩提道場の樹下 (\*冷乳を灌ぎ、樹を更生させる) (1)

(1) 王妃が阿育王の関心を自分に取り戻すために、呪術師に菩提樹を枯らさせたが、その結果、王の気力を殺いでしまう。しかし王の決意を聞くに及んで、自ら菩提樹下に冷乳を灌ぎ、樹を更生させるというストーリーである。 *Divyāvadāna* p.397、『平岡』下 p.126 以下

〈02〉 『雜阿含』 604 (大正 02 p.161 中) : [阿育王] 【予言】 **巴連弗邑** ⇔ **鬱毘羅** 菩提道場の樹下 (\*珍宝を携えて、仏供養を行う) (1)

(1) 上記 〈01〉 の註 (1) と同じ。

### ③⑫ Pāvā……Kusinārā……Pāvā

【参考データ】 Pāvā……Kusinārā……Pāvā

〈01〉 *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (大般涅槃經 vol. II p.164) : [マウラ族] **Pāvā** ⇔ **Kusinārā** (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

〈02〉 『長阿含』 002 「遊行經」 (大正 01 p.029 中) : [末羅族] **波婆国** ⇔ **拘尸城** (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

〈03〉 失訳『般泥洹經』 (大正 01 p.190 上) : [末羅族] **波旬国** ⇔ **拘夷邑** (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

〈04〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.432) : [マルラ族] **Pāpā** ⇔ **Kuśinagarī** (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

〈05〉 『十誦律』 「五百比丘結集三藏法品」 (大正 23 p.446 中) : [末羅族] **波婆城** ⇔ **拘尸城** (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

〈06〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.401 下) : [末羅族] **波波邑** ⇔ **拘尸那城** (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

### ③⑬ Pāvā……Sāketa……Sāvattthi

〈01〉 『五分律』 「捨墮 001」 (大正 22 p.023 上) : [波利邑の比丘] **波利邑** (\*後雨安居を舎衛城で迎えようとして) …**娑鞞陀邑** (\*時が至ってしまい、しかたなくこの地で後雨安居を過ごした後に) …**舎衛城** (\*泥沼と化した道を 16 日間かけて歩き、衣がぼろぼろとなって、世尊

のもとに到着する)

〈02〉 『パーリ律』 「迦絺那衣韃度」 (vol. I p.253) : [パーヴェツヤカー比丘 30 人 <sup>(1)</sup> ]

**Pāvā…Sāketa** (\*サーヴァッティー城まで行けず、この地で雨安居に入り、3 ヶ月後に自恣を終えて) …**Sāvattī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \*道中雨に濡れて、世尊のもとに至る)

(1) パーヴェツヤカー (Pāveyyakā) 比丘とは、パーヴァー (Pāvā) 在住の比丘という意。なおパーヴェツヤカーの比丘たちがサーケーターで雨安居を過ごし、「世尊はこれより 6 由旬の近くに住されるも (āsanneva no bhagavā viharati ito chasu yojanesu)、我らは世尊を見ることができない」と述べていることから、サーヴァッティーとサーケーターの間が 6 由旬の距離にあるとする資料である。

〈03〉 『五分律』 「迦絺那衣法」 (大正 22 p.153 上) : [波利邑の比丘] **波利邑** (\*後雨安居を舎衛城で過ごそうと考えて) …**娑竭陀** (\*舎衛城へ至れず、この地で後雨安居を終えた後に) …**舎衛城** (\*雨の中を 1 6 日間かけ、重衣を担いで、世尊のもとにやって来る)

③4 Pāvāpurī…Nālanda…Pāvāpurī

〈01〉 『中阿含』 133 「優婆離經」 (大正 01 p.628 上) : [尼韃若提子] **波和国** <sup>(1)</sup> (\*長苦行から優婆離居士が改宗したことを聞き、事実確認するために) … (**那爛陀**) <sup>(2)</sup> (優婆離居士家 \*居士の改宗が事実であることを知り、熱血を吐いて) …**波和国** <sup>(3)</sup> (\*この地に至って命終する)

(1) 尼韃若提子の出発地を波和国と推定。ただし対応經 MN.056 *Upāli-s.* (優波離經 vol. I p.371) では、ナーランダ (Nālandā) 内での出来事とする。  
 (2) 優婆離居士の家を那爛陀 (Nālandā) と推定。Malalasekera I '4. Upāli' p.411、『赤沼』 'Upāli 3' p.710  
 (3) 尼韃若提子の入滅地で、現在ビハール州パトナ地方のパーヴァープリ (Pāvāpurī) に比定される。

③5 Rājagaha…Āḷavi…Sāvattī

〈01〉 『パーリ律』 「臥座具韃度」 (vol. II p.170) : [釈尊] **Sāvattī…Kiṭṭagiri…Āḷavi** (Aggāḷava cetiya) …**Rājagaha** (Kalandakanivāpa Veḷuvana)

③6 Rājagaha…Bārāṇasī…Rājagaha

〈01〉 『パーリ律』 「衣韃度」 (vol. I p.275) : [ジーヴァカ医師] **Rājagaha** ⇔ **Bārāṇasī** (\*ピンピサーラ王の命により、パーラーナシーの長者の子どもを手術した後、再び戻る)

③7 Rājagaha…Bārāṇasī…Ujjeni

〈01〉 『四分律』 「捨墮 004」 (大正 22 p.605 下) : [優鉢羅色] **鬱禪国** (\*夫と母の私通を知り、娘を置いて離婚し) …**波羅捺城** (\*長者と再婚するも、その夫が出張した鬱禪尼国で、自分の娘を見初めて連れ帰り、母娘が夫を同じくするに及んで、家出し) …**羅閱城** (迦蘭陀竹園 \*世尊と出会い、摩訶波闍波提比丘尼のもとで出家する)

③8 Rājagaha…Bhaddiya…Rājagaha

〈01〉 『パーリ律』 「菓韃度」 (vol. I p.240) : [マガダの庶務大臣] **Rājagaha** ⇔ **Bhaddiya nagara** (\*ピンピサーラ王の命により、メーングカ居士の噂を事実確認するため、使者として派遣されると、居士に歓待を受け、戻って王に報告する)

〈02〉 『五分律』 「菓法、食法」 (大正 22 p.150 中) : [頻婆娑羅王] **王舎城** ⇔ **跋提城** (\*文荼長者の噂を聞いて事実確認した後、再び宮中に戻る)

39 Rājagaha……Campā……Rājagaha

- 〈01〉『五分律』「羯磨法」(大正 22 p.161 上) : [迦葉氏] 王舎城 (一住处) ⇔ 瞻波国 (恒水 Gaṅgā nadi 辺り \*王舎城の近くで、比丘らに不見罪拳羯磨で訴えられ、世尊の判定を得るために出かけるも、世尊の不犯との判定を得て、再び住处に戻り、雨安居を過ごす)

40 Rājagaha……Dakkhiṇāgiri……Rājagaha

- 〈01〉 SN.016-011 (vol. II p.217) : [阿難と年少比丘] Rājagaha (Kalandakanivāpa Veḷuvana) ⇔ Dakkhiṇāgiri (\*阿難が多数の年少の比丘たちと遊行に出かけると、戻ってきた時には同行した 30 人の比丘が還俗してしまう)
- 〈02〉『雑阿含』1144 (大正 02 p.302 下) : [阿難と年少比丘] 王舎城 (耆闍崛山) ⇔ 南山国土 (\*世尊の入滅後間もない頃、飢饉で乞食ができず、遊行に出かけるも、食を求めて 30 人の年少比丘が還俗し、再び戻る)
- 〈03〉『別訳雑阿含』119 (大正 02 p.417 下) : [阿難と新学比丘] 王舎大城 (耆闍崛山) ⇔ 南山聚落 (\*如来が涅槃しようとしている頃、飢饉で食が得られず、新学比丘を連れて遊行をし、再び戻った時には 30 人が還俗してしまう)
- 〈04〉『パーリ律』「大犍度」(vol. I p.079) : [釈尊] Rājagaha ⇔ Dakkhiṇāgiri
- 〈05〉『四分律』「受戒犍度」(大正 22 p.805 下) : [釈尊] 王舎城 ⇔ 南山 (の人間)
- 〈06〉『五分律』「受戒法」(大正 22 p.116 中) : [釈尊] 王舎城 ⇔ 南方
- 〈07〉『十誦律』「受具足戒法」(大正 23 p.151 上) : [釈尊] 王舎城 ⇔ 南山国土
- 〈08〉『根本有部律』「出家事」(大正 23 p.1032 上) : [釈尊] 王舎城 (羯蘭鐸迦池竹林園 \*雨安居) …南山
- 〈09〉『パーリ律』「衣犍度」(vol. I p.287) : [釈尊] Rājagaha ⇔ Dakkhiṇāgiri
- 〈10〉『四分律』「衣犍度」(大正 22 p.855 上) : [釈尊] 王舎城 ⇔ 南方 (の人間)
- 〈11〉『十誦律』「衣法」(大正 23 p.194 下) : [釈尊] 王舎城 ⇔ 南山国土

41 Rājagaha……Gayā, Gayāsīsa……Rājagaha

- 〈01〉『パーリ律』「破僧犍度」(vol. II p.199) : [舍利弗と目連] Rājagaha (Kalandakanivāpa Veḷuvana \*世尊の命により、ヴァッジ族出身の新参比丘 500 人を連れ戻すために) ⇔ Gayāsīsa (\*世尊のもとへ戻る)
- 〈02〉『四分律』「破僧犍度」(大正 22 p.909 下) : [舍利弗と目連] 王舎城 ⇔ 伽耶山 (\*提婆達多居た伽耶山へ行き、彼に代わって説法し、500 人の比丘らを連れ戻す)

42 Rājagaha……Kaṇṇakujja……Ujjeni

- 〈01〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.301 下) : [耆婆医師] 王舎城 (\*派遣要請に応じて、波羅殊提王の不眠治療をするため、合成した酥を携え、波羅殊提王の使者と同行して) …曲女城 (\*城内の医童子から波羅殊提王の酥嫌いを聞き、その医師を連れて) …嚧逝尼国 (\*王を治療する)

43 Rājagaha……Kapilavatthu……Sāvatti

- 〈01〉『パーリ律』「大犍度」(vol. I p.082) : [釈尊] Rājagaha…Kapilavatthu (Nigrodhārāma) …Sāvatti (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma)

44 Rājagaha……Kosambī……Ujjeni

- 〈01〉『パーリ律』「衣犍度」(vol. I p.276) : [ジーヴァカ医師] Ujjeni (\*パッジョータ

王の黄疸を治療した後、象に乗って) …**Kosambī** (\*追手のカーカという奴僕に阿摩勒果を与え、彼を怯ませて) …**Rājagaha** (\*帰城後、シヴィの一揃いの布が王より贈られる)

④5 Rājagaha……Kusinārā……Rājagaha

〈01〉 *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (大般涅槃經 vol. II p.164) : [阿闍世王の使者] Magadha (**Rājagaha**) (1) ⇔ **Kusinārā** (\*阿闍世王の命により派遣され、仏舎利の分配を受けてくると、王が王舎城に塔を建立する)

(1) Rājagaha を出発地、また到着地と推定。

〈02〉 『長阿含』002「遊行経」(大正01 p.029中) : [阿闍世王] 摩竭国 (**王舎城**) (1) ⇔ **拘尸城** (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

(1) 王舎城を出発地であり、かつ到着地と推定。

〈03〉 失訳『般泥洹経』(大正01 p.190上) : [阿闍世王] 摩竭 (**王舎城**) (1) ⇔ **拘夷邑** (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

(1) 上記〈02〉の註(1)に同じ。

〈04〉 法顕訳「大般涅槃経」(大正01 p.207上) : [阿闍世王の使者] (**王舎城**) (1) ⇔ **鳩尸那城** (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

(1) 上記〈02〉の註(1)に同じ。

〈05〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.432) : [ヴァルシャカーラ大臣] Magadha (**Rājagrha**) (1) ⇔ **Kuśinagari** (\*阿闍世王の命により派遣され、仏舎利の分配を受けてくると、王が王舎城に塔を建立する)

(1) ラージャグリハ (**Rājagrha**) を出発地であり、かつ到着地と推定。

〈06〉 『十誦律』「五百比丘結集三蔵法品」(大正23 p.446中) : [禹舎大臣] **王舎城** ⇔ **拘尸城** (\*阿闍世王の命により派遣され、仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

〈07〉 『根本有部律』「雑事」(大正24 p.401下) : [禹舎大臣] 摩伽陀国・**王舎城** ⇔ **拘尸那城** (\*阿闍世王の命により派遣され、仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

④6 Rājagaha……Nālandā……Rājagaha

〈01〉 『雑阿含』1266 (大正02 p.347中) : [舎利弗、摩訶俱稀羅] (**王舎城**) (\*病気の闍陀比丘を見舞うために) …**那羅聚落** (好衣菴羅林 \*闍陀に教えを説くと、彼が解脱し、その後自害したので、遺体を供養をした後に) …**王舎城** (迦蘭陀竹園 \*世尊のもとを訪問し、事の次第を報告する)

(1) 対応経の *SN.035-087* (vol. IV p.055) によれば、マハーチュンダ (*Mahācunda*) は靈鷲山で亡くなる。なお那羅聚落は *Nālaka*, *Nāla*, *Nālika* の音写と推定されるが、好衣菴羅林 (*Pāvārikambavana*) はナーランダ (Nālandā) にあるので、ここではとりあえず、Nālandā の音写として処理した。

④7 Rājagaha……Pāṭaligāma……Vesālī

〈01〉 『パーリ律』「菓犍度」(vol. I p.226) : [釈尊] **Rājagaha**…**Pāṭaligāma**…**Gaṅgā nadī** の此岸…彼岸…**Koṭigāma**…**Nādika**…**Ambapālivana**…**Vesālī**

④8 Rājagaha……Rājagaha……Sāvattihī

〈01〉 『根本有部律』「雑事」(大正24 p.363中) : [婆羅門] **王舎城** (\*婬女の優鉢羅色を慕うあまりに、金銭を稼ごうとして) …南方…**王舎城** (\*お金を携えて戻るも、優鉢羅色は目

連のもとで出家し、いなかったのので、彼女を探し求めて) … (舎衛城) 逝多林 (\*優鉢羅色比丘尼から自らえぐり出した目を差し出されると、彼女の頭を拳で殴って捨て去る)

④9 Rājagaha……Sāketa……Takkasilā

〈01〉『パーリ律』「衣韃度」(vol. I p.268) : [ジーヴァカ童子] **Takkasilā** (\*名声四方第一の医者のもとで、7年間修学した後、帰国の途に就いて) …**Sāketa** (\*路銀が尽き、長者婦人の病を治療し) …**Rājagaha** (\*帰国後、アバヤ王子の後宮に居を構える)

〈02〉『四分律』「衣韃度」(大正 22 p.851 中) : [耆婆童子] **得叉尸羅国** (師の賓迦羅のもとを去って) …**婆伽陀城** (\*12年間頭痛に悩まされ続けた長者の婦人を治療し、お金や奴婢や車馬を得て) …**王舎城** (\*無畏王子のもとへ帰る)

⑤0 Rājagaha……Sāvattihī……Rājagaha

〈01〉『増一阿含』034-005 (大正 02 p.694 上) : [頻婆娑羅王] **羅閱城** ⇔ **舎衛城** (祇洹精舎 \*世尊に雨安居を要請するため、世尊のもとへ車でかけつけ、許諾を得ると、再び戻って講堂を建立し、種々の食具を準備する)

〈02〉『根本有部律』「波逸底迦 070」(大正 23 p.852 中) : [王舎城の織師] **王舎城** ⇔ **室羅伐城** (\*乱暴者のため、王舎城では妻を娶れず、舎衛城の織師のもとを訪ねたとき、その娘を妻として連れ帰る)

〈03〉『根本有部律』「薬事」(大正 24 p.019 下) : [釈尊] **王舎城** (羯蘭鐸迦池竹園) ⇔ **室羅伐城** (逝多林給孤独園) (1)

(1) 『八尾』p.081 以下

⑤1 Rājagaha……Sāvattihī……Sāvattihī

〈01〉『僧祇律』「单提 004」(大正 22 p.328 下) : [比丘尼] **王舎城** (\*世尊の処置に不服を抱いたことで、頻婆娑羅王の怒りに触れて追放され、1日の距離をたもちつつ、世尊の後を追って) …**五通居士聚落** (\*世尊の經由した地でも供養を受けられず、門外で施食を受けて) …**舎衛城** (\*阿難のとりなしで、ようやく世尊に懺悔すると、世尊から「王舎城に戻るように」と指示され) …**五通居士聚落** (\*五通居士に招待されて雨安居を過ごした後、舎衛城へ向け) …**舎衛城** (\*阿難に報告すると、再び去る)

⑤2 Rājagaha……Vesālī……Rājagaha

〈01〉『根本有部律』「波羅市迦 004」(大正 23 p.677 下) : [阿闍世王と軍隊] 摩揭陀国 (**王舎城**) (1) (\*離車族と仲違いし、四兵を率いて戦を仕掛けると) …**菟伽河 Gaṅgā nadi** … [仏栗氏国] (\*このとき跋耆国の人が離車族に火急を知らせるために走り去る) …**広嚴城** (\*通報を受けた離車族が四兵を整えて迎え撃とうと、城外に出てきたところで交戦するが、彼ら離車族の勢いに撃ち破られ、恒河の岸に押し戻されるも、王は軍団に檄を飛ばし、勢いを取り戻して勝利し) …**菟伽河** …**王舎城** (\*凱旋する)

(1) 王舎城を出発地と推定。

〈02〉『パーリ律』「衣韃度」(vol. I p.268) : [王舎城の住人] **Rājagaha** ⇔ **Vesālī** (\*ある所用でヴェーサーリーへ出かけ、その繁栄ぶりを目の当たりにし、所用を終えて帰ると、ピンピサーラ王のもとを訪れ、ヴェーサーリーの現況を報告する)

⑤3 Rājagaha……Vesālī……Sāvattihī

〈01〉『根本有部律』「波逸底迦 031」(大正 23 p.810 下) : [釈尊] **王舎城** (羯蘭鐸迦

- 池竹林園) …**広巖城** (彌猴池側の高閣堂) …**室羅伐城** (給孤独園)
- 〈02〉『根本有部律』「波逸底迦 059」(大正 23 p.845 中) : [釈尊] **王舎城** (鷲峯山 Gijjhakūṭa pabbata) …**広巖城** (高閣堂) … [憍薩羅国] …**室羅伐城** (逝多林給孤独園)
- 〈03〉『根本有部律』「(比丘尼) 波逸提 044」(大正 23 p.988 中) : [釈尊] **王舎城**…**広巖城**…**室羅伐城** (逝多林)
- 〈04〉『十誦律』「衣法」(大正 23 p.195 上) : [釈尊] **王舎城**…**維耶離国**…(舎衛国) 祇林門<sup>(1)</sup>
- (1) 本遊行ルートは[4-⑦]-01を参照。
- 〈05〉『パーリ律』「臥座具犍度」(vol. II p.154) : [釈尊] **Rājagaha** (Sītavana) …**Vesālī** (Mahāvana Kūṭāgārasālā) …**Sāvattthī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma \*雨安居)<sup>(1)</sup>
- (1) 須達長者の雨安居要請を受けて、初めてサーヴァッティで過ごされる。
- 〈06〉『四分律』「房舎犍度」(大正 22 p.938 中) : [釈尊] **王舎城** (迦蘭陀竹林) … [跋闍国] …**毘舍離**… [跋闍国] …**舎衛国** (祇桓園=祇樹給孤独園 \*雨安居)<sup>(1)</sup>
- (1) 上記〈05〉の註(1)に同じ。

#### 54 Rāmagāma …… Kusinārā …… Rāmagāma

【参考データ】 Rāmagāma …… Kusinārā …… Rāmagāma

- 〈01〉 DN.016 Mahāparinibbāna-s. (大般涅槃經 vol. II p.164) : [コーリヤ族] **Rāmagāma** ⇔ **Kusinārā** (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈02〉『長阿含』002「遊行經」(大正 01 p.029 中) : [拘梨族] **羅摩伽国**⇔**拘尸那竭城** (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈03〉失訳『般泥洹經』(大正 01 p.190 上) : [拘梨族] **可樂国**⇔**拘夷城** (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈04〉 Mahāparinirvāṇasūtra (p.432) : [クラウディア族] **Rāmagrāma** ⇔ **Kuśinagarī** (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈05〉『十誦律』「五百比丘結集三藏法品」(大正 23 p.446 中) : [拘梨族] **羅摩聚落**⇔**拘尸城** (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈06〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.401 下) : [拘梨族] **阿羅摩処**⇔**拘尸那城** (\*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

#### 55 Saṅkassa …… Kaṇṇakujja …… Vesālī

- 〈01〉『パーリ律』「七百犍度」(vol. II p.294) : [レーヴァタ比丘] **Soreyya** (\*在住中に、長老比丘らの同調者を求める相談を天耳で知って) …**Saṅkassa** …**Kaṇṇakujja** …**Udumbara**…**Aggalapura**…**Sahajāti** (\*長老比丘らと出会って、結集に参加するために) …**Vesālī**…**Vālikārāma** (\*ヴェーサーリーの第二結集)

#### 56 Sāvattthī …… Bārāṇasī …… Ujjeni

- 〈01〉『五分律』「捨墮 004」(大正 22 p.025 上) : [優鉢羅色] **優善那邑** (\*年少の居士と結婚するも、お産で実家に戻っている間に、夫が母親と私通したのを知り、娘が8歳になるのを待って、家出し) …**波羅奈** (\*再婚して8年後に、夫が所用で鬱禪尼へ出かけ、実の娘を連れ帰り、夫を娘と同じくするのを知って、家出し) …(舎衛城) 祇洹門 (=祇樹給孤独園の門 \*世尊に出家を願い出て、摩訶波闍波提のもとで出家する)

57) Sāvattī……Kapilavatthu……Sāvattī

- 〈01〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 004」(大正 23 p.716 上) : [密護大臣] 憍薩羅国・室羅伐城⇔劫比羅城(優陀夷家 \*波斯匿王の使者として派遣されると、釈迦族の大臣である優陀夷の家を常宿とするほどの関係であったが、死後、優陀夷に財産と妻を奪われる)
- 〈02〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 004」(大正 23 p.717 上) : [釈尊] 室羅伐城(逝多林) …盧呬多河 Rohiṇī nadi…劫比羅城(屈路陀林 Nigrodhārāma) …室羅伐城(逝多林) (1)  
(1) 成道後、初めて帰郷される。
- 〈03〉『根本有部律』「(比丘尼)捨墮 004」(大正 23 p.947 下) : [密護大臣] 憍薩羅国・室羅伐城⇔劫比羅城(優陀夷家 \*波斯匿王の使者として、浄飯王のもとへ派遣されると、事後に優陀夷大臣の家を常宿とする関係にあったが、死後、優陀夷に財産と妻を奪われる)
- 〈04〉『根本有部律』「(比丘尼)捨墮 004」(大正 23 p.949 下) : [釈尊] 室羅伐城(逝多林) …盧呬多河…劫比羅城(屈路陀林) …室羅伐城(逝多林) (1)  
(1) 上記〈02〉の註(1)に同じ。
- 〈05〉『五分律』「衣法」(大正 22 p.140 下) : [琉璃太子] 舍衛城⇔釈迦族(迦毘羅衛城) (1) (\*8歳になると、弓術を学ぶため、釈迦族の摩呵男のもとへ行くが、このとき新築の大堂に入り込んで、釈迦族に罵られ、遺恨を抱いて帰城する)  
(1) 釈迦族とあるのを迦毘羅衛城と推定。
- 〈06〉『五分律』「衣法」(大正 22 p.140 下) : [琉璃王] 舍衛城(\*釈迦族を滅ぼすために) …釈迦族(迦毘羅衛城) (1) (\*釈迦族を滅ぼし) …舍衛城…阿夷河 Aciravatī nadi(\*帰城して7日後に、船が転覆して命終する)  
(1) 上記〈05〉の註(1)に同じ。
- 〈07〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.234 下) : [波斯匿王] 憍薩羅城(\*馬で狩猟に出掛けた際、突如、馬が奔走して摩呵男の所有する園内に入って) …釈迦族・劫比羅国(摩呵男の所有する園内 \*後の末利夫人と出会い、彼女を摩呵男の娘として娶って) …(舍衛城) (\*王母の反対を押し切って、第一夫人とする) (1)  
(1) 出発地の憍薩羅城を舍衛城と見なし、到着地を舍衛城と推定した。
- 〈08〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.236 中) : [琉璃王子] 憍薩羅城(1) ⇔劫比羅城(釈迦族の園 \*琉璃王子が同じ年の大臣の子である苦母らと共に城を出て狩猟中に、王子の馬が暴走し、釈迦族の園に至ると、釈迦族が怪しんでやって来たので、見張りを一人残して、急いで本国へ帰る)  
(1) 出発地と到着地の憍薩羅城を舍衛城と見なす。
- 〈09〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.239 中) : [琉璃王] 室羅伐城(\*釈迦族を滅ぼすため、四兵を率いて) …両国界大路側の小樹下(\*世尊と出会って、一旦は引き返すも、後日再び出兵し) …劫比羅国(\*釈迦族を滅ぼし) …室羅伐城(\*500人の釈迦族の女性を連行して本国へ帰還すると、高樓で興ずる祇陀太子を臣下に殺させ、釈迦族の500人の女性の手足を切らせて殺害した後、7日後に大臣の子・苦母と共に大火に焼かれ、無間地獄に墮ちる)
- 〈10〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.239 中) : [釈尊] (舍衛城) (1) …劫比羅国(多根樹園) …外道園…室羅伐城(波吒羅池辺り=截手足池辺り)

(1) 舎衛城を出発地と推定。

【参考データ】 Sāvattī……Kapilavattu……Sāvattī

〈01〉『増一阿含』034-002 (大正 02 p.690 上) : [琉璃王] 【回想】舎衛城 (\*王位を継いだ後、釈迦族を滅ぼすために) …迦毘羅越城 (\*多くの釈迦族を殺し、流血河となって) …尼拘留園 (\*城を焼き払った後、釈迦族の 500 人の女性の手足を切り、穴に埋めて) …舎衛城 (\*妓女と戯れていた祇陀王子を殺害して) …阿脂羅河 Aciravati (\*兵士らと宮廷の侍女らを引き連れ、河の辺りで宿泊すると、夜半に時ならぬ暴風雨となり、水に押し流され、命終して阿鼻地獄に墮ちる)

〈02〉『増一阿含』034-002 (大正 02 p.690 上) : [釈尊] 【回想】舎衛城…迦毘羅越…尼拘留園…舎衛城 (祇樹給孤獨園)

〈03〉『根本有部律』「雑事」 (大正 24 p.239 中) : [釈尊] 室羅伐城…両国界大路側の小樹下 (1) …劫比羅國 (多根樹園) …室羅伐城

(1) 世尊が琉璃王を待ち受けていた場所で、王が一旦は引き返した場所でもある。したがって目的地の迦毘羅衛に赴かれていないが、待ち受けた場所 (両国間) の位置関係を示すために、上記のようなルートで記した。

58 Sāvattī……Kosambī……Sāvattī

〈01〉『根本有部律』「波逸底迦 079」 (大正 23 p.857 上) : [釈尊] 室羅伐城 (逝多林給孤獨園) ⇔橋閃毘 (失收摩羅山) (1)

(1) 本文中に「橋閃毘失收摩羅山」とあるので、とりあえずそのまま採録したが、失收摩羅山 (Sumsumāragira) は、パーリ文献も他の漢訳聖典もバグガ (Bhagga, 婆奇瘦, 婆耆瘦, 波伽国, 跋祇聚落) とする。

〈02〉『根本有部律』「波逸底迦 079」 (大正 23 p.857 上) : [娑竭陀] 室羅伐城 (\*世尊の“娑竭陀の徳を知らしめよう”という計らいで、世尊や阿難らと共に) …橋閃毘 (失收摩羅山) (1) \*世尊の命を受け、毒竜を退治し、人々から称讃されて) …室羅伐城 (\*父親の旧友である婆羅門の主象大臣から食事に招待され、その席で誤って酒を飲み、道で酔い潰れてしまう)

(1) 上記〈01〉の註(1)と同。

59 Sāvattī……Puṇṇavaddhana……Sāvattī

〈01〉『増一阿含』030-003 (大正 02 p.660 上) : [釈尊] 舎衛國 (祇樹給孤獨園) ⇔満富城 (1)

(1) 水野弘元「初期仏教の印度に於ける流通分布に就いて」p.008 以降

60 Sāvattī……Rājagaha……Sāvattī

〈01〉『増一阿含』033-002 (大正 02 p.683 上) : [尸婆羅比丘と 500 人の比丘] 舎衛國 (祇樹給孤獨園 \*月光長者の子として 20 歳を迎え、父母の許しを得て、侍者 500 人と共に出家した後、世尊の許可を得て、500 人の比丘らと共に) …羅闍城 (迦蘭陀竹園) …耆闍山 (東の広普山 Vebhāra pabbata \*西の方で雨安居を終えた後、世尊のもとへ) …舎衛國 (祇洹精舎 \*帰国後、叔父を教化する)

〈02〉『根本有部律』「波羅市迦 002」 (大正 23 p.643 上) : [一人の比丘] 室羅伐城 (給孤獨園 \*遊行に出かけて) …王舎城 (\*雨安居を終えた後、世尊のもとを訪れるために、信仰心を起こした隊商から毳を施与され、同道して) …村 (\*乞食中に、同行中の隊商が衣物に入れた毳を抜き取るも、それを確認せずして) …税関 (\*税を申告しようとして、衣物の中の毳がない

ことに気づき、隊商が盗んだと誤解するも、税を払おうとする隊商の善意とわかって、一悶着を起こして) …**室羅伐城** (\*帰城すると、自責の念にかられる)

- 〈03〉『パーリ律』「臥座具犍度」(vol.II p.154) : [須達長者] **Sāvattthī** (\*所用で、ラージャガハへ向かう) …**Rājagaha** (\*城内の妹婿にあたる長者の家に滞在すると、仏陀の出現を聞いて) …**Jetavana** (\*世尊と初めて出会い、優婆塞となって) …**Rājagaha** 城内 (\*長者の家で、世尊に食事供養をなした後に、サーヴァッティーでの雨安居要請をすると、世尊から許可を得て) …**Sāvattthī** (\*ジェータ王子の園を入手し、精舎を建立する)
- 〈04〉『四分律』「房舎犍度」(大正 22 p.938 中) : [須達居士] **舎衛国⇔王舎城** (迦蘭陀竹園 \*年々訪問していた王舎城の親友のもとへ行くと、仏の出現を聞いて、世尊に初めて出会い、優婆塞となって、舎衛国での雨安居を要請する。世尊から承諾を得ると、帰城して祇陀太子の園林を購入する)
- 〈05〉『五分律』「臥具法」(大正 22 p.166 下) : [須達長者] **舎衛城⇔王舎城** (\*借金の取り立てで王舎城へやって来ると、仏の出現を知り、世尊に初めて出会い、優婆塞となる。帰路、舎利弗と共に舎衛城に戻る)
- 〈06〉『十誦律』「臥具法」(大正 23 p.243 下) : [須達居士] **舎衛国** (\*少因縁あつて) …**王舎城** (\*居士の家で、仏の出現を聞き) …**寒林** (\*世尊に初めて出会い、優婆塞となり、雨安居を要請すると、世尊の承諾を受け、僧坊師の舎利弗も同道することになって) …**竹園** (=迦蘭陀竹園 \*施設を見学した後に) …**舎衛国** (\*到着すると、さっそく祇陀王子の園を入手し、舎利弗を師として施設を建立する)
- 〈07〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.415 上) : [須達居士] **舎衛城** (\*昵懇であった鬱虔居士のもとへ) …**王舎城** (鬱虔居士の家 \*浄飯王の子が出家して仏となったことを聞いて) …**尸陀林** (\*世尊に初めて出会い、舎衛城での雨安居を要請すると、世尊の承諾が得られる。このとき世尊は舎利弗と目連を精舎建設の任に当てられる) …**舎衛城** (\*舎利弗と目連が到着すると、土地を購入し、僧房を建設する)
- 〈08〉『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.138 中) : [須達長者] **室羅筏城** (\*縁事ありて) …**王舎城** (一長者家 \*仏の出現を知って) …**寒林** (\*世尊に初めて出会い、教えを聞いて優婆塞となり、舎衛城での雨安居を要請し、世尊の承諾を得ると、舎利弗と同道して) …**室羅筏城** (\*祇陀太子の園林に寺を建設しようとするも、すでに外道らがいたので、舎利弗によって彼らを教化し、その後で 16 の寺と、寺外に 64 院を建設する)

【参考データ】 Sāvattthī……Rājagaha……Sāvattthī

- 〈01〉『中阿含』028「教化病経」(大正 01 p.458 中) : [須達長者] 【回想】 (**舎衛城**…) **王舎城** (竹林加蘭哆園 \*初めて世尊に出会い、優婆塞となり、舎衛城での雨安居を要請し、世尊の快諾を受けて) …**舎衛国** (\*舎利弗と共に帰国し、祇陀童子の園林に 16 精舎と 60 倉庫を建てる)
- 〈02〉『僧祇律』「単提 036、037」(大正 22 p.359 下) : [釈尊] **舎衛城⇔(王舎城)** 仙人山岐黒方石上 Isigiripassa-Kālasilā (1)

(1) 阿那律が仙人山側黒石室 Isigiripassa-Kālasilā にいて、麦飯を晒したので、その理由を聞くために、世尊が神通力を用い、彼のもとを訪れて制戒された後、再び戻られるというストーリーである。

㊦ Sāvattthī……Sāketa……Sāvattthī

〈01〉『僧祇律』「尼薩耆波夜提 029」（大正 22 p.323 上）：〔優波離〕**舍衛城**（祇洹精舎）⇒**沙祇国**（\*沙祇国で雨安居中に争議が起きたとき、世尊の命により派遣されるが、往復に4日間、滞在に2日間を要すると予測するも、争議を収めるには更に日数が必要であることが判明し、戻って世尊に報告する）

〈02〉『パーリ律』「大犍度」（vol. I p.088）：〔王兵〕**Sāvattthī** ⇒ **Sāketa**（\*サーヴァッティの王兵が比丘を襲った盗賊を逮捕し、死罪に処すも、一部の者が逃走する）

〈03〉『パーリ律』「大犍度」（vol. I p.089）：〔王兵〕**Sāvattthī** ⇒ **Sāketa**（\*サーヴァッティの王兵が比丘尼を襲った盗賊を逮捕し、死罪に処すも、一部の者が逃走する）

62 Sāvattthī……Suppāraka, Sunāparanta……Sāvattthī

【参考データ】 Sāvattthī……Suppāraka, Sunāparanta……Sāvattthī

〈01〉『根本有部律』「薬事」（大正 24 p.015 上）：〔釈尊〕**室羅伐城**（逝多林）…杵山 Musalaka parvata…**蘇波羅城**（梅檀鬘宮殿 Candanamāla prāsāda）…摩利支世界 Maricika lokadhātu…**室羅伐城**（逝多林）<sup>(1)</sup>

(1) 本データは神話的伝承が強いのので、リアルタイムでの遊行ルートとはいえ、あくまでも参考データ扱いとする。なお本遊行ルートは『八尾』p.065 以下参照。

63 Sāvattthī……Verañjā……Sāvattthī

〈01〉『十誦律』「波夜提 044」（大正 23 p.098 中）：〔釈尊〕**舍衛国**…**毘羅然国**（\*雨安居）…〔跋耆〕…**舍衛国**

64 Sāvattthī……Verañjā……Vesālī

〈01〉『僧祇律』「波羅夷 001」（大正 22 p.228 中）：〔釈尊〕**舍衛城**…〔憍薩羅国〕…**耕田婆羅門聚落**（耕田林）<sup>(1)</sup>…〔憍薩羅国〕…〔跋耆国〕…**毘舍離城**（大林重閣精舎）<sup>(2)</sup>

(1) 耕田婆羅門聚落は、本文中に「憍薩羅国耕田婆羅門聚落」とある。

(2) 本遊行ルートは[6-5]-01、[3-70]-01を参照。

65 Suppāraka……Sāvattthī……Sunāparanta

〈01〉『根本有部律』「薬事」（大正 24 p.007 下）：〔富留那〕**輪波羅迦城**（\*舍衛城の商人から世尊の話を聞き、世尊のもとへ）…**室羅伐城**（逝多林給孤独園 \*世尊のもとで出家し、故郷での布教を決意して）…**輪那鉢羅得伽国**（\*500人の優婆塞、500人の優婆夷を教化し、500の精舎を造り、雨安居を過ごす）

66 Takkasilā……Bārāṇasī……Takkasilā

〈01〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.352 中）：〔得叉城の名称長者〕**得叉城** ⇒ **婆羅睺斯城**（瞿答摩長者の家 \*交易のために出かけ、お互いの子ども同士を結婚させようと約束し、新しい物を持ち帰る）

67 Ujjeni……Kaṇṇakujja……Ujjeni

〈01〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.306 上）：〔波羅殊提王の使者〕**嚧逝尼国** ⇒ **建拏鞠社城**（\*王の命により、妙髪之母のもとに向かい、娘を国妃として迎えたい旨を伝えると、母の同意を得たので、帰国してその旨を王に報告する）

68 Ujjeni……Kosambī……Ujjeni

〈01〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.314 中）：〔機関（からくり）象に忍び込んだ50人の工作員〕**嚧逝尼国** ⇒ **憍閃毘国**（\*増養大臣の命で南方の機巧師が木製のからくり象を

完成させると、そのなかに 50 人のスタッフが忍び込み、橋賞弥へ行って、優填王を拉致してくる)

〈02〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.315 下) : [猛光王] 嚧逝尼国⇄橋閃毘国 (\* 瑜健那大臣に連れ去られるが、後に解放されて帰国する)

69 Ujjeni……Sāketa……Ujjeni

〈01〉 *Therīgāthā* (p.162) : [イシダーシー] Ujjeni pura (\*長者の家の 1 人娘として育つ) …Sāketa (\*長者の家へ嫁ぐも、離縁されて) …Ujjeni (\*追い返されて 2 度嫁いだ後、父親の家に乞食にやって来たジナダッター比丘尼のもとで出家する)

70 Verañjā……Sankassa……Vesālī

〈01〉『五分律』「波羅夷 001」(大正 22 p.001 上) : [釈尊] 須頼婆国 Sūrasena…毘蘭若邑 (林樹下 \*雨安居) …僧迦尸国…毘舍離 (獼猴河辺りの重閣講堂) (1)

(1) 本遊行ルートは [6-5]-01、[3-64]-01 を参照。

71 Verañjā……Sāvatthī……Verañjā

〈01〉『十誦律』「波夜提 044」(大正 23 p.098 中) : [阿耨達多婆羅門] 毘羅然国 (\*因縁あって) …舍衛国 (居士家 \*居士に「世尊を訪問するように」と勧められ) …祇桓 (= 祇樹給孤独園 \*世尊と初めて出会い、教えを聞いた後、雨安居を要請し、世尊の承諾を得ると、帰国の途へ) …毘羅然国 (帰国後、夏の 4 ヶ月間の食料を用意する)

〈02〉『十誦律』「医薬法」(大正 23 p.187 中) : [阿耨達多婆羅門] 毘羅然国 (\*小因縁事あって) …舍衛国 (居士家 \*宿泊中に世尊の評判を聞いて) …祇樹給孤独園 (\*世尊の教えを聞いた後、雨安居を要請し、世尊の承諾を得ると、帰国の途に就いて) …毘羅然国 (\*帰国後、食事の準備をして待つ)

72 Vesālī……Kosambī……Vesālī

〈01〉『パーリ律』「七百韃度」(vol. II p.294) : [ヤサ比丘] Vesālī (\*同調者の支援を求めて) …Kosambī (\*パーヴァー在住の比丘たちと、アヴァンティやダッキナーパタ在住の比丘たちのもとへ使者を派遣し) …Ahogaṅgā pabbata (\*サンブータ・サーナヴァーシー比丘在住の地で、彼の賛同を得て) …Sahajāti (\*長老比丘たちと出会って) …Vesālī…Vālikārāma (\*ヴェーサーリーの第二結集) (1)

(1) ヤサ・カーカンドカプッタ (Yasa Kākaṇḍakaputta) の遊行ルートは、[3-73]-01、[3-73]-02、[4-12]-01、[4-13]-01、[6-6]-01 を参照。

〈02〉『五分律』「七百集法」(大正 22 p.193 中) : [跋耆族の比丘] 毘舍離 (\*船に衣鉢などを満載し、助力を求めのために) …拘舍弥城 (\*離婆多を取り込もうとするも、その画策に失敗して) …毘舍離城 (毘羅耶女所施園 \*ヴェーサーリーの第二結集)

73 Vesālī……Madhurā (Sankassa) ……Vesālī

〈01〉『十誦律』「七百比丘集滅惡法品」(大正 23 p.450 上) : [耶舍陀迦蘭陀子] 毘耶離国 (\*出羯磨にかけられ、城を去って) …[橋薩羅国] (\*雨安居を終えた後、三浮陀のもとへ) …摩偷羅国・僧伽遮 (1) (僧伽藍精舎の阿波大羅林中の烏頭婆羅樹下 \*三浮陀がいた住処で、長老の離婆多のもとへ、船に乗って) …薩寒若国 Sahajāti (\*離婆多のいた地で、彼の賛意を得て) …毘耶離城 (沙樹林 \*ヴェーサーリーの第二結集) (2)

(1) 本文中に「摩偷羅国僧伽遮」とあるが、【3】「基礎データをもとに加工した『直近 2 基準地点問』資料」では摩偷羅国 (Madhurā) を指いて、僧伽遮 (Sankassa) でコンピュータ処理してある。

(2) 耶舎陀迦蘭陀子 (Yasa Kākaṇḍakaputta) の本遊行ルートは、[3-72]-01、[3-73]-02、[4-12]-01、[4-13]-01、[6-6]-01 を参照。

〈02〉 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」 (大正 22 p.493 上) : [耶舎陀迦蘭陀子] **毘舍離** (沙堆僧伽藍) ⇨ **摩偷羅国** (\*陀娑婆羅のもとへ行き、毘舍離の比丘らの非法を訴えると、毘舍離で結集することになる。 \*ヴェーサーリーの第二結集) (1)

(1) 耶舎陀迦蘭陀子 (Yasa Kākaṇḍakaputta) の本遊行ルートは、[3-72]-01、[3-73]-01、[4-12]-01、[4-13]-01、[6-6]-01 を参照。

74 Vesālī……Sāvattihī……Vesālī

〈01〉 『四分律』 「単提 030」 (大正 22 p.654 上) : [長者婦人] **毘舍離** (\*毘舍離から舎衛城の長者のもとへ嫁いで) …**舎衛国** (\*姑と喧嘩して実家に戻るところで、阿那律と同道して) …**毘舍離** (1)

(1) 実家がある毘舍離へ帰ったかどうかは不明であるが、とりあえず、到着地を「毘舍離」で処理した。

75 Takkasilā……Ujjeni……Takkasilā

〈01〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.307 下) : [円勝王] 北方・**得叉尸羅国** (\*鬱摩尼国の波羅殊提王の治世に嫉妬し、挙兵して) …**嚧逝尼国** (\*波羅殊提王の兵や騎馬を散り散りにさせ) …**得叉尸羅国** (\*帰国後、和解の親書を送る)

76 Ujjeni……Takkasilā……Ujjeni

〈01〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.317 上) : [波羅殊提王] **嚧逝尼国** (\*得叉尸羅城の円勝王のもとにいる美しい倡女を慕い、大象に乗って) …**石柁山** (\*象を留め、城内へ向かう) …**得叉尸羅城** (\*倡女の家を探り当てた大臣の増養に 7 日後に帰ると約束し、その日が来ると石柁山に向かう) …**石柁山** (\*再び象に乗って) …**嚧逝尼国** (\*帰城する)

〈02〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.317 上) : [増養大臣] **嚧逝尼国** (\*波羅殊提王を連れ戻すため、馬に乗って) …**得叉尸羅城** (\*城内の倡女の家にいる王に、帰城の約束を取り付け) …**石柁山** (\*7 日後、王と共に) …**嚧逝尼国** (\*城に到着する)

[4] 基準地を 4 点含む通商遊行ルート of データ

1 Bārāṇasī……Uruvelā……Gayā, Gayāsisa……Rājagaha

〈01〉 『パーリ律』 「大犍度」 (vol. I p.023) : [釈尊] **Bārāṇasī**…**aññatara vanasaṇḍa** …**Uruvelā** (Uruvela-Kassapa の assama) …**aññatara vanasaṇḍa**…**Nerañjarā nadi** 近辺…**Gayā** の **Gayāsisa**…**Rājagaha** (Laṭṭhivana の Suppatiṭṭha cetiya) (1)

(1) 世尊の初転法輪から王舎城に戻られるまでの遊行ルートで、[4-1]-02~05、[4-2]-01、[5-1]-01~02 を参照。

〈02〉 『四分律』 「受戒犍度」 (大正 22 p.793 上) : [釈尊] **波羅捺国** (仙人鹿苑) …**鬱摩尼羅** (劫波園 Kappāsika) …**鬱鞞羅婆界**…**象頭山**… [摩竭国界] …**杖林 Laṭṭhivana** (善住尼拘律樹王下) …**王舎城** (迦蘭陀竹園) (1)

(1) 本遊行ルートは [4-1]-01、[4-1]-03~05、[4-2]-01、[5-1]-01~02 を参照。

〈03〉 『五分律』 「受戒法」 (大正 22 p.107 上) : [釈尊] **波羅捺国** (仙人鹿苑) …**婆羅**

水 Baraṇā (1) 辺り…耶舎の家…鹿苑 (=仙人住处の鹿野苑) …娑羅林 (=劫波園) …優為界 (童室) …一茂林…尼連禪河 Nerañjarā nadi…一茂林…尼連禪河…伽耶山…王舎城 (迦蘭陀竹園) (2)

(1) バーラーナシー (Bārāṇasī) の側を流れる川。『赤沼』 'Baraṇā' p.076

(2) 本遊行ルートは [4-①]-01~02、[4-①]-04~05、[4-②]-01、[5-①]-01~02 を参照。

〈04〉『根本有部律』「出家事」(大正 23 p.1027 上) : [釈尊] 波羅痾斯…白氈林…軍住 Senāni…憂樓頻螺池…伽耶頂制底…杖林…王舎城 (竹林=迦蘭陀竹園) (1)

(1) 本遊行ルートは [4-①]-01~03、[4-①]-05、[4-②]-01、[5-①]-01~02 を参照。

〈05〉『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.127 下) : [釈尊] 迦施那国・波羅痾斯城 (仙人墮処施鹿林) …娑羅捺河 Baraṇā nadi 辺り…波羅痾斯城 (仙人墮処施鹿林) …優樓頻螺聚落 (白氈林) …多軍村 Senāni…尼連禪河辺りの石室 (=優樓頻螺迦提住处) …伽耶山…善住鞞堵波 (竹林) …王舎城 (迦蘭陀竹園) (1)

(1) 本遊行ルートは [4-①]-01~04、[4-②]-01、[5-①]-01~02 を参照。

## ② Bārāṇasī……Uruvelā……Rājagaha……Sāvattihī

〈01〉『根本有部律』「(比丘尼) 波羅市迦 001」(大正 23 p.911 上) : [釈尊] 婆羅痾斯国 (仙人墮処施鹿林中) (1) …大軍婆羅門の聚落 (2) …王舎城 (竹林園) (3) …室羅伐城 (4)

(1) 五比丘の教化。

(2) 大軍婆羅門ほか、1,000 人の留髻外道を教化。

(3) 舍利弗と目連の教化。

(4) 波斯匿王等の教化。初転法輪から王舎城までの遊行ルートで、[4-①]-01~05、[5-①]-01~02 を参照。

## ③ Campā……Rājagaha……Campā……Rājagaha

〈01〉『四分律』「皮革撻度」(大正 22 p.843 中) : [守籠那] 瞻婆城 (\*摩竭提国王に招集されて、城主や居士らと共に) …王舎城…耆闍崛山 Gijjhakūṭa pabbata (\*王の導きで世尊のもとを訪れると、娑竭陀の案内で、世尊の教えを聞き、出家を決意し、さっそく父母の許可を得るために、帰城し) …瞻婆城 (\*ようやく父母の許しを得て) …王舎城 (耆闍崛山 \*世尊のもとで出家し) …温水河 Tapodā 辺りの尸陀林 Sītavana (\*あまりに勤行精進しすぎて、経行した場所を血で汚す)

〈02〉『五分律』「皮革法」(大正 22 p.145 上) : [守籠那] 瞻婆城 (\*頻婆娑羅王の招集に応じ、王子の結婚に 60 家の豪傑の一人として参列するため、船にて) …王舎城…耆闍崛山 (\*娑竭陀の案内で、世尊のもとを訪れ、教えを聞いて、出家を願い出るも、父母の許可を必要とするために) …瞻婆城 (\*母の許可を得て) …王舎城 (\*世尊のもとで出家し) …尸陀林 (\*出家して間もなく、経行中に足を傷めて出血する)

## ④ Dakkhiṇāgiri……Rājagaha……Dakkhiṇāgiri……Rājagaha

〈01〉『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.202 下) : [舍利弗、目連] 南山 (\*雨安居を終えた後、提婆達多が破僧を企てたのを知って、世尊のもとへ) …王舎城 (竹林園=迦蘭陀竹林 \*世尊の許可を得て、和合をさせるため、提婆達多のもとへ) ⇔ 南山 (\*提婆達多ら五人を除き、比丘らは舍利弗の後に随い、世尊のもとへ戻る)

## ⑤ Kapilavatthu……Rājagaha……Uruvelā……Bārāṇasī

〈01〉『五分律』「受戒法」（大正 22 p.101 上）：〔釈尊〕雪山の北・迦維羅衛城…阿菟耶の林 Anupiyā ambavana…王舎城…波羅捺山<sup>(1)</sup>…鬱鞞羅聚落…菩提樹下…文鱗童所坐の一樹下 Mucalindamūla…鬱鞞羅（斯那聚落 Senānigama）…斯那婆羅門の舎…菩提樹下…斯那婆羅門の舎…菩提樹下 Bodhirukkhamūla…阿豫波羅尼拘類樹 Ajapālanigrodha…鬱鞞羅聚落…中間道<sup>(2)</sup>…波羅捺国（仙人鹿苑）<sup>(3)</sup>

(1) 頻婆娑羅王と出会うので、パングダバ (Paṅḍava) 山と推定されるが、誤写？。

(2) 優波迦 (Upaka) と出会った場所。

(3) 世尊の出家から成道、初転法輪までのルートで、[3-10]-01、[3-10]-03~07、[3-10]

【参考データ】01、[4-5]-02、[5-2]-01、[5-3] 【参考データ】01 を参照。

〈02〉『根本有部律』「破僧事」（大正 24 p.117 上）：〔釈尊〕劫比羅城…割髮地塔…無比城 Anupiyā…受出家衣塔…林野…婆伽婆仙人 Bhagava の所…彌伽河 Gaṅgā nadi…王舎城…耆闍崛山 Gijjhakūṭa pabbata…烏留頻螺（西那耶尼聚落 Uruvilvā-Senānigama の尼連禪河 Nerañjarā nadi 辺り）…西那延村 Senāni…孤石山…金剛地 (=菩提樹下) …牟枝隣陀竜王 Mucalindanāgarāja 池辺りの一樹下…菩提樹下…道中<sup>(1)</sup>…迦施那国・波羅痾斯城（仙人墮処施鹿林）<sup>(2)</sup>

(1) 優波迦 (Upaka) と出会った場所。

(2) 世尊の出家から成道、初転法輪までのルートで、[3-10]-01、[3-10]-03~07、[3-10]

【参考データ】01、[4-5]-01、[5-2]-01、[5-3] 【参考データ】01 を参照。

#### ⑥ Rājagaha…Bhaddiya…Āpaṇa…Pāvā

〈01〉『五分律』「薬法、食法」（大正 22 p.150 中）：〔釈尊〕王舎城…跋提城（罔林樹下）…曠野<sup>(1)</sup>…阿耨那…阿牟聚落 Ātumā…波旬邑 (\*雨安居)<sup>(2)</sup>

(1) 本文中に「漸漸北行」とあり、この地点で北へ向かわれる。

(2) 本遊行ルートは[5-6]-01、[5-7]-01、同[5-8]-01 を参照。

#### ⑦ Rājagaha…Vesālī…Bārāṇasī…Sāvatti

〈01〉『パーリ律』「衣鞞度」（vol. I p.287）：〔釈尊〕Rājagaha…中間の道路…Vesālī (Gotamaka cetiya) …Bārāṇasī (Isipatana Migadāya) …Sāvatti (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma)

(1) 本遊行ルートは[3-9]-04 を参照。

#### ⑧ Takkasilā…Vesālī…Rājagaha…Sāvatti

〈01〉『根本有部律』「波羅底提舍尼 001」（大正 23 p.897 上）：〔優鉢羅色〕得叉尸羅城 (\*長者の娘として成長し、婿を迎え入れるも、離婚して) …未度城 (\*商人と再婚するも、再度離婚し) …広巖城 (\*姪女たちの尊敬の的となるも、複雑な人間関係から逃れて) …王舎城 (竹林園=迦蘭陀竹林 \*目連の教化を受け、世尊と出会い、世尊の計らいで、舎衛城で出家することになり) …室羅伐城 (\*摩訶波闍波提比丘尼のもとで出家する)

#### ⑨ Ujjeni…Rājagaha…Kaṇṇakujja…Ujjeni

〈01〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.301 下）：〔波羅殊提王の使者〕嚧逝尼国 (\*波羅殊提王の命により、王の不眠治療のため、書簡を携え、頻婆娑羅王のもとへ派遣されて) …王舎城 (\*頻婆娑羅王に耆婆医師の派遣要請を行うと、耆婆と共に) …曲女城 (\*一行に、城中の医童子も加わって) …嚧逝尼国 (\*帰国する)

#### ⑩ Ujjeni…Rājagaha…Kosambī…Ujjeni

〈01〉『四分律』「雑犍度」(大正22 p.961中) : [波羅殊提王] **慰禪国** (\*7年間雨が降らず、頻婆娑羅王の出水珠を手に入れるため、四部兵を率いて) …**摩竭国**・**王舎城** (\*兵糧攻めにすると、珠を贈ることで和解し) …**恒河 Gaṅgā** (\*帰路、船遊びに興じる優填王と出会い) …**拘跋弥国** (\*調象の術と琴をよくするので、優填王を連行し) …**慰禪国** (\*7年間、優填王を捕虜の身とし、その間自分の瞿波羅王子に調象の術を教えさせ、また娘の王女に琴を教えさせる)

⑪ Vesāli……Bhoganagara……Pāvā……Kusinārā

〈01〉法顕訳『大般涅槃経』(大正01 p.191中) : [釈尊] **毘耶離**…**遮波羅支提 Cāpāla cetiya**…**重閣講堂**…**大河の此岸…彼岸…乾茶村 Bhaṇḍagāma**…**象村 Hatthigāma**…**菴婆羅村 Ambagāma**…**閻浮村 Jambugāma**…**善伽城**…**鳩娑村…波波城…中路の一樹下と迦屈嗟河 Kakutthā nadi** (1) …**熙連河 Hirañnavatī nadi**…**鳩尸那城** (娑羅双樹間) …**宝冠支提 Makuṭabandhana**…**鳩尸那城** (2)

(1) 世尊が一樹下で休まれたとき、阿難に水を汲ませに行かせた河。

(2) 涅槃経ルートで、[6-②]-01、[6-③]-01、[7-①]-01~04、[8-①]-01を参照。

⑫ Vesāli……Kaṇṇakuja……Saṅkassa……Vesāli

〈01〉『四分律』「七百集法毘尼」(大正22 p.968下) : [耶舎陀迦蘭陀子] **毘舎離** (\*跋耆族の比丘らに僧伽を罵ったという嫌疑をかけられ、身の潔白を明らかにするために、離婆多比丘のもとへ) …**婆呵河 Vaggumudā nadi** 辺り…**伽那慰闍国**…**阿伽楼羅国 Aggaḷapura**…**僧迦餘国** (\*離婆多と会い、さらに三浮陀比丘に応援を求めのために) …**阿吁恒河山 Ahogaṅgā pabbata** (\*三浮陀比丘と会い、離婆多の伝言を告げ、協力を依頼して) …**毘舎離** (婆梨林 Vālikārāma \*ヴェーサーリーの第二結集) (1)

(1) 耶舎陀迦蘭陀子 (Yasa Kākaṇḍakaputta) の本遊行ルートは、[3-⑦]-01、[3-⑧]-01~02、[4-⑬]-01、[6-⑥]-01を参照。

⑬ Vesāli……Saṅkassa……Pāṭaliputta……Vesāli

〈01〉『根本有部律』「雑事」(大正24 p.411下) : [耶舎陀迦蘭陀子] **婆颯婆聚落 Vāsabhagāma** (1) (\*500人の弟子と共に、人間を遊行して) …**広巖城** (\*毘舎離城の比丘らが十種の非法を犯しているのを知って) …**安住聚落** (2) (\*奢陀 (3) に会い、同意を得て) …**僧羯世城** (\*婆嗟 (4) に会い、賛意を得て) …**波吒離子城** (\*曲安 (5) のもとへ行くも滅尽定にあったので、善意 (6) を訪ね) …**流転城** (7) (\*難勝 (8) に会って) …**大恵城** (9) (\*善見 (10) に会って) …**俱生城 Sahajāti** (\*妙星 (11) に会って) …**広巖城** (\*ヴェーサーリーの第二結集) (12)

(1) カーシ (Kāsi) の村。

(2) 安住聚落は **Sukhavihāra** をあてる。塚本啓祥『改訂増補・初期仏教教団史の研究』(山喜房仏書林、1980) p.215

(3) 奢陀は **Śāḍha = Sālha** とする。前掲書 p.215、なお『赤沼』 p.546 では奢陀を **Revata** とする。

(4) 婆嗟は **Vatsa** とする。前掲書 p.215

(5) 曲安は **Kubjita** とする。前掲書 p.215

(6) 善意は **Sumana** とする。前掲書 p.215

(7) 流転城は **Śrughna** をあてる。前掲書 p.215

(8) 難勝は **Ajita** とする。前掲書 p.215

(9) 大恵城は **Māhiṣmati**? とする。前掲書 p.215、p.595、そうであれば、パーリ語のマーヒッサティ (**Māhissati**) に相当するであろう。

- (10) 善見は *Sudarśana, Sambhūta* ? とする。前掲書 p.215  
 (11) 妙星は *Revata* とする。前掲書 p.215、『赤沼』 p.570 では妙星を *Sāḷha* とする。  
 (12) 耶舎陀迦蘭陀子 (*Yasa Kākaṇḍakaputta*) の本遊行ルートは、[3-7]-01、[3-8]-01～02、[4-12]-01、[6-6]-01 参照。

[5] 基準地を5点含む通商遊行ルート of データ

① *Bārāṇasī*……*Uruvelā*……*Gayāsīs*……*Rājagaha*……*Sāvattihī*

〈01〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 004」(大正 23 p.717 上) : [釈尊] 婆羅痾斯…白鬘林 *Kappāsika*…勝軍聚落 *Senānigama*…烏盧頻螺林の側…伽耶山頂…杖林 *Laṭṭhivana*…王舎城…室羅伐城 (1)

(1) 初転法輪以後の本遊行ルートは [4-1]-01～05、[4-2]-01、[5-1]-02 を参照。

〈02〉『根本有部律』「(比丘尼)捨墮 004」(大正 23 p.948 中) : [釈尊] 婆羅痾斯…白鬘林…勝軍聚落…烏盧頻螺林の側…伽耶山頂…杖林…王舎城…室羅伐城 (1)

(1) 初転法輪以後の本遊行ルートは [4-1]-01～05、[4-2]-01、[5-1]-01 を参照。

② *Kapilavatthu*……*Rājagaha*……*Gayāsīs*……*Uruvelā*……*Bārāṇasī*

〈01〉『四分律』「受戒捷度」(大正 22 p.779 中) : [釈尊] 釈迦族(迦毘羅衛城) …〔摩竭提国界〕…羅闍城…班荼婆山 *Paṇḍava pabbata*…象頭山…鬱毘羅(大将村)…尼連禪水 *Nerañjarā nadi* 側(菩提樹下 *Bodhirukkhamūla*)…鬱鞞羅村⇔離婆那樹下…文驎竜王樹下 *Mucalindamūla*…阿踰波羅尼拘律樹下 *Ajapālanigrodhamūla*…鬱毘羅…波羅捺国(仙人鹿苑) (1)

(1) 出家成道から初転法輪までの本遊行ルートは [3-10]-01、[3-10]-03～07、[3-10]【参考データ】01、[4-5]-01～02、[5-3]【参考データ】01 を参照。

③ *Kapilavatthu*……*Rājagaha*……*Uruvelā*……*Gayā*……*Bārāṇasī*

【参考データ】*Kapilavatthu*……*Rājagaha*……*Uruvelā*……*Gayā*……*Bārāṇasī*

〈01〉*MN.026 Ariyapariyesana-s.* (聖求経 vol. I p.160) : 釈尊【回想】(*Kapilavatthu*) (1) …*Ājāra Kālāma* を訪問…*Uddaka-Rāmaputta* を訪問…*Magadha (Rājagaha)* (2) …*Uruvelā (Senānigama)* …*Nerañjarā nadi*…*Gayā* と菩提樹との間の街道…*Bārāṇasī (Isipatana Migadāya)* (3)

(1) 世尊の出家成道の回想なので、出発地をカピラヴァットゥと推定。

(2) 本文中には「マガダを次第に遊行して (*Magadhesu anupubbena cārikaṃ caramāno*)、ウルヴェーラーのセーナー町に至った (*yena Uruvelā Senānigamo tad avasariṃ*)」とあり、マガダの首都王舎城にも立ち寄られたことは他の聖典でも明らかである。

(3) 出家成道から初転法輪までの本遊行ルートは [3-10]-01、[3-10]-03～07、[3-10]【参考データ】01、[4-5]-01～02、[5-2]-01 を参照。

④ *Madhurā*……*Vairambhya*……*Ayodhyā*……*Sāketa*……*Sāvattihī*

〈01〉『根本有部律』「薬事」(大正 24 p.041 下) : [釈尊] 〔勝軍 (1) の人間〕…古王聚落…賢馬聚落…綠色樹林 (=烏盧門荼山 (2)) …〔勇軍国 (1) の人間〕…摩土羅…鄔達羅聚落…〔勇軍の聚落人間〕…鞞闍底城 (3) (\*雨安居)…無能敵城 (4) …恒河…童長城…象声城…頻伽爾迦城…施宝城…娑羅力樹…金升城…自来城…都異迦城 (5) …室羅伐城 (逝多林給孤独園) (6)

- (1) Skt. Śūrasena
- (2) Skt. Urumuṇḍa parvata
- (3) Skt. Vairambhya
- (4) Skt. Ayodhyā. 梵文テキストによれば「世尊は南パンチャラ国を遊行して (Dakṣiṇa-pañcāle janapadacārikāṃ caran)」(上掲 *Bagchi I* 「薬事」 p.034) とあり、南パンチャラ (Pañcāla) の地域を遊行して Ayodhyā に赴かれる。なお Ayodhyā は基準地 Sāketa と同一視されてもいるので、基準地扱いとした。したがって [3] 「基礎データをもとに加工した『直近2基準地点間』資料」でも同様にコンピュータ処理がなされている。
- (5) Skt. Toyikā. 梵文によれば、この地を後に「世尊はコーサラ国を遊行して (Kosaleṣu janapadeṣu cārikāṃ caran)」(前掲本「薬事」 p.051) とあり、Śrāvastī へと赴かれる。
- (6) 本遊行ルートは、前掲本「薬事」 p.011 以下、『八尾』 p.239 以下参照。

⑤ Rājagaha……Ujjenī……Kosambī……Kapilavatthu……Sāvattihī

〈01〉『四分律』「雑犍度」(大正 22 p.946 中) : [釈尊] 王舎城…優禪城…拘睺弥国 (瞿師羅園 Ghosita-ārāma) …迦維羅衛国 (尼拘律園 Nigrodhārāma) …舍衛国 (祇桓園)

⑥ Vesālī……Bhaddiya……Āpaṇa……Kusinārā……Sāvattihī

〈01〉『パーリ律』「薬犍度」(vol. I p.240) : [釈尊] Vesālī…Bhaddiya nagara (Jātiyāvana) …Āṅguttarāpa …Āpaṇa …結髮行者 Keniya の assama …Kusinārā …Ātumā (Bhūsāgāra) …Sāvattihī (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma) (1)

(1) 本遊行ルートは [4-⑥]-01、[5-⑦]-01、[5-⑥]-01 を参照。

⑦ Vesālī……Bhaddiya……Āpaṇa……Pāvā……Kapilavatthu

〈01〉『四分律』「薬犍度」(大正 22 p.872 中) : [釈尊] 毘舍離…蘇弥…跋提城…曠野…阿牟多羅国 Āṅguttarāpa…阿摩那城 (翅鬘編髮婆羅門園) …〔摩羅 Malla の人間〕…波婆城…阿頭 Ātumā…迦摩羅 Kamāla? …迦維羅衛国 (1)

(1) 本遊行ルートは [4-⑥]-01、[5-⑥]-01、[5-⑧]-01 を参照。

⑧ Vesālī……Bhaddiya……Āpaṇa……Pāvā……Sāvattihī

〈01〉『十誦律』「医薬法」(大正 23 p.191 上) : [釈尊] 毘耶離…修摩国…婆提城…頻闍山…漫陀耆尼池…阿摩那国…阿頭佉国 Ātumā…波婆国…舍衛国 (1)

(1) [4-⑥]-01、[5-⑥]-01、[5-⑦]-01 を参照。

[6] 基準地を6点含む通商遊行ルートのデータ

① Kapilavatthu……Sāvattihī……Kapilavatthu……Sāvattihī……Rājagaha……Sāvattihī

〈01〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 004」(大正 23 p.717 上) : [優陀夷] 劫比羅城 (\*浄飯王の使者として、世尊に帰城を促す手紙を託され、舍衛城へ) …室羅伐城 (\*世尊の帰城する意志を確かめると、世尊に出家を願い出て、舍利弗のもとで具足戒を受けた後、迦毘羅衛城へ向かい) …劫比羅城 (\*浄飯王に報告した後に、再び戻って) …室羅伐城 (\*乞食中に、もと妻の笈多の家を訪れ、彼女に出家を促した後、旧妻を比丘尼にしたという風評を恐れて) …王舎城 (\*雨安居を過ごした後に) …室羅伐城 (逝多林 Jetavana \*戻ると、笈多比丘尼を訪ねるようになる)

(02) 『根本有部律』 「(比丘尼)捨墮 004」 (大正 23 p.947 下) : [優陀夷] **劫比羅城** (\*浄飯王の使者として、世尊宛の手紙を携え、舎衛城へ向かって) …**室羅伐城** (\*世尊に帰城の意志があることを知ると、世尊に出家を願い出て、舍利弗のもとで具足戒を受け) …**劫比羅城** (\*浄飯王に報告すると、戻って) …**室羅伐城** (\*乞食中に、旧妻の笈多のもとを訪ね、出家を促した後、風評を恐れて) …**王舎城** (竹林精舎 \*雨安居後に) …**室羅伐城** (逝多林 \*戻ると、笈多比丘尼を訪ねる)

② Rājagaha……Pāṭaligāma……Vesālī……Bhoganagara……Pāvā……Kusinārā

(01) 『長阿含』 002 「遊行経」 (大正 01 p.011 上) : [釈尊] **羅闍城** (耆闍崛山 Gijjhakūṭa pabbata) … [摩竭 Magadha] … 竹園 (=迦蘭陀竹園) … [摩竭] …**巴陵弗城** (巴陵樹下) … 講堂…水辺 Gaṅgā nadī の此岸…彼岸… [跋祇 Vajji] … 拘利村 Koṭigāma… [跋祇] … 那陀村 Nāḍika (毘維処 Giṅjakāvasatha) … [跋祇] … **毘舍離国** (一樹下) … 菴婆婆梨園 Ambapālivana ⇔ 菴婆婆梨の家… [跋祇] … 竹林叢 Beluva-gāmaka ⇔ 毘沙陀耶婆羅門の家 (\*雨安居) … 遮婆羅塔 Cāpāla-cetiya… 香塔 (Kūṭāgāra=重閣講堂) … [跋祇] … 菴婆羅村 Ambagāma… [跋祇] … 瞻婆村 Jambugāma… 毘茶村 Bhaṇḍagāma… 婆梨婆村 Hatthigāma … **負弥城** (北の止戸舎婆林 Simsapāvana) … [末羅 Malla] … **波婆城** (闍頭園) ⇔ 淳陀の家 … 拘夷那竭城に至る道の一樹下…河…拘孫河 Kakutthā nadī…**拘尸城** (本生処末羅双樹間) … 灑連禪河 Hirañnavatī nadī…天冠寺 Makuṭabandhana (1)

(1) 本遊行ルートは [4-①]-01、[6-③]-01、[7-①]-01~04、[8-①]-01 を参照。

③ Rājagaha……Pāṭaligāma……Vesālī……Mithilā……Pāvā……Kusinārā

(01) 『根本有部律』 「薬事」 (大正 24 p.019 下) : [釈尊] **王舎城** (竹林精舎) … [摩揭陀] … **波吒離邑** (制多所) ⇔ 禹舎大臣の家… 弥伽河… [仏栗氏国] … 俱胝聚落 (勝林樹) … [仏栗氏国] … 那地迦聚落 (群氏迦堂) … [仏栗氏国] … **広嚴城** (菴羅林) ⇔ 菴婆波利夫人の家… [薛利支 (1)] … 竹林聚落 (北の昇提波樹林) … 無間聚落 (の一処) … 勝身城 Videha の人間… **弥替羅聚落** (莫訶提婆林) … 阿耨井処 Anomā nadī (2) … 牛苑聚落 … **彼城**… **梵婆城** (3) … **拘尸那国** (娑羅双樹 \*入涅槃地) (4)

(1) Skt. Vṛji の音写。

(2) 『国訳一切経』 律部 23 (p.113) の註 41

(3) 道中にて、入城はされていない。

(4) 『八尾』 pp.081~147、ならびに本遊行ルートは [4-①]-01、[6-②]-01、[7-①]-01~04、[8-①]-01 を参照。

④ Sāvattihī……Sāketa……Bārāṇasī……Vesālī……Rājagaha……Campā

(01) 『根本有部律』 「薬事」 (大正 24 p.005 中) : [阿帝耶医師] **室羅伐城** (\*世尊を罵倒し、波斯匿王に駆出されて) … **娑羅多城**… **波羅兜斯城**… **薛舎離城**… **王舎城**… **瞻波城**… 流泉池処 (\*死して無間地獄に墮す)

⑤ Verañjā……Saṅkassa……Kaṇṇakujja……Payāgapatiṭṭhāna……Bārāṇasī……Vesālī

(01) 『パーリ律』 「波羅夷 001」 (vol.III p.001) : [釈尊] **Verañjā** (Naḷerupucimandamūla \*雨安居) … **Soreyya**… **Saṅkassa**… **Kaṇṇakujja**… **Payāgapatiṭṭhāna**… **Gaṅgā nadī** 此岸…彼岸… **Bārāṇasī**… **Vesālī** (Mahāvana Kūṭāgārasālā) (1)

(1) 本遊行ルートは [3-⑦]-01、[3-⑧]-01 を参照。

⑥ Vesālī……Pāvā……Madhurā……Ālavī……Kosambī……Vesālī

〈01〉 『五分律』 「七百集法」 (大正 22 p.192 上) : [耶舍陀迦蘭陀子] **毘舍離** (獼猴水辺りの重閣講堂 \*十種の非法を犯した跋耆族の比丘らに、不見罪羯磨にかけられようとしたので、神足で立ち去って) …**波旬国**…**摩偷羅国**…**阿臘脾邑**…**阿呼山** Ahogaṅgā pabbata (\*長老の三浮陀に会い、十種の非法を訴え、同意を得て) …**拘舍弥城** (\*長老の離婆多に会い、同意を得て) …**毘舍離城** (毘羅耶女所施園 \*ヴェーサーリーの第二結集) (1)

(1) 耶舍陀迦蘭陀子 (Yasa Kākaṇḍakaputta) の本遊行ルートは [3-72]-01、[3-73]-01~02、[4-12]-01、[4-13]-01 を参照。

[7] 基準地を 7 点含む通商遊行ルート of データ

① Rājagaha … Pāṭaligāma … Vesālī … Vesālī … Bhoganagara … Pāvā … Kusinārā

〈01〉 白法祖訳 『仏般泥洹経』 (大正 01 p.160 中) : [釈尊] **王舎国** (鷄山 Gijjhakūṭa) …講堂… [摩竭国] …羅致聚…**巴隣聚** (樹下) …阿衛聚 (一樹下) …禹舎大臣の巖舎…江水 Gaṅgā nadī の此岸…彼岸…拘隣聚 Koṭigāma…喜豫国 Nādika (捷提樹下) …**棕園**…**維耶梨国**…菴婆波利女の家…竹芳聚 Beluva-gāmaka…**維耶梨国**…神樹下…醯連溪水辺りの樹下…大会堂… [華氏 Malla] …拘隣聚 (戸舎洹園) …捷梨聚 Bhaṇḍagāma…金聚 Jambugāma…授手聚 Hatthigāma…掩滿聚…喜豫聚…華氏聚…**夫延城** (北の樹下) …**波旬国** (禪頭園 (1)) ⇔ 淳陀の家…鳩對溪水 Kakutthā nadī…醯連溪 Hiraṇṇavatī nadī…**鳩夷那竭国** (鹽呵沙 Yamakasāla) …周黎波檀殿大講堂 Makuṭabandhana (2)

(1) 禪頭園は、大正藏經に「禪頭園」と校訂するも、宋・元・明の三本により「禪頭園」を採る。

(2) 本遊行ルートは [4-1]-01、[6-2]-01、[6-3]-01、[7-1]-02~04、[8-1]-01 を参照。

〈02〉 失訳 『般泥洹経』 (大正 01 p.176 上) : [釈尊] **王舎** (鷄山) …講堂…**王舎城**…**王園** Ambalaṭṭhikā…**巴連弗** (城外の神樹下) …阿衛聚 (一樹下) …**巴連弗** (城内の禹舎大臣家) …津渚の此岸…彼岸…拘利邑 (樹下) …喜豫邑 (河水辺りの捷祇樹下) …**維耶離国** (城外の奈氏園) ⇔ 菴婆波利の家…竹芳邑 (城北林樹下) (1) …衛沙聚…**維耶離** (獼猴館) …神地…講堂…拘利邑 (城北林樹下) …健持邑 (城北樹下) …掩滿邑…金邑…授手邑…華氏邑…善淨邑…**夫延邑** (城北樹下) …**波旬国** (城外の禪頭園) ⇔ 淳陀の家…拘夷邑へ向かう道中 (2) …**醯連河**の此岸…彼岸… (**拘尸那竭**) 蘇連双樹間…**漚荼地** (3)

(1) 「避雨時補繕衣畢」 (p.180b) とあるので、世尊最後の雨安居地である。

(2) ここで阿難が拘遺河 Kakutthā nadī へ水を取りに行く。

(3) 本遊行ルートは [4-1]-01、[6-2]-01、[6-3]-01、[7-1]-01、[7-1]-03~04、[8-1]-01 を参照。

〈03〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.102) : [釈尊] **Rājagha**…**Veṇuyaṣṭikā**…**Pāṭaligrāma**…**ka**…Gaṅgā 河の此岸 (=Gautamatīrtha) …彼岸…**Kuṭigrāmaka**…**Nādikā**…**Vaiśālī**…**Veṇugrāmaka** (\*雨安居) …**Vaiśālī**…**Kuṣṭhagrāmaka**…**Gaṇḍagrāmaka**…**Droṇagrāmaka**…**Śūrpagrāmaka**…**Āmragrāmaka**…**Jambugrāmaka**…**Hastigrāmaka**…**Bhoganagara**…**Pāpāgrāmaka**…**Kukustā** nadī (1) …**Hiraṇṇavatī** nadī…**Hiraṇṇavatī** nadī

と Kuśinagarī 間の道中…**Kuśinagarī**…**Makuṭabandhana caitya** (2)

(1) パーパー村 (Pāpāgrāmaka) とヒラニヤヴァティ河 (Hiraṇyavatī nadi) との間の道を外れ、一樹下で休憩された世尊は、阿難に「ククスター河 (Kukustā nadi) の水を汲んできてくれ。水を飲みたい」と告げられる。

(2) 本遊行ルートは [4-①]-01、[6-②]-01、[6-③]-01、[7-①]-01~04、[8-①]-01 を参照。

〈04〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.382 中) : [釈尊] **王舎城** (鷲峰山) … [摩揭陀国] …**波吒離邑** (制底処) ⇔ 禹舎大臣の家…**菴伽河**の此岸…彼岸…**小舎村** (北の升摂波林) …**販葦聚落** (村外の林) …**広巖城** (菴沒羅の林) ⇔ 菴婆波利の家…**竹林** (北の升摂波林 \*雨安居) …**広巖城** (重閣堂) …**取弓制底** (樹下) …**重患村** **Bhaṇḍagāma** (升摂波林) … 10 余の聚落…**受用城** (北林) …**波波邑** (折鹿迦林) …**俱多河** (1) …**金河**の此岸…彼岸…**拘尸那城** (娑羅双樹) …**繫冠制底** (2)

(1) 金河 (Hiraññavatī nadi) に至らない道中、俱多河 (Kakutthā nadi) で阿難に取水させる。

(2) 本遊行ルートは [4-①]-01、[6-②]-01、[6-③]-01、[7-①]-01~03、[8-①]-01 を参照。

[8] 基準地を 8 点含む通商遊行ルート of データ

① **Rājagaha**……**Nālandā**……**Pāṭaligāma**……**Vesālī**……**Vesālī**……**Bhoganagara**……**Pāvā**……**Kusinārā**

〈01〉*DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (大般涅槃經 vol. II p.072) : [釈尊] **Rājagaha**…**Ambalaṭṭhikā**…**Nālandā**…**Pāṭaligāma**…**Gaṅgā nadi**の此岸 (=Gotamatittha) …彼岸…**Koṭigāma**…**Nādika** 族の所…**Vesālī**…**Beluvagāmaka** (\*雨安居) …**Vesālī**…**Bhaṇḍagāma**…**Hatthigāma**…**Ambagāma**…**Jambugāma**…**Bhoganagara**…**Pāvā**…**Kakutthā nadi**にほど近き道の傍らの一樹下 (1) …**Kakutthā nadi**…**Hiraññavatī nadi**の此岸…彼岸…**Kusinārā**…**Makuṭabandhana**…**会議堂** (2)

(1) ここで世尊が阿難に「水を汲んでくるように」と告げられる。

(2) 本遊行ルートは [4-①]-01、[6-②]-01、[6-③]-01、[7-①]-01~04 を参照。

② **Pāṭaliputta**……**Lumbinī**……**Kapilavatthu**……**Bārāṇasī**……**Saṅkassa**……**Kusinārā**…**Sāvattihī**……**Pāṭaliputta**

【参考データ】 **Pāṭaliputta**……**Lumbinī**……**Kapilavatthu**……**Bārāṇasī**……**Saṅkassa**……**Kusinārā**……**Sāvattihī**……**Pāṭaliputta**

〈01〉『雑阿含』604 (大正 02 p.161 中) : [阿育王、優波崛比丘] 【予言】**巴連弗邑** (\*阿育王が随伴比丘として優波崛を伴い、仏址を辿って) …**隆頻林**…**城裏**…**天寺**…**菩薩の学堂** etc …**道樹下**…**波羅奈国** (仙人園鹿野苑) … (摩竭提国) (1) … (僧迦尸) (2) …**鳩尸那竭国**…**舍衛国** (祇樹給孤独園) … (巴連弗邑) (3)

(1) 本文中に「如来度優樓頻螺迦葉等仙人…如来為瓶沙王說法」とあるので、摩竭提国の鬱毘羅 (Uruvelā) や伽耶山 (Gayāsīsa)、王舎城と推定されるが、一々の地名は挙げなかった。

(2) 本文中に「如来至天上為母說法…下於人間」とあるので、僧迦尸 (Saṅkassa) と推定。

(4) 到着地を巴連弗邑と推定。本遊行ルートは、*Divyāvadāna* p.389、『平岡』下 p.117

以下参照。

[9] 基準地を 14 点含む通商遊行ルート of データ

- ① Godhāvarī……Patiṭṭhāna……Māhissati……Ujjenī……Vedisa……Kosambī……Sāketa  
……Sāvattthī……Kapilavatthu……Kusinārā……Pāvā……Bhoganagara……Vesālī……  
Rājagaha

〈01〉 *Suttanipāta 005-001* (p.190) : [バーヴァリン婆羅門の 16 人の弟子] **Godhāvarī**  
河 (\*バーヴァリン婆羅門の命を受け、世尊のもとへ派遣されて) …**Patiṭṭhāna**…**Māhissati**…  
**Ujjenī**…Gonaddha…**Vedisa**…Vanasa…**Kosambī**…**Sāketa**…**Sāvattthī**…Setavya…  
**Kapilavatthu**…**Kusinārā**…**Pāvā**…**Bhoganagara**…**Vesālī**…**Rājagaha** (\*世尊を拜謁し、  
教えを受けた後、再び戻る)

[10] 基準地を含まない通商遊行ルート of データ

- ① Aciravatī nadi……Anupiyā……Vajji

〈01〉 『中阿含』 112 「阿奴波経」 (大正 01 p.600 中) : [釈尊] 跋耆瘦…阿奴波 Anupiyā (1)  
…阿夷羅和帝河 Aciravatī nadi

(1) 本文中に阿奴波 (Anupiyā) が跋耆 (Vajji) の都邑とするが、パーリ文献ではマッラ  
(Malla) に属する。

- ② Aṅga……Assapura

〈01〉 『中阿含』 182 「馬邑経」 卷上 (大正 01 p.724 下) : [釈尊] 鶡騎国 Aṅga…馬邑  
Assapura (馬林寺)

〈02〉 『中阿含』 183 「馬邑経」 卷下 (大正 01 p.725 下) : [釈尊] 鶡騎国…馬邑 (馬林寺)

- ③ Aṅguttarāpa……陀婆闍梨迦林

〈01〉 『雜阿含』 1077 (大正 02 p.280 下) : [釈尊] 央瞿多羅国 Aṅguttarāpa…陀婆闍梨  
迦林

- ④ Anupiyā……Bhaggavagotta の僧園

〈01〉 *DN.024 Pātika-s.* (波梨経 vol.III p.001) : [釈尊] Malla・Anupiyā…Bhaggava-  
gotta の僧園

〈02〉 『長阿含』 015 「阿毘夷経」 (大正 01 p.066 上) : [釈尊] 冥寧国 (1) ・阿奴夷土  
Anupiyā…房伽婆梵志の園觀

(1) 冥寧は Maineya の音写と推定され、マッラ族の一支族である Maineya 族の住む地域を  
いう。辛島静志「『阿含経』現代語訳第 14 『阿毘夷経』」 (『月刊アーガマ』通巻 60  
号、阿含宗出版局、1985) p.085 註 (1)

- ⑤ Avanti……Macchikāsaṅḍa

〈01〉 *SN.041-003* (vol.IV p.285) : [イシダッタという若い比丘] Avanti…Mac-  
chikāsaṅḍa (Ambāṭakavana \*長老比丘たちとチッタ居士の住居を訪れたとき、居士から質問さ

れるが、長老比丘たちが答えられずにいるので、手際よく答える)

⑥ Beluva……Vaggumudā nadi

- 〈01〉『根本有部律』「波羅市迦 004」(大正 23 p.668 下) : [500 人の漁師] 勝慧河 Vaggumudā nadi の漁師村 (\*世尊と出会い教えを聞き、出家して) …竹林聚落 Beluvagāma (北の升楨波林 Siṃsapāvana \*飢饉で乞食も得難かったので、自分たちの眷族のいる漁師村へ) ⇒勝慧河 (\*草庵で雨安居をむかえ、終えた後に、再び世尊のもとへ戻る)

⑦ Beluva……Vajji

- 〈01〉『根本有部律』「波羅市迦 004」(大正 23 p.675 上) : [比丘] 竹林聚落 (北の升楨波林 \*飢饉で乞食も得難かったので、世尊の指示にしたがい親友を頼って、毘舍離の近郊の聚落へ) ⇒仏栗氏・聚落 (\*雨安居を終えた後、再び世尊のもとへ戻る)

⑧ Beluva……沙羅提国

- 〈01〉白法祖訳『仏般泥洹經』(大正 01 p.164 中) : [比丘] 竹芳聚 (\*飢饉であったので、世尊の指示により、沙羅提国へ) …沙羅提国

⑨ Bhagga……Kammāsadamma

- 〈01〉『中阿含』169「拘楼瘦無諍經」(大正 01 p.701 中) : [釈尊] 婆奇瘦 Bhagga…劍磨瑟曇 Kammāsadamma (1)

(1) 本文中に「拘楼 (Kuru) の都邑」とある。

⑩ Bhagga……Suṃsumāragira

- 〈01〉『中阿含』087「穢品經」(大正 01 p.566 上) : [釈尊] 婆奇瘦…鼉山 Suṃsumāragira (怖林 Bhesakalāvana の鹿野園)  
〈02〉『十誦律』「雜法」(大正 23 p.271 下) : [釈尊] 波伽国 Bhagga…失守羅 (毘師藍 蜜伽藍 Bhesakalāvana) …菩提王子の家 (鳩摩羅新堂)

⑪ Bhiruka……Roruka

- 〈01〉『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正 23 p.880 中) : [除患大臣] 勝音城 Roruka (1) (\*王位を継いだ頂髻王が悪大臣を重用し、斥けられたので、船に珍宝を満載し、立ち去って) …除患城 Bhiruka (\*城を築いて、その名を「除患城 Bhirukaccha」とする) (2)

(1) 勝音城は、*DN.019 Mahā govinda-s.* (大典尊經 vol. II p.220) によれば、ソーヴィーラ (Sovira) 国の首府。

(2) 本遊行ルートは *Divyāvādāna* p.575、『平岡』下 pp.502~3 参照。

⑫ Caṇḍalakappa……Kosala

- 〈01〉*MN.100 Saṅgārava-s.* (傷歌邏經 vol. II p.209) : [釈尊] Kosala…Caṇḍalakappa (Todeyya-ambavana)

⑬ Daṇḍakappaka-nigama……Kosala

- 〈01〉*AN.006-006-062* (vol. III p.402) : [釈尊] Kosala…Daṇḍakappaka-nigama (一樹下)

⑭ Gaṅgā……Ukkacelā

- 〈01〉『中阿含』076「郁伽支羅經」(大正 01 p.543 下) : [釈尊] 郁伽支羅 Ukkacelā…恒河岸辺

⑮ Gosīṅgasālavanadāya……Vajji

〈01〉 『中阿含』 184 「牛角娑羅林經」 卷上 (大正 01 p.726 下) : [釈尊] 跋耆瘦…牛角娑羅林 *Gosiṅgasālanadāya* (1)

(1) 牛角娑羅林は、対応經の *MN.031 Cūḷagosiṅga-s.* (牛角林小經 vol. I p.205) によれば、ナーディカ (*Nādika*) のギンジャカーヴァサタ (*Giṅjakāvāsatha*) 付近にある。

16 *Hiruka*……*Roruka*

〈01〉 『根本有部律』 「波逸底迦 082」 (大正 23 p.880 中) : [利益大臣] 勝音城 *Roruka* (1) (\* 王位を継いだ頂髻王が悪大臣を重用し、斥けられたので、船に珍宝を満載し、立ち去って) …利益城 (\*城を築いて、その名を「利益城 (*Hiruka*)」とする)

(1) 上記⑩ 〈01〉 の註 (1) 参照。

17 *Ichhānaṅgala*……*Kosala*

〈01〉 *DN.003 Ambaṭṭha-s.* (阿摩昼經 vol. I p.087) : [釈尊] *Kosala*…*Ichhānaṅgala brāhmaṇagāma* (*Ichhānaṅgala-vanaśaṇḍa*) …*Ukkaṭṭhā* (*Pokkharasādi* の居宅)

〈02〉 『長阿含』 020 「阿摩昼經」 (大正 01 p.082 上) : [釈尊] 俱薩羅国…伊車能伽羅婆羅門村 (伊車林) …郁伽羅村

〈03〉 『長阿含』 026 「三明經」 (大正 01 p.104 下) : [釈尊] 俱薩羅国…伊車能伽羅婆羅門村 (伊車林)

〈04〉 『雜阿含』 1250 (大正 02 p.343 中) : [釈尊] 拘薩羅…一奢能伽羅聚落 (一奢能伽羅の林)

〈05〉 『雜阿含』 1251 (大正 02 p.344 上) : [釈尊] 拘薩羅…那楞伽羅聚落

〈06〉 *AN.005-003-030* (vol. III p.030) : [釈尊] *Kosala*…*Ichhānaṅgala brāhmaṇagāma* (*Ichhānaṅgala-vanaśaṇḍa*)

〈07〉 *AN.006-004-042* (vol. III p.341) : [釈尊] *Kosala*…*Ichhānaṅgala brāhmaṇagāma* (*Ichhānaṅgala-vanaśaṇḍa*)

〈08〉 *AN.008-009-086* (vol. IV p.340) : [釈尊] *Kosala*…*Ichhānaṅgala brāhmaṇagāma* (*Ichhānaṅgala-vanaśaṇḍa*)

〈09〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.378 中) : [釈尊] 憍薩羅国…欲犁聚落 (園林)

18 *Kakkarapatta nigama*……*Kāsi*

【参考データ】 *Kakkarapatta nigama*……*Kāsi*

〈01〉 *AN.008-006-054* (vol. IV p.281) : [物流ルート] *Kāsi*…*Koliyā*・*Kakkarapatta nigama* (\*カーシ産の栴檀 *Kāsika-candana*)

19 *Kalandagāma*……*Kalandagāma*

〈01〉 『根本有部律』 「波羅市迦 001」 (大正 23 p.628 上) : [須提那] 仏栗氏国・羯闍鐸迦村 *Kalanda-gāma* (\*出家して比丘となり、人間を遊行して) …他方 (\*飢饉で食が得難かったため、再び村に戻って) …迦蘭陀村 (付近の阿練若 \*小さな房に住し、もとの妻と不浄を犯し、世尊のもとを訪れて、告白する)

20 *Kallavālamutta-gāma*……*Suṃsumāragira*

【参考データ】 *Kallavālamutta-gāma*……*Suṃsumāragira*

〈01〉 『中阿含』 083 「長老上尊睡眠經」 (大正 01 p.559 中) : [釈尊] 婆耆瘦・鼈山 (怖林鹿野園) …摩竭国・善知識村 *Kallavāla-gāma* (1)

【2】原始仏教聖典に記された通商・遊行ルートの「基礎データ」

(1) 目連が摩竭提国の善知識村にいて、思惟して居眠りすると、釈尊はそれを天眼で知られて彼のもとに現われ、教えを説かれるというストーリーである。

〈02〉 AN.007-006-058 (vol.IV p.085) : [釈尊] Bhagga・Suṃsumāragira (Bhesakalāvana の鹿野園) …Magadha・Kallavālamutta-gāma (1)

(1) 上記【参考データ】〈01〉の註(1)と同じ。

㉑ Kammāsadamma……Kuru

〈01〉 『根本有部律』 「菜事」 (大正 24 p.031 中) : [釈尊] 俱盧数 Kuru…調伏縑色 Kammāsadamma (1)

(1) 本文中に「世尊遊行俱盧数人間至調伏縑色王城」とある。『八尾』 p.149

㉒ Kāsi……Kiṭāgiri

〈01〉 MN.070 Kiṭāgirri-s. (枳咤山邑経 vol. I p.473) : [釈尊] Kāsi…Kiṭāgiri

〈02〉 『中阿含』 195 「阿湿貝経」 (大正 01 p.749 下) : [釈尊] 迦尸国…一処…迦羅頼 Kiṭāgiri (北村の尸椽和林 Simsapāvana)

〈03〉 『四分律』 「房舎捷度」 (大正 22 p.943 中) : [釈尊] 迦尸国…羈連

〈04〉 『五分律』 「僧残 013」 (大正 22 p.021 下) : [500 人の比丘] 迦夷国…吉羅邑 (\*迦尸国からやって来て、乞食しても食を得られず、空鉢のまま去る)

㉓ Kāsi……Nādika

【参考データ】 Kāsi……Nādika

〈01〉 AN.006-006-059 (vol.III p.391) : [物流ルート] Kāsi…Nādika (Giṅjakāvasatha \*カーシ産の梅檀 Kāsika-candana)

㉔ Kāsi……Nālā

【参考データ】 Kāsi……Nālā

〈01〉 Therigāthā (p.151) : [物流ルート] Kāsi…Nālā (\*カーシ産の衣服 Kāsika-vattha)

㉕ Kāsi……Macchikāsaṇḍa

〈01〉 『パーリ律』 「羯磨捷度」 (vol.II p.015) : [舍利弗、目連、マハーカッチャーナ、マハーコッティタ、マハーカッピナ、マハーチュンダ、阿那律、レーヴァタ、ウパーリ、阿難、ラーフラ] Kāsi (\*遊行して) …Macchikāsaṇḍa (\*チッタ居士から食事に招待される)

〈02〉 『四分律』 「呵責捷度」 (大正 22 p.892 上) : [舍利弗と目連と 500 人の比丘] 伽尸国 (\*500 人の比丘らと共に、人間を遊行して) …(磨叉止陀聚落 Macchikāsaṇḍa) 阿摩梨園 Ambālavana, Ambātakavana (\*質多居士から翌日の食事の招待を受ける)

〈03〉 『十誦律』 「般茶盧伽法」 (大正 23 p.224 中) : [優波斯那と 500 人の比丘] 迦尸国 (\*500 人の比丘らと共に遊行して) …磨叉止陀聚落 (菴羅林 Ambālavana, Ambātakavana の僧房 \*質多居士から食事の招待を受ける)

㉖ Kāsi……Veḷudvāra-brāhmaṇagāma

【参考データ】 Kāsi……Veḷudvāra-brāhmaṇagāma

〈01〉 SN.055-007 (vol.V p.352) : [物流ルート] Kāsi…Kosala・Veḷudvāra-brāhmaṇagāma (\*カーシ産の梅檀 Kāsika-candana)

㉗ Kāsi……迦羅山

〈01〉 『十誦律』 「臥具法」 (大正 23 p.247 中) : [釈尊] 迦尸国…迦羅山

28 Kasmīra……Rohitaka

〈01〉 『根本有部律』 「菓事」 (大正 24 p.039 中) : [象力菓叉の使者] 盧醯德迦城<sup>(1)</sup>  
 (\* 屈底迦菓叉という象力の親友に果実を送るよう依頼するため、使者として派遣されて) …迦  
 湿弥羅国<sup>(2)</sup>

(1) Skt. Rohitaka. 『八尾』 p.227

(2) Skt. Kāsmīra. 『八尾』 同上頁

29 Kesaputta-nigama……Kosala

〈01〉 AN.003-007-065 (vol. I p.188) : [釈尊] Kosala…Kesaputta-nigama<sup>(1)</sup>

(1) カーラーマ Kālāma 族の町。

30 Khānumata-brāhmaṇagāma……Kosala

〈01〉 『長阿含』 023 「究羅檀頭經」 (大正 01 p.096 下) : [釈尊] 俱薩羅国…佉菟婆堤  
 村 (尸舍婆林)

31 Khānumata-brāhmaṇagāma……Magadha

〈01〉 DN.005 *Kūṭadanta-s.* (究羅檀頭經 vol. I p.127) : [釈尊] Magadha…Khānumata-  
 brāhmaṇagāma (Ambalaṭṭhikā)

32 Kiṭāgiri……Kosala

〈01〉 『五分律』 「臥具法」 (大正 22 p.168 下) : [釈尊] 拘薩羅国…訖羅訖列邑

33 Koliyā, Koḷiyā……Rohiṇī……Sākiyā

〈01〉 *Theragāthā* (p.056) : [釈尊] Sākiya 族…Rohiṇī 河<sup>(1)</sup> …Koḷiya 族

(1) 「西に向かってローヒニー河を渡られる (pacchāmukhaṃ Rohiṇiṃ tarantaṃ)」とあ  
 るから、世尊がコーリヤ国から釈迦国へ向けて遊行されていることになる。

34 Koliyā, Koḷiyā……Sāpūga

〈01〉 『雜阿含』 565 (大正 02 p.148 下) : [釈尊] 橋池 Koliyā…婆頭聚落 Sāpūga (北の身  
 怨林 Siṃsapāvana)

35 Kosala……浮梨聚落

〈01〉 『雜阿含』 1181 (大正 02 p.319 中) : [釈尊] 拘薩羅…浮梨聚落<sup>(1)</sup> (天敬婆羅門の  
 菴羅園)

(1) 浮梨聚落がブリ族 Buli の聚落であれば、アッラカッパ Allakappa となるが。『赤沼』  
 ‘Buli’ p.108

〈02〉 『別訳雜阿含』 095 (大正 02 p.407 中) : [釈尊] 拘薩羅…天敬婆羅門聚落<sup>(1)</sup>

(1) 天敬婆羅門聚落は対応經の上記『雜阿含』 1181 によれば、浮梨聚落とする。『赤沼』  
 ‘Devahita’ p. 157

36 Kosala……Magadha

【参考データ】 Kosala……Magadha

〈01〉 SN.009-004 (vol. I p.199) : [比丘] 【話題】 Kosala (ある密林 aññantara vanasaṅḍa \*3 カ  
 月の雨安居を終え、遊行に出かけた後で、神々が悲しんで、比丘たちの遊行先となる国名を唱える)  
 …Magadha

〈02〉 『雜阿含』 1331 (大正 02 p.367 下) : [比丘] 【話題】 拘薩羅国 (\*人間を遊行して) …ある  
 林 (\*雨安居を終えると、天神が別れを惜しんで、遊行先となる国名を唱える) …摩伽陀

〈03〉『別訳雑阿含』351 (大正 02 p.489 中) : [比丘] 【話題】俱薩羅国<sup>(1)</sup> (竹林 \*雨安居を過ぎた後、比丘らが自恣を終えて、各地へ遊行に出かけようとする、天神が悲しんで、遊行先の国名を唱える) …摩竭提

(1) 大正藏經には「俱薩羅園」とあるが、俱薩羅国と訂正。

〈04〉『根本有部律』「波逸底迦 082」 (大正 23 p.872 下) : [薩羅陀夫人] 【話題】摩揭陀国 (\*生まれて、嫁いで) …室羅伐城 (\*波斯匿王の王妃となる) <sup>(1)</sup>

(1) 末利夫人に「摩竭提国の生まれであり、舍利弗も同じ出身である」と、自分の出身地を語る。

③7 Kosala……Kosala

【参考データ】Kosala……Kosala

〈01〉SN.009-004 (vol. I p.199) : [比丘] 【話題】Kosala (ある密林 aññantara vanasaṇḍa \*3カ月の雨安居を終え、遊行に出かけた後で、神々が悲しんで、比丘たちの遊行地である国名を唱える) …Kosala

〈02〉『雑阿含』1331 (大正 02 p.367 下) : [比丘] 【話題】拘薩羅国 (\*人間を遊行して) …ある林 (\*雨安居を終えると、天神が別れを惜しんで、遊行地の国名を唱える) …拘薩羅

③8 Kosala……Manasākāṭa-brāhmaṇagāma

〈01〉DN.013 Tevijja-s. (三明經 vol. I p.235) : [釈尊] Kosala…Manasākāṭa-brāhmaṇagāma (Aciravatī nadi 辺りの Ambavana)

③9 Kosala……Nagaravinda

〈01〉MN.150 Nagaravindeyya-s. (頻頭城經 vol. III p.290) : [釈尊] Kosala…Nagaravinda

〈02〉『雑阿含』280 (大正 02 p.076 下) : [釈尊] 拘薩羅国…頻頭城 (北の申恕林)

④0 Kosala……Naḷakapāna

〈01〉AN.010-007-067 (vol. V p.122) : [釈尊] Kosala…Naḷakapāna (Palāsavana)

④1 Kosala……Nālandā

〈01〉SN.042-009 (vol. IV p.322) : [釈尊] Kosala…Nālandā (Pāvārikambavana)

④2 Kosala……Opasāda brāhmaṇagāma

〈01〉MN.095 Caṅkī-s. (商伽經 vol. II p.164) : [釈尊] Kosala…Opasāda brāhmaṇagāma (Devavana sālavana)

④3 Kosala……Pañcasālā brāhmaṇagāma

〈01〉『中阿含』088「求法經」 (大正 01 p.569 下) : [釈尊] 拘娑羅…五娑羅村 Pañcasālā brāhmaṇagāma (北の尸提和林)

④4 Kosala……Sālā-brāhmaṇagāma

〈01〉MN.041 Sāleyyaka-s. (薩羅村婆羅門經 vol. I p.285) : [釈尊] Kosala…Sālā-brāhmaṇagāma

〈02〉MN.060 Apaṇṇaka-s. (無戲論經 vol. I p.400) : [釈尊] Kosala…Sālā-brāhmaṇagāma

〈03〉『雑阿含』053 (大正 02 p.012 下) : [釈尊] 拘薩羅国…薩羅聚落 (北の申恕林)

④5 Kosala……Sālavatikā

- 〈01〉 *DN.012 Lohicca-s.* (露遮経 vol. I p.224) : [釈尊] Kosala…Sālavatikā  
 〈02〉 『長阿含』 029 「露遮経」 (大正 01 p.112 下) : [釈尊] 拘薩羅…娑羅婆提 (1) 娑羅門村 (北の尸舎婆林)

(1) 大正蔵経には「娑羅婆提」とあるが、娑羅婆提と訂正。

④6 Kosala……Sedaka

- 〈01〉 『雑阿含』 619 (大正 02 p.173 中) : [釈尊] 拘薩羅…私伽陀聚落 Sedaka, Setaka (1) (北の身恕林)

(1) 私伽陀は対応経の *SN.047-019* (vol.V p.168) のほか、*SN.046-030* (vol.V p.089)、*SN.047-020* (vol.V p.169) によれば、スンバ国 (Sumbha) の聚落である。『モノグラフ』第 15 号「その他国篇」【補註 15】「Sumbha (スンバ国)」p.655

④7 Kosala……Setavya

- 〈01〉 *DN.023 Pāyāsi-s.* (弊宿経 vol. II p.316) : [クマーラ・カッサパと 500 人の比丘] Kosala (\*500 人の比丘たちと共に遊行して) …Setavya-nagara (Siṃsapāvana \*パーヤーシという王族に教えを説くと、三宝に帰依して優婆塞となる)  
 〈02〉 『長阿含』 007 「弊宿経」 (大正 01 p.042 中) : [鳩摩羅迦葉と 500 人の比丘] 拘薩羅国 (\*500 人の比丘らと共に遊行して) …斯波醯婆羅門村 Setavya (北の尸舎婆林 \*弊宿婆羅門に教えを説くと、帰依して優婆塞となる)  
 〈03〉 『中阿含』 071 「蜚肆経」 (大正 01 p.525 上) : [鳩摩羅迦葉] 拘薩羅国 (\*比丘らと共に遊行して) …斯和提村 (北の尸摂和林 \*弊宿王を教化する)  
 〈04〉 『別訳雑阿含』 267 (大正 02 p.467 上) : [釈尊] 僑薩羅国…沙林聚落 (一樹下)  
 〈05〉 『四分律』 「雜犍度」 (大正 22 p.958 上) : [釈尊] 拘薩羅国…都子婆羅門村  
 〈06〉 『五分律』 「雜法」 (大正 22 p.172 上) : [釈尊] 拘薩羅国…都夷婆羅門聚落

④8 Kosala……Sundarikā nadi

- 〈01〉 『雑阿含』 1184 (大正 02 p.320 中) : [釈尊] 拘薩羅…孫陀利河  
 〈02〉 『雑阿含』 1185 (大正 02 p.321 上) : [釈尊] 拘薩羅…孫陀利河  
 〈03〉 『別訳雑阿含』 098 (大正 02 p.408 中) : [釈尊] 拘薩羅国…孫陀利河  
 〈04〉 『別訳雑阿含』 099 (大正 02 p.408 下) : [釈尊] 拘薩羅国…孫陀利河

④9 Kosala……Vajji

【参考データ】 Kosala……Vajji

- 〈01〉 *SN.009-004* (vol. I p.199) : [比丘] 【話題】 Kosala (ある密林 aññantara vanasaṅḍa \*3 カ月の雨安居を終え、遊行に出かけた後で、神々が悲しんで、比丘たちの遊行地である地域名を唱える) …Vajji-bhūmi  
 〈02〉 『雑阿含』 1331 (大正 02 p.367 下) : [比丘] 【話題】 拘薩羅国 (\*人間を遊行して) …ある林 (\*雨安居を終えると、天神が別れを惜しんで、遊行先の地域名を唱える) …金剛地  
 〈03〉 『別訳雑阿含』 351 (大正 02 p.489 中) : [比丘] 【話題】 俱薩羅国 (1) (竹林 \*雨安居を過ぎた後、比丘らが自恣を終えて、各地へ遊行に出かけようとする、天神が悲しんで、遊行先の地域名を唱える) …跋耆

(1) 大正蔵経には「俱薩羅園」とあるが、俱薩羅国と訂正。

⑤0 Kosala……Veludvāra brāhmaṇagāma

- 〈01〉 *SN.055-007* (vol.V p.352) : [釈尊] Kosala…Veludvāra brāhmaṇagāma
- 〈02〉 『雑阿含』 1042 (大正 02 p.272 下) : [釈尊] 拘薩羅国…鞞羅磨聚落 (北の身恕林)
- 〈03〉 『雑阿含』 1043 (大正 02 p.273 上) : [釈尊] 拘薩羅国…鞞羅磨聚落 (北の身恕林)
- 〈04〉 『雑阿含』 1044 (大正 02 p.273 中) : [釈尊] 拘薩羅国…鞞紐多羅聚落 (北の身恕林)
- 51 Kosala…Venāgapura-brāhmaṇagāma
- 〈01〉 *AN.003-007-063* (vol.I p.180) : [釈尊] Kosala…Venāgapura-brāhmaṇagāma
- 52 Kosala…Ukkaṭṭhā と Setavya の中間
- 〈01〉 『雑阿含』 101 (大正 02 p.028 上) : [釈尊] 拘薩羅…有從迦帝聚落 Ukkaṭṭhā と墮鳩羅聚落 Setavya の中間 (一樹下)
- 53 Kosala…黒闍河
- 〈01〉 『四分律』 「受戒毘度」 (大正 22 p.811 下) : [比丘] 拘薩羅国 (\*比丘らが道を行き) …黒闍河 (\*一人の比丘が「在家時代に比丘尼を犯した」と告白する)
- 〈02〉 『五分律』 「受戒法」 (大正 22 p.117 中) : [釈尊] 拘薩羅国…黒闍河辺り (娑羅林) (1)
- (1) 一人の比丘が世尊に「比丘尼を犯した場所である」と告白する。
- 54 Kosala…波利国
- 〈01〉 『五分律』 「衣法」 (大正 22 p.140 中) : [商人] 波利国 (\*欽婆羅衣を携えて) …拘舍羅 (\*欽婆羅衣を僧伽に布施する)
- 55 Laṭṭhivana…Magadha
- 〈01〉 『雑阿含』 1074 (大正 02 p.279 上) : [釈尊] 摩竭提国…杖林 (善建立支提) (1)
- (1) 頻婆娑羅王が成道後の世尊と 1,000 人の比丘を杖林で迎える。
- 〈02〉 『別訳雑阿含』 013 (大正 02 p.377 上) : [釈尊] 摩竭提国…祠祀林 (善住天寺) (1)
- (1) 上記 〈01〉 の註 (1) に同じ。
- 56 Magadha…Mātulā
- 〈01〉 『長阿含』 006 「転輪聖王修行経」 (大正 01 p.039 上) : [釈尊] 摩羅醯搜…摩楼国 (1)
- (1) 摩楼国は対応経 *DN.026 Cakkavattisihanāda-s.* (転輪聖王師子吼経 vol.III p.058) によれば、マガダ (Magadha) のマートゥラー (Mātulā) とあり、同註釈書 *DN. A.* (vol.III p.845) に、Mātulāyan ti evaṃnāmake nagare とあるので、その規模を示す属性は「都市 (nagara)」である。
- 57 Magadha…Nādika
- 〈01〉 『四分律』 「房舎毘度」 (大正 22 p.943 上) : [釈尊] 摩竭提…那梨 (の林)
- 58 Magadha…Nālandā
- 〈01〉 『雑阿含』 914 (大正 02 p.230 中) : [釈尊] 摩竭提国…那羅聚落 (好衣菴羅園)
- 〈02〉 『別訳雑阿含』 129 (大正 02 p.423 中) : [釈尊] 摩竭提国…那羅健陀城 (壳豊園林)
- 59 Malla…Thūṇa brāhmaṇagāma
- 〈01〉 *Udāna 007-009* (p.078) : [釈尊] Malla…Thūṇa brāhmaṇagāma (1)
- (1) Thūṇa は本文中に Mallānaṃ brāhmaṇagāmo とあるように、マッラ族の婆羅門村であつ

て、後節【7】で述べる西方の辺国「トゥーナ (Thūṇa)」とは異なる。

60 Malla……Uruvelakappa

〈01〉『雑阿含』913 (大正02 p.229下) : [釈尊] 末羅族…鬱鞞羅住処 Uruvelakappa (鸚鵡閻浮林) (1)

(1) 相応経の AN.009-004-041 (vol.IV p.438) の仏在処・説処には、「あるとき世尊はマッラのウルヴェーラカッパというマッラ族の町に住された (Mallesu viharati Uruvelakappaṃ nāma Mallānaṃ nigamo)」とある。

〈02〉『別訳雑阿含』128 (大正02 p.422下) : [釈尊] 末牢村邑…優樓頻螺聚落 (鸚鵡閻無果林) (1)

(1) 上記〈01〉の註(1)参照。

61 Nālā……Nerañjarā nadi

〈01〉 Therīgāthā (p.151) : [ウパカ獵師] Nālā (1) (\*出家することを思い立ち、妻を説得して)…Nerañjarā nadi (\*世尊から八正道の教えを聞く)

(1) Nālā は註釈書 Therīgāthā-aṭṭhakathā (p.225) によれば、「彼 [即ちウパカ (Upaka)] の生まれた村 (tassa jātagāmo)」とあり、その規模を示す属性は「村 (gāma)」である。なおこの村は同書によると「マガダ国の菩提道場に近い場所 (Magadha-raṭṭhe bodhimaṇḍassa āsannapadese)」とする。

62 Rohitaka……Kasmīra……Rohitaka

〈01〉『根本有部律』「薬事」(大正24 p.039下) : [釈尊] 盧醯德迦城 (1) …青林 (=多摩娑林 Tamasāvana) …積集聚落…泥徳勒迦聚落…信度河…仙人住処 (=杖灌仙人の住処) …阿鉢羅竜王 Apalāla-nāgarāja の宮…迦濕弥羅国境 Kāsmīra-maṇḍala を眺めて…足爐聚落…捷陀聚落…稻穀樓閣城…乃理逸多城…緑莎城…護積城…増喜城…軍底城…渴樹羅聚落…盧醯德迦城 (2)

(1) Skt. Rohitaka

(2) 本遊行ルートは『八尾』p.228以下参照。

63 Sāmagāma……Vajji

〈01〉『中阿含』196「周那経」(大正01 p.752下) : [釈尊] 跋耆…舍弥村 Sāmagāma (1)

(1) 舍弥村は対応経 MN.104 Sāmagāma-s. (舍弥村経 vol. II p.243) では、釈迦国のサーマ村 (Sāmagāma) とする。『赤沼』‘Sāmagāma’ p.571

64 Suṃsumāragira……Ceti……Suṃsumāragira

【参考データ】 Suṃsumāragira……Ceti……Suṃsumāragira

〈01〉『中阿含』074「八念経」(大正01 p.540下) : [釈尊] 婆奇瘦 Bhagga・鼈山 Suṃsumāragira (怖林 Bhesakalāvana の鹿野園) …枝提瘦・水渚林…婆奇瘦・鼈山 (怖林の鹿野園) (1)

(1) 阿那律が支提国の水渚林にいて、八大人覺を思惟していたとき、釈尊は彼の心を他心智で知られて出現し、教えを説かれた後、再び戻られるというストーリーである。

〈02〉 AN.008-003-030 (vol.IV p.228) : [釈尊] Bhagga・Suṃsumāragira (Bhesakalāvana の鹿野園) ⇔ Ceti・Pācīnavamsadāya (1)

(1) 本文に「世尊がバग्ガ (Bhagga) 国のスンスマーラギラ (Suṃsumāragira) のベーサカラ林 (Bhesakalāvana) 鹿野園を没して (antarahito)、チェーティ (Ceti) 国のパーチーナヴァンサ林 (Pācīnavamsadāya) にいるアヌルッダの面前に現われる (sam-mukhe pāturahosi)」とあるので、参考データにとどめる。

⑥5 Sūṣumāragira……Vajji

〈01〉 『四分律』 「衣撻度」 (大正 22 p.857 中) : [釈尊] 跋耆国…失守摩羅山 (恐畏林の鹿野苑)